

うるま市地域防災計画



令和6年3月

うるま市防災会議



第1編 共通編

第1章 総則	1
第1節 目的.....	1
第2節 用語.....	2
第3節 うるま市の概況	7
第4節 市において想定される災害.....	13
第5節 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱.....	53
第6節 市民等の責務.....	59
第2章 基本方針	61
第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方	61
第2節 防災対策の基本方針	62
第3節 市の地域特性等を考慮した重要事項.....	63
第4節 他の計画との関係.....	65
第5節 防災計画の修正	65
第6節 防災計画の周知徹底	65
第3章 災害予防計画	66
第1節 災害予防計画の基本方針等.....	66
第2節 災害に強いまちづくり	68
第3節 災害に強い人づくり	96
第4節 災害応急対策活動の準備	106
第5節 避難体制等の整備.....	130
第6節 島しょ地域の防災体制の強化	138
第7節 道路事故災害予防.....	139
第8節 海上災害予防計画.....	140

第2編 地震・津波編

第1章 災害応急対策計画	141
第1節 組織計画.....	141
第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画	158
第3節 災害通信計画.....	165
第4節 災害状況等の収集・伝達計画	169
第5節 災害広報計画.....	174
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	176
第7節 広域応援要請計画.....	184
第8節 避難計画.....	186
第9節 観光客等対策計画.....	198
第10節 避難行動要支援者対策計画.....	200
第11節 消防活動計画.....	201
第12節 救出計画.....	202
第13節 医療救護計画.....	204
第14節 交通輸送計画.....	209
第15節 治安警備計画.....	218
第16節 災害救助法適用計画	220
第17節 給水計画.....	222
第18節 食料供給計画.....	224
第19節 生活必需品供給計画	226
第20節 救援物資及び義援金の受入れ・配分計画.....	228
第21節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画.....	230
第22節 行方不明者の捜索、遺体収容及び埋火葬計画.....	235
第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画	238
第24節 住宅応急対策計画.....	240
第25節 二次災害の防止計画	243
第26節 学校活動と教育対策及び保育計画	245
第27節 危険物等災害応急対策計画.....	249
第28節 在港船舶対策計画.....	252
第29節 労務供給計画と応急公用負担	253
第30節 民間団体への協力要請.....	258
第31節 ボランティア受入計画.....	259
第32節 公共土木施設応急対策計画.....	262
第33節 ライフライン等施設応急対策計画	265

第 34 節	交通機関応急対策計画.....	267
第 35 節	農林水産物応急対策計画	268
第 36 節	島しょ地域の支援体制.....	270
第 2 章	災害復旧・復興計画.....	271
第 1 節	公共施設災害復旧計画.....	271
第 2 節	被害認定調査と罹災証明	273
第 3 節	被災者生活への支援計画	276
第 4 節	農林水産及び中小企業者等への支援計画.....	285
第 5 節	復興の基本方針	286

第3編 風水害等編

第1章 災害応急対策計画	287
第1節 組織計画.....	287
【I 風水害その他事故等による対応体制】	287
【II 台風時における対応体制（災害警戒本部体制）】	296
第2節 気象警報等の伝達計画.....	299
第3節 災害通信計画.....	311
第4節 災害状況等の収集・伝達計画	311
第5節 災害広報計画.....	312
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	313
第7節 広域応援要請計画.....	313
第8節 避難計画.....	313
第9節 観光客等対策計画.....	316
第10節 避難行動要支援者対策計画.....	316
第11節 水防計画.....	316
第12節 消防活動計画.....	318
第13節 救助計画.....	318
第14節 医療救護計画.....	318
第15節 交通輸送計画.....	318
第16節 治安警備計画.....	319
第17節 災害救助法適用計画	319
第18節 給水計画.....	319
第19節 食料供給計画.....	319
第20節 生活必需品供給計画	319
第21節 救援物資及び義援金の受入れ・配分計画.....	319
第22節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画.....	320
第23節 行方不明者の捜索、遺体収容及び埋火葬計画.....	320
第24節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画.....	320
第25節 住宅応急対策計画.....	320
第26節 二次災害の防止計画	320
第27節 学校活動と教育対策及び保育計画	320
第28節 危険物等災害応急対策計画.....	321
第29節 海上災害応急対策計画.....	321
第30節 在港船舶対策計画.....	327
第31節 労務供給計画.....	327

第 32 節	民間団体の活用計画	327
第 33 節	ボランティア受入計画.....	327
第 34 節	公共土木施設応急対策計画.....	327
第 35 節	ライフライン等施設応急対策計画	327
第 36 節	交通機関応急対策計画.....	327
第 37 節	農林水産物応急対策計画	328
第 38 節	島しょ地域の支援体制.....	328
第 39 節	道路事故災害応急対策計画.....	328
第 40 節	林野火災対策計画.....	329
第 2 章	災害復旧・復興計画.....	332
第 1 節	公共施設災害復旧計画.....	332
第 2 節	被害認定調査と罹災証明	332
第 3 節	被災者生活への支援計画	332
第 4 節	農林水産及び中小企業者等への支援計画.....	332
第 5 節	復興の基本方針	332

第4編 原子力災害編

第1章 総則	333
第1節 本編の目的	333
第2節 原子力災害の特殊性	333
第3節 市の業務内容	334
第4節 県及び防災関係機関の業務内容	335
第2章 予防計画	338
第1節 情報の収集・連絡体制等の整備	338
第2節 災害応急体制の整備	339
第3節 避難収容活動体制の整備	339
第4節 緊急輸送活動体制等の整備	340
第5節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	340
第6節 市民等への的確な情報伝達体制の整備	340
第7節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発	341
第8節 災害復旧の備え	341
第9節 防災業務関係者に対する研修	341
第10節 防災訓練等の実施	342
第3章 応急対策計画	343
第1節 原子力艦の災害情報の収集・連絡	343
第2節 原子力艦の原子力災害発生時における対応体制の概要	346
第3節 災害警戒本部の設置	347
第4節 災害対策本部の設置	349
第5節 防災業務関係者の安全確保	351
第6節 屋内退避及び避難等の防護活動	352
第7節 飲料水、飲食物等の摂取制限	357
第8節 犯罪の予防等社会秩序の維持	359
第9節 緊急輸送活動	359
第10節 救急・救助及び医療活動	360
第11節 市民等への的確な情報伝達活動	362
第4章 復旧・復興計画	363

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

第1章 総則	365
第1節 目的	365
第2節 計画の位置づけ等	365
第3節 業務の大綱	365
第4節 南海トラフ巨大地震により想定される津波リスク	366
第5節 南海トラフ地震に関連する情報	367
第6節 災害対策本部等の設置等	369
第2章 地震発生時の応急対策等	370
第1節 津波警報等の伝達	370
第2節 災害状況等の収集・伝達	370
第3節 避難計画	370
第4節 観光客・避難行動要支援者の対応	371
第5節 医療救護	371
第6節 交通輸送	371
第7節 障害物の除去	371
第8節 二次災害の防止	372
第9節 公共施設・ライフラインの対応	372
第10節 島しょ地域の支援	372
第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	373
第1節 建築物・構造物等の耐震化	373
第2節 津波避難ビルの指定等	373
第3節 津波災害に備えた避難道路の整備	373
第4章 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	374
第1節 津波からの防護	374
第2節 円滑な避難の確保	374
第3節 迅速な救助	376
第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	377
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	377
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	377
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	378
第6章 関係者との連携協力の確保に関する事項	379

第1節	資機材、人員等の配備計画.....	379
第2節	自衛隊の災害派遣.....	379
第3節	物資の備蓄・調達.....	379
第7章	防災訓練に関する事項.....	380
第1節	地域防災力の向上.....	380
第8章	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項.....	381
第1節	市職員等に対する教育.....	381
第2節	市民等に対する教育・広報.....	381
第3節	相談窓口の設置.....	382

第1編 共通編



第1章 総則

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づいて、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、市及び防災に関わる機関、市民、事業所等が一連の防災活動を適切に実施し、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災の万全を期するものである。

本計画は、うるま市の防災対策に関し、おおむね次の事項を定める。

- 1 うるま市の防災対策に関する公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務及び業務の大綱並びに市民等の責務
- 2 防災施設の整備、防災のための調査研究、災害用食料・物資及び資材の備蓄、防災教育及び訓練その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報の収集及び伝達、気象警報等の発令及び伝達、避難・水防・消防（火災・救急・救助）・救援・衛生・文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

(1) 共通編

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針、計画の見直し・推進体制等の基本事項、各種災害に関する予防計画

(2) 地震・津波編

地震・津波に対する応急対策計画、災害復旧・復興計画

(3) 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害及び海上災害に関する応急対策計画及び災害復旧・復興計画

第1章 総則

(4) 原子力災害編

原子力という特殊性から計画上特化させ、本市ホワイトビーチに寄港する原子力艦に起因する事故等が発生した場合の市の組織体制と応急対策等

(5) 南海トラフ地震防災対策推進計画編

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく防止対策推進計画

(6) 資料編

各編に係る資料・様式

第2節 用語

あ行

安定ヨウ素剤	原子力災害に備えて、服用のために調合した予防薬。事故により空気中に放出された放射性ヨウ素を体内に取り込む前に安定ヨウ素剤を服用すると放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぎ、甲状腺がんなどの発症リスクを低減させる効果がある。
溢水	河川の水が堤防のないところで越えてあふれること。
液状化	地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の小さい構造物（下水管等）が浮き上がったりする。
エリアメール 緊急速報メール	災害時において、緊急性の高い情報を各携帯電話会社のメールサービスを活用し、情報を配信するシステム。（「エリアメール」は㈱NTTドコモのサービスの名称で、「緊急速報メール」はKDDI（㈱）並びにソフトバンクモバイル（㈱）のサービスの名称）
応急危険度判定	地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定して、その結果を表示する制度のこと。

か行

環境放射能モニタリング	原子力施設周辺の一般住民の安全を確かめるために、放射線（又は放射能）を定期的、連続的に監視・測定すること。
特別警報	気象台が、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して発表する警報。 気象、津波、火山噴火、地震（地震動）、高潮、波浪の特別警報がある。気象特別警報には、暴風、暴風雪、大雨、大雪の特別警報がある。津波の特別警報は「大津波警報」として発表される。
帰宅困難者	大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、自宅に帰ることが困難となった者をいう。
救護	被災者や傷病者を保護し、安全な場所において、看護・治療（心肺蘇生、止血等の応急手当を含む）等を行うこと。
救出	生死に関わらず、被災者を災害現場から救い出すこと。

救助	生命の危険にさらされている被災者を、その危険な状態から助け出すこと。
急性ストレス障害 (ASD)	非常に強い心的外傷体験（自然災害や暴力的被害、虐待などといった自分自身や身近な人の安全・生命が脅かされる体験）の後に、不眠や集中困難などの症状を起こす一過性の精神障害。 急性ストレス障害により生じる症状が1ヶ月以上続く場合は外傷後ストレス障害（PTSD）である可能性がある。
事業継続計画 (BCP)	Business Continuity Plan の略。被災時に企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続を目的として作成する計画。 自治体においては業務継続計画という。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に1回程度しか起こらないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に気象台から発表される情報。 沖縄本島地方の雨量の発表基準は、1時間に110mmである。
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する事ができる。 ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。
緊急地震速報	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、可能な限り素早く知らせる情報。震源が近いと間に合わない場合もある。
緊急消防援助隊	大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された。
緊急通行車両	大規模災害等が発生した場合、災害対策基本法等に基づく交通規制が実施され、車両の通行が禁止されるが、災害応急対策等に従事する車両等は所定の手続きをすることにより、規制区間を通行することができるもの。
検案	監察医（医師）が死亡原因を調べること。
減災	災害による被害をできるだけ小さくする取り組み
検視	検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うこと。
広域避難場所	大規模災害において、地震に起因する火災や津波などの災害から安全が確保される大規模な公園等の広場をいう。また、状況に応じて応急救護所や災害ボランティアなどの活動拠点を設置する。

第1章 総則

高齢者等避難	避難指示よりも前の段階で発表するもので、避難に時間を要する高齢者や障がい者などに避難の開始を、その他の人々に避難の準備を求めるもの。
個別避難計画	避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

さ行

災害	暴風、竜巻、豪雨、洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火事・爆発等とする。
災害派遣医療チーム（DMAT）	DMATは Disaster Medical Assistance Team の略。大規模災害や事故の現場において、急性期（発災から48時間以内）に救命措置等に対応できる機動性を備えた、専門的な訓練を受けた医療チーム（医師、看護師、業務調整員で構成）。
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	DPATは Disaster Psychiatric Assistance Team の略。被災地・被災者支援精神科医療と精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム。
災害用伝言ダイヤル	被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービス。
サプライチェーン	原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、販売、配送までの製品の全体的な流れのこと。
自主防災組織	地域住民相互による「共助」の精神のもとに、地震その他の災害時に避難誘導、救出・救助、応急救護活動、初期消火、情報収集・伝達等、地域の防災活動を担う住民組織。
指定緊急避難場所	避難者が一時的に集合して様子をみる場所又は集団を形成する場所とし、津波などの災害から安全がある程度確保される公園等をいう。
指定公共機関	国や地方公共団体と協力して緊急事態などに対処する機関。医療・電気・電気通信・放送・ガス・運送事業者などで、災害対策基本法で指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関（災害対策基本法に基づいて指定される機関で、内閣府・国家公安委員会・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・消防庁・法務省・外務省・財務省・文部科学省・文化庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・国土地理院・気象庁・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・防衛省の24機関）の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの。
指定避難所	地震や津波等により、住家を失った被災者や帰宅困難者を収容し、中長期の避難生活の場を提供できる公共施設等をいう。
シーベルト（Sv）	放射能の人体への影響量を表す単位。 1シーベルト（Sv）は1000ミリシーベルト（mSv） 1ミリシーベルト（mSv）は1000マイクロシーベルト（μSv）

心的外傷後ストレス障害（PTSD）	強烈なショック体験、強い精神的ストレスが、こころのダメージとなって、時間が経ってからも、その経験に対して強い恐怖を感じる事。
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	津波警報、緊急地震速報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から人工衛星を用いて送信し、市防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

た行

ダウンバースト	積雲や積乱雲から生じる強い下降流で、地面に衝突し周囲に吹き出す突風である。地上では、発散性の突風やしばしば強雨・ひょうを伴う。被害域は、円または楕円となることが多い。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 発表から約1時間を有効時間とし、必要に応じ随時発表する。
津波避難困難地域	津波到達時間までに、津波浸水区域から安全な場所に避難することが困難な地域。
津波避難ビル	高台に移動する時間を要するなど、迅速な津波避難が難しい地域において、差し迫る津波から避難者の安全を一時的に確保するため、緊急避難をする場所をいう。
道路啓開	緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。
土砂災害	崖崩れ、土石流、地すべりの総称。 降雨、地震及び火山噴火等による土砂の移動が原因となる災害。
土砂災害警戒区域	急傾斜地崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）発表中に命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合に、市町村長の避難情報や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。気象台と都道府県が共同で発表する情報。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地崩壊や土石流、地すべりが発生した場合に、建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
トリアージ	多数の傷病者が一度に発生する特殊な状況下において、現存する限られた医療資源の中で、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めること。

な行

軟弱地盤	泥や多量の水を含んだ常に柔らかい粘土、又は未固結の柔らかい砂からなる地盤の総称。
------	--

第1章 総則

は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が地図上に図示されている。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合などに発表され、避難のための立ち退きを指示するもの。
避難促進施設	洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波による被害が生じると想定される地域内の要配慮者利用施設や地下街等の施設をいう。
福祉避難所	指定避難所で生活することが困難となる高齢者や障がい者等が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、状態に応じて安心した生活ができる体制を整備した施設をいう。
放射線	電磁放射線（ γ 線、X線）又は粒子線（ α 線、 β 線、陽子線、中性子線など）のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもの。
放射能	放射性物質が放射線を出す能力。
放射能物質	放射能（放射線を出す能力）をもつ物質の総称。

ま行

マグニチュード	地震の規模を表す数値。数字が大きいほど地震の規模も大きくなる。マグニチュードが1大きくなるとエネルギーは約3.2倍となる。 ※阪神・淡路大震災はM7.3、東日本大震災はM9.0
---------	---

や行

要配慮者	高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者。
------	------------------------------------

ら行

ライフライン	電気、ガス、水道、下水道、通信等、生活に不可欠な物資や情報等のインフラ設備の総称。
リスクコミュニケーション	地域防災力向上を目的に行政や住民等、互いに危機について意見や情報を交換し、共有し合うこと。

第3節 うるま市の概況

1 位置

うるま市は、県都那覇市から 25 km、沖縄本島中部の東海岸に位置しており、西に沖縄市、北に恩納村・金武町と接し、東・南に金武湾・中城湾に面している。

さらに東南部に伸びる半島部の北方海上、東方海上には有人・無人の 10 の島々があり、このうち藪地、平安座、宮城、伊計、浜比嘉は半島部と海中道路等によって結ばれている。

また、うるま市の面積は 87.02 k m² で、沖縄県全体の 3.8% を占めている。

2 人口状況

市の人口は、1970 年頃から増加しはじめ、1970 年に約 79,000 人であった人口は、2020 年までの 50 年間で約 125,000 人へと 1.5 倍以上増加している。また、世帯数も、1970 年の 16,890 世帯から 2020 年には 48,163 世帯へと 3 倍近く増加している。

しかし、市の人口は、今後横ばいとなり、2030 年の人口も約 125,000 人と推計されている。

令和 2 年国勢調査での人口分布の状況は下図のとおりであり、石川地区、みどり町等で人口が多い傾向がある。

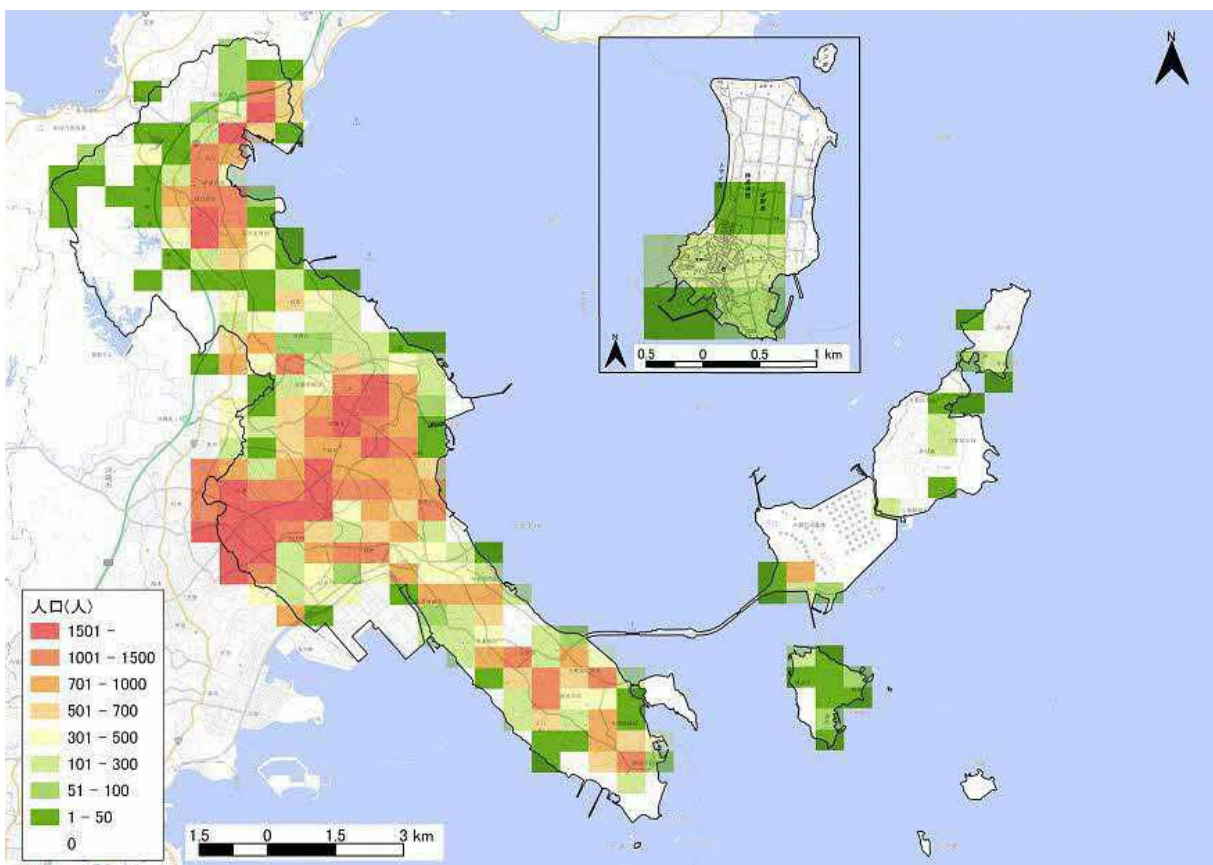


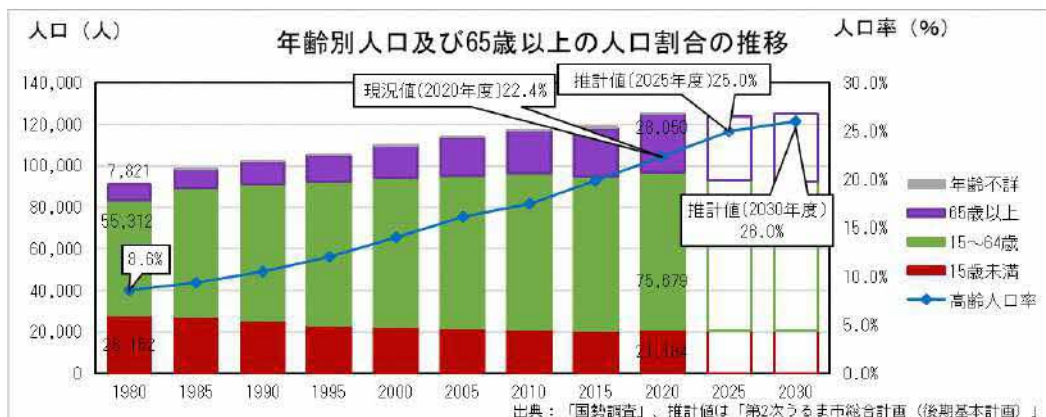
図 人口分布 (500mメッシュ)

第1章 総則

年齢別の人口構成では、15歳未満の年少人口は、1980年の約28,000人から、2020年で約21,000人と減少している。

15～64歳の生産年齢人口は、1980年の約55,000人から、2020年で約75,000人と増加しており、同様に65歳以上人口は、7,821人（1980年）から28,050人（2020年）に増加している。

高齢人口率は、年々増加しており、高齢者の増大化は、避難行動要支援者*の対応にも関連する。



令和2年国勢調査での高齢人口率の状況は下図のとおりであり、島しょ部等で高齢化率が高い傾向にある。

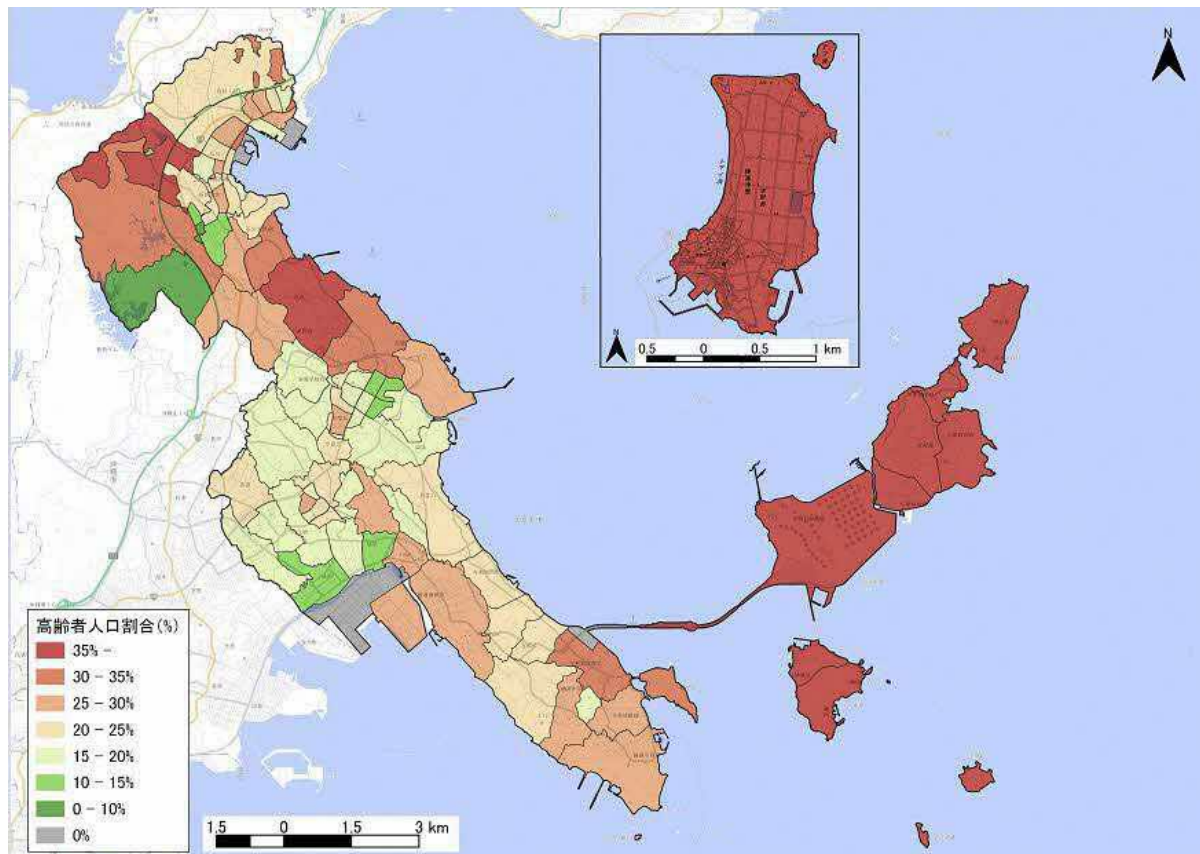
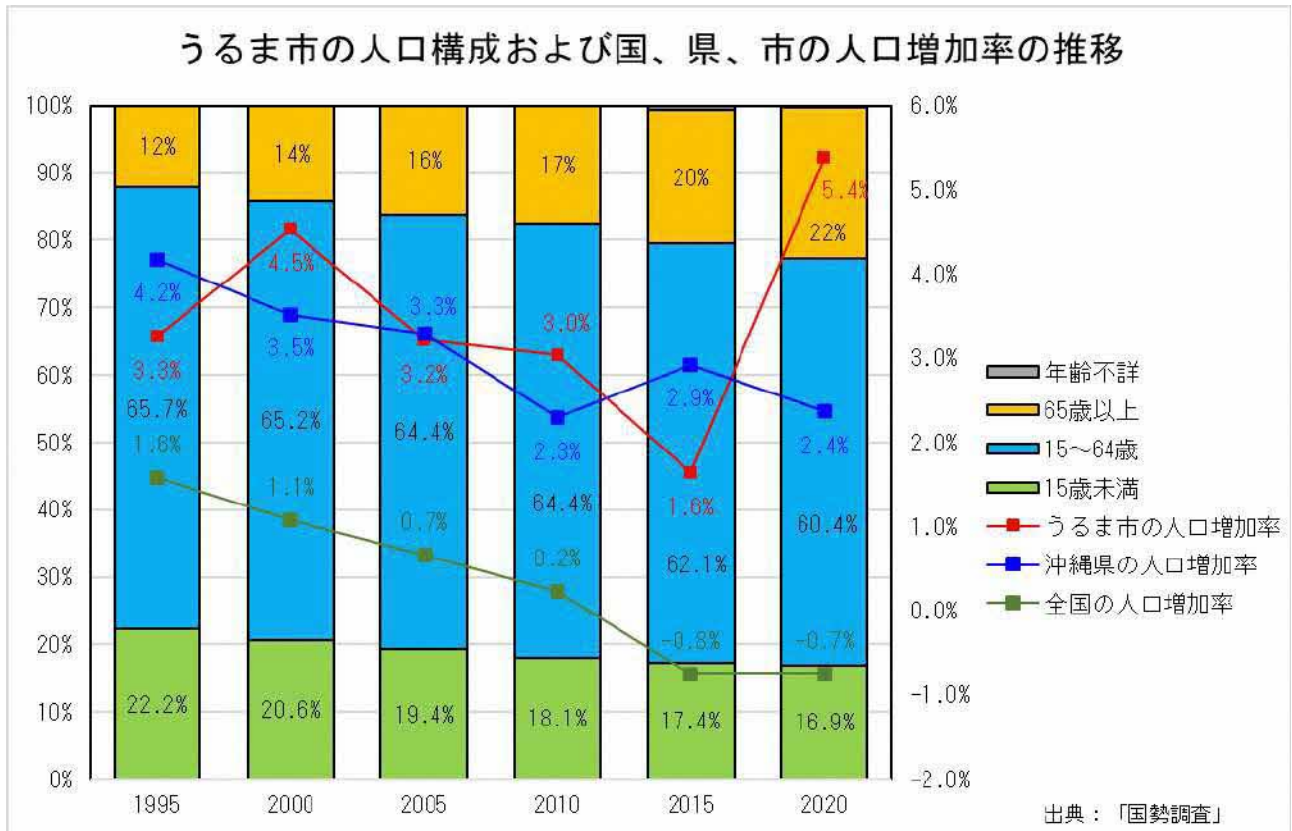


図 高齢人口率

*避難行動要支援者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

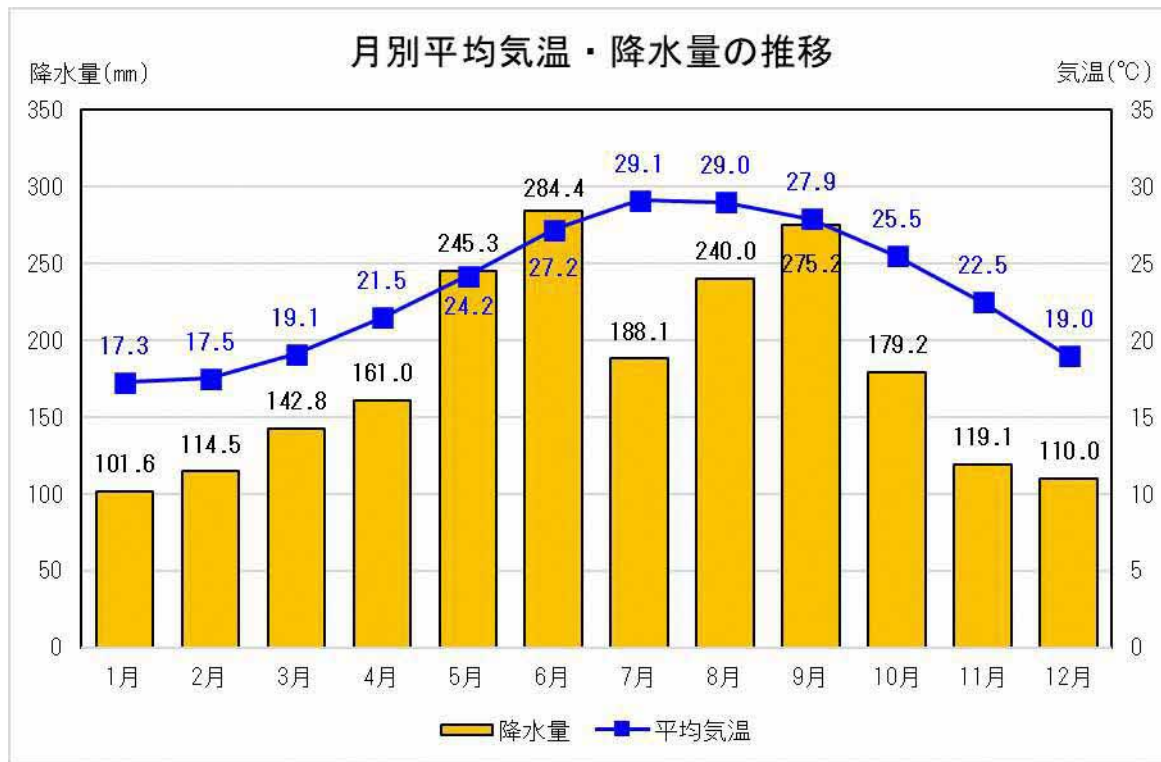
なお、市の年少人口割合は県平均以上であり、老年人口割合は県平均以下となっていることから、沖縄県下でも少子高齢化の進行が比較的緩やかな自治体といえる。

しかし、時系列でみると、年少人口割合の低下、老年人口割合の上昇は着実に進んでおり、2020年には高齢化率21%を超えていることから、超高齢社会が到来したと考えられる。



3 気 象

市の気象は亜熱帯海洋性気候に属し、平均気温は概ね 23.0℃、年降水量は約 2,200mm で、6 月には梅雨期、9 月には台風の襲来等による降雨量の増加がみられる（那覇の平年値（1991-2020 年））。



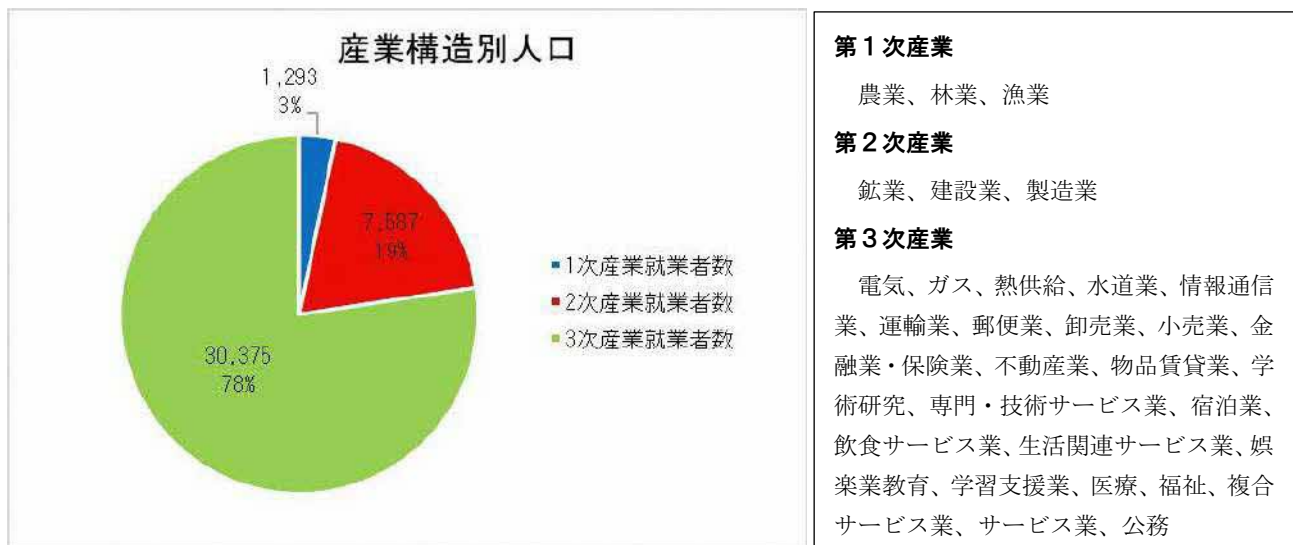
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温	17.3	17.5	19.1	21.5	24.2	27.2	29.1	29.0	27.9	25.5	22.5	19.0
平均湿度	66	69	71	75	78	83	78	78	75	72	69	67
降水量	101.6	114.5	142.8	161.0	245.3	284.4	188.1	240.0	275.2	179.2	119.1	110.0

(平均気温単位：℃ 平均湿度単位：% 降水量単位：mm)

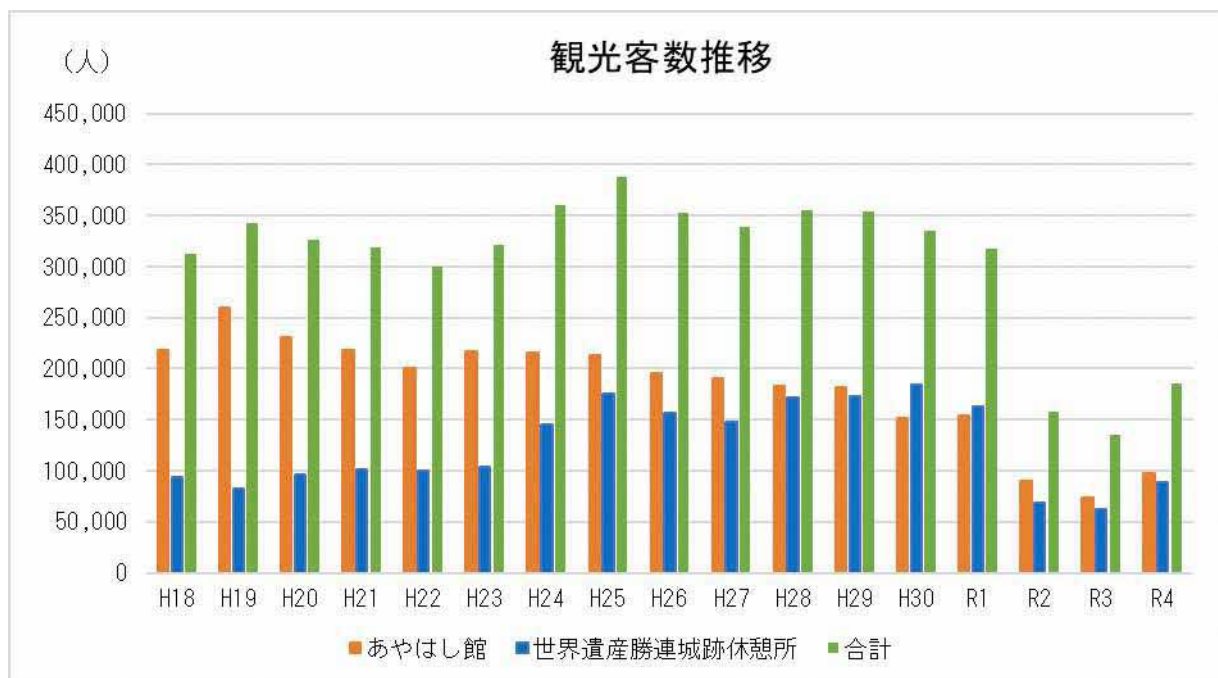
資料：沖縄気象台

4 産業構造

令和2年国勢調査でのうるま市の産業構造別人口は、第1次産業 1,293 (3.3%)、第2次産業 7,587 (19.3%)、第3次産業 39,255 人 (77.4%) となっており、農業等第1次産業比率が低く、都市型の産業構造の特徴を持っている。



第3次産業の一つとして、観光産業においては、年間の観光客数は平均約 33 万人である。



出典：うるま市HP

第1章 総則

5 石油コンビナート等特別防災区域（平安座地区特別防災区域）

市には、石油コンビナート等特別防災区域（昭和51年7月9日政令第192号及び昭和51年7月14日通商産業省、自治省告示第1号で指定）が与那城平安座（南西部の集落を除く）及び平安座島と宮城島との間を埋立てて出来た与那城平宮にある。

指定区域の面積は、4,190,277 m²でその状況は次のとおりである。

平成29年10月1日現在

区 称	平安座地区石油コンビナート等特別防災区域	
所 在 地	与那城平安座及び平宮	
態 様	石油貯蔵、石油燃料供給	
地 区	面積 (m ²)	種 別 及 び 事 業 所 名
		第一種事業所
平安座	893,200	沖縄出光株式会社 沖縄油槽所
平安座	1,219,332	沖縄ターミナル株式会社
平 宮	2,077,745	沖縄石油基地株式会社 沖縄事業所

出典：沖縄県石油コンビナート等防災計画 令和3年石油コンビナート等防災体制の現況



第4節 市において想定される災害

市の防災対策の検討に当たり、市域で発生が予想される災害として、国・県による調査・検討結果や過去の災害事例、災害救助法の適用等を勘案し、以下に整理する規模の災害を想定の基本とした。

1 地震

地震災害について、「平成25年度沖縄県地震被害想定調査」による被害想定調査結果を参考に、以下のとおり想定する。

なお、複数の想定地震のうち、市に対して最も大きな影響を与えると考えられる地震を、本計画の想定災害の条件とする。

(1) 想定地震の概要

① 地震時に想定される揺れの概要

石川-具志川断層による地震を対象災害として想定する。

具志川地区から与勝地区及び中城湾港新港地区を中心として、広い範囲で震度6強の揺れとなる。栄野比の一部において、震度7の揺れとなる区域がある。

また、石川地区、与勝地区南部、平安座島、浜比嘉島、宮城島の一部では震度6弱の揺れが中心となっている。伊計島、津堅島では震度5強の揺れが中心となっている。

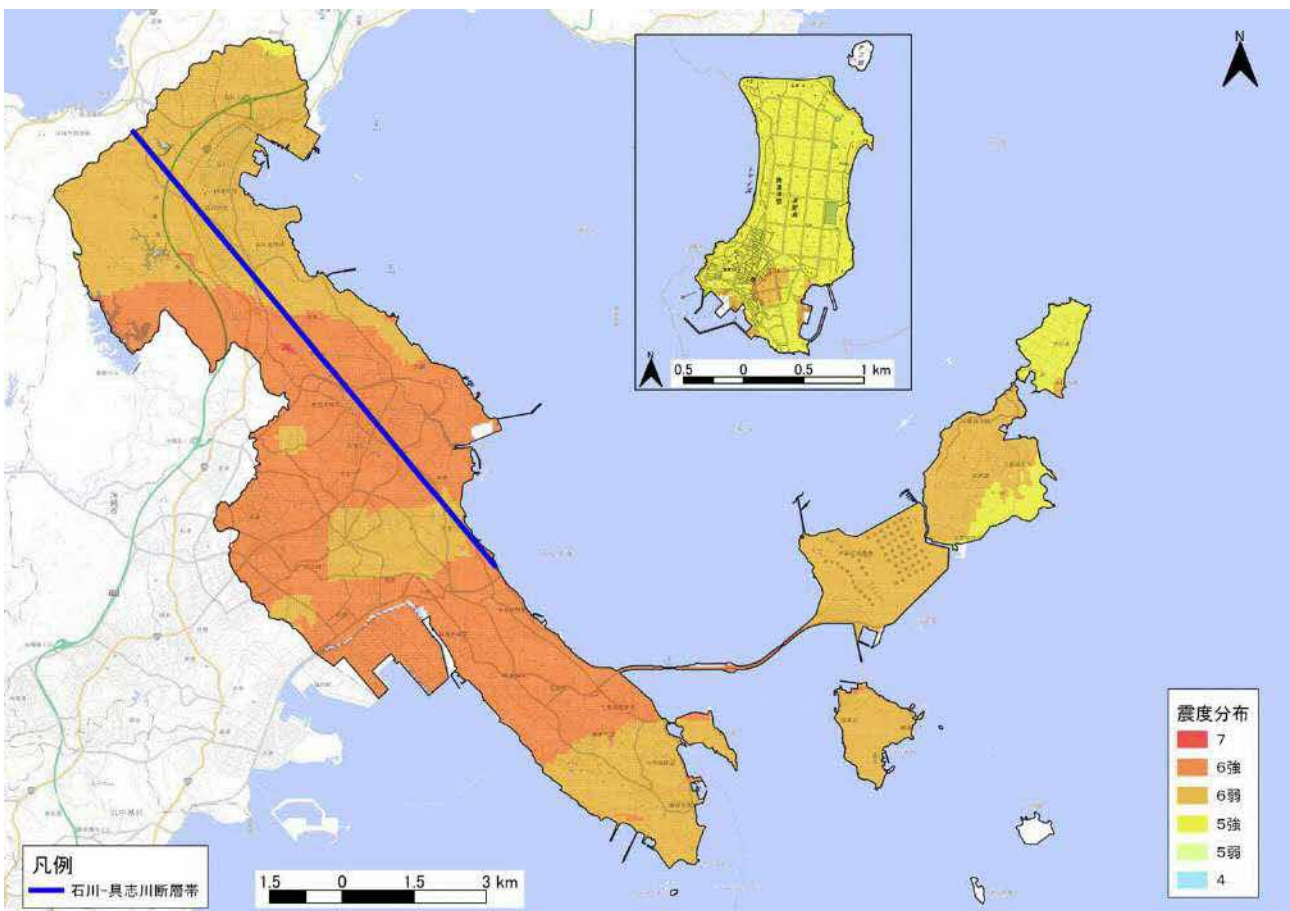


図 想定地震（石川-具志川断層による地震）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1章 総則

② 想定地震による液状化被害の概要

沖縄本島南東沖地震3連動を対象災害として想定する。

石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島等を中心に液状化危険度の高い地域が分布している。

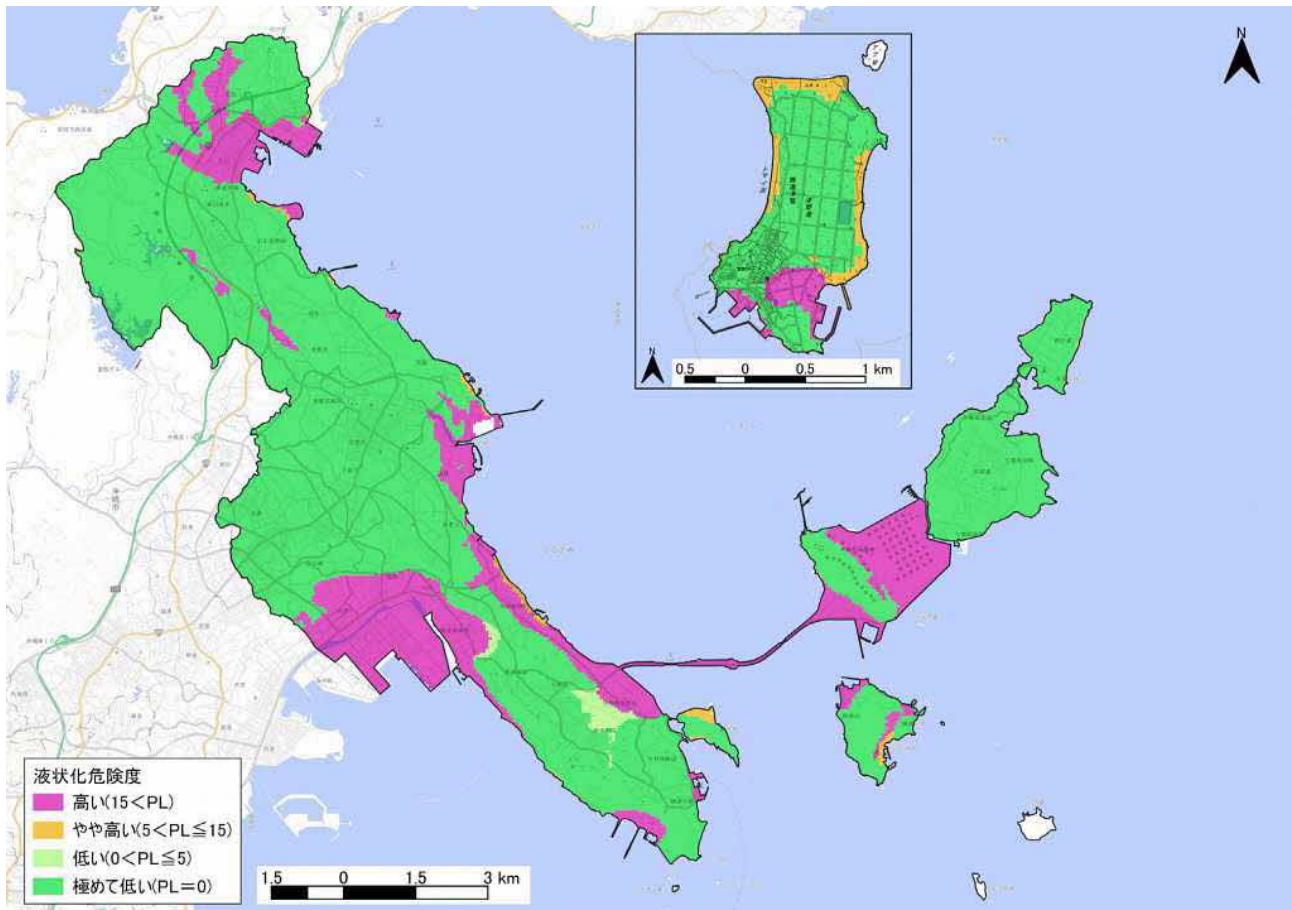


図 想定地震による液状化（沖縄本島南東沖地震3連動）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

(2) 地震時に想定される被害の概要

① 想定地震による建物被害の概要

市域では、震度6弱以上の揺れが想定される区域が広く分布している。震度6強の区域では、特に旧耐震基準の建物（昭和56年5月31日までに建築確認を受けた建物）を中心として、被害が拡大する可能性がある。

想定地震による建物全壊の被害の概要は以下のとおりである。

【石川地区】

石川一丁目・二丁目を中心に建物全壊棟数が多い傾向があり、当該区域を、緊急輸送道路である県道255号線が通過している。

建物倒壊は、直接的な被害の他、倒壊時に、近接する道路を閉塞する可能性がある。

避難所等に至る道路等が沿道建物の倒壊により閉塞することで、避難所等の利用に影響する可能性がある。

【具志川地区】

安慶名や同地区から赤道を通過する県道75号線の沿道を中心に建物全壊棟数が多い傾向がある。

また、比較的多くの建物全壊が想定される区域内に避難所等が立地しており、避難所に至る道路等が沿道建物の倒壊により閉塞することで、避難所等の利用に影響する可能性がある。

災害時の拠点施設の一つであるうるま市役所周辺の全壊棟数は比較的少ない傾向がある。

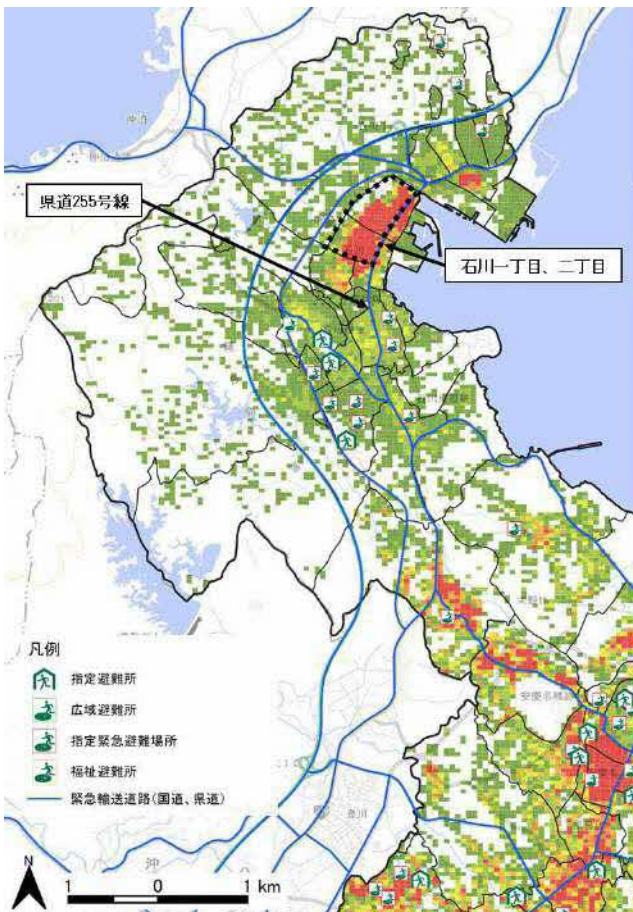


図 想定地震による建物被害（石川地区）

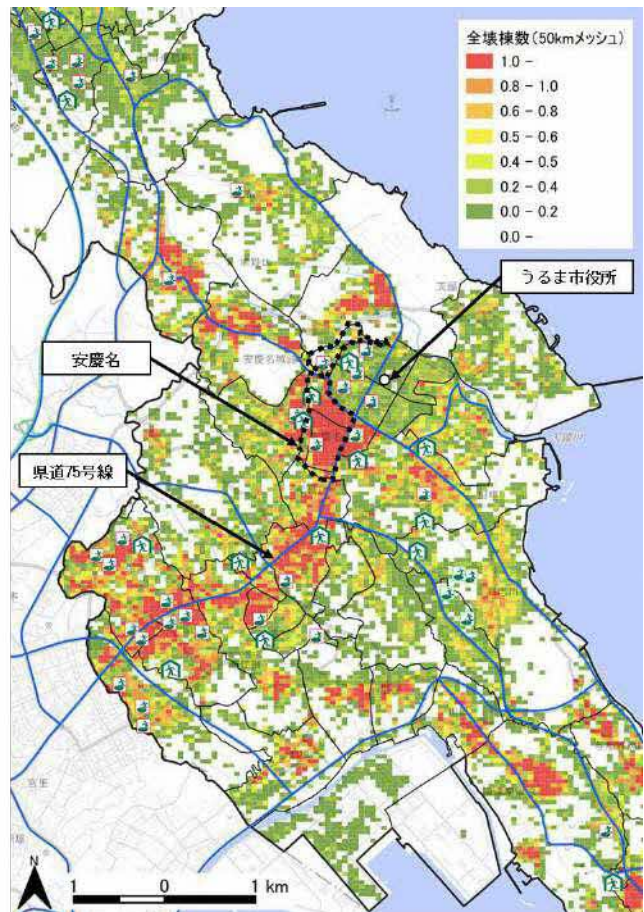


図 想定地震による建物被害（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

※上記の図は、揺れと液状化による全壊棟数について、50m四方毎の値を示している。

第1章 総則

【与勝地区】

与勝地区では、県道10号線、県道37号線の沿道を中心に建物全壊棟数が多い傾向がある。また、比較的多くの建物全壊が想定される区域内に避難所等が立地しており、避難所に至る道路等が沿道建物の倒壊により閉塞することで、避難所等の利用に影響する可能性がある。

【島しょ地区】

島しょ地区では、地震による建物全壊棟数は、比較的少ない想定結果となっており、個別の対応が基本となる。

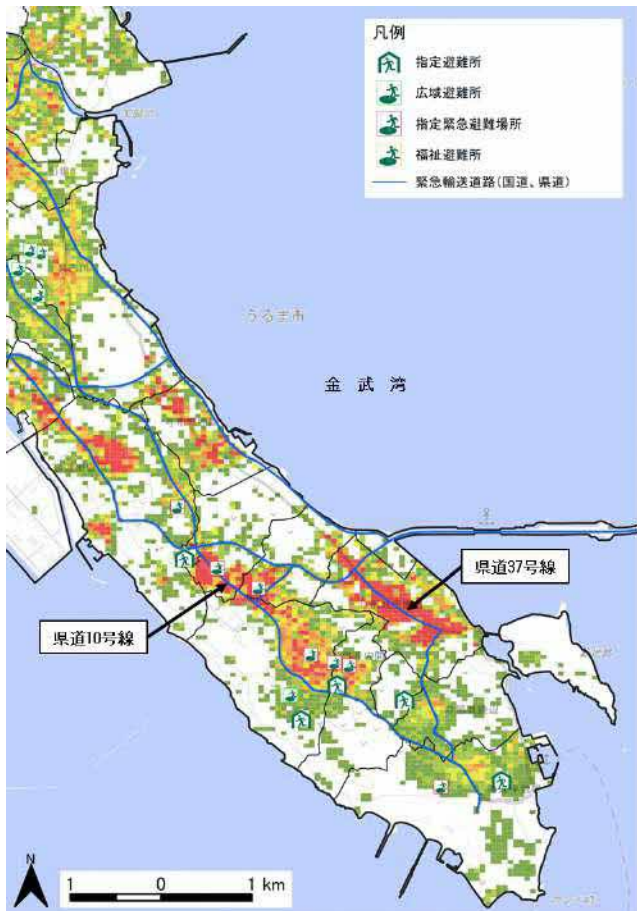


図 想定地震による建物被害（与勝地区）

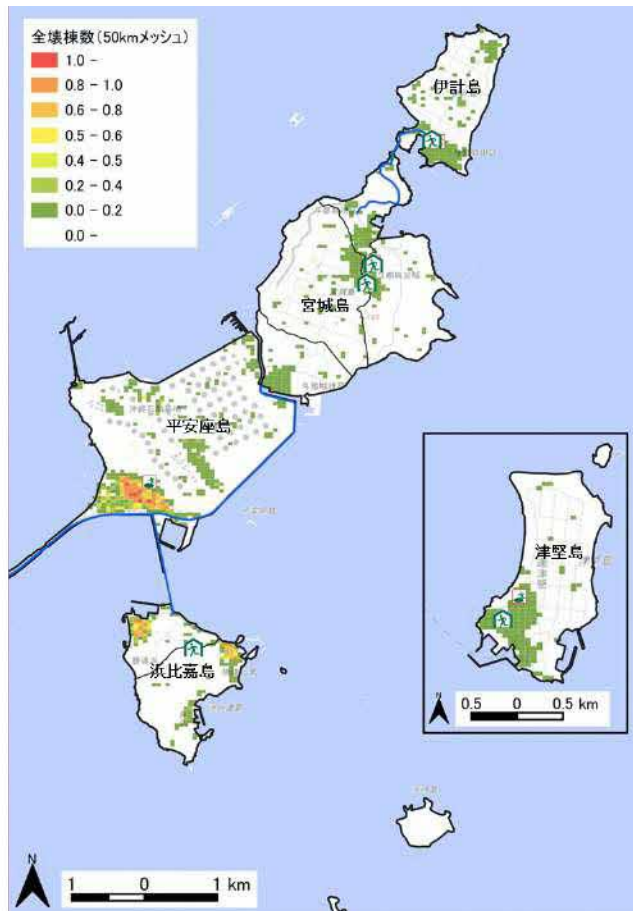


図 想定地震による建物被害（島しょ地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

※上記の図は、揺れと液状化による全壊棟数について、50m四方毎の値を示している。

② 想定地震（揺れ、液状化）による被害の概要

想定地震での揺れ、液状化による被害の概要は以下のとおりである。

表 想定被害結果（石川－具志川断層系地震）

地区名	揺れ		液状化	
	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
沖縄県	12,527	27,250	1,568	1,980
うるま市	4,587	7,651	277	348

③ 想定地震（揺れ）による社会基盤施設等への被害

地震時の揺れは、建物倒壊による建物利用者への直接的な被害の他、道路施設の損壊（落橋等）や周辺道路の閉塞等の被害を及ぼす可能性がある。特に緊急輸送道路や避難所等に至る道路等の重要な路線の被災により機能低下することは、被害をより拡大させる可能性がある。

【石川地区】

地区内の広い範囲で震度6弱が想定されている。

旧耐震基準の施設を中心として、避難所等と防災拠点の耐震性能の確保に留意が必要である。

【具志川地区】

広い範囲で震度6強が想定されており、当該地区内に立地する避難所等や防災拠点を中心として、耐震性能の確保が重要となる。また、栄野比の一部では、震度7が想定されている。

中城湾港新港地区では、全域で震度6強が想定されている。島状の地区であることから、橋梁や港湾等を中心とした各種施設の損壊による地区内への影響が大きくなる可能性がある。

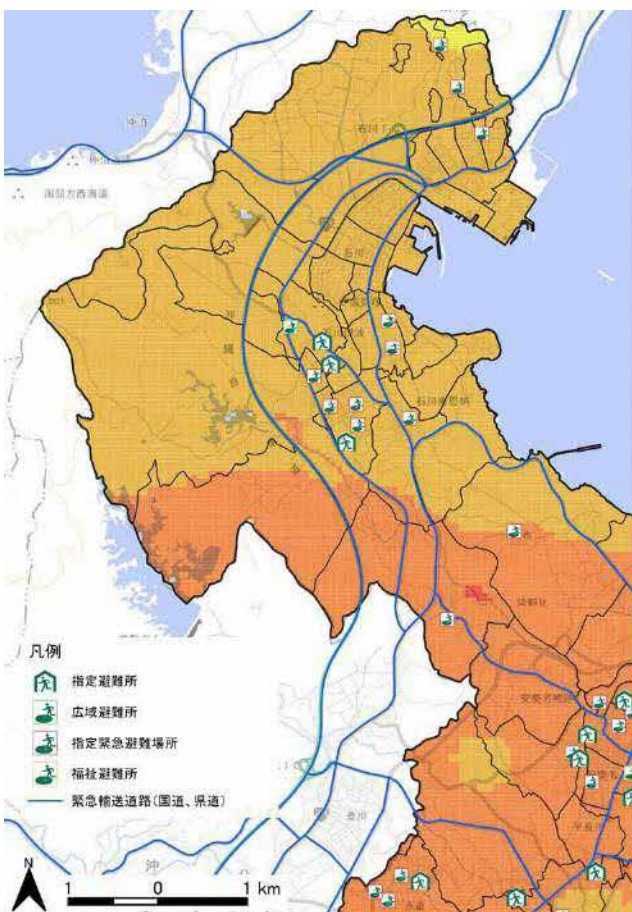


図 想定地震×社会基盤施設等（石川地区）

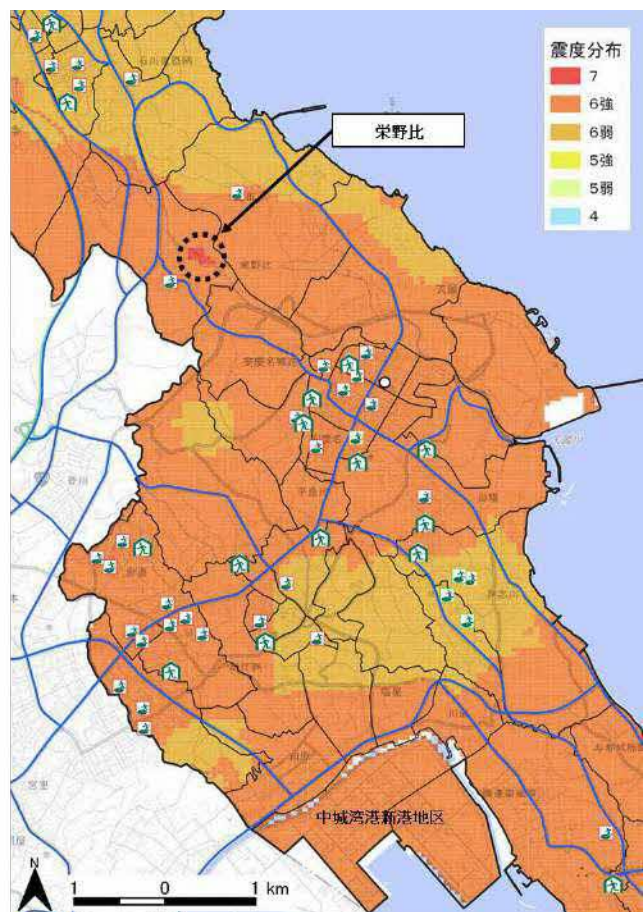


図 想定地震×社会基盤施設等（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1章 総則

【与勝地区】

半島状の地形のうち、先端部周辺では震度6弱、それ以外の区域では震度6強を中心として広がっている。

旧耐震基準の施設を中心として、避難所等と防災拠点の耐震性能の確保が重要である。

【島しょ地区】

平安座島と浜比嘉島、宮城島で震度6弱と想定されている。また、宮城島の一部、伊計島、津堅島で震度5強が中心となっており、旧耐震基準の施設を中心として、耐震性能の確保に留意が必要である。

また、特に島しょ地区は、地震災害時、海中道路の被災による機能低下で、孤立する可能性がある。



図 想定地震×社会基盤施設等（与勝地区）

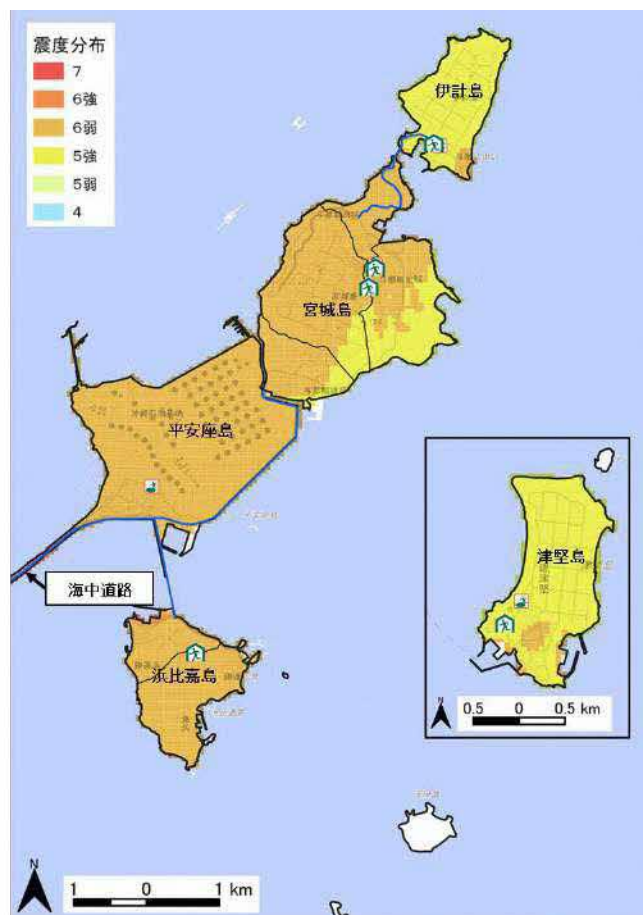


図 想定地震×社会基盤施設等（島しょ地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

④ 想定地震（液状化）による社会基盤施設等への被害

液状化が発生する地域では、建物の沈下・傾斜や道路の陥没、地下埋設物を中心としたライフライン及び市内に立地する電気・石油等のエネルギー関連の重要施設への影響等の被害が発生する可能性がある。

市全域を通して、「液状化危険度が高い区域」と「極めて低い区域」に大きく二区分され、危険度が高い区域において重点的な対応が必要である。

【石川地区】

石川一丁目・二丁目を中心とした範囲及び天願川上流地域の一部が、液状化危険度が高い区域と想定されている。

液状化が発生した場合、市街地や港湾施設、液状化危険度の高い区域を通過する国道329号や県道255号線などの緊急輸送道路等の利用に影響する可能性がある。

【具志川地区】

天願川下流や中城湾港新港地区を中心に、液状化危険度が高い区域と想定されている。

液状化が発生した場合、市街地や港湾施設、液状化危険度の高い区域を通過する県道16号線や県道33号線の緊急輸送道路等の利用に影響する可能性がある。

液状化危険度が高い中城湾港新港地区では、液状化が発生し施設が破損した場合、その地域に立地する企業に大きな影響を与える可能性がある。

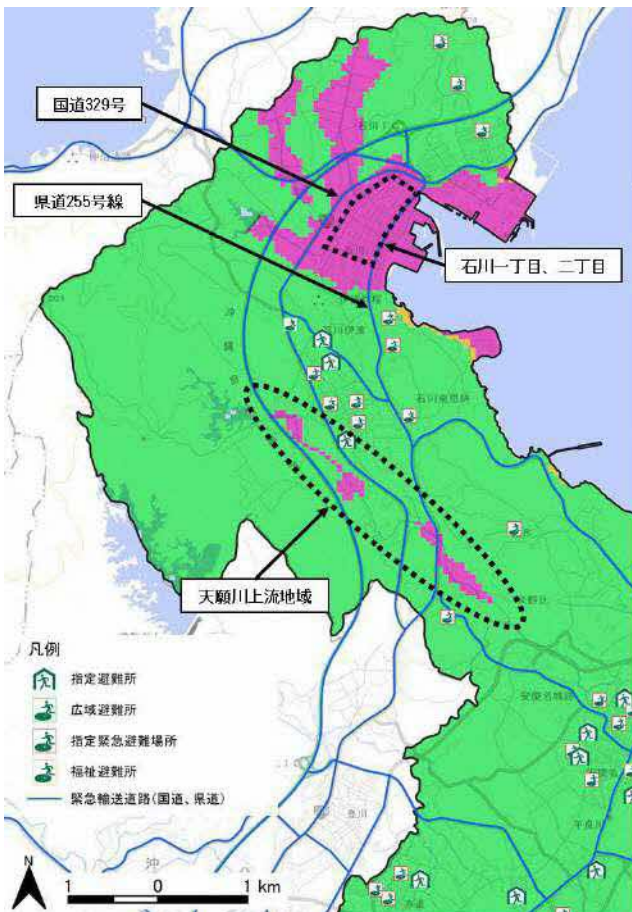


図 液状化×社会基盤施設等（石川地区）

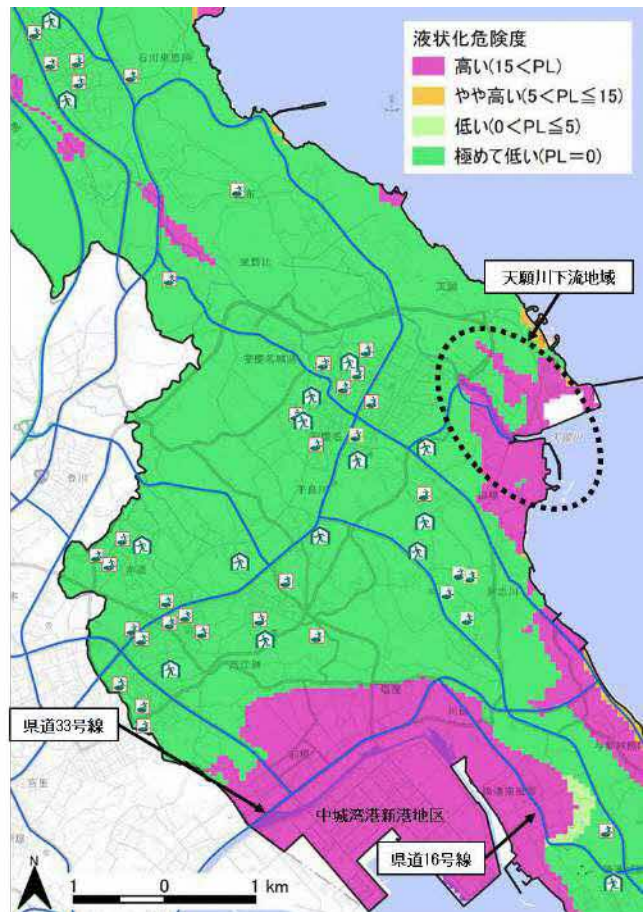


図 液状化×社会基盤施設等（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1章 総則

【与勝地区】

与勝地区では、金武湾沿岸を中心と地区南部のホワイトビーチで液状化危険度が高い区域と想定されている。

液状化が発生した場合、緊急輸送道路である県道37号線沿道等を中心として、被害が発生する可能性がある。

【島しょ地区】

島しょ地区では、平安座島の広い範囲と浜比嘉島、津堅島の一部で液状化危険度が高いと想定されている。

海中道路や港湾施設周辺の液状化危険度が高く、液状化発生時により当該施設が損壊した場合、島しょ地区が孤立する可能性がある。

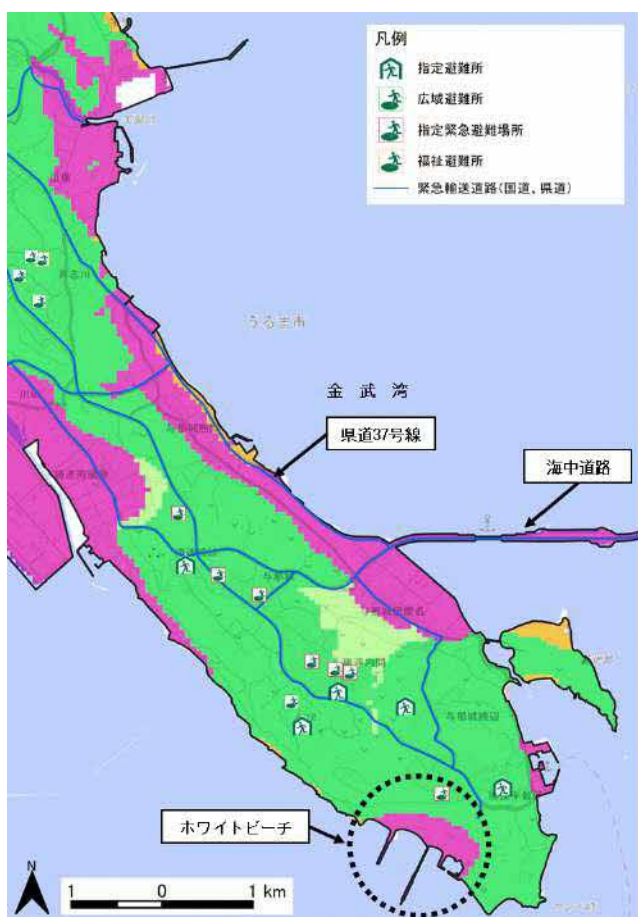


図 液状化×社会基盤施設等（与勝地区）

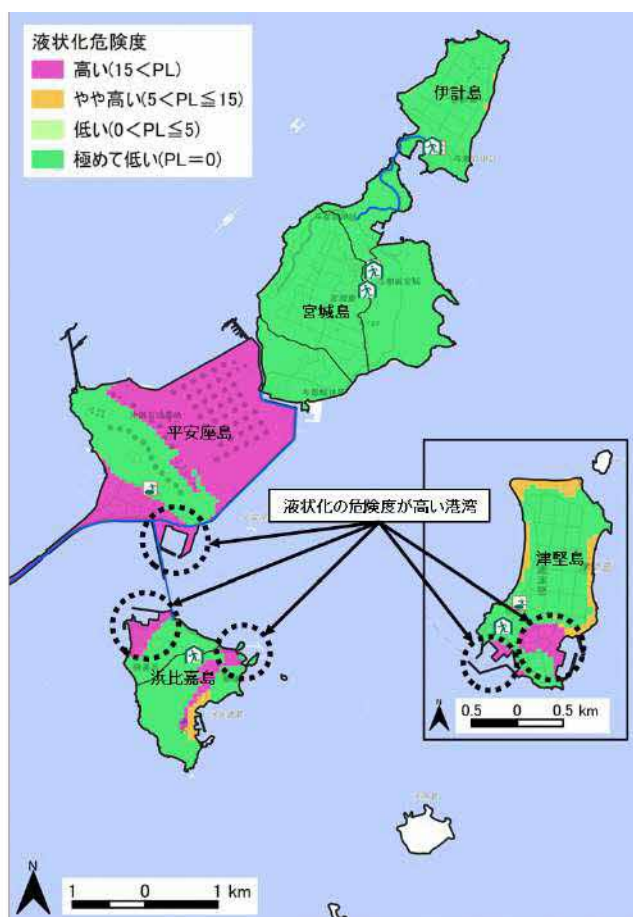


図 液状化×社会基盤施設等（島しょ地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

⑤ 想定地震（揺れ）による高齢者への影響

高齢者数（65歳以上人口）が150人以上の町丁目が市内に広く存在しており、一部では500人以上となる地区もある。

市内は、広い範囲で震度6弱以上となることが想定されており、地震発生時の避難行動も広い範囲で発生すると考えられる。特に高齢者は、避難行動において支援等が必要となる可能性がある。

【石川地区】

石川一丁目・二丁目等、高齢者人口が多い地区では、災害時の避難行動が課題となる可能性があり、留意が必要である。また、高齢化率の観点からは、例えば石川南栄等のように人数自体は比較的少なくとも高齢化率が高い地区として留意が必要である。

当該地区では、地震時の揺れとして、広い範囲で震度6弱が中心であるが、老朽建物を中心として建物が倒壊する可能性があり、高齢者数が多く、高齢化率も比較的高い区域では、避難行動等について事前の検討が重要である。

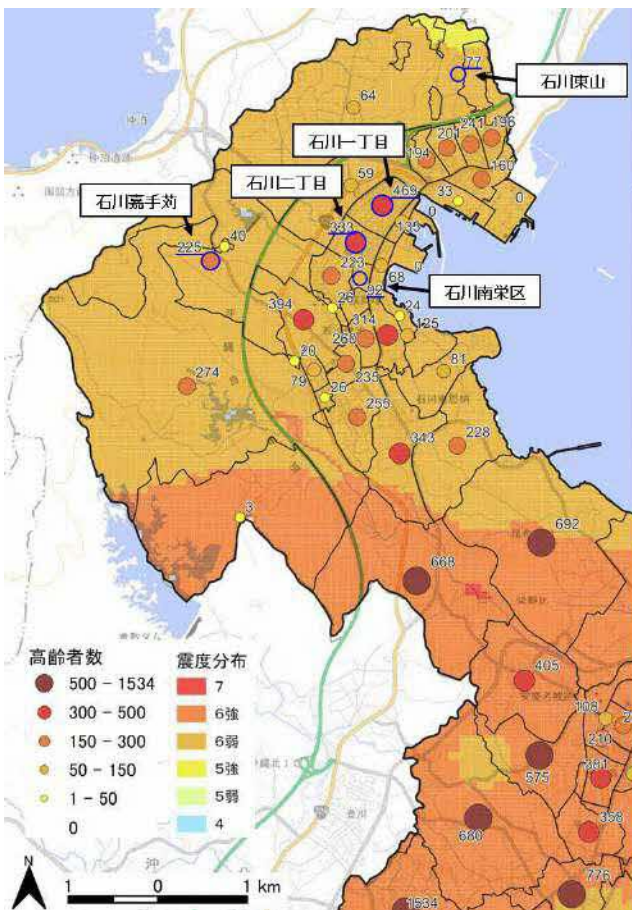


図 想定地震×高齢者分布（石川地区）

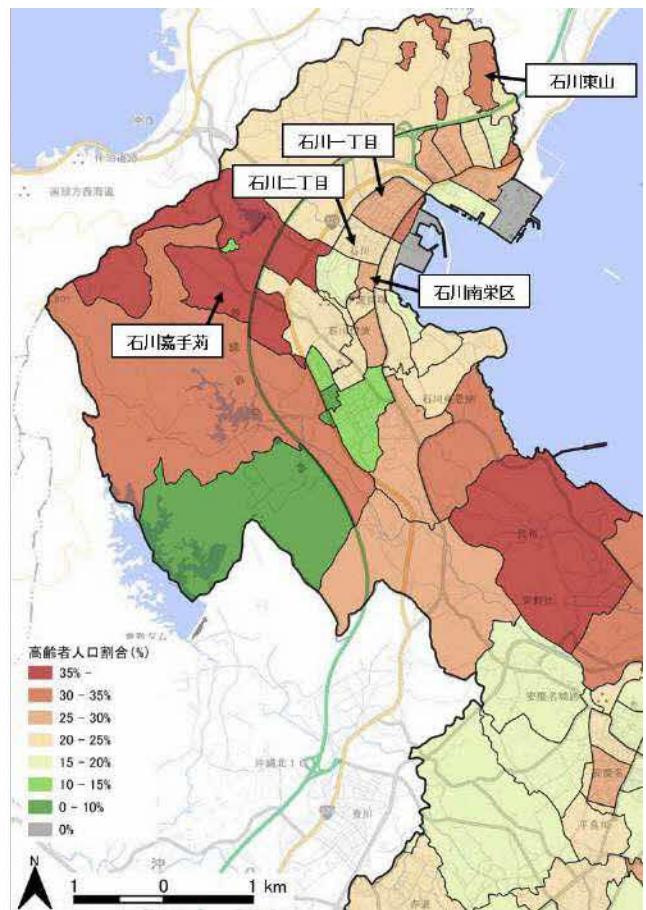


図 高齢者人口の割合（石川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査、国勢調査(令和2年)

第1章 総則

【具志川地区】

昆布や天願等では、高齢者人口・高齢化率が共に高い傾向があり、地震時には震度6強等となる区域が広がっている。

当該地区を中心に、地震時の避難行動等に課題がある可能性があり、避難行動等について事前の検討が重要である。

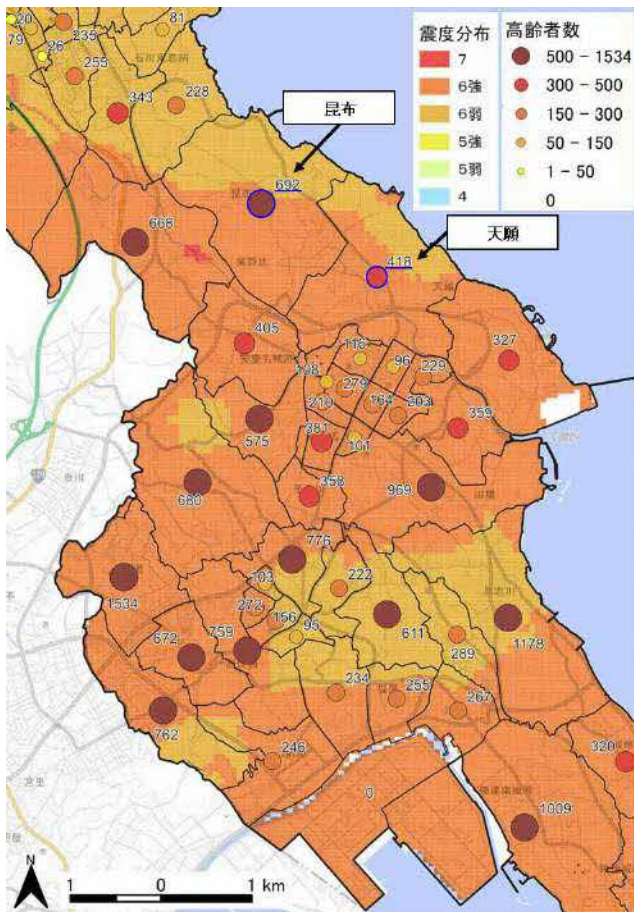


図 想定地震×高齢者分布（具志川地区）

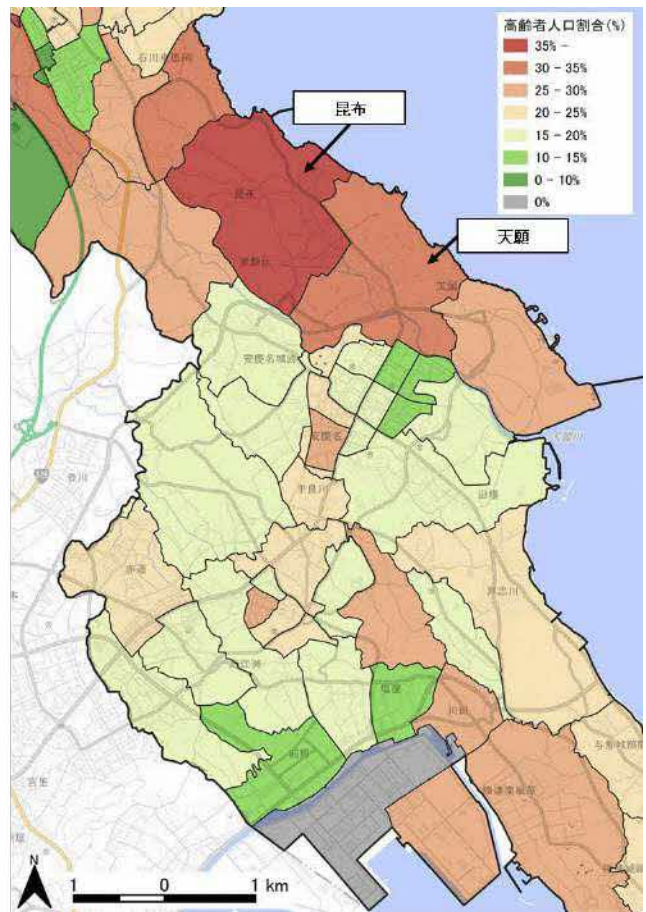


図 高齢者人口の割合（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査、国勢調査(令和2年)

【与勝地区】

勝連南風原や与那城屋慶名、勝連平敷屋、勝連平安名等において、高齢者が多い傾向があり、地震時の揺れとして、震度6強が想定されている。

当該地区の高齢化率は、地区内では比較的高い傾向もあることから、地震時の避難行動等に課題がある可能性があり、避難行動等について事前の検討が重要である。

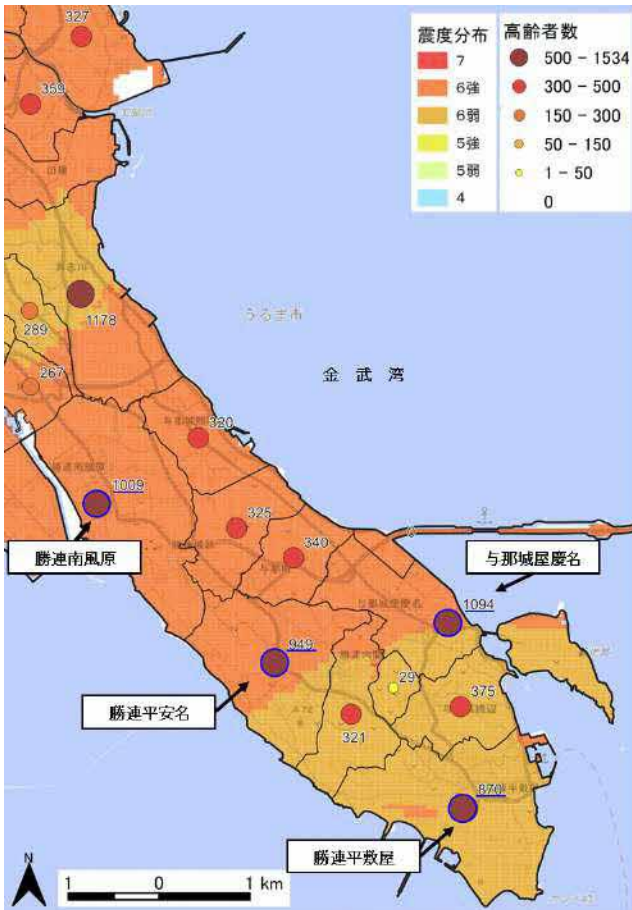


図 想定地震×高齢者分布（与勝地区）

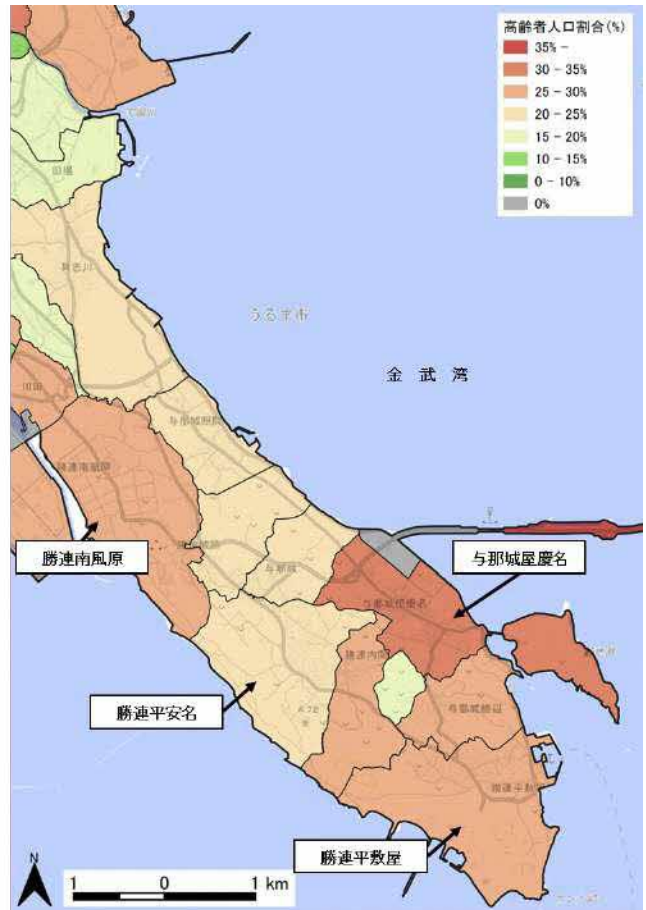


図 高齢者人口の割合（与勝地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査、国勢調査(令和2年)

第1章 総則

【島しょ地区】

島しょ地区の全体的な傾向として、高齢化率が高い傾向がある。

想定される震度は5強から6弱で、市街地が島内でも集約している傾向があることから、地域全体で相互に支援しての避難行動等は比較的实施しやすいと考えられるが、高齢者の移動特性等を踏まえた検討が重要と考えられる。

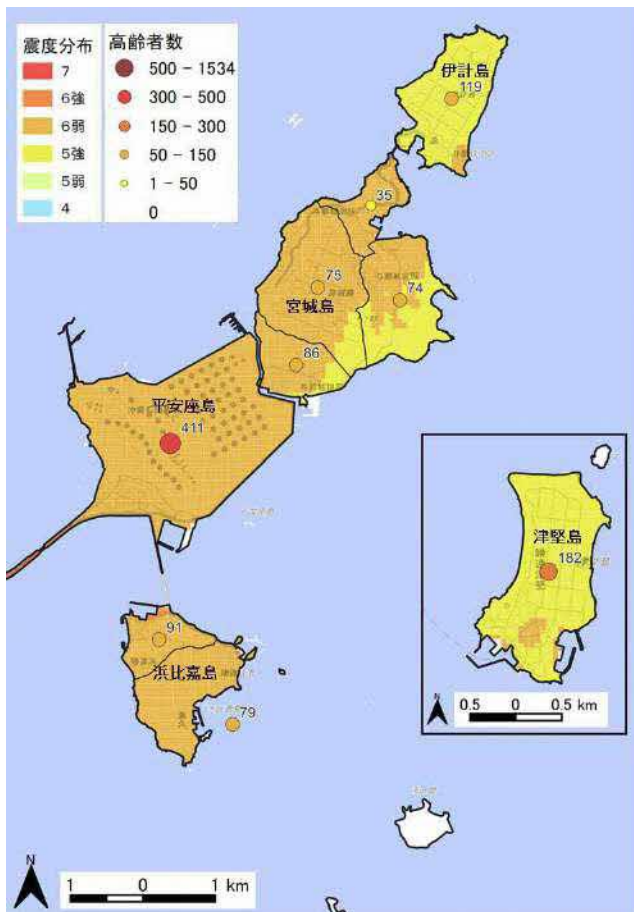


図 想定地震×高齢者分布（島しょ地区）

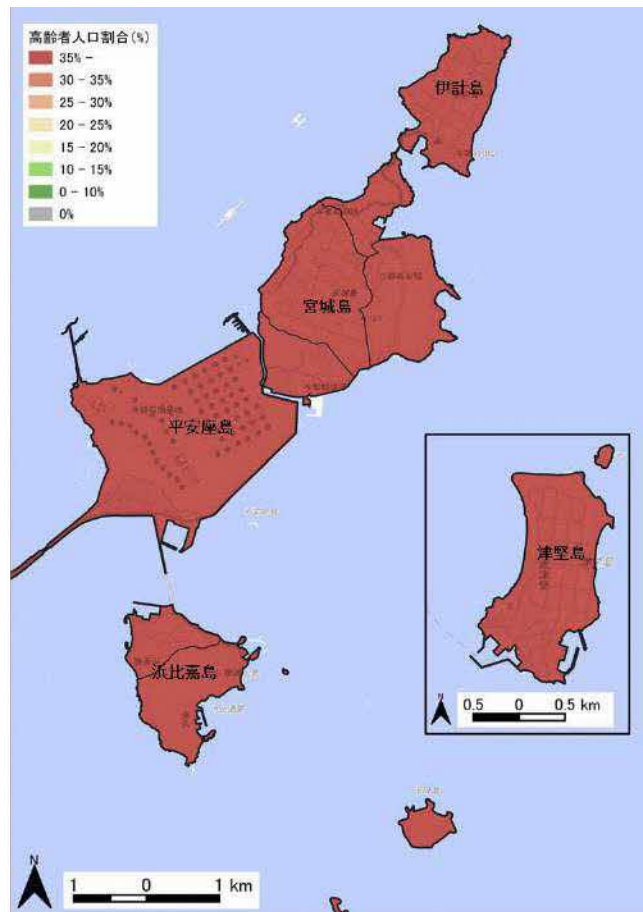


図 高齢者人口の割合（島しょ地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査、国勢調査(令和2年)

2 津波

「沖縄県津波被害想定調査報告書（平成25年3月）」による被害想定を参考に、市の津波による被害を想定する。

なお、複数の想定津波*のうち、市に対して最も大きな影響を与えると考えられる津波を、本計画の想定条件とする。

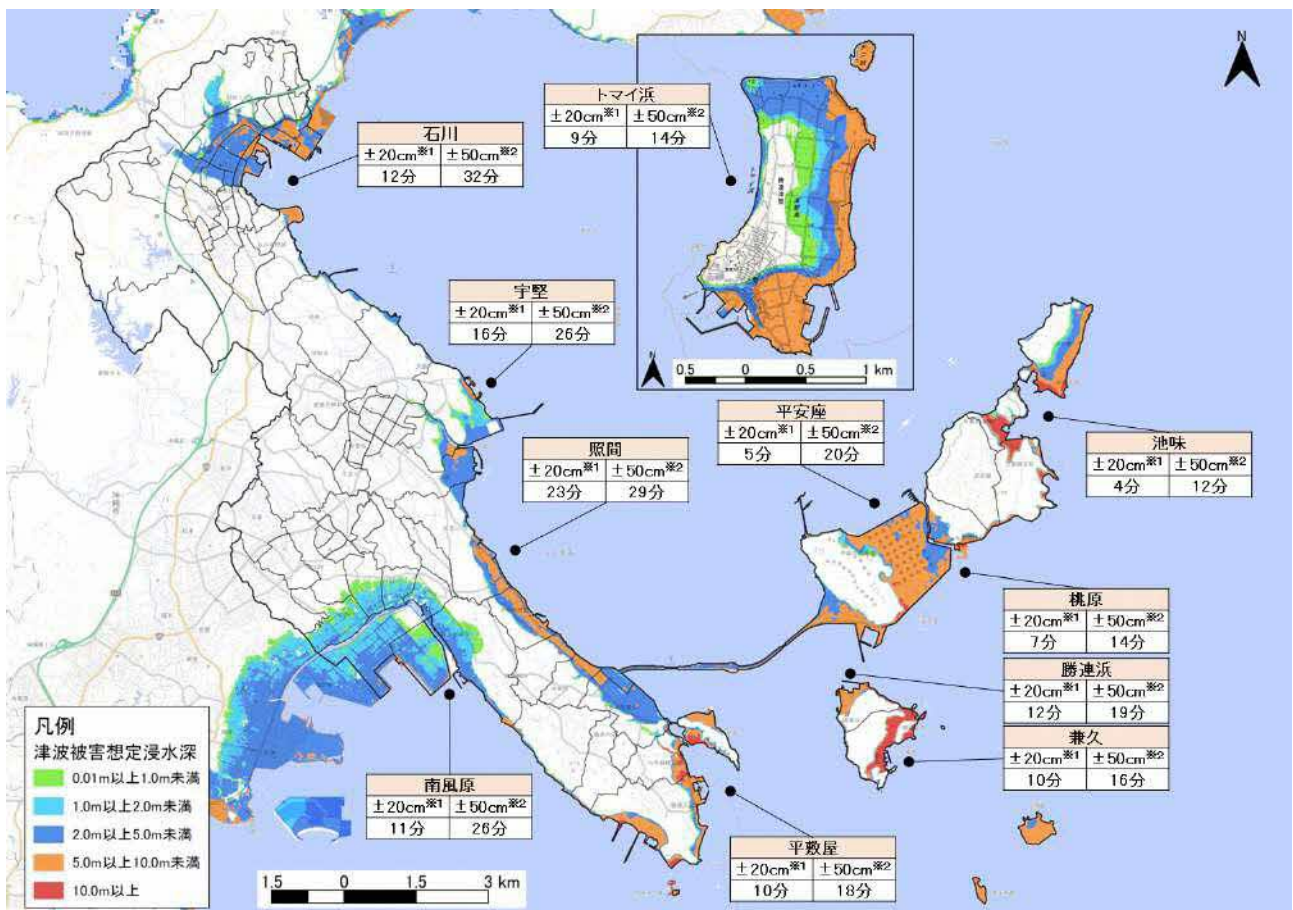
※「沖縄県津波被害想定調査報告書（平成25年3月）」では、15ケースの津波について想定されているが、各津波の確率規模については整理されていないため、市への影響が最大となる津波を対象とすることとした。

(1) 想定津波

① 想定津波による被害想定概要

八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震の三連動地震による津波を対象として被害を想定する。

石川地区、中城湾港新港地区、与勝地区東部、島しょ地区等の各地において、津波による浸水が想定されている。



※1 影響開始時間(±20cm)：海岸・海域の人命に影響が出るおそれのある水位変化(±20cm)が生じるまでの時間

※2 影響開始時間(+50cm)：避難に影響が出る恐れのある水位上昇(+50cm)が生じるまでの時間

図 想定津波（八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震の三連動地震による津波）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)

第1章 総則

(2) 防災アセスメント（津波版）

① 想定津波による社会基盤施設等への被害

港湾部周辺を中心に津波が想定されている。津波により市民への直接的な被害の他、港湾施設や緊急輸送道路等に被害を及ぼす可能性がある。港湾施設や緊急輸送道路等の被災により、地域の被害がより拡大する可能性がある。

【石川地区】

石川地区において広い範囲で浸水が想定され、港湾周辺では浸水深が5m以上となる。また、赤崎地区の一部が津波避難困難区域に設定されている。

津波の浸水想定範囲内に国道329号や県道255号線などの緊急輸送道路等が存在しており、災害時利用に影響する可能性が考えられる。

【具志川地区】

天願川下流や中城湾港新港地区の広い範囲で浸水が想定され、一部地域では浸水深が5m以上となる。また、中城湾港新港地区全域は津波避難困難区域に設定されている。

津波の浸水想定範囲内に県道33号線などの緊急輸送道路等が存在しており、災害時利用に影響する可能性が考えられる。

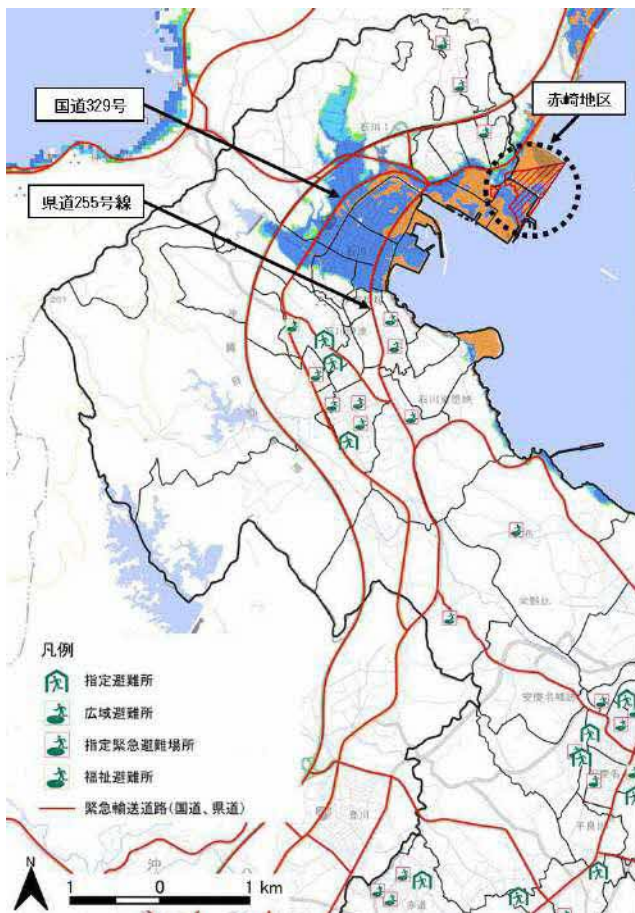


図 想定津波×社会基盤施設等（石川地区）

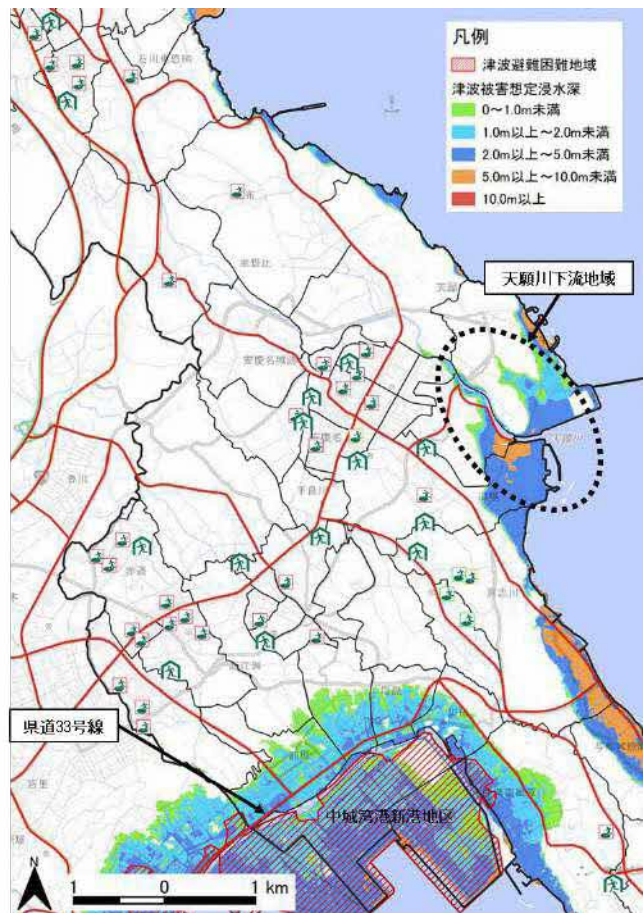


図 想定津波×社会基盤施設等（具志川地区）

参考：出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)及び沖縄県津波避難困難地域図等

【与勝地区】

金武湾沿岸を中心に2 m以上の浸水深となる区域が広がっており、一部では10 m以上となる区域も存在している。また、海中道路は避難困難区域に設定されている

津波の浸水想定範囲内に県道37号線などの緊急輸送道路等が存在しており、災害時利用に影響する可能性が考えられる。

【島しょ地区】

浜比嘉島の一部、宮城島の一部、伊計島の一部で10 mの津波浸水が想定されている。また、平安座島と津堅島の広い範囲で5 m以上の津波浸水が想定されている。

島しょ地区では、津波襲来時の海中道路利用者の避難行動が課題となる他、高台に至る道路が比較的限定的であることを踏まえて避難行動に対応することが重要と考えられる。

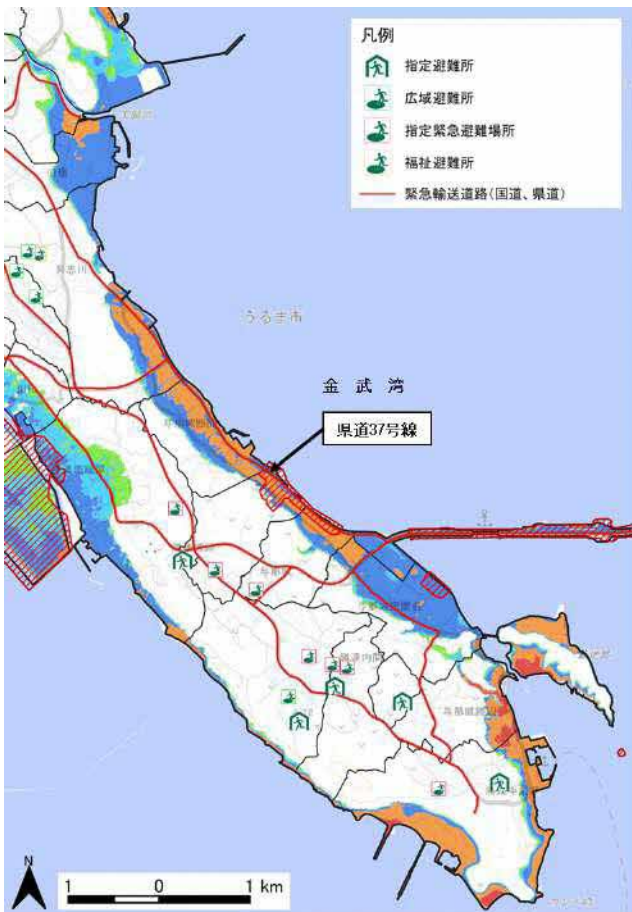


図 想定地震×社会基盤施設等（与勝地区）

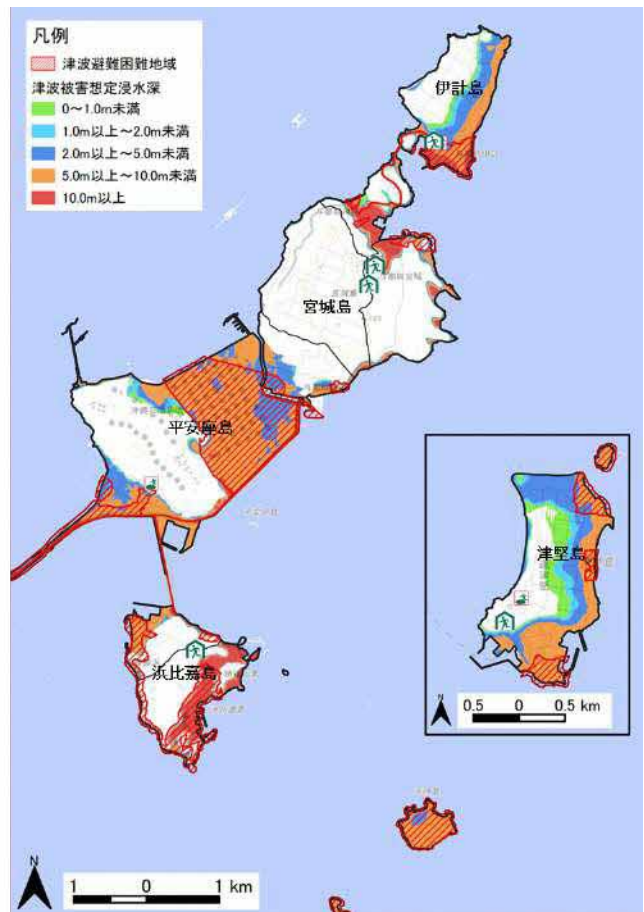


図 想定地震×社会基盤施設等（島しょ地区）

参考：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)及び沖縄県津波避難困難地域図等

第1章 総則

② 想定津波による避難への影響（全体人口）

沿岸部を中心に津波による浸水が想定されている。浸水想定区域内で、人口が集積している地域では、人的被害が拡大する可能性がある。

また、昼間時の人口分布は、夜間とは異なる集積状況にあり、留意が必要となる。

【石川地区】

浸水が想定される範囲のうち、特に石川一丁目・二丁目を中心として人口が集積しており、特に検討上の配慮が必要となる。

浸水想定範囲が比較的広範囲にわたることから、垂直避難を含めた対応が重要と考えられる。

【具志川地区】

浸水想定範囲は、地区内では比較的人口密度が低い地区が該当するが、キャンプコートニーや宇堅等、避難行動検討上で特徴的な施設が存在していることから、個別に留意した検討が重要と考えられる。

また、中城湾港新港地区は広い範囲で浸水が想定されており、立地企業の従業者等に留意した検討が重要と考えられる。

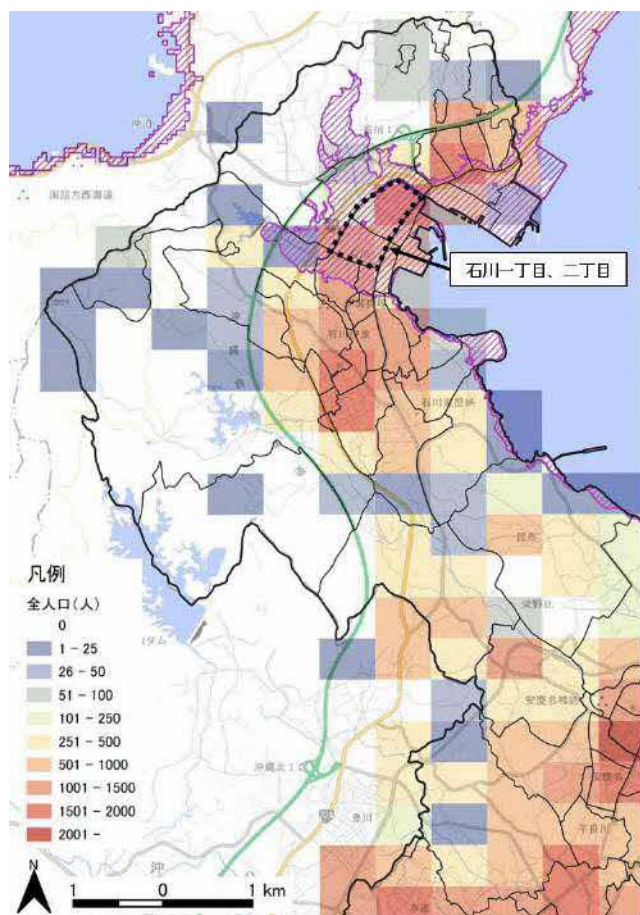


図 想定津波浸水区域×人口分布（石川地区）

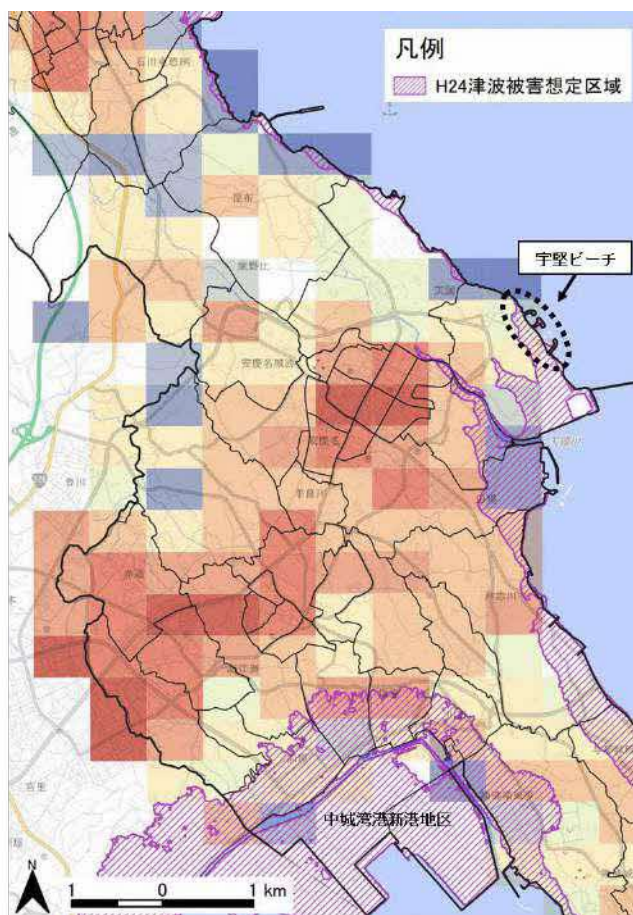


図 想定津波浸水区域×人口分布（具志川地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

【与勝地区】

沿岸部を中心に浸水が想定される範囲が連なっている。浸水の奥行きが比較的短距離な地区も存在するが、与那城屋慶名等では、市街地が広く浸水することが想定されている。

また、島しょ地区に繋がる海中道路利用者の対応について留意が必要である。

【島しょ地区】

島しょ部では、居住人口は島内でも限定的な範囲に集積しており、市街地はほぼ浸水範囲に含まれている。島しょと連絡する海中道路が、津波襲来により機能不全になることも想定されることから、島内で完結する避難行動の検討が重要と考えられる。

平安座島の企業地は、広い範囲で浸水が想定されることから、長距離の移動も念頭においた検討が重要となる。また、伊計・大泊ビーチ等については、観光地としての特性も踏まえた検討が重要である。

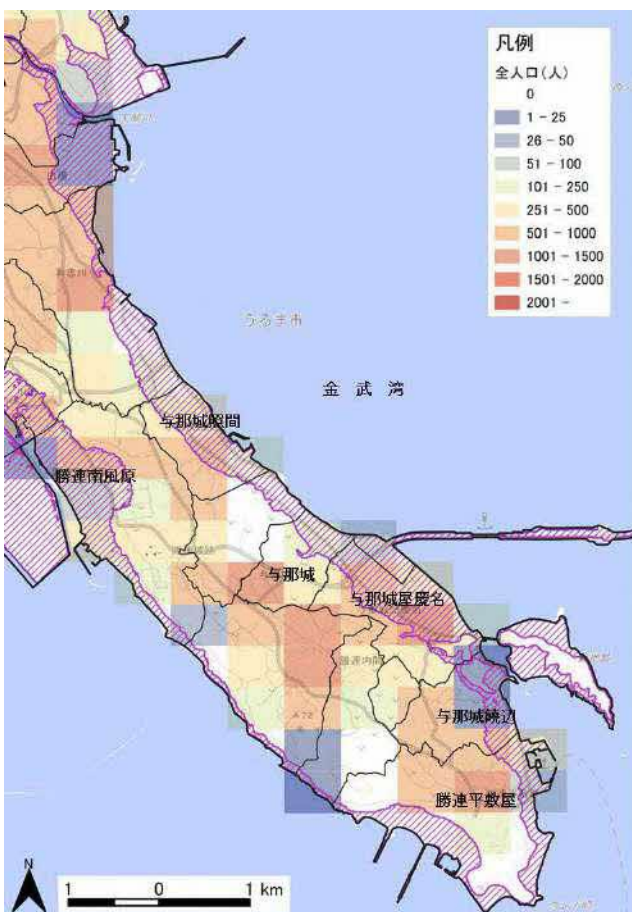


図 想定津波浸水区域×人口分布（与勝地区）

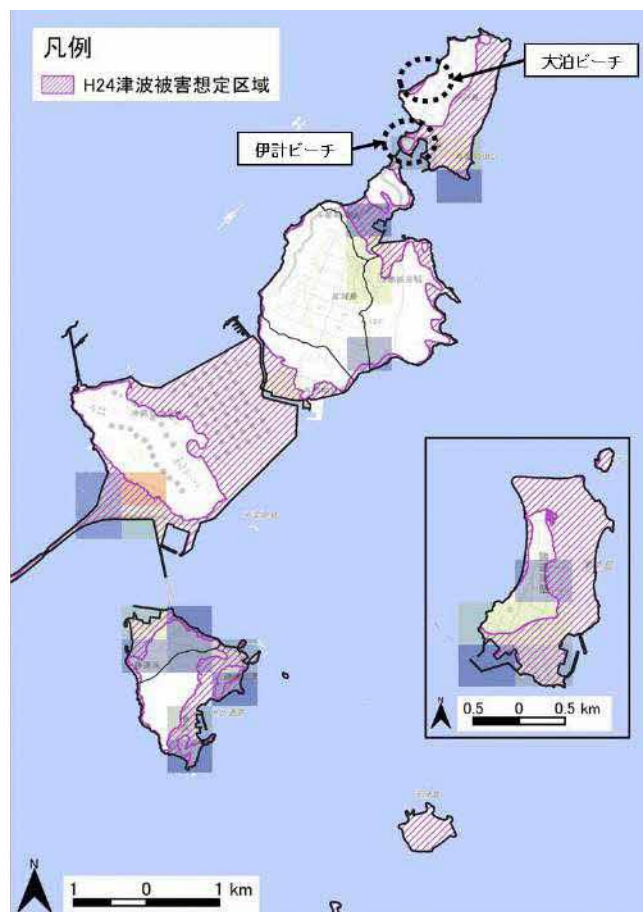


図 想定津波浸水区域×人口分布（島しょ地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成 25 年 3 月)、国勢調査(令和 2 年)

第1章 総則

③ 想定津波による建物被害の概要

臨海部周辺を中心に津波による浸水が想定されており、津波による建物被害も想定されている。

津波による建物倒壊は、建物内残留者への直接的な被害の他、がれきが浸水範囲内や港湾区域内に広く漂流する可能性があり、陸上・海上の輸送等に大きく影響する可能性もある。

【石川地区】

石川一丁目・二丁目を中心に建物全壊が想定されている。浸水想定区域で全壊棟数も多い地域では、緊急輸送道路である県道255号線をはじめとした地区内道路の機能低下が想定されることから、避難や緊急的な道路利用等を検討する必要がある。

【具志川地区】

天願川下流を中心として、建物全壊が想定されている。

また、中城湾港新港地区内及び周辺が浸水想定範囲となっており、緊急輸送道路である県道33号が通過していることなどを踏まえ、避難や緊急的な道路利用等を検討する必要がある。

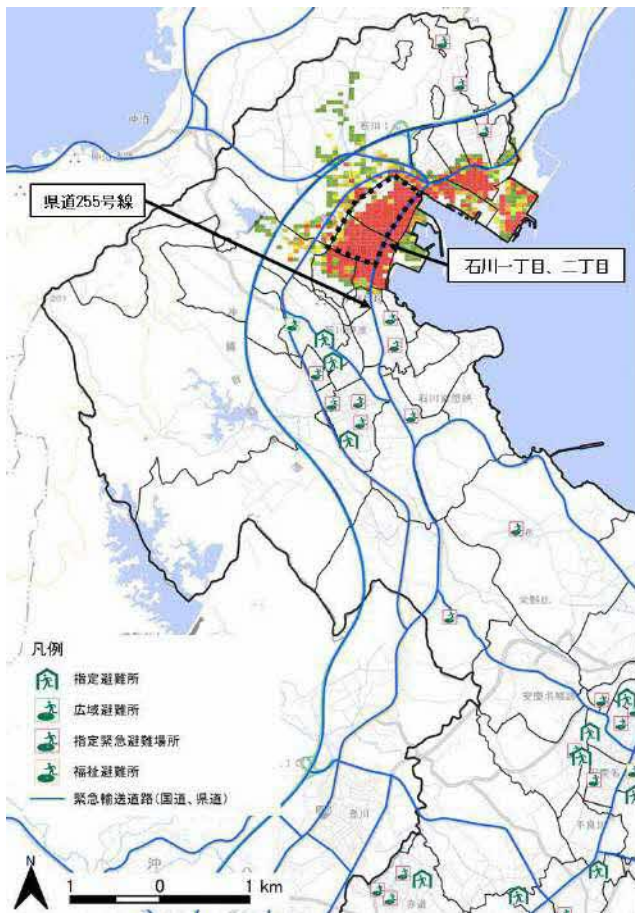


図 想定津波による建物被害（石川地区）

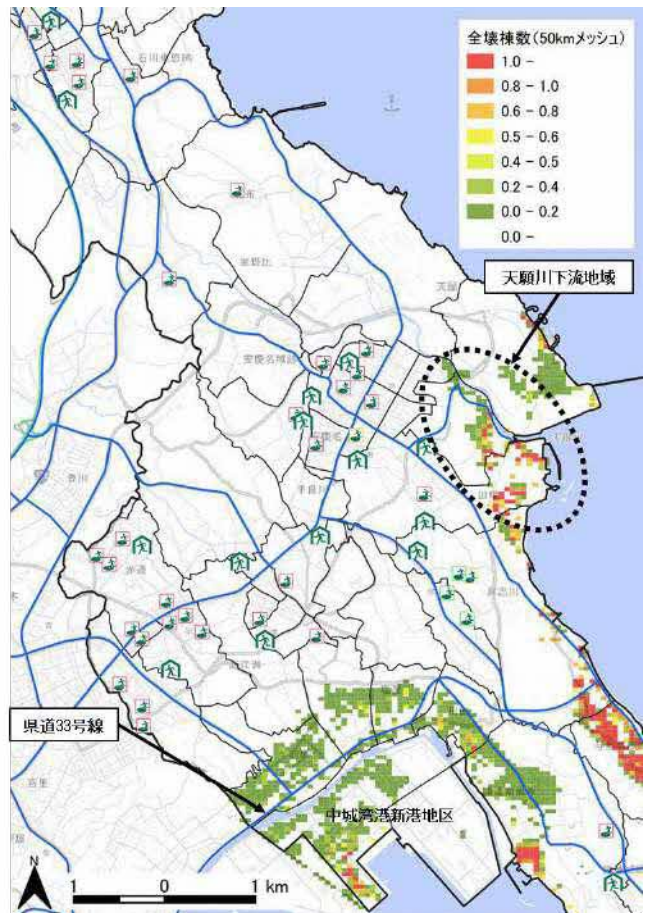


図 想定津波による建物被害（具志川地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

【与勝地区】

金武湾沿岸を中心に広い範囲で建物全壊が想定されている。

当該区域内を緊急輸送道路である県道37号線が通過していることを踏まえ、避難や緊急的な道路利用等を検討する必要がある。

【島しょ地区】

島しょ地区の港湾施設付近を中心に建物全壊が想定されている。地区内の道路を始め、港湾区域内の施設についても機能低下する可能性があることから、それらを念頭に対策を検討する必要がある。

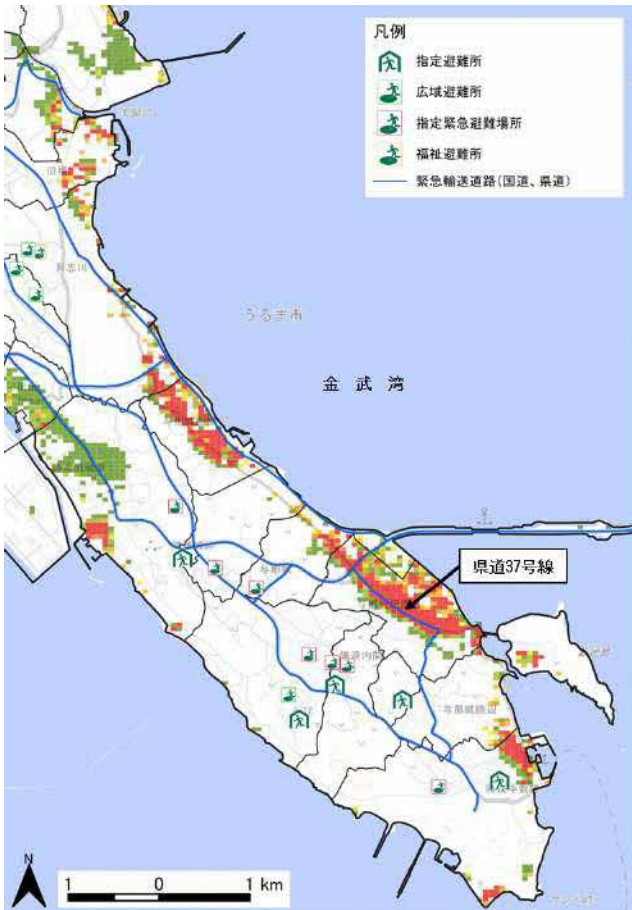


図 想定津波による建物被害（与勝地区）

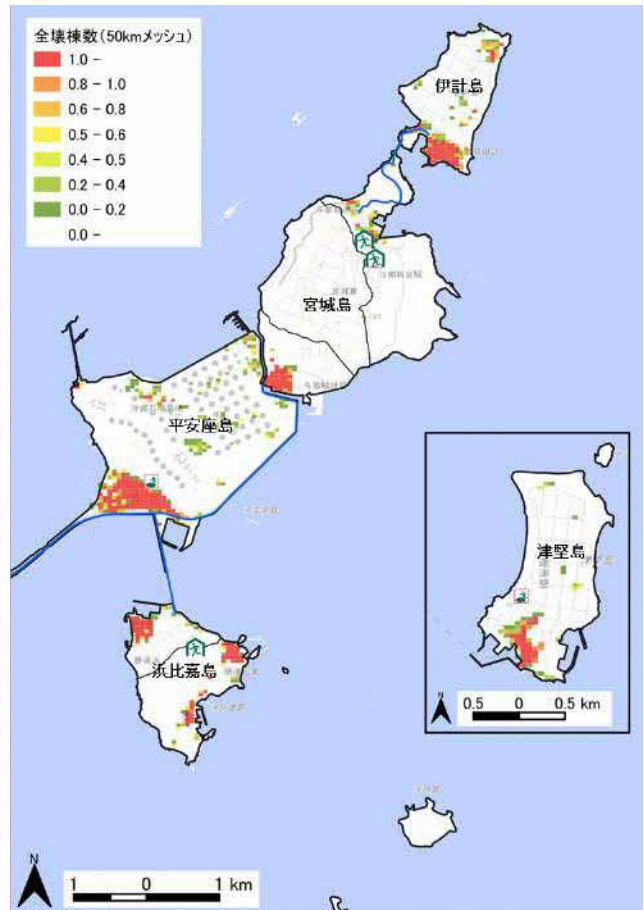


図 想定津波による建物被害（島しょ地区）

出典：平成25年度沖縄県地震被害想定調査

第1章 総則

④ 想定津波による高齢者への影響

津波の浸水リスクに対しては、地震発生直後からの避難行動が重要と考えられるが、高齢者等の移動に制約が想定される住民等については、特に留意が重要と考えられる。

【石川地区】

津波による浸水が想定される範囲のうち、石川一丁目・二丁目等では、比較的高齢者数が多い。

浸水範囲が一定程度広く、高齢者の移動可能性等を考慮し、垂直避難を含めた検討が必要となると考えられ、受け入れ可能人数等を考慮した避難対応等の検討が重要である。

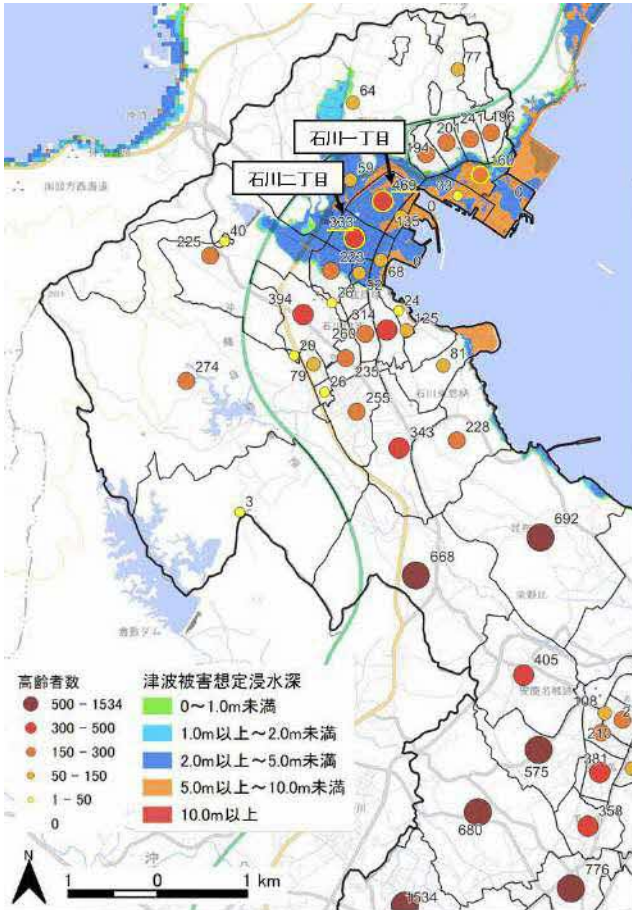


図 想定津波×高齢者分布（石川地区）

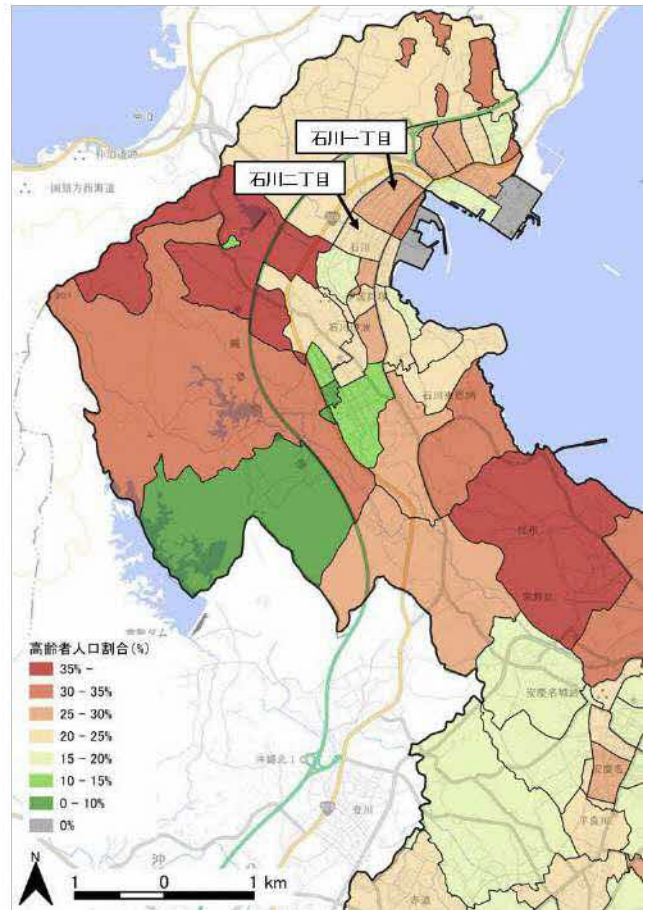


図 高齢者人口の割合（石川地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

【具志川地区】

津波による浸水が想定される範囲のうち、天願川下流や中城湾港新港地区の周辺は、浸水範囲が比較的広範囲にわたり、一定の高齢者数が存在することから、垂直避難を念頭に、避難対応等の検討が必要である。

特に、中城湾港新港地区は、多数の昼間人口の存在が想定されることにも配慮した検討が重要と考えられる。

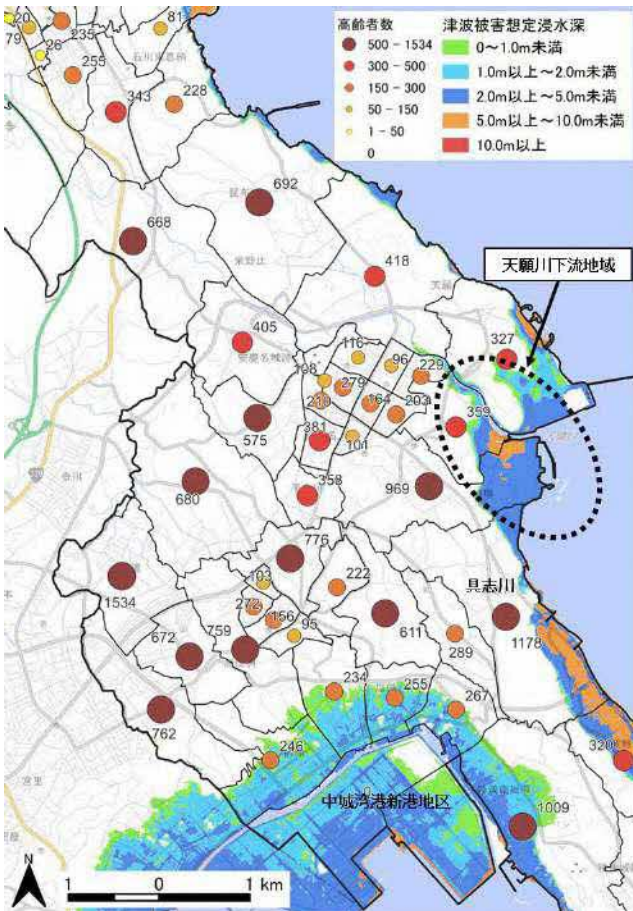


図 想定津波×高齢者分布（具志川地区）

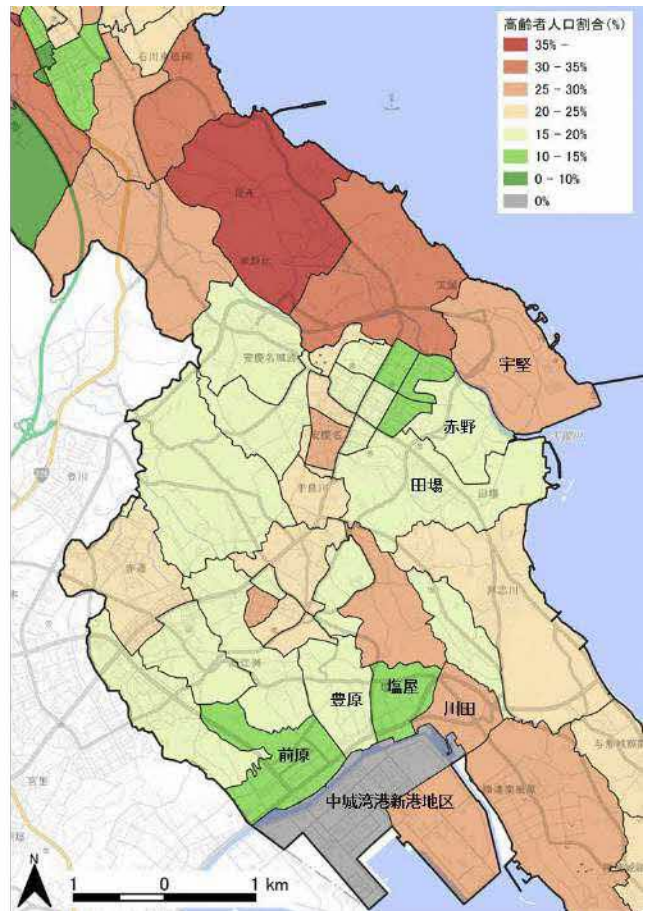


図 高齢者人口の割合（具志川地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

第1章 総則

【与勝地区】

臨海部を中心として、広い範囲で津波による浸水が想定されており、高齢者数も比較的多い傾向がある。

特に与那城饒辺地区では、一部で10mを超える浸水深となることも想定され、垂直避難の検討においても留意が必要である。極力内陸部の高台への避難が望ましいと考えられるが、高齢者の移動可能性等を踏まえた検討が重要である。

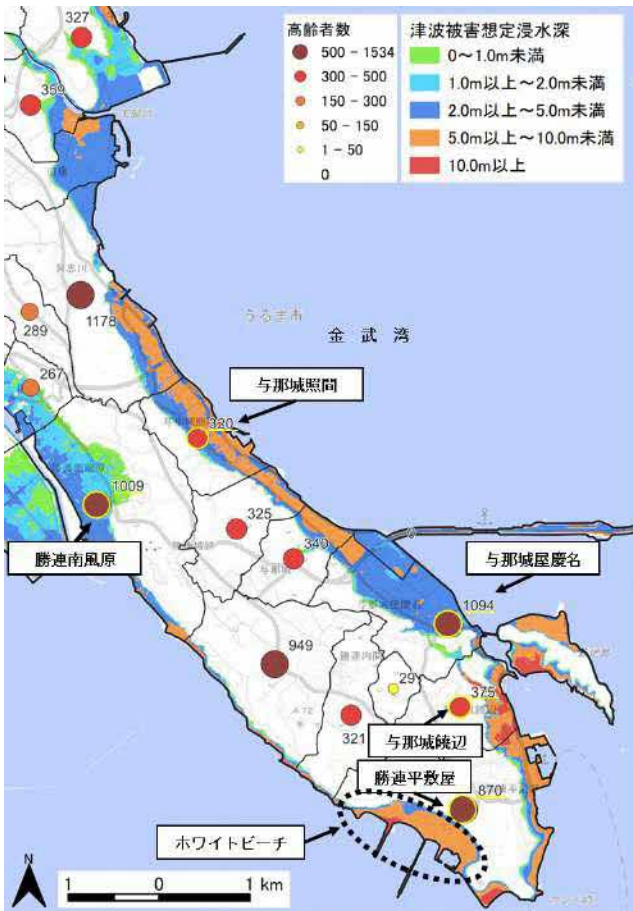


図 想定津波×高齢者分布（与勝地区）

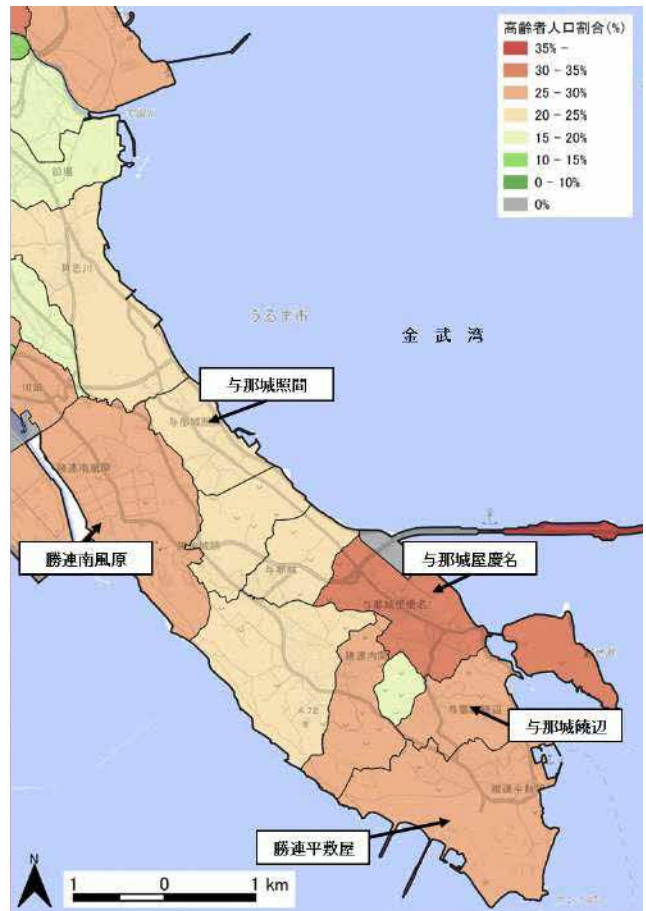


図 高齢者人口の割合（与勝地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

【島しょ地区】

島しょ地区では、全体的に高齢化率が高く、35%以上となる地区が主である。

津波により、島内の市街地の大部分が浸水し、一部で10mを超える浸水深も想定されていることから、垂直避難の検討においても留意が必要である。

極力内陸部の高台への避難が望ましいと考えられるが、高齢者の移動可能性等を踏まえた検討が重要である。

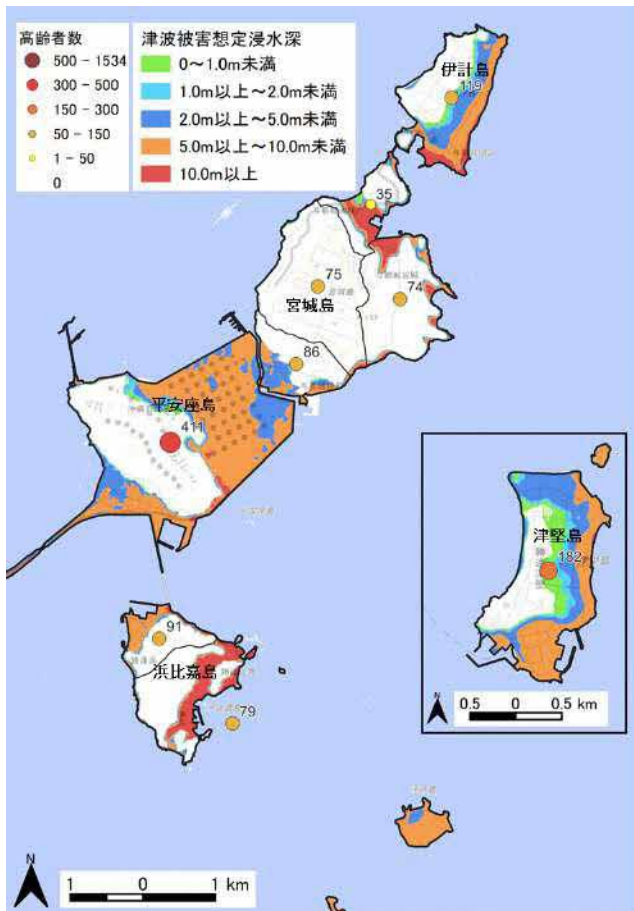


図 想定津波×高齢者分布（島しょ地区）

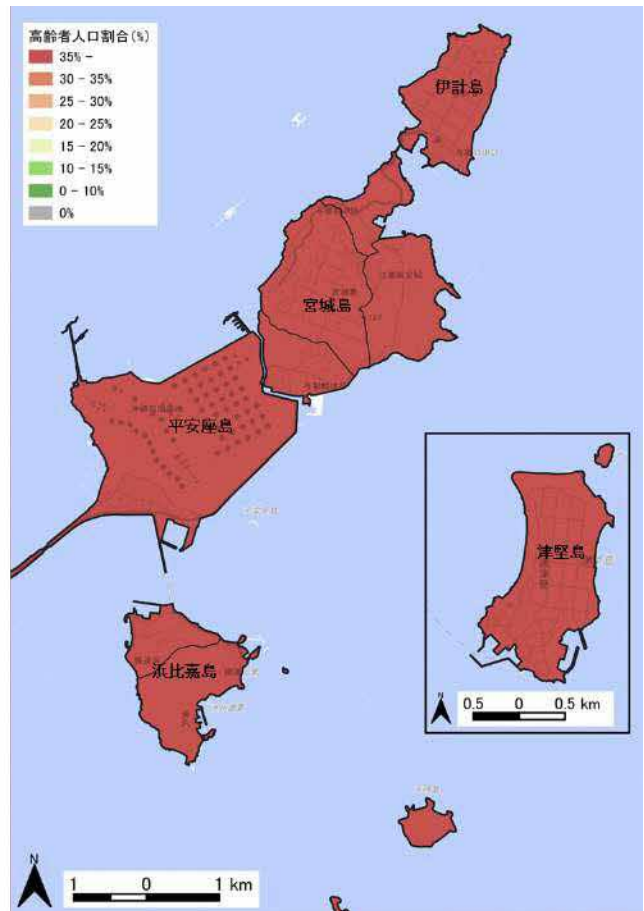


図 高齢者人口の割合（島しょ地区）

出典：沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)、国勢調査(令和2年)

第1章 総則

3 風水害

「沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）」による被害想定調査結果を参考に、うるま市の高潮を想定する。また、平成24年に指定された天願川浸水想定区域図と平成25年に指定された土砂災害危険区域等を参考にうるま市の洪水、土砂災害を想定する。

① 想定風水害

①想定台風5115（RUTH）、②想定台風6123（TILDA）、③想定台風7920（TIP）による高潮※を対象災害として想定する。

※沖縄本島及びその周辺諸島に被害をもたらした特徴的な3つの台風の最低気圧を既往最低の870hPaまで下げ、移動コースを本島周辺で最も大きな影響が出るように変更した以下①～③の仮想台風による高潮の最大の浸水範囲・浸水深を想定している。

- ①想定台風5115（RUTH）：沖縄本島の西側を北上する台風
- ②想定台風6123（TILDA）：沖縄本島の南側を西進する台風
- ③想定台風7920（TIP）：沖縄本島の東側を北上する台風

① 想定台風による高潮被害の概要

石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島等の沿岸部を中心として、高潮による浸水被害が想定されている。特に、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島では広い範囲で2.0m以上の高潮浸水が想定されている。

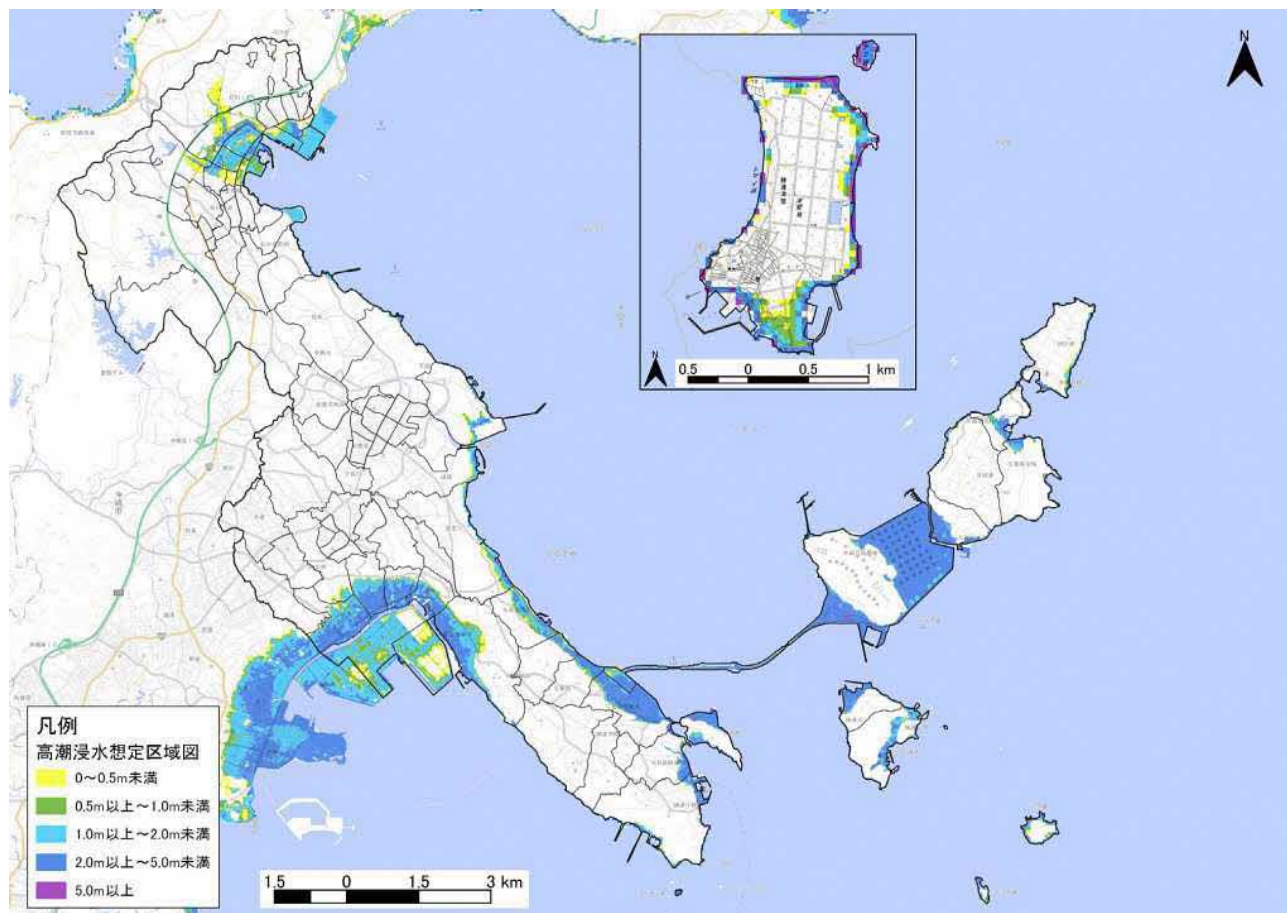


図 想定台風による高潮

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）

② 洪水災害・土砂災害の概要

市内には、石川川、天願川、川崎川及び屋慶名川があり、そのなかで、天願川については、水防法第14条により浸水想定区域として指定・公表されている。

また、土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地すべり）のおそれのある区域については、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」や「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」の指定が行われているが、本市では、49箇所で「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」が指定されている。

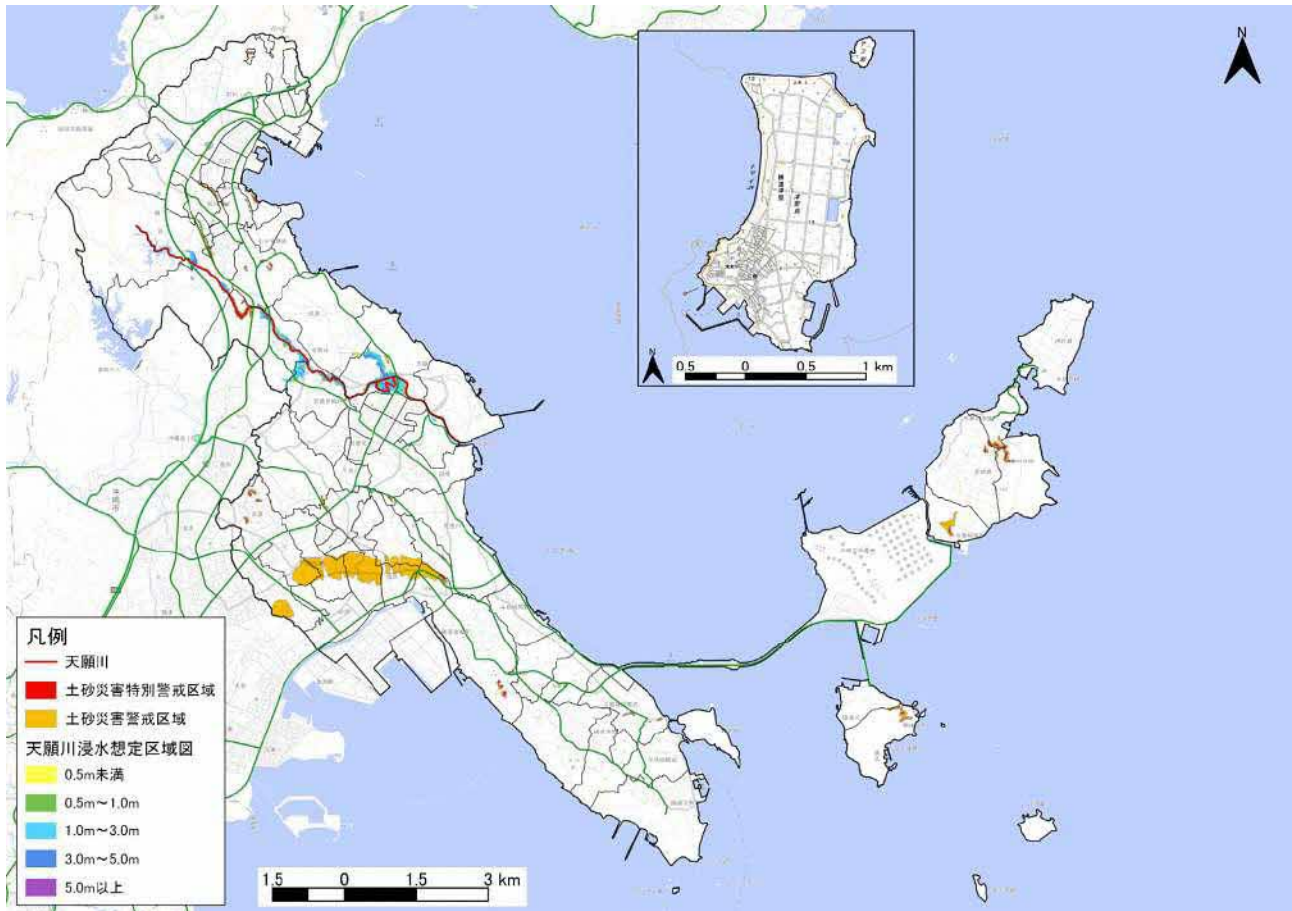


図 土砂・洪水災害

出典：天願川浸水想定区域図(令和2年10月)、沖縄県地図情報システム

第1章 総則

(2) 風水害時に想定される被害の概要

① 想定高潮による社会基盤施設等への被害

港湾部を中心に高潮による浸水が想定されている。浸水により港湾施設や緊急輸送道路、避難所等に被害を及ぼす可能性がある。港湾施設や緊急輸送道路、避難所等が被災することは、被害をより拡大させる可能性がある。

【石川地区】

石川地区を中心に浸水想定範囲が広がっており、一部では2 m以上の浸水深が想定されている。

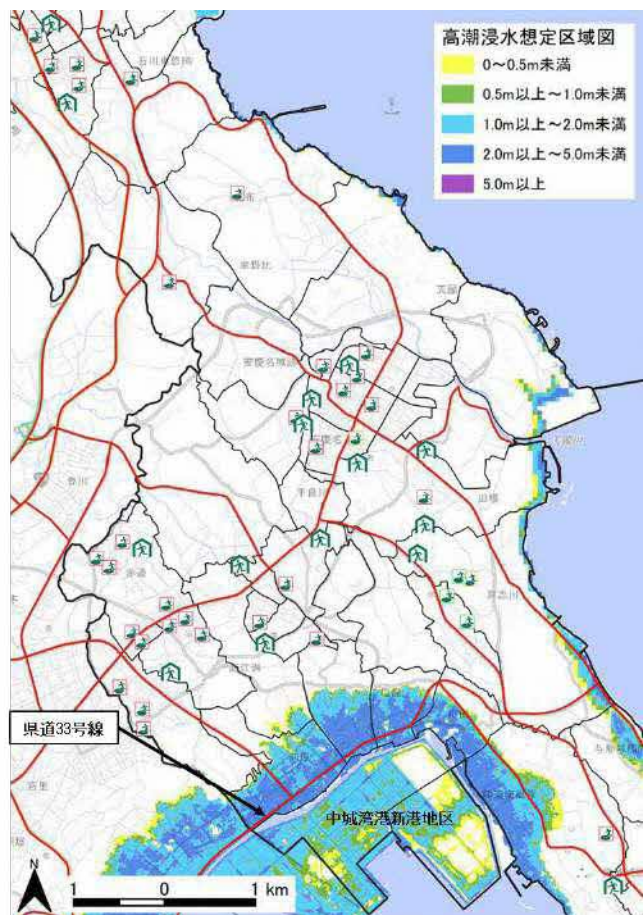
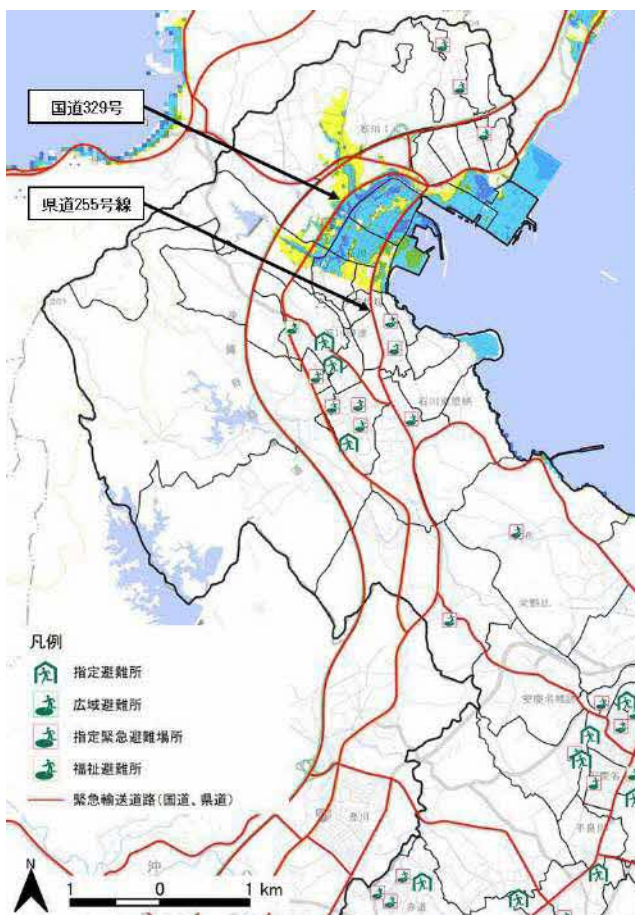
複数の避難場所等が、浸水想定区域内に立地しており、避難対応上の課題となる。

国道329号や県道255号線などの緊急輸送道路等が浸水範囲を通過しており、浸水時の利用に影響する可能性がある。

【具志川地区】

中城湾港新港地区を中心に広い範囲で浸水が想定されている。

県道33号線（緊急輸送道路）が浸水想定範囲を通過しており、被災時の利用に影響する可能性がある。



出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）

【与勝地区】

金武湾沿岸を中心に浸水想定範囲が広がっており、浸水想定深が2m以上となる区域が大部分を占めている。

複数の避難場所等が浸水想定区域内に立地しており、避難対応上の課題となる。

県道37号線（緊急輸送道路）が浸水想定範囲を通過しており、被災時の利用に影響する可能性がある。

【島しょ地区】

沿岸部を中心に浸水が想定される範囲が存在しており、特に平安座島では、広い範囲で最大2m以上の浸水深、津堅島では5m以上の浸水深が想定されている。

島しょ地区は、海中道路や港湾施設周辺を中心に高潮が想定されていることから、浸水により施設が破損した場合、孤立する可能性がある。



図 想定高潮×社会基盤施設等（与勝地区）

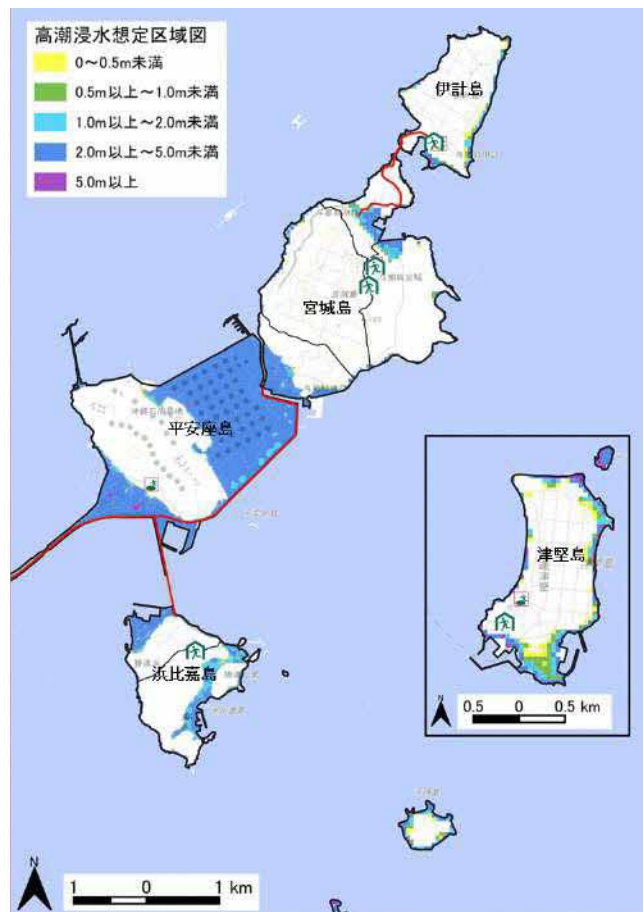


図 想定高潮×社会基盤施設等（島しょ地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）

第1章 総則

② 想定高潮による高齢者の避難への被害

高潮の浸水に対しては、気象情報等を活用した事前の避難行動が有効であるが、高齢者等の移動に制約が想定される住民等については、特に留意が重要と考えられる。

【石川地区】

高潮による浸水が想定される範囲には、臨港部の他、比較的高齢者が多い市街地（石川一丁目・二丁目）が含まれることから、当該地区を中心に避難行動等について事前の検討が重要である。

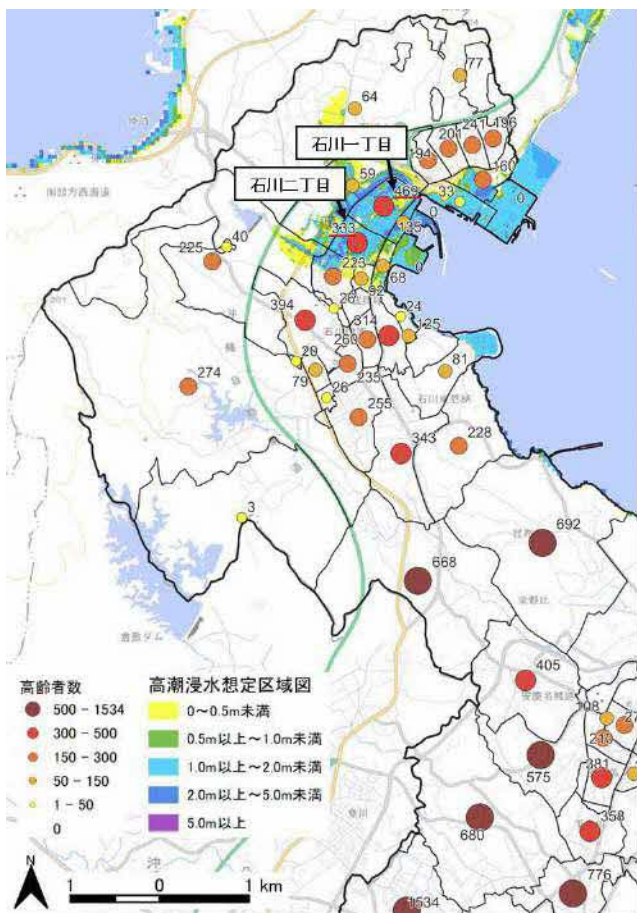


図 想定高潮×高齢者分布（石川地区）

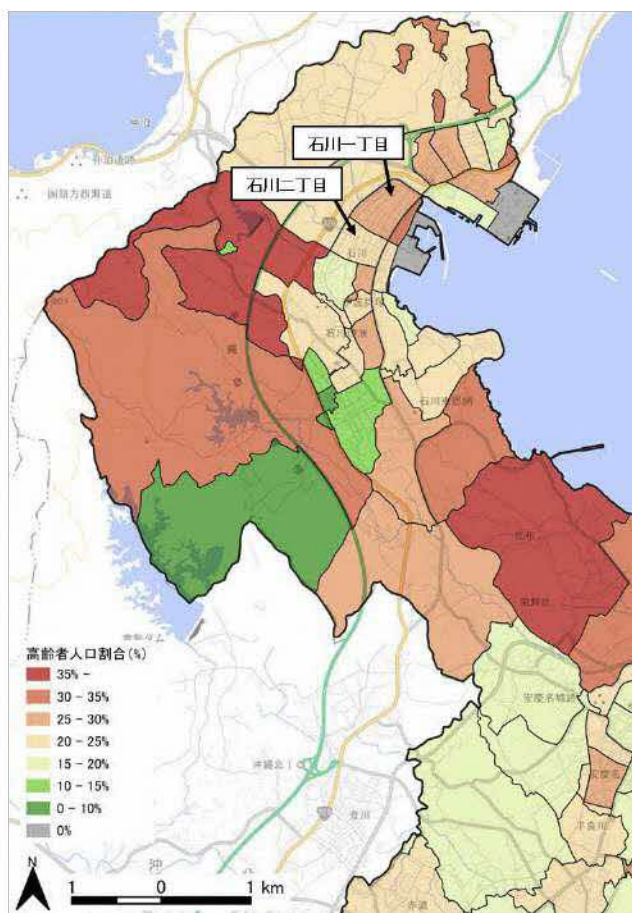


図 高齢者人口の割合（石川地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）、国勢調査（令和2年）

【具志川地区】

高潮による浸水が想定される範囲のうち、前原、豊原、塩屋、川田等の地区は、高齢化率は比較的高くないものの、高齢者数は各地区に250名前後が居住しており、留意した避難行動等の検討が重要である。

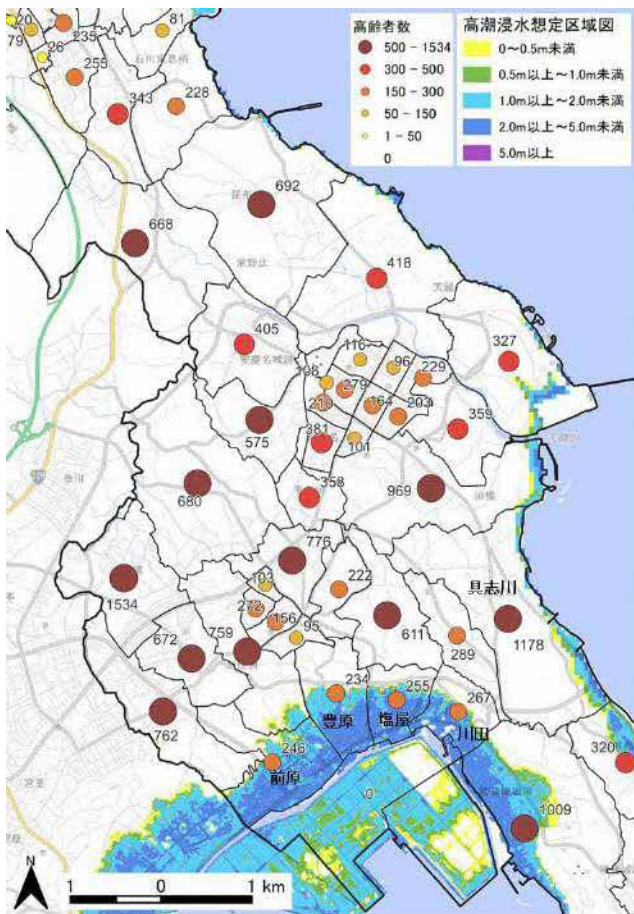


図 想定高潮×高齢者分布（具志川地区）

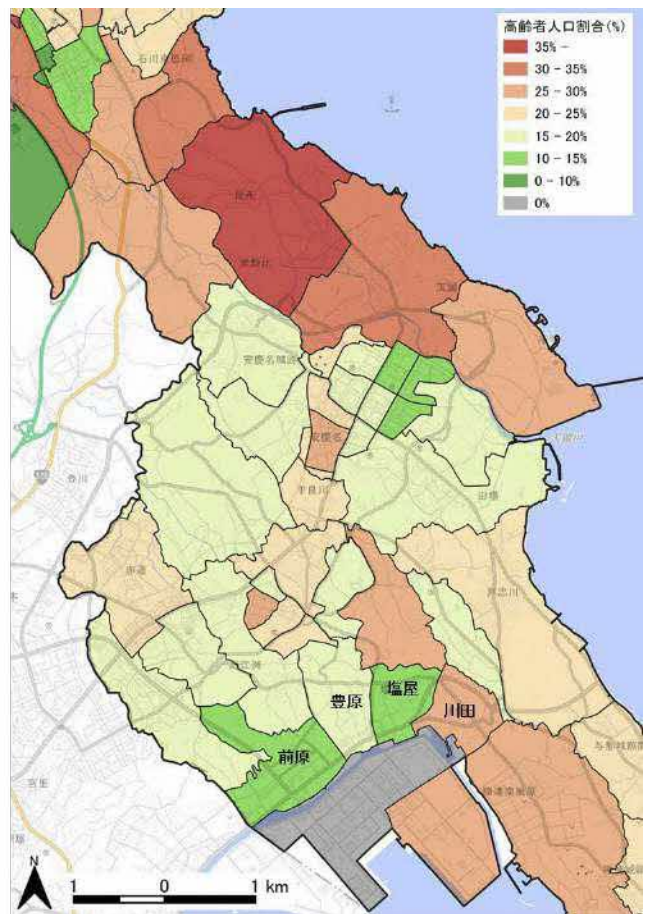


図 高齢者人口の割合（具志川地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）、国勢調査（令和2年）

第1章 総則

【与勝地区】

高潮による浸水が想定される範囲のうち、勝連南風原、与那城照間、与那城屋慶名地区は、高齢化率も20%以上と相対的に高く、高齢者数が多いことから、高齢者の存在を踏まえた避難行動等の検討が重要である。

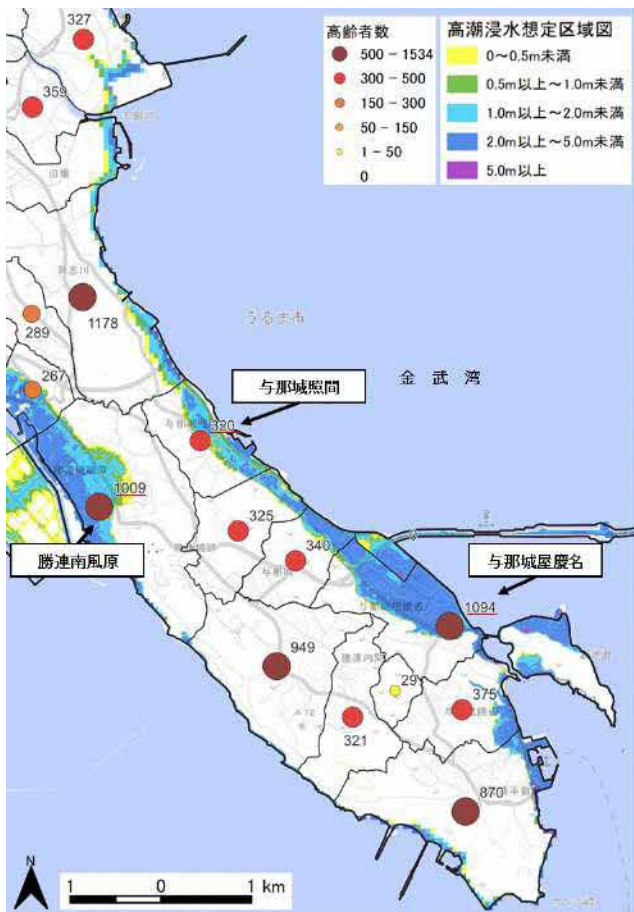


図 想定高潮×高齢者分布（与勝地区）

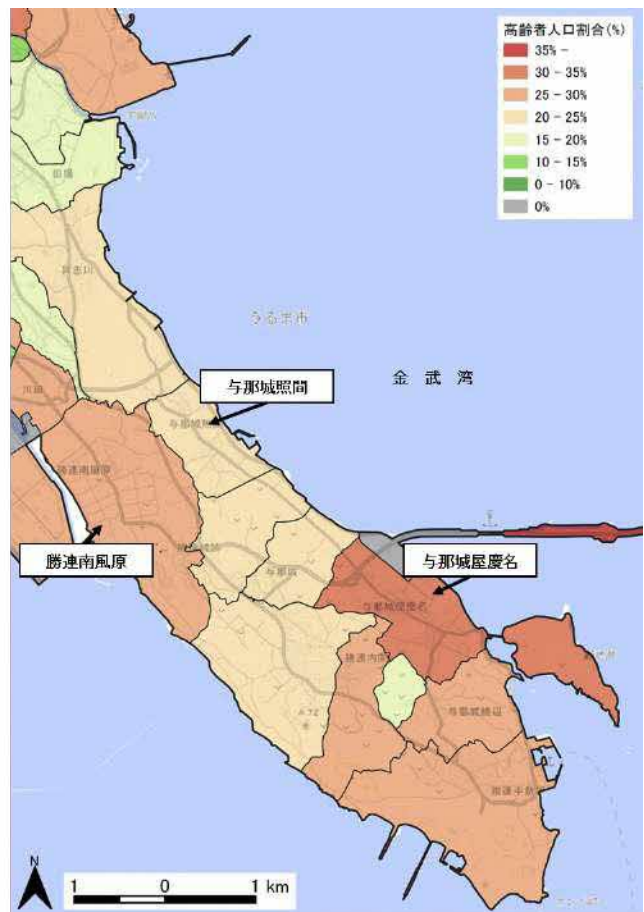


図 高齢者人口の割合（与勝地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）、国勢調査(令和2年)

【島しょ地区】

島しょ地区では、全体的に高齢化率が高く、35%以上となる地区が主である。

各島に高潮による浸水想定範囲が存在するが、浸水想定区域外となる範囲も存在するため、各集落の立地特性を踏まえた避難行動の検討が重要である。

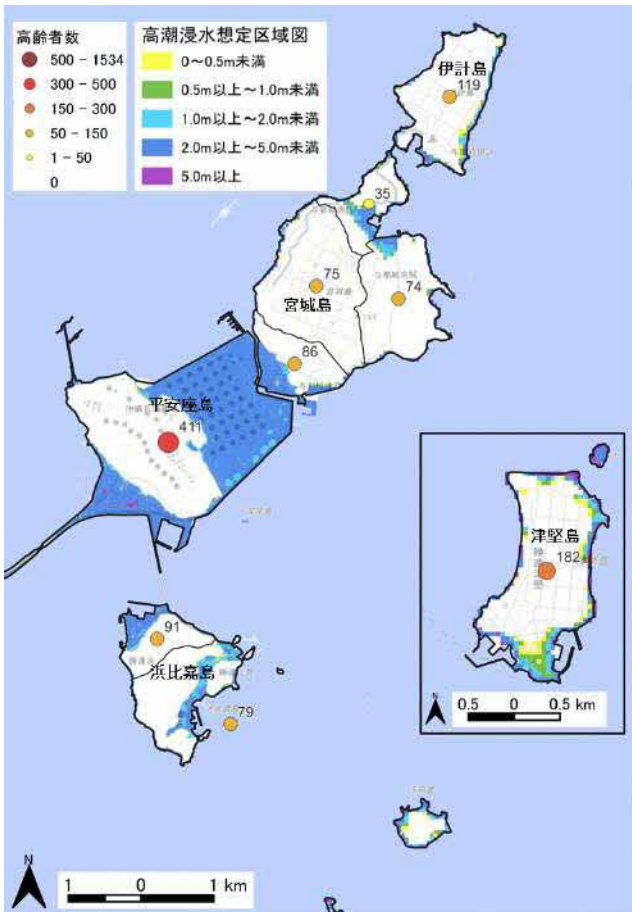


図 想定高潮×高齢者分布（島しょ地区）

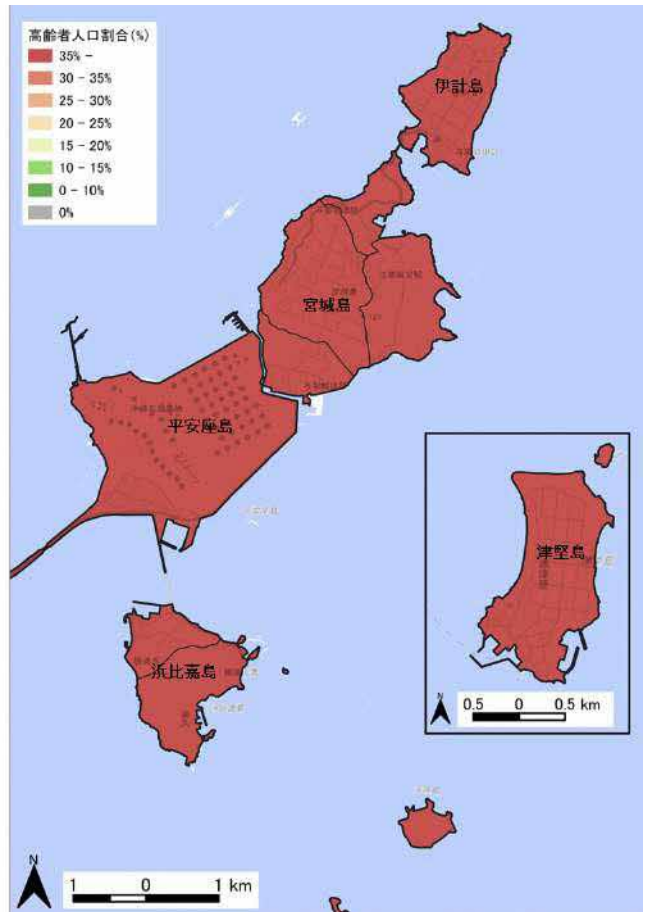


図 高齢者人口の割合（島しょ地区）

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査概要報告書（平成19年3月）、国勢調査（令和2年）

第1章 総則

③ 土砂災害警戒区域による社会基盤施設等への被害

土砂災害警戒区域においては、建物等が甚大な被害を受ける可能性があり、住宅等をはじめ、防災上の重要施設等の立地を回避することが重要となる。

【石川地区】

石川地区では、土砂災害警戒区域は比較的少ないが、市街地内に分布しており、発生時の宅地等への影響が懸念される。また、県道75号線の沿道に土砂災害警戒区域があり、土砂災害が発生した場合、県道75号線の利用に影響する可能性がある。

大雨時、天願川の洪水により、県道255号線は天願川と交差している箇所寸断される可能性がある。

【具志川地区】

県道16号線の北部を中心に土砂災害警戒区域が分布している。

大雨時、天願川の洪水により、県道75号線は天願川と交差している箇所寸断される可能性がある。



図 土砂災害×社会基盤施設等（石川地区）

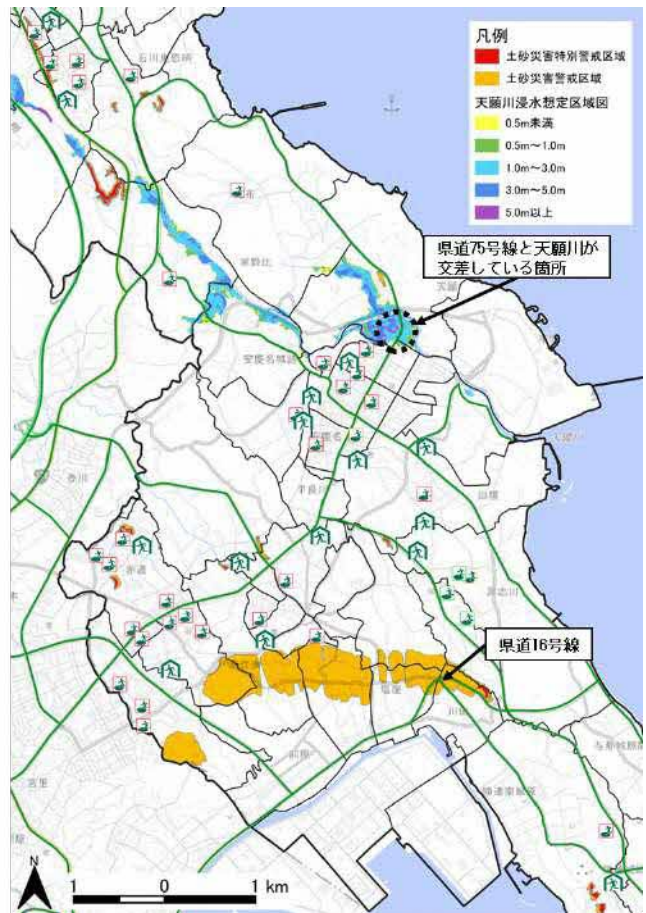


図 土砂災害×社会基盤施設等（具志川地区）

出典：天願川浸水想定区域図(令和2年10月)、沖縄県地図情報システム

【与勝地区】

与勝地区での土砂災害警戒区域は、南風原（シートピア勝連）と屋慶名地区に分布している。

また、県道37号線の沿道に土砂災害警戒区域があり、土砂災害が発生した場合、県道37号線の利用に影響する可能性がある。

【島しょ地区】

島しょ地区での土砂災害警戒区域は、主に宮城島（池味、上原、宮城）と浜比嘉島（浜、比嘉）に分布している。

宮城島の島しょ地域交流施設と宮城地区集落総合管理施設（池味公民館）周辺や浜比嘉島の旧比嘉小学校特別教室棟周辺に土砂災害警戒区域が分布しており、留意が必要である。



図 土砂災害×社会基盤施設等（与勝地区）

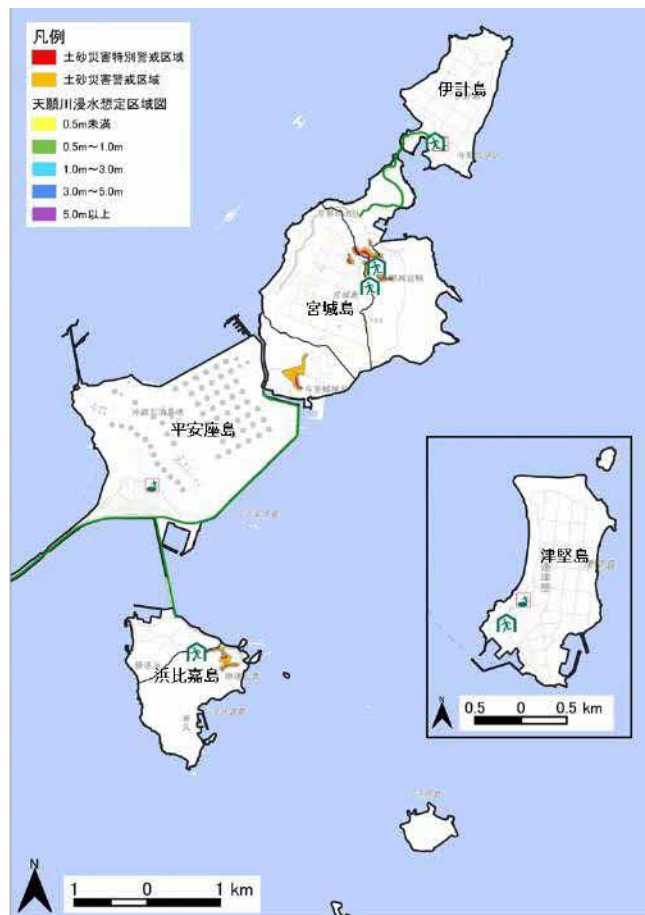


図 土砂災害×社会基盤施設等（島しょ地区）

出典：天願川浸水想定区域図(令和2年10月)、沖縄県地図情報システム

第1章 総則

4 石油コンビナート災害想定

石油コンビナート災害が発生した場合、沖縄県石油コンビナート等防災計画（平成30年3月修正）に基づき、以下に記載したとおり、コンビナート施設設置者や防災関係機関と連携して迅速に被害状況を把握し、的確な応急対策を実施することにより、二次災害の発生を防御し、被害を最小限にとどめる必要がある。

(1) 平常時の災害想定

平常時の事故については、起こりうる災害の発生危険度と影響度の双方をもとに、次の考え方で想定災害を抽出し、対策の優先順位を示した。

- ・ 第1段階の想定災害：現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害
（災害の発生頻度がBレベル(10^{-5} 件/年・基)以上の災害)
→ 影響度が大きい(影響距離100m以上の)ものは対策上の優先度が高い。
- ・ 第2段階の想定災害：発生する可能性は小さいが、万一に備え対策を検討しておくべき災害
（災害の発生頻度がCレベル(10^{-6} 件/年・基)の災害)
→ 影響度が大きい(影響距離100m以上の)ものは対策上の優先度が高い。

災害発生の危険度の高い災害（第1段階・第2段階）を抽出した結果は次表のとおりである。

これらの災害事象による影響範囲は概ね施設周辺にとどまるが、高圧ガスタンクでは、一般地域に影響を及ぼす可能性がある。

平常時の事故・災害の評価結果（表内の数値は施設数を表す）

設 施	災害事象	第1段階の想定災害	第2段階の想定災害
危 険 物 タ ン ク	小量流出火災	6 8	6
	中量流出火災	3	6 7
	仕切堤内流出火災	—	1
	防油堤内流出火災	—	1
	防油堤外流出火災	—	—
	タンク小火災/リム火災	2	6 8
	リング火災	—	1
	タンク全面火災	—	3
ガ ス タ ン ク	小量流出爆発・火災	7	—
	中量流出爆発・火災	—	7
	大量流出爆発・火災	—	7
	全量流出爆発・火災	—	—

出典：沖縄県石油コンビナート等防災計画 ※平安座地区のみ抜粋

※可燃性ガスタンクでは、フラッシュ火災の発生も考えられるが、爆発火災の影響範囲のほうが大きいことを確認できたことから、ガス爆発の結果で代表することとした。

(2) 短周期地震動による被害

短周期地震動による被害については、沖縄県地震被害想定調査(平成25年度)に取り上げられている25の地震のうち、コンビナート区域に最大の影響を及ぼす「沖縄本島南東沖3連動地震」の発生を前提として、起こりうる災害の発生危険度と影響度の双方をもとに、次の考え方で想定災害を抽出し、対策の優先順位を示した。

- ・ 第1段階の想定災害：現実的に起こりうると考えて対策を検討しておくべき災害
(災害の発生確率がBレベル(10^{-3} 程度)以上の災害)
→ 影響度が大きい(100m以上の)ものは対策上の優先度が高い。
- ・ 第2段階の想定災害：発生する可能性は小さいが、万一に備え対策を検討しておくべき災害
(災害の発生確率がCレベル(10^{-4})程度の災害)
→ 影響度が大きい(100m以上の)ものは対策上の優先度が高い。

災害発生の危険度の高い災害(第1段階・第2段階)を抽出した結果は次表のとおりである。

これらの災害事象による影響範囲は概ね施設周辺にとどまるが、危険物タンクでは、災害が発生した場合に一般地域に影響を及ぼす可能性がある。

短周期地震動による被害の評価結果(表内の数値は施設数を表す)

施設	災害事象	第1段階の想定災害	第2段階の想定災害
危険物タンク	小量流出火災	53	17
	中量流出火災	9	61
	仕切堤内流出火災	1	6
	防油堤内流出火災	—	8
	防油堤外流出火災	—	—
	タンク小火災/リム火災	地震時のタンク火災は、主としてスロッシング現象によるものと考えられるため、確率的評価の対象外とし、別途確定的な手法を用いて評価を行った(③参照)。	
	リング火災		
タンク全面火災			
ガスタンク	小量流出爆発・火災	—	7
	中量流出爆発・火災	—	—
	大量流出爆発・火災	—	—
	全量流出爆発・火災	—	—

出典：沖縄県石油コンビナート等防災計画 ※平安座地区のみ抜粋

※可燃性ガスタンクでは、フラッシュ火災の発生も考えられるが、爆発火災の影響範囲のほうが大きいことを確認できたことから、ガス爆発の結果で代表することとした。

第1章 総則

(3) 長周期地震動によるスロッシング被害

長周期地震動による被害については、危険物タンクのスロッシング被害に着目し、コンビナート区域に最大の影響を及ぼす「沖縄本島南東沖3連動地震」の発生を前提として、スロッシング最大波高の推定、溢流可能性の評価と溢流量の推定を行った。

また、スロッシングに伴い火災が発生した場合を想定して、火災による放射熱の影響の評価を行った。さらに、定量的評価が難しい他の災害事象については、過去の災害事例を踏まえ、定性的に危険性の検討を行った。

評価結果を要約すると、次のとおりとなる。

- ① 「沖縄本島南東沖3連動地震」の速度応答スペクトルの推定結果から、すべての周期帯（すなわちすべての危険物タンク）において、消防法の想定を上回る。
- ② 危険物タンクの貯蔵量を満液として想定した場合、スロッシング波高は3.0～4.8mと推定され、すべての危険物タンクにおいて、スロッシング最大波高が余裕空間高さを上回ることから、スロッシングによる被害想定は以下のとおりである。

㉞ 浮き屋根式タンクについて

- ㉞a タンク上部から内容物が溢流する危険性が高い。最大溢流量はコンビナート全体で約36万klとなる。溢流した内容物が着火した場合には、タンク周辺（防油堤内）の流出火災となる。
- ㉞b 浮き屋根上へ流出する可能性があり、着火した場合には屋根上で火災となり、浮き屋根の損傷、沈降に至る可能性もある。また、浮き屋根上に流出した油がルーフトレン配管から防油堤内に流出する可能性がある。
- ㉞c ドレン配管が破損する危険性が高く、ドレン排水口の遮断に失敗した場合には、防油堤内大量流出に至る危険性が考えられる。流出油に着火した場合は、防油堤内流出火災となる。
- ㉞d 引火危険性の高い第1石油類を貯蔵しているタンクでは、タンク火災（リム火災・リング火災・全面火災）に至る危険性が大きい。

㉟ 内部浮き蓋式タンクについて

- ㉟a 浮き蓋上への流出や、浮き蓋の沈降によりタンク上部の空間に可燃性蒸気が滞留し、着火した場合には爆発し、タンク火災（小火災・全面火災）に至る危険性がある。
- ㉟b 内容物が屋根に衝突すると、タンクの屋根と側板との接合部を破損する可能性がある。破損により、内容物が流出し、着火した場合にはタンク周辺（防油堤内）の流出火災、同時にタンク火災（小火災、全面火災）となる危険性がある。

㊱ 固定屋根式タンクでのスロッシングによる被害について

内容物が屋根に衝突すると、側板との接合部を破損し内容物が溢流する可能性がある。流出油に着火した場合には、タンク周辺（防油堤内）の流出火災、同時にタンク火災（小火災、全面火災）となる危険性がある。

- ③ 対象地域内には石油の備蓄基地があり、同形のタンクが多数あること、これらのタンクはほぼ満液状態で運用されていることから、多数のタンクで同じようにスロッシングが生じ、溢流やタンク火災が発生する危険性がある。
- ④ タンク全面火災を想定した場合の放射熱の最大影響半径は150m程度、防油堤内流出火災を

想定した場合の放射熱の最大影響半径は320m程度となる。

(4) 津波による被害

津波による被害については、沖縄県地域防災計画（令和3年6月修正）の津波浸水想定における考え方を踏襲し、「切迫性の高い津波」と「最大クラスの津波」を設定し、それぞれにおいて、危険物タンク及びガスタンクの浸水深を抽出した。

また、浸水が予想される危険物タンクについては、移動被害の有無に関する判定を行った。さらに、定量的評価が難しい他の災害事象については、東日本大震災などの災害事例を踏まえ、定性的に危険性の検討を行った。評価結果を要約すると、次のとおりとなる。

① 切迫性の高い津波について

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）における浸水予測結果を用いて、切迫性の高い津波による浸水深を抽出した。

評価対象施設の最大浸水深は0.5m未満のため、施設への直接的な被害が生じる危険性は低いと考えられる。ただし、漂流物の衝突による施設の損傷などは否定できない。

② 最大クラスの津波について

- ㊶ 「沖縄県津波被害想定調査（平成25年度）」における浸水予測結果を用いて、最大クラスの津波による浸水深を抽出した。危険物タンク76基のうち、51基が浸水し、浸水深の分布は次のとおりである。
- ㊶a 浸水深が0m超2.5m未満のタンク：3基
 - ㊶b 浸水深が2.5m以上5m未満のタンク：21基
 - ㊶c 浸水深が5m以上10m未満のタンク：27基
- ※ここでの浸水深は、タンク基礎の高さを差し引いたものである。
- ㊶① 運用時の最小貯蔵量を想定した場合、浸水が予想される危険物タンクのうち48基で津波による「浮き上がり」と「滑動」の可能性がある。
 - ㊶② 浸水深と被害との関係に基づく、津波による内容物流出の危険性は次のとおりである。
 - ㊶a 浸水深が0m超2.5m未満(3基)：タンク本体にも配管にも被害が生じない可能性が高い。
 - ㊶b 浸水深が2.5m以上5m未満(21基)：配管被害の危険性があり、タンク本体には被害が生じない可能性が高い。
 - ㊶c 浸水深が5m以上10m未満(27基)：タンク本体と配管ともに被害が生じる危険性が高い。
 - ㊶③ 浸水が予想される危険物タンク(51基)のうち、容量が1万kl以上のものが46基あり、さらにそのうちの45基において、2.5m以上の浸水が予想される。タンク本体と付属配管の被害により、大量の危険物が流出する危険性が高いと考えられる。
 - ㊶④ 危険物タンクでは、短周期地震動（強震動・液状化）の影響により危険物の防油堤内流出等の被害が想定され、長周期地震動の影響により危険物の溢流等の被害が想定される。これらの被害が津波浸水と重なることにより、危険物の防油堤外や事業所外への流出拡大、海上拡散、場合によっては火災が拡大する可能性がある。
 - ㊶⑤ その他津波火災、漂流物の衝突による配管・本体の被害、計装設備・ガス漏洩検知警報設備・防消火設備などの防災設備に被害が生じる可能性も考えられる。

(5) 大規模災害

本調査^{*1}では、大規模災害を平常時の事故及び短周期地震動で想定される災害がさらに拡大して、隣接施設や事業所に影響が及ぶような大規模かつ発生危険度の極めて低い事象として捉える。

定性的評価に当たっては、次の災害事象を取り上げた。

ア 危険物タンク：大規模流出火災、海上流出、ボイルオーバー

イ 高圧ガスタンク：BLEVE・ファイヤーボール

また、定量的評価が可能な災害事象について、放射熱及び爆風圧の影響度を推定した。

評価結果を要約すると、次のとおりとなる。

※1 ここでの本調査とは、「沖縄県石油コンビナート等防災計画（平成30年3月修正）」での調査を指す。

① 大規模流出火災、海上流出（危険物タンク）

仕切堤のない防油堤に2つ以上のタンクが設置されているようなところでは、1基のタンクから流出して火災になると、隣接タンクを焼損して、防油堤全面火災に至る可能性がある。

万一、流出が防油堤外へ拡大した場合には、雨水排水溝などを通して事業所外へ流出拡大し、海上流出に至る可能性も考えられる。津波警報・大津波警報の発表時など、オイルフェンスの展開ができない場合、広範囲の海上流出に至る危険性がある。

防油堤全面火災を想定した場合の放射熱の影響距離は、基準値（人体の許容限界値）を 2.3 kW/m^2 （約90秒曝露すると人体に2度の熱傷を与える程度の熱量）とした場合、最大360m程度と推定される。

② ボイルオーバー（危険物タンク）

対象施設には、原油を貯蔵しているタンクがあり、特に浮き屋根式タンクでは、一度タンク火災が発生するとボイルオーバー発生の危険性が高いといえる。

影響の大きさは高圧ガスタンクの爆発火災に匹敵すると考えられる。また、タンクの立地条件によっては、近隣の一般地域に火災が及ぶ可能性も否定できない。

③ BLEVE・ファイヤーボール（高圧ガスタンク）

対象施設には、プロパン、ブタンを貯蔵している加圧液化ガスタンク（平安座地区7基）がある。これらのタンクは、地震による倒壊や、何らかの落下・飛散物等による大破流出、又は火災時の熱などの原因により、BLEVE・ファイヤーボールが生じ得る。

一度BLEVEが発生すると、隣接タンクでもBLEVEが生じる可能性が高く、特にタンク間距離が短い場合には危険性が高い。

BLEVEに伴いファイヤーボールが発生する場合の放射熱の影響距離は、人体（曝露皮膚）が熱を受ける時間の長さにより、3種類の基準値を設定して評価した。安全側の評価として、基準値を 4.5 kW/m^2 （10～20秒で苦痛を感じる放射強度）に設定する場合、最大貯蔵量の場合の最大影響距離は3.2km、最小貯蔵量の場合の最大影響距離は1.2kmと推定される。

BLEVEによるタンク破裂の爆風圧[※]は、基準値を2.1kPa（この値以下では0.95の確率で大きな被害はない）として評価した。この場合、最大貯蔵量の場合の影響半径の最大値は約450m、最小貯蔵量の場合の影響半径の最大値は約820m程度となる。

※ タンク破裂による爆風圧は、液化ガスの貯蔵量が少ない（気相部の容積が大きい）ほど、爆風圧が大きくなる傾向がある。

(6) 海上災害（接岸船舶火災及び石油類流出災害）

タンカーからの流出油及び火災事故

① 想定船舶

金武湾、入港最大級タンカー（50万総トン）

② 原因の想定

ア 衝突、座礁による

着岸時又は他船との衝突又は座礁による外板亀裂

イ その他

機器の取扱い不良等による油流出又は火災、爆発

③ 災害の想定

ア 流出油による被害想定

金武湾内に1. 1万klの原油が流出し、港内一面に広がったと仮定すると、その油層は約7. 5mmの厚さで海面を覆うことが想定される。また、風、潮流の影響がある場合、一部は湾内に滞留し、他は外洋に移動拡散することが想定される。流出油事故のみで火災に至らなかった場合、その被害は、ほぼ流出油量に比例する。

イ 火災等による災害の想定

流出した原油には、引火の危険性、海面から蒸発したガスによる中毒の危険性、原油への引火燃焼による陸上の人口密集地帯や重要施設への延焼及び海面火災等による輻射熱によりある範囲内の固形有機物への引火又は火傷の危険性が想定される。

危険範囲を定め、実際の作業用に活用することは非常に困難である。また、不確定要素が多い現状では危険であるが、これまでに示された実験資料から次のことがいえる。

(ア) 流出油の場合

ア) 引火、中毒のおそれがあるガス濃度の危険範囲

イ) 人体に影響のないガス濃度の範囲

ア)、イ)の範囲は、流出油面半径の3倍以遠

(イ) 海面火災の場合

輻射熱によって有機物に引火する危険範囲は、流出油面半径の1. 25倍以内

第1章 総則

(7) 台風による災害

- ① 台風により主荷重及び風荷重によって生じる応力度が耐圧度を越えた場合、破損が起こり、タンク内の流出、あふれ等により火源があることにより着火のおそれがある。
- ② 危険物施設構内の台風による飛散物等により、貯蔵施設等の破損が予想され、油流出等への対応が必要である。

(8) 石油コンビナート等総合防災訓練

県、市及び関係機関は、上記に掲げた災害等を想定し、沖縄県石油コンビナート等防災計画に基づき、「沖縄県石油コンビナート等総合防災訓練」を定期的実施する必要がある。

第5節 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱

市の地域を管轄する市消防、沖縄県、自衛隊、地域地方行政機関、指定公共機関、市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 市・市消防・沖縄県

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
うるま市	① 防災会議及び災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する施設及び設備の整備 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備及び点検 ④ 民間事業者との連携 ⑤ 公共的団体及び自主防災組織の育成、指導 ⑥ 災害時における交通輸送の確保 ⑦ 災害に関する警報の発令・伝達及び避難措置 ⑧ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑨ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑩ 被災者に対する救援、生活支援及び融資等の対策 ⑪ 災害廃棄物の処理 ⑫ 所管する被災施設の災害復旧 ⑬ 防災に関する調査研究 ⑭ 地域の防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者が実施する応急対策等の調整 ⑮ 防災に関する組織の整備 ⑯ 防災まちづくり事業の推進 ⑰ 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ⑱ 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力 ⑲ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置
うるま市消防本部	① 消防、水防その他応急措置に関すること。 ② 救助、救出活動及び避難誘導に関すること。 ③ 住民への予報・警報の伝達に関すること。 ④ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置
沖 縄 県	① 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 ② 防災に関する広報・教育・訓練の実施 ③ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 ④ 防災に関する施設及び設備の整備 ⑤ 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 ⑥ 災害情報の収集、伝達及び被害調査 ⑦ 水防、消防、救助その他の応急措置 ⑧ 災害時の保健衛生及び文教対策 ⑨ 災害時における交通輸送の確保 ⑩ 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務

第1章 総則

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
沖 縄 県	① 被災施設の災害復旧 ② 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策 ③ 市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整 ④ 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整 ⑤ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
沖縄県立中部病院	災害時における医療、助産、看護活動の実施
沖縄県 中部土木事務所	所管施設（道路、橋梁、河川、港湾（中城湾港新港地区を除く）海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
沖縄県 中部土木事務所 中城湾港分室	所管施設（港湾施設（中城湾港新港地区））の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
沖縄県 中部農林土木事務所	所管施設（農道、農地、かんがい施設、農業用ダム、漁港、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
沖縄県中部農業改良 普及センター	① 農作物の災害応急対策及び指導 ② 市が行う被害調査及び応急対策への協力
沖縄県 中部保健所	災害時における管内保健衛生対策及び指導
沖縄県企業局	① 災害時における給水の確保 ② 所管水道施設の被害調査及び災害復旧
うるま警察署 石川警察署	① 災害警備計画に関すること。 ② 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 ③ 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。 ④ 交通規制・交通管制に関すること。 ⑤ 死体の見分・検視及び行方不明者の捜索に関すること。 ⑥ 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

2 自衛隊

自 衛 隊	(1) 災害派遣の準備 ① 災害に関する情報の収集 ② 災害派遣に関する計画の整備 ③ 災害派遣に関する準備の実施 ④ 災害即応態勢の維持向上 ⑤ 防災訓練等への参加 (2) 災害派遣の実施 ① 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。 ② 災害救助のため、防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡に関すること。
-------	--

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
内閣府 沖縄総合事務局	(1) 総務部 ① 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。 ② 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。 (2) 財務部 ① 地方公共団体に対する災害融資 ② 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 ③ 公共土木等被災施設の査定の立会 ④ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 (3) 農林水産部 ① 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 ② 農林水産関係施設との応急復旧及び二次災害防止対策 ③ 家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防災対策 ④ 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策 (4) 経済産業部 ① 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 ② 被災商工業者に対する金融、税制及び労務 (5) 開発建設部 ① 直轄国道に関する災害対策 ② 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 ③ 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 ④ 公共土木施設の応急復旧事業に関する災害対策 ⑤ 大規模土砂災害における緊急調査 (6) 運輸部 ① 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び車両、船舶等の安全対策 ② 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 ③ 災害時における輸送関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
沖縄森林管理署	① 国有林野の保安林、治山施設等の管理及び整備 ② 災害応急用材の需給対策 ③ 林野火災防止対策
那覇産業保安 監督事務所	災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安の確保

第1章 総則

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
沖縄防衛局	<ul style="list-style-type: none"> ① 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整 ② 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡事項 ④ 日米地位協定等に基づく損害賠償 ⑤ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
第十一管区海上保安本部 （中城海上保安部）	<ul style="list-style-type: none"> ① 警報等の伝達に関すること。 ② 情報の収集に関すること。 ③ 海難救助等に関すること。 ④ 緊急輸送に関すること。 ⑤ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。 ⑥ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 ⑦ 流出油等の防除に関すること。 ⑧ 海上交通安全の確保に関すること。 ⑨ 警戒区域の設定に関すること。 ⑩ 治安の維持に関すること。 ⑪ 危険物の保安措置に関すること。
気象庁 沖縄气象台	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達並びに解説を行う。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
総務省 沖縄総合通信事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など） ② 災害時における非常通信の確保 ③ 災害対策用移動通信機器の貸出 ④ 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
沖縄労働局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における労働災害防止対策 ② 災害に関連した失業者の雇用対策
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物等の処理に関すること。 ② 環境監視体制の支援に関すること。 ③ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

4 指定公共機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
日本赤十字社 沖縄県支部	① 災害時における医療、助産医療救護活動の実施並びに遺体対策等の協力 ② 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整の実施 ③ 義援金品の募集及び配分の協力 ④ 災害時における血液製剤の供給
日本銀行那覇支店	銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持
沖縄電力株式会社	① 電力施設の整備及び防災管理 ② 災害時における電力供給の確保
日本放送協会 沖縄放送局	気象警報等の災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
N T T 西日本 ㈱沖縄支店	電信電話施設の保全と重要通信の確保
㈱N T T ドコモ 九州沖縄支店	移動通信施設の保全と重要通信の確保
西日本高速道路㈱ 沖縄管理事務所	① 管理道路の防災管理 ② 被災道路の復旧
日本郵便㈱ 沖縄支社	① 災害時における郵便事業運営の確保 ② 災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱 ③ 災害時における窓口業務の確保

5 指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
沖縄県医師会	災害時における医療及び助産の実施
沖縄県看護協会	災害時における医療及び助産の看護の実施体制への協力
沖縄県バス協会	① 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 ② 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
琉球海運㈱	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保
日本トランス オーシャン航空㈱	災害時における航空機による救助物資等の輸送の協力
沖縄県高圧ガス 保安協会	高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
沖縄県婦人連合会	災害時における女性の福祉の増進

6 公共的団体（機関）その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中部地区医師会	災害時における医療及び助産の実施
中部北環境施設組合	災害時のゴミ処理に関すること。
中部衛生施設組合	災害時のし尿処理に関すること。
農業協同組合	① 市が行う農産物等被害調査及び応急対策への協力 ② 被災農家に対する融資又はその斡旋に関すること。 ③ 農産物等の災害応急対策についての指導に関すること。
漁業協同組合	① 市が行う水産物等被害調査及び応急対策への協力 ② 被災漁家に対する融資又はその斡旋に関すること。 ③ 水産物等の災害応急対策についての指導に関すること。
うるま市商工会	① 市が行う商工業施設被害調査及び応急対策への協力 ② 災害時における物価安定についての協力に関すること。 ③ 救助用物資、復旧資材等の確保についての協力
うるま市建設業連合会	災害対策活動上重要な道路の啓開、仮設道路等の設置、排水路等の応急対策への協力に関すること。
中部電気工事業協同組合	市災害対策本部、避難所施設等の電気設備が被災した場合の応急対策への協力に関すること。
うるま市管工事業協同組合	水道施設の応急復旧、応急給水活動の協力に関すること。
危険物施設等の管理者	① 安全管理の徹底 ② 防護施設の整備
うるま市社会福祉協議会	① 市が行う防災及び応急対策への協力 ② 被災者の救援活動に関すること。
うるま市民生委員 児童委員協議会	市が行う防災及び救援活動への協力に関すること。
うるま市赤十字奉仕団	市が行う防災及び救援活動への協力に関すること。
うるま市自治会長 連絡協議会 (自主防災組織)	地域における住民の避難誘導、被災者の救援、避難所の運営、防災その他市が実施する応急対策についての協力に関すること。
うるま市食生活改善推進協議会	避難所等における食生活などの栄養指導に関すること。
中城湾港開発推進協議会	中城湾港新港地区の防災対策に関すること。
中城湾新港地区協議会	中城湾港新港地区の防災対策に関すること。
金武中城港排出油等防除協議会	① 石油コンビナートからの流出油防除協力 ② 石油コンビナート危険物タンク火災の消火協力
平安座地区石油コンビナート等特別防災協議会	① 石油コンビナートからの流出油防除協力 ② 石油コンビナート危険物タンク火災の消火協力

第6節 市民等の責務

市域において、大規模な災害による被害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力と相互の協力をもって災害対策に取り組むものとするが、その対応には限界がある。

よって、災害対策基本法第7条（住民等の責務）に基づき、市民及び市内の各地域の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務を次のとおりとし、市と協働・連携して、安全で安心な地域づくりに積極的に参加するものとする。

1 市民

- (1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓を伝承する。
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動を検討する。
- (3) 飲料水、食料及びその他の生活必需物資を7日分以上備蓄し、点検する。
- (4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動に協力する。
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所に伝達する。
- (6) 家族、近所の避難行動要支援者等の避難を支援する。
- (7) 災害廃棄物を分別する。
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動を行う。

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアルや資機材を整備し点検する。
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓を伝承する。
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成に協力する。
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）を進める。
- (5) 自主防災リーダーの養成を進める。
- (6) 自主防災活動及び訓練を実施する。
- (7) 気象情報等の収集及び伝達を行う。
- (8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策に協力する。
- (9) 災害時に避難所を自主運営する。
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理に協力する。

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練を行う。
- (2) 事業計画を作成し、更新する。
- (3) 応急対策や災害復旧等に関わる事業を営む者は、災害時にも事業活動を継続し、行政機関が行う施策に協力するよう努める。
- (4) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策を検討する。
- (5) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄し、点検する。
- (5) 自衛消防活動・訓練を行う。
- (7) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導を行う。
- (8) 消防団、自主防災組織への参加及び活動に協力する。
- (9) 避難行動要支援者等の避難を支援する。

第1章 総則

- (10) 災害廃棄物を分別する。
- (11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動に協力する。

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 防災計画の基本理念

- (1) 市の自然特性、また、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生は避けられないものと認識した上で、災害が発生した場合における被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とする。
- (2) 災害対策は、行政や関係機関による「公助」、住民一人一人が自ら行う「自助」、自主防災組織や地区内の居住者等が連携して行う「共助」のそれぞれの立場から推進することを基本とする。特に、自助・共助による地域の自発的な防災活動が重要であることから、その促進に必要な取組を進める。
- (3) 災害に備えるための措置は、ハード及びソフト対策を適切に組み合わせ、一体的に講ずる。また、災害対策全般について、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図り、効果的な対策として運用する。
- (4) 災害応急対策においては、人の生命及び身体の保護を優先して進める。特に災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を的確に配分する。
- (5) 被災者に対しては、被災者の多様性や避難後の時間経過に伴い変化するニーズ等に応じて、心身の健康を確保しつつ、適切に援護を進める。援護に当たっては、被災者による主体的な取組を阻害することがないように配慮する。
- (6) 被災後には、施設の速やかな復旧と被災者援護を進め、復興の早期化を図る。

2 災害の想定

(1) 被害想定の方針

① 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。

地震・津波の想定に当たっては、県と協力して古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じ、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

第2章 基本方針

② 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。

洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しは、順次進展することが想定されることから、被害想定も県との連携を図りつつ、適宜見直しを行うものとする。

第2節 防災対策の基本方針

市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、離島が散在する地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策の一つである。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、近隣市町村、公共機関、事業者及び市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針を、以下のとおりとする。

1 【予防段階】周到かつ十分な災害予防対策

予防段階においては、市において想定される災害について、最新の科学的知見を総動員して想定し、可能な限りの備えを進める。

特に、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合も想定されることから、ハード・ソフトを組み合わせることとする。

2 【災害応急段階】迅速かつ円滑な災害応急対策

災害応急段階においては、迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有が重要となる。被災時にもそれが可能となる平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。

また、刻一刻と変化する被災者のニーズや多様性に対して、柔軟かつ機敏に対応する。

3 【災害復旧・復興段階】適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

災害復旧・復興段階には、被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

4 その他

市及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関同士や、市民等の間及び市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 市の地域特性等を考慮した重要事項

市は大規模災害により、本島と島しょ地区を結ぶ道路や港湾周辺が被災すると、島しょ地区が孤立する可能性があるなど、防災上不利な地理的条件がある。

市において想定される災害による被害の概要を整理すると以下のとおりであり、各被害の特性等を念頭に、市民の生命と生活を守るための必要な対策を講じることが重要である。

1 市において想定される被害の概要と課題

(1) 地震災害

揺れ（石川-具志川断層による地震）

- ・市の全域が震度6弱以上となる。具志川地区を中心に震度6強となる地区が広がっており、一部で震度7となる地区もある。
- ・特に震度6強となる地区においては、新耐震基準の建物についても損壊等が発生する可能性があることから、避難場所等や防災拠点施設等については特に耐震対策等に留意することが重要である。
- ・建物倒壊棟数が多く想定される区域が複数（石川地区、安慶名地区、与那城屋慶名地区等）存在しており、当該地区を通過する緊急輸送道路等が存在することから、地震時に、道路閉塞が発生する可能性がある。
- ・高齢者は、市内に広く居住しているが、特に高齢者数の多い地区では、地震発生後の避難行動の対応において留意が重要となる。

液状化（沖縄本島直下プレート内地震）

- ・市全域を通して、「液状化危険度が高い区域」と「極めて低い区域」に大きく二区分され、主に沿岸部で液状化危険度が高い傾向がある。
- ・石川地区や中城湾港新港地区などの市街地を中心に、液状化危険度の高い地区が広がっており、住宅や企業等の建物やライフラインに影響し、生活や企業活動等に影響する可能性がある。
- ・液状化危険度の高い地区内を緊急輸送道路等（国道329号、県道16・33・37・255号線、海中道路等）が通過しており、物資の輸送等に影響が発生する可能性がある。
- ・島しょ地区においては、海中道路の他、港湾施設周辺の液状化危険度が高く、当該施設が損壊した場合に孤立する可能性がある。

(2) 津波災害

（八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震の三連動地震による津波）

- ・沿岸部を中心に、石川地区、中城湾港新港地区、島しょ部等において浸水が想定されている。

第2章 基本方針

- ・津波時の避難行動は、地震発生後の可及的速やかな行動が重要となるが、津波想定浸水区域内に高齢者が広く分布している地区もあることから、移動可能性等にも配慮して、垂直避難等を必要に応じて検討することが重要である。
- ・なお、浸水想定深が10m以上となる区域も存在することから、垂直避難の検討においても配慮が必要である。
- ・中城湾港新港地区の企業集積地や各ビーチ等の観光拠点など、特徴的な昼間人口となる区域では、その特性を踏まえた避難対応が重要となる。
- ・浸水想定範囲内を緊急輸送道路等（国道329号、県道16・33・37・255号線、海中道路等）が通過しており、緊急時の道路利用等に影響する可能性がある。
- ・島しょ地区においては、市街地が広く浸水する他、海中道路や港湾施設が浸水想定範囲となっており、津波による施設損壊や震災がれきの漂流等による機能低下から、島しょ部全体が孤立する可能性がある。

(3) 風水害

高潮（想定台風5115（RUTH））

- ・津波と浸水範囲は概ね同様（沿岸部を中心に広がっている。津堅島では、津波よりも浸水範囲が狭小傾向となる。）であり、浸水想定深は津波の方が卓越する傾向がある。浸水深は、津堅島の一部で5m以上、石川地区、中城湾港新港地区、平安座島等では2m以上と想定されている。
- ・高潮は、津波に比較して、気象情報等を基に事前の避難対応等が可能な特性があることを踏まえた対応が重要となる。
- ・高齢者は、市内に広く居住しているが、特に高齢者数の多い地区では、避難行動の早期化等の留意が重要となる。
- ・浸水想定範囲内を緊急輸送道路等（国道329号、県道33・37・255号線、海中道路等）が通過しており、緊急時の道路利用等に影響する可能性がある。
- ・島しょ地区は、海中道路や港湾施設周辺を中心に高潮が想定されていることから、浸水により施設が被災した場合、孤立する可能性がある。

洪水（天願川浸水想定区域図）

- ・天願川の上・中流部を中心に浸水が想定されている。
- ・浸水が想定される範囲は、天願、川崎、栄野比の河川沿いの住宅地を中心としており、浸水深が2m以上となる範囲が存在することから、低層建物を中心として被害が拡大する可能性がある。
- ・洪水により、県道75・255号線などの緊急輸送道路等の利用に影響する可能性がある。

土砂災害

- ・具志川地区西部を中心に土砂災害警戒区域が広く分布している。
- ・土砂災害警戒区域内に複数の避難場所等が分布しており、避難場所等での二次被害の可能性が有る。
- ・土砂災害警戒区域の近傍を県道16・37・75号線などの緊急輸送道路等が通行しており、土砂災害発生時に、道路通行に影響する可能性がある。

(4) 来訪者への対応

- ・市への観光客等は増加傾向にあるが、自然災害が発生した場合、市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、道路や港湾周辺が被災した場合には、市内（島内）に滞留することも予想される。
- ・観光客等は、市民に比較して、地域情報を十分に認知していない可能性があることから、ソフト施策を軸に、災害対応を検討する必要がある。

第4節 他の計画との関係

1 上位計画等との関係

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、うるま市の市域に係る災害から市民等の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的として定められるものであり、国が作成する防災基本計画、指定行政機関が作成する防災業務計画及び沖縄県地域防災計画その他関係法令に矛盾し、又は抵触することがないように定めるものとする。

2 うるま市総合計画との関係

うるま市総合計画は、地方自治法に基づき、うるま市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定されるもので、まちづくりのテーマと実現に向けた施策プランを明示しているものであり、市のあらゆる計画の中では最上位に位置づけられている。

うるま市地域防災計画は、市総合計画に定められた防災施策等はもちろん、その他の分野の施策も含めて「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」の観点から体系化したものである。

3 うるま市消防計画との関係

うるま市消防計画は、消防組織法に基づき策定されるもので、うるま市消防本部が分掌する事務に関し、その活動内容を詳細に記載しているものである。

うるま市地域防災計画は、災害等に対して総合的な計画であるのに対し、うるま市消防計画は、市の消防組織を効率よく運用するための具体的な活動計画である。

第5節 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要と認めるときはこれを修正する。

第6節 防災計画の周知徹底

この計画は、うるま市の職員及び関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、災害対策基本法第42条第4項の規定に定める公表のほか、住民に周知徹底するように努めるものとする。

第3章 災害予防計画

第1節 災害予防計画の基本方針等

1 災害予防計画の構成

地震、風水害等の自然災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、総論として「災害に強いまちづくり」、「災害に強い人づくりのための訓練・教育等」、「災害応急対策活動の準備」、「避難体制の整備」の4つ、そのほかの個別事項として「島しょ等の防災体制の強化」、「道路事故災害予防計画」、「海上災害予防計画」に区分し、次節以降に詳細を示す。なお、原子力災害に係る対策については、第4編「原子力災害編」に示す。

2 災害予防計画の推進

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法の施行に伴い、都道府県知事は、社会的、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生じるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市において、国の示す計画対象事業となる施設等についての整備方針を掲げ、県が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」の緊急整備施設の選定を受けるなど、事業について、具体化を図るよう努めるものとする。

《整備推進施設等》

- ① 避難所
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動用道路
- ⑤ 緊急輸送道路等（交通管制施設、臨時ヘリポート、港湾・漁港施設）
- ⑥ 共同溝等
- ⑦ 医療機関
- ⑧ 社会福祉施設、公立幼稚園
- ⑨ 公立小・中学校（校舎、屋内運動場、寄宿舎）
- ⑩ 公立特別支援学校（校舎、屋内運動場、寄宿舎）
- ⑪ 公的建造物
- ⑫ 海岸・河川（海岸保全施設、河川管理施設）
- ⑬ 砂防施設等（砂防設備、保安施設、地すべり等防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池）
- ⑭ 地域防災拠点施設
- ⑮ 防災行政無線施設
- ⑯ 水・自家発電設備等

- ⑰ 備蓄倉庫
- ⑱ 応急救護設備等
- ⑲ 老朽住宅密集対策
- ⑳ その他

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、市は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

(3) 防災研究の推進

市の防災対策を効果的、効率的に進めるため、市域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

① 防災研究の目的・内容

市の地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国及び県が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤振動、液状化、斜面崩壊、津波、その他災害予想危険箇所や建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、今後の防災対策に反映していく。

また、地震時の職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や防災ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

② 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。成果については、防災関係者等に速やかに提供していく。

第2節 災害に強いまちづくり

1 防災対策に係る土地利用の推進

(1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

① 防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

② 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等には、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

(2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

① 土地区画整理事業

既成市街地及びその周辺地域における老朽住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図り、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備に努めるものとする。

② 市街地再開発事業等

市街地再開発事業による建築物の耐震化、不燃化を促進し、避難地及び避難路の確保、道路、公園、広場等の公共施設を整備することで、都市機能の更新及び地域防災活動の拠点整備を図ることとする。

事業を実施するに当たって、都市防災、緊急性の高い必要な公共施設、住宅施設、商業施設の整備等総合的な都市再開発を推進するとともに、無秩序な開発を防ぎ快適性とゆとりある生活空間の形成から市民の安全性を図るものとする。

③ 新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行う。低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。

2 都市基盤施設の整備

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

市は、都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、災害による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、河川・砂防施設、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難所、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

① 防災拠点機能の確保

広域避難地となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

② 避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

学校グラウンドや都市基幹公園を活用した広域避難地、住区基幹公園等の一時避難地を計画的に配置・整備するとともに避難路を確保し、避難誘導標識等の設置を図りながら消防・避難活動等の対策強化を推進する。

③ 防災上重要な道路の整備

㉞ 道路整備に係る防災対策の基本的な考え方

避難路、緊急輸送道路、消防活動困難区域の解消等としての機能を有する道路整備を推進する。都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう計画的、体系的に整備するとともに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うほか、無電柱化を促進し、倒壊による通行の妨げや停電リスクの解消を図る。

㉟ 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施するとともに、道路暗渠等については都市化による河川への雨水の集中的流入を考慮し、河川の流下能力を著しく損なうことがないよう対処する。

㊱ 所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

㊲ 耐震対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

㊳ 緊急輸送道路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、緊急輸送道路幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、臨時ヘリポート、水道施設、道の駅等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

㊴ 広域的な防災拠点機能の確保

道の駅等を道路啓開や災害復旧の活動のための災害時の広域的な防災拠点として位置づける。

㊵ 道路啓開用資機材の整備

放置車両、がれき及び倒壊電柱等を除去し、必要に応じ路面及び橋梁段差の修正を行うことで、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車、バックホウ、ホイールローダー及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

㊶ 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確

第3章 災害予防計画

保について、道路啓開計画に基づく一元的な出動要請を行えるよう、建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、あらかじめ応急復旧要領を作成し、道路管理者と関係機関が相互に連携して定期的な実動訓練に取り組む。

④ 港湾・漁港整備事業

㉞ 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波、風水害等によって大きな機能麻痺を生じないように、特に重要な拠点港湾・漁港とそれを補完する港湾・漁港及び離島の生活を支える港湾・漁港において、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

島しょ地域においては、海上交通が重要な意味を持つことから、特に留意する必要がある。

(3) 災害に強いまちの形成

① 災害に強いまちの形成に係る基本方針

予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

㉞ 不燃化の推進

火災・延焼の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

㉟ 消火活動困難区域の解消

消防自動車の出入りができる幅員6m以上の道路からホースが到達する一定の距離以上離れた消防活動困難区域等については、防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地の面的な整備により、消防活動が困難な区域を解消する。

㊱ 延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備し、空き地等を確保することにより火災の延焼防止を図る等、不燃化まちづくりを推進した安全な防災都市を形成していく。

㊲ 地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定し、地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

② 火災・延焼予防事業の実施

火災・延焼の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

㉞ 防火・準防火地域の指定

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、火災・延焼の危険度が高い地区を重点に防火地域又は準防火地域の指定を推進し、不燃化を促進する。

㉟ 市営住宅の不燃化推進

市営住宅等について、地域性、老朽度等を考慮し、建替えによる住宅不燃化の推進を図ることとする。

㊱ 消防施設等の整備促進

市は、地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等を指定消防水利として活用

することにより、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。
併せて、消防用施設・設備等の整備促進を図る。

また、市の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づいて整備拡充することとする。

なお、県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行うとともに、総務省消防庁の林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えている市町村に対し、当該事業の実実施計画の策定及び林野火災用の消防施設等の計画的整備を促進する。

㊦ 水防及び救急施設等の整備促進

水防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

㊦① 水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、管内における水防を十分に果たす責任を有し、水災の防ぎよ及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

㊦② 流出危険物防除資機材

市、県、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な以下の資機材等の整備を図るものとする。

- ・流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- ・流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- ・流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- ・流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

(4) 林野火災予防計画

林野火災の原因として、タバコやたき火等の火の不始末が多いことが挙げられる。

ひとたび山林・原野の火災が発生すると、地理的条件や気象状況等によってはその消火活動は極めて困難となり、人命を奪う危険性や人家への延焼等、大きな被害に発展する可能性がある。

また、森林資源の貴重な財産としての面からも、林野火災防止について万全の対策を図るものとする。
林野火災を予防、警戒及び鎮圧して、火災による被害の拡大防止を図るため、「沖縄県地域防災計画」に準じながら対策を図るものとする。

① 林野火災対策の推進

㊦① 県、消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の本市域内での計画推進体制を確立する。

㊦② 市消防においては、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

第3章 災害予防計画

② 出火防止対策

㊦ 標識

市、県及び森林管理署等は、山火事や林野火災の防止のため、火災防止の標柱・標識等の設置に努めるものとする。

㊧ 焼払い等火入れの指導

市は、関係する機関や団体と連携し、農作業において、サトウキビ葉等の焼払いにおける適正な火入れの指導を実施する。

また、強風・乾燥時における火気の取扱いについても指導を強化する。

㊨ 森林法等に基づく規制措置

市及び森林管理署は、森林又はこれに近接している土地において、火入れについての森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導強化を図る。

㊩ 出火防止策と火入れの中止

市及び市消防は、火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況時の火入れ中止の指導等を徹底する。

③ 林野火災対策用資機材の整備と操法訓練

㊦ 林野火災対策用資機材整備

市消防は、県及び関係機関と調整しながら、林野火災対策用資機材の整備に努める。

㊧ 空中消火資機材の操法訓練

市消防は、県など関係機関共同で行う林野火災用空中消火資機材の操法訓練等に参加し、広域な林野火災時に備えるものとする。

(5) 津波に強いまちの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

① 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

海岸保全事業は、従来の津波、台風、高潮等を想定した海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施に当たっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

② 最大クラスの津波による津波浸水想定を公表するとともに、津波災害警戒区域の指定等を行い、警戒避難体制の向上を促進する。

③ 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度の避難を目指す。

ただし、地形や土地利用状況等から5分程度での避難が困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

- ④ 県及び市の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、関係部局の連携による計画作成や、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

- ⑤ 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、港湾・漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

- ⑥ 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

- ⑦ 河川護岸の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

- ⑧ 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- ⑨ 学校をはじめとする各公共施設や要配慮者に関する施設等（保育園や社会福祉施設など）については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や高層化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

- ⑩ 緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（港湾、漁港、臨時ヘリポート等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

3 地盤・土木施設等の対策、災害危険区域の指定等

(1) 地盤災害防止

① 危険性

石川地区、中城湾港新港地区等で液状化危険度が高い地域が広がっている。特に、島しょ地域の港湾施設周辺は、液状化危険度が高い傾向がある。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の谷埋め型及び腹付け型の盛土造成地の危険性を把握する必要がある。

② 対策

市内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

- ㊦ 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想される場所については、所要の液状化対策を実施する。
- ㊧ 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- ㊨ 液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。
- ㊩ 阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した建造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。
- ㊪ 宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれのある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

(2) 土砂災害予防計画

① 砂防事業

㊦ 現状

沖縄本島中南部の泥岩地帯は、地すべりの起こりやすい地形地質であるが、更に近年の急速な開発ブームによって地すべり等の十分な防止策も講じられず開発等が進み、地すべり災害の発生するおそれのある危険箇所が増加する傾向にある。

また、山地から海岸までの距離が短いため、急傾斜地や急勾配の溪流が多く、崖くずれや土石流による危険箇所が多数存在しており、総合的な対策が必要である。

㊧ 対策

県が実施する「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく区域指定に協力するとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を推進する。

また、県と連携し、土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の規制や建築物の構造の規制等の減災対策を進めるとともに、警戒避難等が困難な危険箇所については、急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法及び砂防法に基づき、必要に応じて対策工事等を実施する。

㊨ 土砂災害危険箇所

市の土石流危険溪流箇所、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩落危険箇所は、資料編のとおり。

② 警戒避難体制の整備

土砂災害には、崖崩れ、山崩れ、地すべり、土石流などの種類があり、これらの危険予想地域には台風や集中豪雨、地震等によって大きな被害を受けることが考えられ、地域ぐるみの十分な注意が必要となる。

市には、土石流や地すべりによる危険、又は急傾斜地による崩壊危険予想及び指定区域があり、今後その他の危険が予想される区域調査と現況把握に努め、対策事業の指定を推進するとともに、警戒避難体制を定めて被害を軽減し、市民等の安全を図るものとする。

㉞ 土砂災害警戒区域指定（警戒避難体制の整備）

土砂災害防止法（第7条）に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、災害対策基本法48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について定め、市民に周知する。

㉟ 危険区域の概要

市の土砂災害に関する危険予想箇所及び指定区域は、「資料編」のとおりであり、その対策・体制づくりとともに今後予想される危険区域の把握と周知に努めるものとする。

㊱ 組織及び所掌事務

土砂災害防止体制は「第2編 第1章 第1節 組織計画」に基づき、各班が緊密な関係のもとに危険区域の総合的な応急対策を実施する。

㊲ 情報の収集及び伝達

実施項目	実施内容
㊳ 情報伝達の方法	<p>気象予報・警報等及び危険区域の状況等、災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、「第3編 第1章 第2節 気象警報等の伝達計画」、「第3編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」及び「第3編 第1章 第5節 災害広報計画」により、迅速かつ確実に行うものとする。</p> <p>なお、危険区域の情報の内容は急傾斜地の地表水、わき水、亀裂、樹木等の傾倒、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等を報告するものとする。</p>
㊴ 危険区域の情報連絡員	<p>危険区域の異常現象及び災害情報を迅速に把握するため、地元自治会の連絡員と密接な連絡をとるものとする。</p>

㊵ 危険区域における警戒体制

㊶ 危険区域の警戒及び巡視

危険区域の警戒及び巡視は、施設管理部道路対策班、救命救助部消防班により行うものとする。

第3章 災害予防計画

㉞ 警戒体制の設置基準

沖縄気象台による気象特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報の発表を基準に、危険区域の警戒体制をとるものとする。

区分	基準等	
第1警戒体制	土砂災害警戒情報	気象庁が作成する降雨予測に基づいて土壌雨量指数が所定の監視基準に達したとき
第2警戒体制	大雨特別警報	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されるとき

㉟ 警戒体制の活動内容

警戒体制別	活動内容
第1警戒体制	必要に応じて危険区域の警戒、巡視及び避難を行うように広報するものとする。
第2警戒体制	市民等に対し、警告及び事前措置の伝達（基本法第56条）、避難指示（同法第60条）等の処置を行うものとする。

㊱ 避難の措置

災害から市民を保護するため避難の必要が生じた場合は、「第3編 第1章 第8節 避難計画」により避難の指示等の処置を行うものとする。

(3) 治山治水計画

① 治山事業

㊲ 危険区域

市における森林災害については、毎年襲来する台風、集中豪雨等により林地崩壊が多発し、多大な被害を及ぼしている。

令和5年12月末時点における土砂災害警戒区域は49箇所（急傾斜地の崩壊は47箇所、土石流は1箇所、地すべり地域1箇所）となっている。（資料編参照）

㊳ 対策

県は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施することとされており、市は必要に応じて、県に協力する。

- ㊴ 森林の水源かん養及び山地災害防止機能の強化
- ㊵ 山地災害危険地区等における治山対策
- ㊶ 海岸防災林の整備

② 治水事業

㊦ 危険区域

水防法第14条に基づき、県知事は、水防法第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定・公表することとしており、市において、下記河川が対象となっている。

河川・水系	浸水想定区域	
	指定・公表の状況	指定・公表 (河川管理者)
天願川	平成20年3月28日指定	沖縄県知事

※ 浸水想定区域の範囲は、資料編の浸水想定区域図のとおりである。

㊧ 対策

浸水想定区域内において、地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（以下「地下街等」という。）又は高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦など防災上特に配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設等」という。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する避難判断水位到達情報等の伝達方法を定めるものとする。

㉠ 地下街等、要配慮者利用施設等の範囲は、次のとおりとする。

地下街等の範囲	1 消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項の規定により、防火管理者を定めなければならない特定防火対象物で、次に掲げるものとする。 ㊦ 地階が消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ又は(十六)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ㊧ (十六の二)項 2 その他市長が必要と認めるもの
要配慮者利用施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい者・児施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所等の医療施設 3 保育園、幼稚園、ろう学校、盲学校及び養護学校等の施設 4 その他市長が必要と認めるもの

㉡ 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、前述㉠に規定された地下街等及び要配慮者利用施設等に対し、電話、ファクシミリによる洪水予報等の伝達体制の構築を図るものとする。

第3章 災害予防計画

※伝達すべき洪水予報等とは、水位情報周知河川における特別警戒水位伝達情報とする。

㊦ 浸水想定区域の把握及び周知

㊦① 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、気象予報・警報等の気象情報の収集に努めるとともに、浸水想定区域住民への情報伝達については、防災行政無線や広報車等を活用し、その体制を整備する。

なお、要配慮者及び避難行動要支援者に対する情報伝達にも十分配慮するものとする。

㊦② 洪水時の円滑な避難の確保

市は、浸水想定区域ごとの人口、世帯数等について、予め実態を把握し、関係住民が安全に避難できるよう避難路、避難場所の選定をするとともに、地域住民に周知するものとする。

なお、要配慮者及び避難行動要支援者の把握についても十分配慮するものとする。

㊦③ 洪水ハザードマップの作成・配布

市は、県が公表している洪水氾濫時の浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域住民に配布し、防災意識の高揚を図るものとする。

㊦④ 内水ハザードマップの活用

市は、水防法第14条の2に基づき下水道課において作成した内水ハザードマップを活用し、広く市民へ雨水出水浸水警戒区域を周知し、防災・減災に努めるものとする。

㊧ 施設管理者等の役割

㊦① 地下街等の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導及び浸水防止活動等の訓練を行うほか、自衛水防組織を置く。

作成した避難確保計画、自衛水防組織の構成員及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

㊦② 要配慮者利用施設の所有者・管理者

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画を作成し、その計画に基づく避難誘導等の訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くように努める。

作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

なお、自衛水防組織を設置した場合は、市長に報告するものとする。

(4) 農地等災害の予防及び防災営農の確立

① 農地防災事業の促進

㊦ 農地保全整備事業

風雨などによって侵食を受けやすい特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の侵食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

① ため池等整備事業

① 土砂崩壊防止工事

農地、農業用施設その他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

② 老朽ため池等整備事業

かんがい用水施設等について、老朽化により堤体及び取水施設等が大雨時に損壊し、周辺及び下流地域等に多大な被害が生じることが想定されるものは、緊急度の高いものから順次補修事業の実施を図る。

② 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する事業として、県の地すべり防止区域だけでなく、市においても必要に応じその対策事業を検討推進していく。

④ 防災営農の確立

⑦ 指導體制の確立

農業に影響を与える各種の災害を回避・克服し、農業生産力や農業所得の向上を図るため、市は県及び関係機関、団体の統一的な指導體制の確立を図るものとする。

実施事項	実施内容
① 指導組織の統一及び指導力の強化	市における県及び関係機関による指導機構の調整、連携強化を図るものとする。また、各種の防災研修の強化及び参加から、指導力の向上を図る。
② 防災施設の拡充	防災実証展示施設等の整備及び広報により、防災の普及啓発を図る。

⑧ 営農方式の確立

本市農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術、また試験研究機関による病害虫、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術等の指導を受け、防災営農の確立に努めるものとする。

(5) 海岸保全施設対策

従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。

なお、事業の実施に当たっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

特に、地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるものとする。

(6) 高潮等対策

市は、県と協力し、海岸保全事業の促進を図るものとする。

なお、市の海岸保全区域は資料編のとおりである。

第3章 災害予防計画

① 高潮防災施設の整備

㊦ 現況

沿岸に位置する住宅地や産業地域では、海岸護岸は既成しているが、なかには防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

㊧ 危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、沖縄県水防計画に定める「重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）」のとおりである。

特に、市では、石川地区、中城湾港新港地区、平安座島の広い範囲で浸水が想定されているため、注意する必要がある。

㊨ 対策

以下の対策について、県と協力して取り組む。

- ㊱ 海岸を防護するため、管理又は海岸法第2条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第3条の海岸保全区域の指定を促進する。
- ㊲ 施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。
- ㊳ 海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。
- ㊴ 高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。
- ㊵ 越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。
- ㊶ コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

② 警戒避難体制の整備

市は、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成16年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

(7) 緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い急斜面や軟弱地盤等について、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩落対策事業との連携、市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止及び延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

4 建築物・構造物等の対策

(1) 防災建築物・構造物等の建設の促進

地震・津波災害、風水害、大火災等による建築物・構造物の災害を防御するため、以下の項目に沿った防災建築物・構造物の建設を促進し、被害の減少を図るものとする。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

① 建築物・構造物の耐震設計の基本的な考え方

- ㉞ 建築物・構造物等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と、発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。
- ㉟ 建築物・構造物等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。
- ㊱ 建築物・構造物等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の建築物・構造物等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。
- ㊲ 耐震性の確保には、上述の個々の建築物・構造物等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

② 建築物の耐震化の促進

市は、「うるま市耐震改修促進計画」に掲げた耐震化目標を達成するため、県と連携して、計画的な耐震化を図る。

また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、高層ビルにおける長周期地震動対策及び津波への耐浪性確保対策等もあわせて促進する。

③ 公共施設の耐震性の確保

市は、所管する施設のうち、新耐震基準によらない既存建設物は、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。

耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

④ 建築物等の耐風及び耐火対策の促進

市は県と連携し、建築物等の防風、防火、避難等の機能確保のため、建築物等の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

また、県及び市所有の公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとし、特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

⑤ 屋外重量転倒物への対策

これまで発生した地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒物の危険性が示された。

市においては、近年、新興住宅や住宅整備等の進展により、老朽化したブロック塀などは減ってはきているが、昔ながらの集落構造を形成している地区や古い建物が残るところについては、ブロック塀や石垣の老朽化及び放置状態による倒壊の危険性が高いといえる。

これらの倒壊による被害を防止するために、以下の対策を実施・検討する。

第3章 災害予防計画

⑦ 調査及び改修指導

市において、ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや生け垣化を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

⑧ 指導及び普及啓発

市は、県による建築物の防災週間等を通じた建築基準法の遵守について、指導及びブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

⑥ 公共建築物等の定期点検及び定期検査

公共建築物に対する定期的な点検及び検査を、県と調整を図りながら実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

⑦ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

市民の安全を確保するため、建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

⑧ 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

なお、災害時においては、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

(2) 文化財災害の予防

市の貴重な財産である文化財に対し、次により災害予防の対策を図るものとする。

対 策 別	実 施 内 容
①文化財保護のための施設・設備の整備等	文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震、防火、耐風対策、パトロール等に努める。
②予防対策の確立	市教育委員会は、県からの指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及び市消防と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
③所有者・管理者の対策	文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の長へ防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう奨励する。
④火気制限	文化財の指定地内に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。
⑤防災施設	防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図るとともに、県指定及び未指定の文化財を含め、市における防災施設の設置を促進する。
⑥防災教育	県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。

対策別	実施内容
⑦暴風による損壊対策	暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。
⑧文化財の耐震調査の指導	文化財の所有者又は管理者に対し、防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査を指導する。

《うるま市の文化財概況》

文化財（史跡、グスク、貝塚、有形・無形文化財等）

	名称	種別	所在地	指定状況	備考
1	伊波貝塚	史跡	石川伊波	国指定	S47.5.15
2	安慶名城跡	史跡	字安慶名	国指定	S47.5.15
3	勝連城跡	史跡	勝連南風原	国指定	S47.5.15
4	仲原遺跡	史跡	与那城伊計	国指定	S61.8.16
5	平敷屋製糖工場跡	史跡	勝連平敷屋	国登録	H27.1.26
5	三線翁長開鐘	有形文化財	字喜屋武	県指定	S30.5.23
7	三線久場春殿型	有形文化財	栄野比	県指定	S33.8.15
6	三線真壁型	有形文化財	石川東恩納	県指定	H6.3.15
7	勝連間切南風原村文書	有形文化財	勝連南風原	県指定	S52.7.11
8	平安名貝塚	史跡	勝連平安名	県指定	S31.10.19
9	伊波城跡	史跡	石川伊波	県指定	S36.6.15
10	チャーン	天然記念物	字高江洲	県指定	H3.1.16
11	津堅島の唐踊り	選択文化財	勝連津堅	県指定	S53.3.24
12	東恩納当家葬祭具	有形民俗	石川東恩納	市指定	S56.10.15
13	伊波金細工鍛冶道具	有形民俗	石川伊波	市指定	S56.10.15
14	嘉手苧観音堂	建造物	石川嘉手苧	市指定	S59.6.12
15	伊波メンサー織道具一式	有形民俗	石川伊波	市指定	S63.11.15
16	平敷屋タキノー	史跡	勝連平敷屋	市指定	H2.3.26
17	南風原の村獅子	有形民俗	勝連南風原	市指定	H2.3.26
18	伊波ヌール墓	有形民俗	石川伊波	市指定	H6.3.4
19	三線真壁型（大型）	工芸品	石川伊波	市指定	H6.3.4
20	三線平仲知念型（大型）	工芸品	石川東恩納	市指定	H6.3.4
21	三線鴨口与那型（中型）	工芸品	石川	市指定	H6.3.4
22	地頭代火の神	有形民俗	勝連浜	市指定	H6.3.31
23	アマミチューの墓	史跡	勝連比嘉	市指定	H6.3.31
24	シルミチュー	有形民俗	勝連比嘉	市指定	H6.3.31
25	ヤンガー	建造物	与那城上原	市指定	H7.6.14
26	犬名河(インナガー)	名勝	与那城伊計	市指定	H7.6.14
27	ガーラ缸	建造物	与那城饒辺	市指定	H7.6.14
28	宮城御殿（ナーグスクウドゥン）	有形民俗	与那城宮城	市指定	H7.6.14
29	与佐次川（ユサチガー）	有形民俗	与那城平安座	市指定	H7.6.14

第3章 災害予防計画

	名 称	種 別	所 在 地	指定状況	備 考
30	平安座西グスク	史跡	与那城平安座	市指定	H7. 6. 14
31	クボウグスクの植物群落	天然記念物（植物）	勝連津堅	市指定	H9. 4. 23
32	中の御嶽	有形民俗	勝連津堅	市指定	H9. 4. 23
33	ヤマトウンチュウ墓	史跡	勝連浜	市指定	H9. 4. 23
34	ワイトウイ	史跡	勝連平安名	市指定	H9. 4. 23
35	南風原の獅子舞	無形民俗	勝連南風原	市指定	H11. 3. 10
36	平安名のウムイ・キューナ	無形民俗	勝連平安名	市指定	H11. 3. 10
37	平敷屋エイサー	無形民俗	勝連平敷屋	市指定	H11. 3. 10
38	天願獅子舞	無形民俗	字天願	市指定	H11. 7. 15
39	田場ティンペー	無形民俗	字田場	市指定	H11. 7. 15
40	吉本家	建造物	勝連比嘉	市指定	H12. 11. 7
41	新川・クボウグスク周辺の陣地壕群	史跡（戦争遺跡）	勝連津堅	市指定	H16. 3. 3
42	兼箇段ジョーミーチャー墓	史跡	字兼箇段	市指定	H17. 2. 16
43	田場ガー	史跡	字田場	市指定	H17. 2. 16
44	大田坂	史跡	字大田・川田	市指定	H17. 2. 16
45	沖縄諮詢会堂跡	史跡	石川	市指定	H17. 3. 1
46	東恩納博物館跡	史跡	石川東恩納	市指定	H17. 3. 1
47	石川部落事務所	史跡	石川	市指定	H17. 3. 1
48	越来治喜（マーラン船の建造技術）	無形民俗	与那城平安座	市指定	H17. 3. 4
49	宮城ウシデーク	無形民俗	与那城宮城	市指定	H17. 3. 4
50	伊波メンサー織	無形民俗	石川伊波	指定	S63. 11. 15
51	藪地洞穴遺跡	史跡	与那城屋慶名	市指定	H29. 3. 17
52	宮城島のヒータチ（火立て）跡	史跡	与那城上原	市指定	H30. 7. 13
53	うるま市の闘牛	無形民俗	市内	市指定	H30. 7. 13
54	平安座のサングワチャー	無形民俗	与那城平安座	市指定	R2. 4. 13
55	上江洲のウフガー	有形民俗	上江洲	市指定	R2. 4. 13
56	具志川グスク	史跡	具志川	市指定	R5. 8. 9
57	具志川グスクの壕	史跡	具志川	市指定	R5. 8. 9

5 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市及び各ライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設について、地震災害においては耐震性の確保、津波災害においては耐浪性の確保、風水害においては浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進め、あわせて電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進めるほか、廃棄物処理施設については、災害時の電力供給や熱供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等を図り、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努めるものとする。

また、各ライフライン施設は以下のとおり対応する。

(1) 上水道施設災害の予防

自然災害による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給水を再開できるように次の対策を行う。

① 施設の防災対策の強化

水道事業者及び水道用水供給事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策、適切な施設の維持管理、保守点検による耐震性の確保、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮した系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、供給システムの強化を推進する。

② 広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

(2) 下水道施設災害の予防

① 施設の防災対策の強化及びバックアップ施設の整備

市は、下水道施設の新設・改築等に当たっては、地震・津波、水害等の自然災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

また、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急時の対応力を向上させることにより、下水道機能の継続と早期回復のための体制を確保する。

② 広域応援体制の整備

県は、県内の事業者間で広域の応援体制を構築するよう支援するものとされており、市は、必要に応じて、県に要請する。

(3) 高圧ガス施設災害の予防

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、市は国・県・公安委員会、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連携し、保安体制の強化とともに、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講じ、保安管理の徹底を図るものとする。

① 高圧ガス消費者における保安対策

- ⑦ 消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
- ⑧ 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

② 高圧ガス保安推進月間、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進防止週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第3章 災害予防計画

(4) 電力施設災害の予防

「電気事業法」及び「災害対策基本法」に基づく保安管理の徹底を図るものとする。

① 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力㈱は、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、防災業務計画を策定し、対策を推進する。

また、防災業務計画の見直しに当たっては、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、これらの結果等を踏まえて定期的に検証し、適宜見直しを実施する。

なお、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加することとする。

② 防災業務計画の策定・見直し及び訓練の実施

沖縄電力㈱は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努め、地震・津波、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な災害等時にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。

③ 関係機関との連携

県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

(5) 通信施設災害の予防

市、県、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

① 市における予防計画

㉞ 災害用情報通信手段の確保

市は、以下について考慮の上、災害用情報通信手段の確保等を行う。

㊲ 代替手段等の確保

- ・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用
- ・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

㊳ 冗長性の確保

- ・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携
- ・有線、無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

㊴ 電源の確保

- ・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見、技術から耐震性、耐浪性のある場所への設置等
- ・IP電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

㊵ 確実な運用への準備

- ・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検
- ・情報通信手段の管理及び運用体制の点検
- ・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟

- ・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練
- ・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

㊦ その他の通信の充実等

- ・県及び他市町村間ネットワークのデジタル化による大容量データ通信の確保

① 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

- ㊸ 県は、被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等も導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを充実・強化する。

- ・市端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化を図るとともに、回線の大容量化を図る。
- ・消防本部、県出先機関及び防災関係機関端末局については、単一无線回線（260MHz帯デジタル無線）を整備する。
- ・衛星携帯電話を導入し、地上系のバックアップを図る。

- ㊹ 市は、防災行政無線の整備、現行システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

② 通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

③ 停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見、技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

② 各電気通信事業者における予防計画

① 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

- ㊸ 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。
- ㊹ 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

② 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

③ 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

- ㊸ 回線の設置切替え方法

第3章 災害予防計画

- ⑥ 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保
- ⑦ 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- ⑧ 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- ⑨ 可搬型基地局装置による通話回線の確保

③ 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等

㉞ 通信手段の確保

市、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

㉟ 広域災害・救急医療情報システムの整備

市、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

④ 関係機関との連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努めるものとする。

(6) 放送施設災害の予防

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

- ① 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置
- ② 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置
- ③ 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立
- ④ その他必要と認められる事項

(7) 通信・放送設備の優先利用等の事前措置

① 優先利用の手続き

市は、県又は関係機関とともに通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

② 放送施設の利用

市長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

6 危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波、風水害等を想定した保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

(1) 危険物等災害予防計画

① 危険物製造所等に対する指導

市消防は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

② 危険物運搬車両に対する指導

市消防は消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送・運搬及び取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

③ 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、地震・津波、風水害等を想定した防災保安教育を実施するとともに、市消防は管理者が行う防災保安教育について、必要な助言・指導を行う。

④ 危険物施設の予防対策

危険物施設の管理者は、防災体制の構築及び施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

対 策 別	実 施 内 容
㉞ 火災、爆発等の防止対策	取扱う危険物等の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。
㉟ 危険物施設の管理、点検	危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、地震・津波、風水害等を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、施設の維持管理の徹底を図る。
㊱ 保安設備の維持	危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行う等、災害発生時も常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。
㊲ 保安体制の整備、確立	危険物施設の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び市消防等に対する通報体制を確立する。 また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。
㊳ 従事者に対する教育訓練	危険物施設の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波、風水害等の教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

⑤ 化学車及び消防機材の整備

市消防において、化学車等及び消防機材の整備を図り、また、事業所における化学消火剤の備蓄を指導する。

第3章 災害予防計画

(2) 毒物・劇物災害予防計画

① 方針

災害発生による毒物・劇物の流出又は散逸等不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

- ㊦ 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- ㊧ 毒物及び劇物の災害発生時における危害防止規定の策定
- ㊨ 施設・設備等の防災対策に係る定期点検及び補修の実施
- ㊩ 安全教育及び訓練の実施
- ㊪ 事故対策組織の確立

② 対策

市及び県は、災害発生時における毒物・劇物の危害を防止するため、毒物・劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとする。

- ㊦ 毒物・劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- ㊧ 災害発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導し、あわせて、毒物・劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物・劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は消防機関に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。
- ㊨ 毒物・劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震・津波、風水害等防災上の指導体制の確立を図る。
- ㊩ 毒物・劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応する耐震、耐風、耐火、耐浪等の設備の指導を実施する。
- ㊪ 毒物・劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

(3) 火薬類災害予防計画

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、県警察、中城海上保安部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等と連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

① 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

- ㊦ 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対する法令の規定する基準に適合させる当該施設の維持、保安の監督指導に、必要に応じて協力する。
- ㊧ 市は、県による火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査の実施と保安体制の強化に協力する。

② 火薬類消費者の保安啓蒙

市は、県による火薬類消費者等への保安啓蒙等の活動に協力する。

③ 路上における指導取締の実施

市は、県による火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りに、必要に応じて協力する。

④ 火薬類による危害予防週間の実施

市は、県と協力して、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

(4) 有害化学物質等漏出災害予防計画

事業所においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。災害の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

① 有害化学物質等取扱事業所における状況把握及び情報提供体制の整備

市内事業所で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータ・ベース化し、防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

② 「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等に関する指導

- ㊦ 対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理
- ㊧ 地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

7 不発弾等災害予防

不発弾処理体制に万全を期し、不発弾の爆発による災害の発生及び拡大を防止する。

そのため、関係機関の連絡調整を密にして不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び一般市民に対し、不発弾等に関する防災知識の普及徹底を図る。

(1) 不発弾の処理体制

① 陸上で発見される不発弾等の処理

- ㊦ 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通して県警察本部に発見届出をする。
- ㊧ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ㊨ 第101不発弾処理隊は、必要に応じて現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ㊩ 小型砲弾等、比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、沖縄県不発弾保管庫へ搬入する。
- ㊪ 爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

【信管離脱作業】

非常な危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

第3章 災害予防計画

<p>④ 市で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。</p> <p>⑤ 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。</p> <p>⑥ 市長を本部長とし、関係機関を構成とする現地対策本部を設置する。</p>
--

② 海中で発見される不発弾の処理

<p>㊦ 発見者は、所轄海上保安部署（中城海上保安部）へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部、県知事、市長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。</p> <p>㊧ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。</p> <p>㊨ 危険度が少なく移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。</p> <p>㊩ 危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。</p> <p>【爆破処理作業】 非常な危険を伴うことから、次の対策を講じた上で実施する。</p> <table border="1"><tr><td><p>④ 発見場所の管轄が市の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。</p><p>⑤ 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入り規制をする。</p><p>⑥ 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。</p></td></tr></table>	<p>④ 発見場所の管轄が市の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。</p> <p>⑤ 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入り規制をする。</p> <p>⑥ 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。</p>
<p>④ 発見場所の管轄が市の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。</p> <p>⑤ 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入り規制をする。</p> <p>⑥ 市長等を本部長とする現地対策本部を設置する。</p>	

(2) 関係機関の協力体制の確立

国、県、市や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

(3) 不発弾に関する防災知識の普及・啓発

① 講習会

県等が開催する講習会や研修に市職員や市消防職員等を参加させ、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得させる。

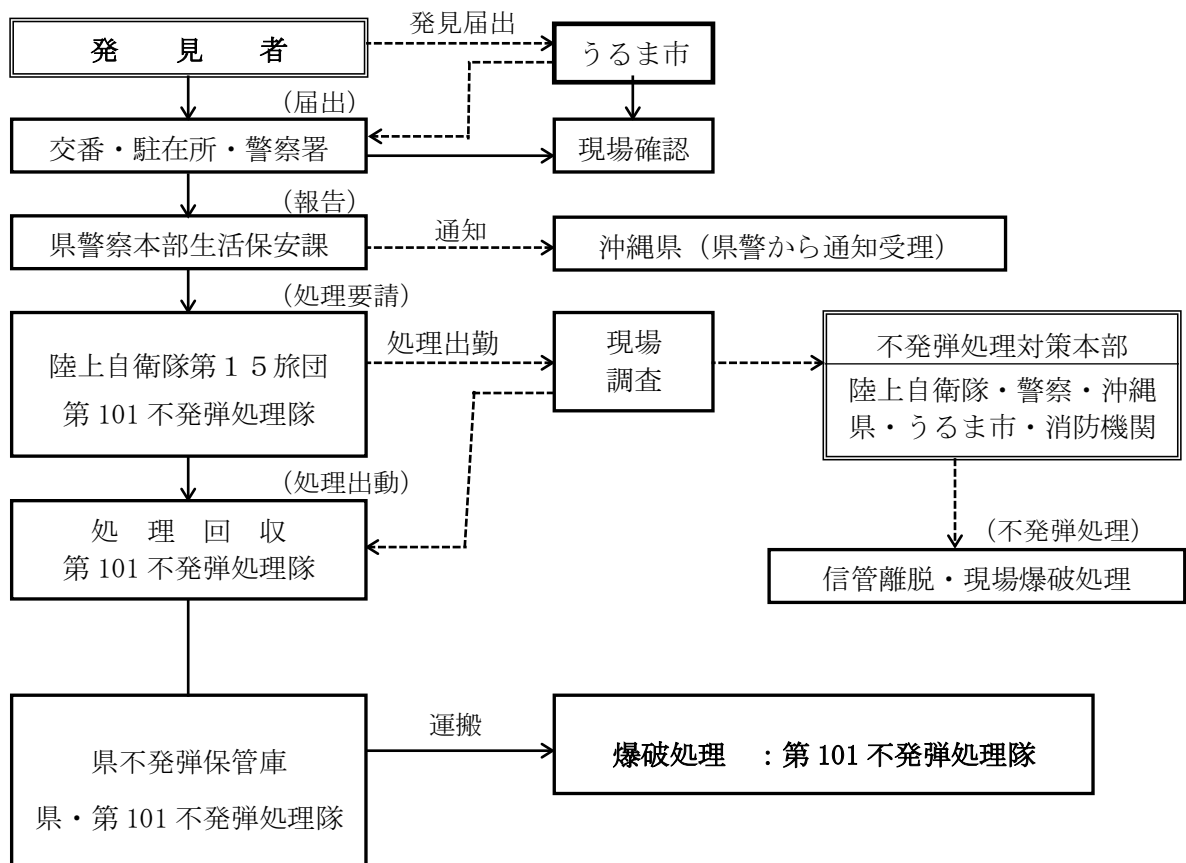
② 広報活動

市民一般に対する不発弾の危険性について、周知・広報活動を実施する。

《不発弾処理の流れ》

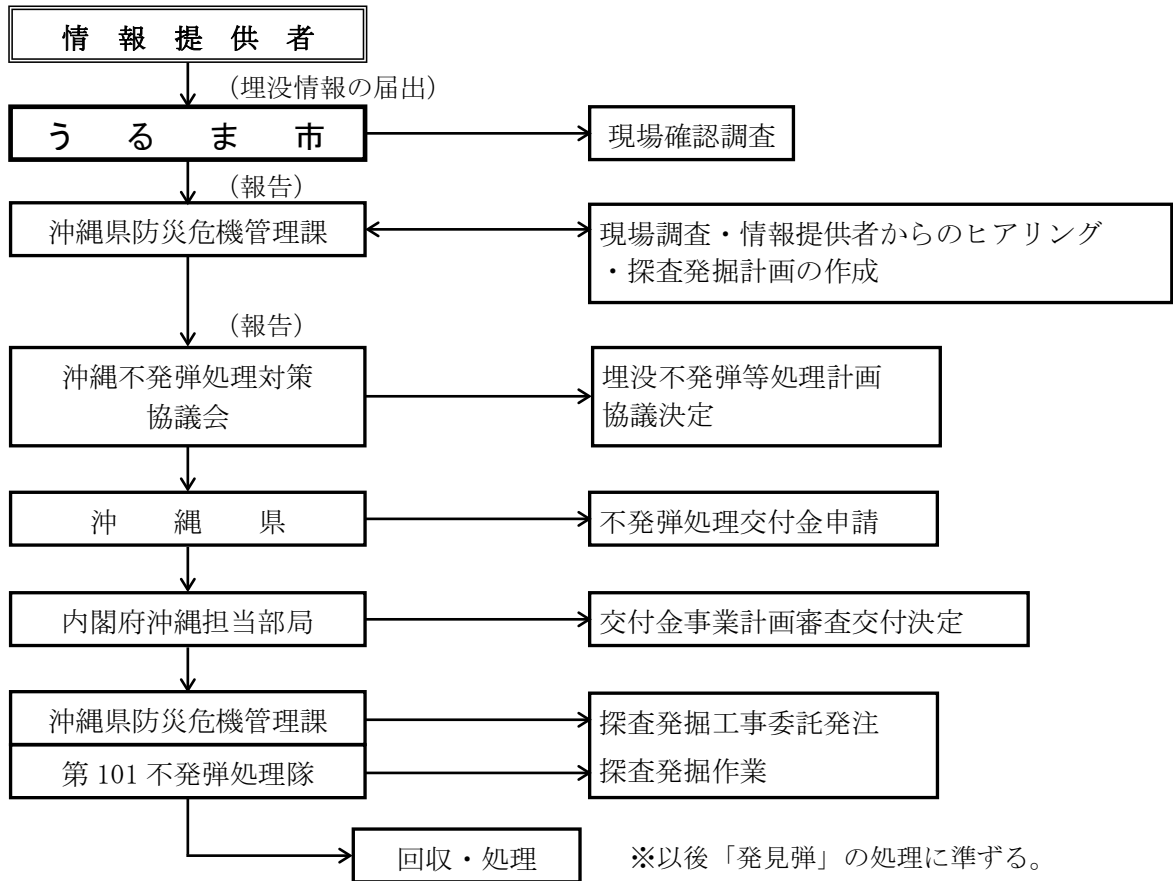
[陸上部分]

② 発見弾



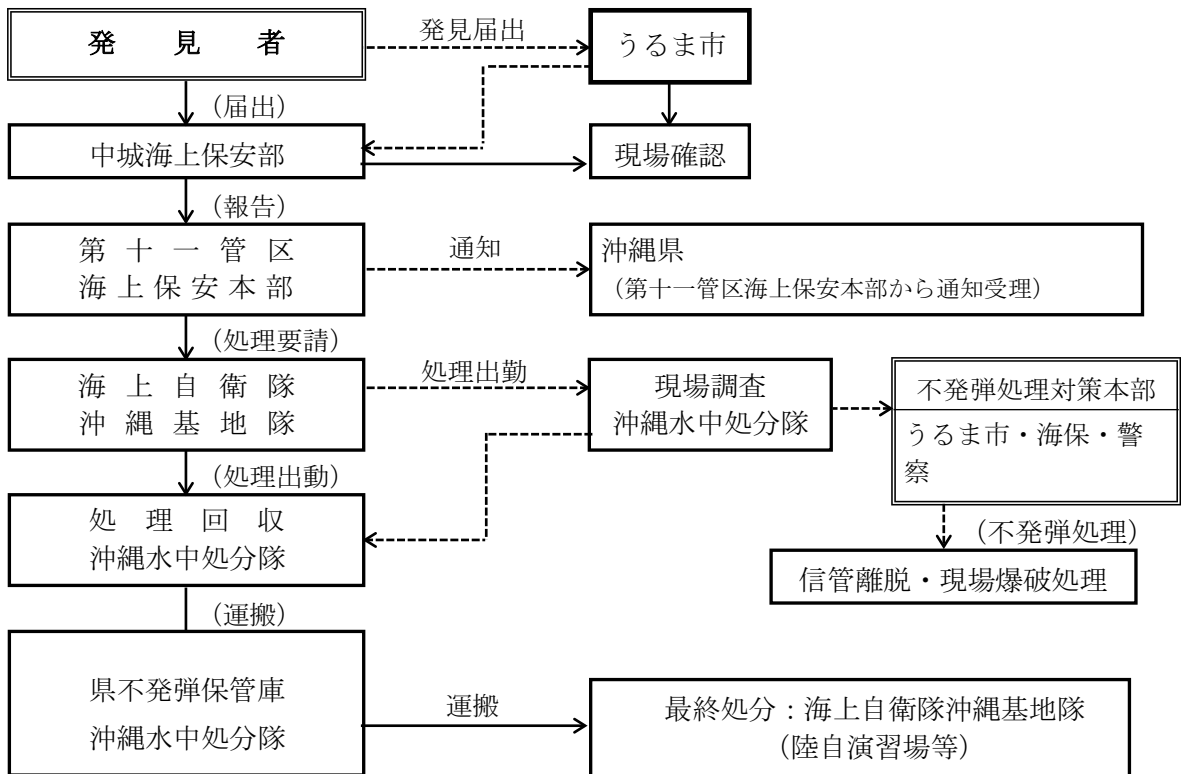
第3章 災害予防計画

② 埋没弾



[海上部分]

① 発見弾



8 気象観測施設・体制の整備

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

(1) 沖縄気象台における気象業務体制の整備

沖縄気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実に努める。

① 観測施設の整備充実

沖縄気象台は、県下及びその周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、県及び市と協力して観測体制の充実に努める。

② 観測資料等のデータ・ベースの構築

沖縄気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデータ・ベース化を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や市民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

(2) 主要関係機関における気象観測体制の整備

市及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。

また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに提供する体制やシステムの整備について、県・沖縄気象台と連携して推進する。

第3節 災害に強い人づくり

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く展開する必要がある。

「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について住民の理解を促進し、市全体としての防災意識の向上を図るため、防災訓練の実施、防災思想・知識の普及・啓発、自主防災組織の育成・強化、防災ボランティア活動の環境整備等の取り組みにより、災害に強い人材の育成を推進する必要がある。

1 防災訓練

地震・津波、風水害等各種災害を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市、県及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとし、市において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災訓練の基本方針

市の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

① 実践的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

② 地域防災計画等の検証

地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく防災訓練を実施する。

③ 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

④ 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、県及び防災関係機関と連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要な多様な視点を普及するため、女性団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ボランティア団体、民間企業等と連携する。

(2) 各防災訓練の実施に係る事項

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

- ① 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練
- ② 広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練
- ③ 傷病者等を念頭にした救出・医療訓練
- ④ 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練及び炊き出し訓練
- ⑤ 物資集配拠点における集配訓練
- ⑥ 民間企業・ボランティア等との連携訓練
- ⑦ 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

(3) 総合防災訓練等

① 総合防災訓練

広域的総合訓練を基本に、訓練の実施内容、目標設定を具体化するなど訓練の活性化を図る。市や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震津波防災訓練を実施する。特に島しょ地域においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

㊦ 実施時期

毎年1回以上適当な時期（防災週間や津波防災の日等）に行うものとする。

㊧ 実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮の上、関係機関と協議の上決定する。

㊨ 参加機関

市、県及び防災関係機関など

㊩ 訓練の種目

訓練の種目はおおむね次のとおりとする。

- ㊰ 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
- ㊱ 水防訓練
- ㊲ 救出及び救護訓練
- ㊳ 避難所運営訓練
- ㊴ 炊き出し訓練
- ㊵ 感染症対策訓練
- ㊶ 輸送訓練
- ㊷ 通信訓練
- ㊸ 流出油等防除訓練
- ㊹ 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
- ㊺ その他

② 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(4) 複合災害訓練

市及び防災関係機関は、地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

第3章 災害予防計画

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(5) 水防訓練

初動体制の迅速化、河川情報等の収集及び監視、土嚢構築等の応急対策を実施し、地域住民の誘導等を行う。

(6) 消防訓練

市街地や公共施設、レクリエーション施設、スーパー、商店街等不特定多数の者が集まる場所を対象にして、消火用機材を利用した消火訓練等を行う。また、消防関係機関合同により、消防活動技術の向上を図るため、県及び地区単位に総合演習、消防ポンプ操法大会等に積極的に参加する。

(7) 避難訓練

学校、病院その他密集地における避難の誘導及び避難通路の確保、救助などの訓練等を行う。

(8) 通信訓練

情報の収集、応急対策の指示、伝達等災害時の通信設備が円滑かつ迅速に運用されるよう、防災関係機関と相互協力し、実施するものとする。

(9) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集に当たっては、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

(10) 石油コンビナート等総合防災訓練

特別防災区域における石油コンビナート等総合防災訓練については、「沖縄県石油コンビナート等防災計画」により別途定めるものとする。

(11) 原子力艦の原子力災害防災訓練

県や関係機関と連携し、原子力艦の原子力災害防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(12) 応急給水訓練

災害により広域的な断水が発生した場合を想定し、地域住民や関連団体との給水訓練を行う。

(13) 防災訓練の成果点検

防災訓練の実施後、その成果を点検・評価するとともに、問題・課題等を事項別に整理し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ、訓練の対象、規模、内容を設定し、その成果を点検・評価し、防災施策に反映する仕組みを確立する。

(14) 地域防災訓練等の促進

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

2 防災知識の普及・啓発

各防災関係機関の職員、市民等に対し、地震・津波災害を念頭に置いた防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発

- ① 地域防災計画の概要や地震・津波、風水害の知識、地震並びに災害時の心得などについて普及・啓発するとともに、市における防災対策について市民の理解と認識を深めるように努める。

また、災害リスクや災害時に取るべき行動について普及・啓発するとともに、地域の防災の見地から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するため、自然災害等に関する総合的な資料として図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

防災マップや地震時の行動マニュアル等を作成する際は、要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦など）に配慮する必要があることに留意する。

- ② ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

- ③ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及・啓発に努める。

- ④ その他防災関係機関の措置

防災知識の普及は、普段からあらゆる機会に広く呼びかけ、各防災機関が実施する各種の災害安全運動において、防災関連事項を多く取り入れるよう積極的に働きかけ、市民自らの防災活動となるよう努めるものとする。

- ⑤ 普及・啓発の方法等

㉞ 普及・啓発の時期や内容等

市その他防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、災害被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を市民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

第3章 災害予防計画

- ① 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策
- ② 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- ③ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ④ 緊急地震速報受信時の対応行動
- ⑤ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
 - 県、市及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。
 - 加えて、県、市及び気象台は、風水害等に係る防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- ⑥ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
- ⑦ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑧ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- ⑨ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ⑩ 効果的な普及・啓発方法
 - 防災知識の普及・啓発に当たっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。多数の市民が集まる祭りや各種イベント等を通して、防災知識の普及や教育につながる活動を継続的に行う。
 - また、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

(2) 各種防災教育の実施

地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、市は、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

特に近年、台風への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例が多数見られることから、市、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等に対する市民等の防災意識や対応力を維持・向上させるため、過去に本市に甚大な被害をもたらした台風等の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要となる。

なお、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

① 市職員等への防災教育

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の市における防災活動要領の修得を図るための研修会等を行う。

また、災害対策は、全庁的な取り組みが必要なことから、防災部署に配属されている職員のみならず、他部署の職員の危機管理に対する意識を高めるため、国や県、防災関係機関等が実施する防災に関する様々な研修等への職員派遣に努めることとする。

② 学校教育、社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、受講者の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

市及び県は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の地震・津波防災への理解向上に努める。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

③ その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、防災知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施の際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

加えて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

(3) 市職員等への防火教育

市職員は、災害時における防災対策を推進し、地域における防災活動を率先して実施するために必要な知識や心構えなどの教育を研修会等を通じて行う。

(4) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する文献、調査分析結果や映像を含む各種資料を収集・整理し、ライブラリー化するなど適切に保存し、広く一般に公開することで災害記録や教訓等の周知に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の設置及びこれらの持つ意味を正しく後世に伝え、市民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するように努めるとともに、過去の大規模災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

第3章 災害予防計画

3 自主防災組織の育成

災害への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが大変重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに市民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は、地域住民などにより設置された自主防災組織の育成強化を積極的に図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、風水害においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

(1) 自主防災組織整備計画の策定

地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

(2) 市民の防災意識の向上

市民に対する防災意識の向上や地域における自主防災組織の住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知及び講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

(3) 組織の編成単位

市において、市民が防災活動を推進する上で適正な規模と地域を単位とした組織を編成することとし、市民と協議することで実施するものとする。

次の事項を前提に、自治会等既存の地域自主団体を自主防災組織として育成することを基本とする。

- ・市民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ・市民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(4) 組織づくり

ア 既存の自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

活用組織別	実施事項
① 自治会組織	自治会等の自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
② 防災活動推進団体等	何らかの防災活動を行っている組織活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
③ 地域活動団体	女性団体、青年会、PTA等の地域活動を行っている団体・組織を活用して、自主防災組織として育成する。

イ うるま市自主防災組織資機材整備補助金交付要綱、防災士資格取得費補助金交付要綱及び自主防災組織活動支援事業補助金交付要綱等に基づき、自主防災組織の活動等を支援する。

(5) 活動計画の策定

組織が効率的な活動を実施できるよう、地域の規模及び態様を十分に活かした具体的な活動計画を策定するものとする。

(6) 活動

① 平常時の活動	② 災害時の活動
㉞ 防災に関する知識の普及	㉞ 災害情報の収集、伝達
㉟ 防災訓練の実施	㉟ 責任者等による避難行動要支援者に配慮した避難誘導
㊱ 防災資機材の備蓄	㊱ 出火防止
㊲ 防災リーダーの育成	㊲ 給食・給水
㊳ 避難行動要支援者の把握	㊳ 炊き出し
㊴ その他必要な活動（炊き出し訓練など）	㊴ 救出・救護

(7) 資機材の整備

市は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

(8) 活動拠点等の整備

自主防災組織は、既存の自治会等の組織を中心に結成されることを基本とすることから、組織の活動拠点については、自治会公民館等とし、市は、公民館等の建設に当たって建設費等を助成する場合には、以下の機能を有する施設の整備に努めるものとする。

- ① 建物の耐震化
- ② 研修・訓練及び地域の避難場所として活用できる講堂等
- ③ 高齢者や障がい者等に配慮したユニバーサルデザイン
- ④ マンホールトイレや防災資機材等を保管する備蓄倉庫の設置
- ⑤ その他地域の防災活動拠点として相応しい設備の設置

(9) 組織の育成

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、市民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

- ① 防災研修への参加等による防災リーダーの育成
- ② 多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

4 企業防災の促進

(1) 事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、燃料、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力する

第3章 災害予防計画

よう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 市及び県の支援

市及び県は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

5 消防力の強化等

(1) 消防力・消防体制等の拡充強化

市は県と協力し、消防教育訓練の充実強化や消防施設・設備等の整備促進等の措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。

(2) 火災予防査察・防火診断

市は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行うものとする。

① 特定防火対象物等

市は特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権原者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

② 一般住宅

市及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

(3) 消防職員の充実

消防職員は消防活動の中核を担っているため、国が示す消防力整備指針を目標に消防職員数の確保に努める必要がある。

しかし、市の消防職員の充足率は、国の指針による目標数を大幅に下回る状況であることから、消防は市と連携して、以下について検討を実施する。

① 消防職員の適性数や増員の必要性の検討

② 消防職員の充実による消防防災体制の強化の検討

(4) 消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して市民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して市民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、県の消防団員数の人口比率は全国最低であるため、市は県と連携して以下の対策を実施し、消防団員の充実を図るための検討等を実施する。

- ① 地域に必要な消防団員数の検討
- ② 市民への消防団活動の広報
- ③ 消防団の訓練、資機材の充実のための市への支援策の検討
- ④ 青年層、女性層及び被雇用者等の消防団員への参加促進等
- ⑤ 消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修

6 地区防災計画

災害対応においては、コミュニティレベルにおいて、ボトムアップ型となる防災力の向上を図ることも重要である。市内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が、「自助」・「共助」の精神に基づき、各地区の特性を踏まえて地区レベルの防災力を高める計画づくりの展開を検討する。

(1) 地区防災計画

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市が中心となる本計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

地区防災計画の内容は、計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等による防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援等各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動等とする。

(2) 地区防災計画の提案

地区居住者等は、地区防災計画の素案を作成した上で、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができることとする。

(3) 市の対応

市防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく市地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区計画を定める。

また、市地域防災計画に定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及び理由を、当該計画を提案した地区居住者等に通知する。

(4) 個別避難計画との整合及び一体的な運用

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第4節 災害応急対策活動の準備

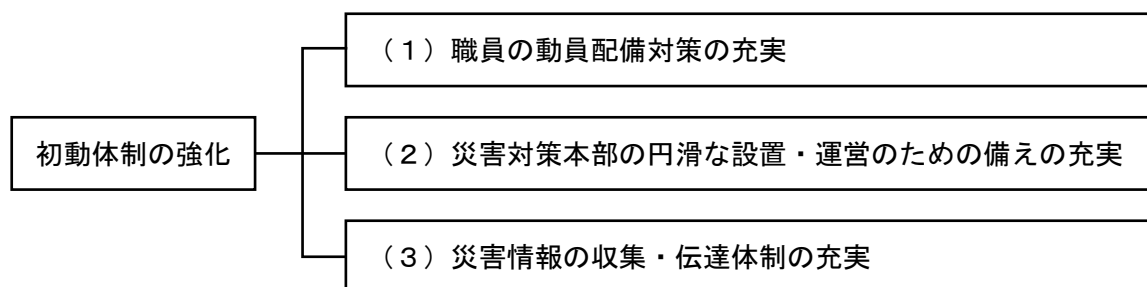
市及び防災関係機関は、「第2編及び第3編の災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たって、公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

1 初動体制の強化

突然発生する災害に、市及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や市における応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。



(1) 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件である。このことから、市職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

対策別	実施内容
職員の家庭における安全確保対策の徹底	災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員をはじめその家庭・家族への防災対策を徹底し、被害の最小限化を目指す。
災害対策職員の緊急呼出体制等の拡充	甚大な災害発生時に、災害対策職員自身が認識・把握できない場合を想定し、災害対策本部長をはじめ各部署との連絡体制及び動員を確立するため、常時呼出可能な体制づくりを図る。
24時間体制の強化	地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間の内外を問わず、常に要員が待機すること等により、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。そこで、防災担当職員等による宿直体制や庁舎近傍への宿舍確保等のあり方について検討する。
執務室等の安全確保の徹底	勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置・運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

対策別	実施内容
市庁舎の耐震性の確保	うるま市災害対策本部を設置する予定である市役所庁舎の耐震性を確

対 策 別	実 施 内 容
	保し、非構造部材を含めた耐震対策等により、発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。また、拠点病院をはじめ、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。 なお、燃料の確保手段については、あらかじめ関係機関と協議しておく。
災害対策本部の設置マニュアルの作成	誰もが手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。
災害対策本部職員用物資の確保	災害対策本部の職員がその職務に専念及び遂行できるよう、最低3日分の飲料水・食料と下着・毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

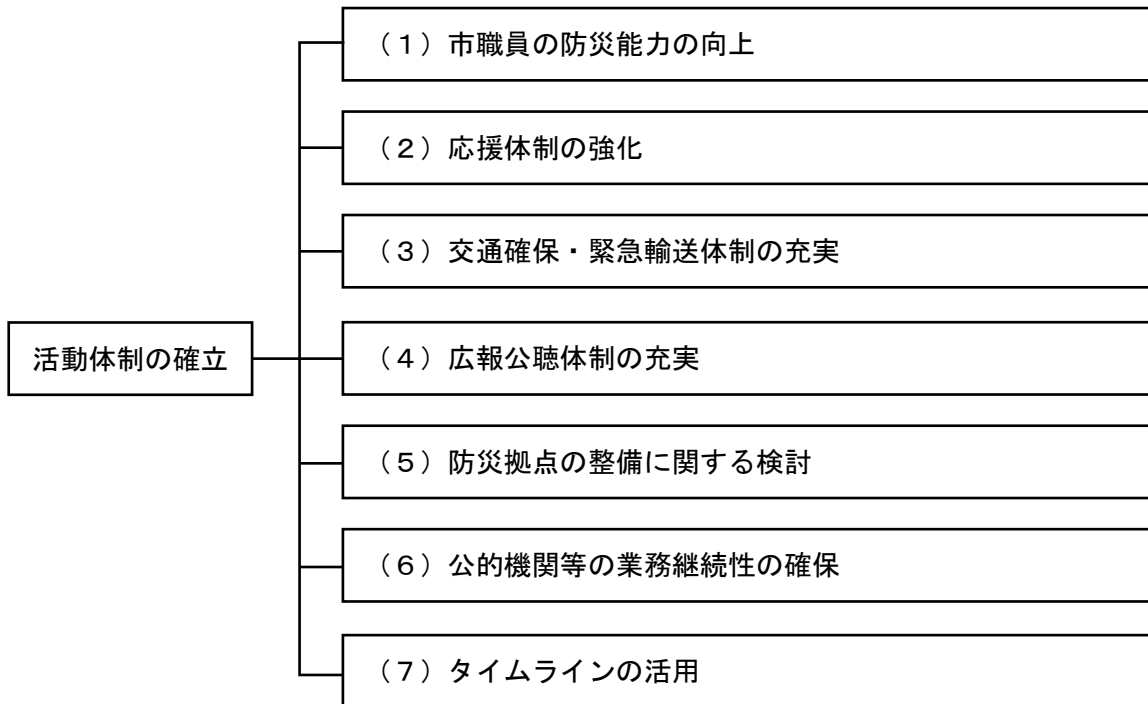
災害に関する情報を災害発生後素早く把握する能力を高めるため、以下の対策を推進する。

対 策 別	実 施 内 容
情報通信機器等の充実	① 防災行政無線（固定系・移動系）の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）の円滑な運用、導入等を推進する。 ② 防災関係機関との相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を検討する。 また、孤立が予想される島しょ地域に対し、衛星携帯電話などの通信機器等の配置を推進する。 ③ 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災GIS（地理情報システム）の整備を検討する。
通信設備の不足時の備え	災害発生時において、通信設備等の不足が生じる場合に備え、各電気通信事業者との間で、災害時の協力に関する協定等の締結を図る。
連絡体制等の確保	市は、各部署の連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等を確保する。
情報分析体制の充実	市は、収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。
災害対策実施方針の備え	市は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。
複合災害への備え	市は、後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

2 活動体制の確立

多岐にわたる市の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。



(1) 市職員の防災能力の向上

平時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

① 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全部署に配付するとともに、庁内情報共有システムに防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

② 防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められる。また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

- ㊦ 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。
- ㊧ 災害を体験した市町村等への視察及び意見交換会の開催等を行う。
- ㊨ 防災担当専門職員を養成する。

③ 民間等の人材確保

市は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を検討する。

(2) 応援体制の強化

市における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら次の対策を講じる。

① 市町村間の相互応援協力協定締結の推進

市は島しょが散在するため、様々な災害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る近隣市町村間の相互応援を迅速・確実に実行できる体制を強化する必要がある。

このため、市は、近隣市町村との応援の要求手順、連絡調整窓口、連絡方法等を明確にし、周知を徹底する。

市は、以上の点を踏まえて近隣市町村との相互応援協力協定の締結に努めるとともに、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

② 市内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

㊦ 指定地方公共機関の指定

大規模な災害時には、現在、指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう、指定地方公共機関としての位置づけについて検討する。

㊧ 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるように市内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

③ 専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

㊦ 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

㊧ 日本赤十字社沖縄県支部や社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアの在り方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

④ 応援機関等の受援施設（活動拠点）の指定

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要があることから、災害の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮し、以下の施設を受援施設とする。

なお、市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、あらゆる感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

第3章 災害予防計画

施設名	所在地	建築年	海拔	備考
うるま市民芸術劇場	字仲嶺 175	H6	約 69m	
生涯学習文化振興センターゆらてく	字仲嶺 187	H29	約 72m	

⑤ 自衛隊との連携の充実

市は、被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

⑥ 在日米軍との協力体制の充実

市は、災害時の人命救助、緊急輸送等に有効な在沖米軍との相互連携や基地への立ち入り等について検討し、必要な災害協定や運用マニュアルの整備等を進める。

⑦ 応援・受援の備え

市及び市防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ・ 応援先、受援先の指定
- ・ 応援、受援に関する連絡、要請の手順
- ・ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ・ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合、配置体制、資機材等の集積、輸送体制等
- ・ 地域内輸送拠点の確保
- ・ 応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れ

(3) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等の多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であることから、今後以下の対策を推進していくこととする。

① 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、重要となる信号への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

② 重要道路啓開のための体制整備

道路管理者は、災害発生後、道路啓開計画に基づく連絡・連携体制を立ち上げ、速やかに道路の被害状況を把握して関係機関と情報共有を図り、通行に障害のある場合、直ちに道路啓開を実施する。

また、定期的な実働訓練等により啓開体制の課題を抽出し、計画の見直しを行いながら、迅速な道路啓開の実施に努める。

災害発生後、道路管理者は速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局及び市建設業連合会などの関係団体の協力も得て確保するとともに、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業連合会等との協定の締結に努めるものとする。

③ 緊急輸送基地の選定及び整備

災害時の輸送を効率的に行うため、市は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整えることとする。

また、陸・海・空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備するものとする。

④ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、市内に1箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

また、自衛隊、海上保安庁等と連携したヘリコプター輸送体制を整備しておく。

⑤ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送を確保するための交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するために緊急通行車両の確認が必要となる。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。

よって、市において有する車両を確認し、本計画の災害応急対策計画に基づいた使用性が高い車両をリストアップし、事前届出を図るものとする。

⑥ 運送事業者との連携確保

市は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む）及び被災者の移送協力について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・被災者の移送に必要な情報項目、移送対象者、要請方法等
- ・物資の調達、輸送に必要な情報項目、単位の整理や発注方法の標準化
- ・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- ・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

⑦ 緊急輸送道路の整備

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾等の輸送施設及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、市、県及び国は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

⑧ 整備の目的

災害時には、支援物資や対策要員を被災地へ輸送しなければならないことから、災害に強い道路（例えば幅員の拡張や電線等の地中化など）の整備を図る。

また、災害発生時の道路啓開や応急復旧等の優先順位を判断するため、緊急輸送道路は、一次緊急輸送道路と二次緊急輸送道路に区分する。

第3章 災害予防計画

① 一次緊急輸送道路及び二次緊急輸送道路

一次緊急輸送道路及び二次緊急輸送道路の定義は、以下のとおりとする。

種 類 別	定 義
一次緊急輸送道路	① 「第2編 第1章 第14節 交通輸送計画」で定める道路 ② 広域避難場所、指定避難所及び福祉避難所と上記①の道路をつなぐ道路 ③ 災害時において優先的に道路の啓開や応急復旧等を行う道路
二次緊急輸送道路	各公共施設と緊急輸送道路をつなぐ道路

② 緊急輸送道路等の指定

一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路の位置図については、資料編に示す。

③ 上記②を除く生活道路等の通行可否の確認等

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備するほか、浸水箇所への車両進入による水没事故を防止するため、アンダーパス等への水位センサーと表示板の設置を進める。

また、災害時における近隣住民等の避難場所や災害物資輸送道路として、陸上自衛隊勝連分屯地周辺の市道、農道等の整備について、関係機関等と協議の上、地域内輸送道路としての整備を図るものとする。(都市政策課確認)

(4) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語による二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を推進していく。

① プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、市からの情報を迅速・的確に発信するため、プレスルームの設置に努める。

② 災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に市からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

③ インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、SNS等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。そのようなことから、市からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

④ 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に調整する。

(5) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、広域避難場所として指定されている具志川総合運動公園や伊波公園、勝連総合グラウンドとし、大規模災害時における公園内等の施設の役割は次のとおりとする。

また、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、非常用電源設備等、耐震性貯水槽等による水の確保、マンホールトイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進し、防災拠点としての強化を図る。

施設名	使用用途
総合体育館	避難所
陸上競技場	応急救護所及び仮設風呂
多目的球戯場	支援物資集積拠点
具志川野球場	飛行場外離着陸場（ヘリポート）
具志川ドーム	避難所
駐車場	応急仮設住宅

(6) 公的機関等の業務継続性の確保

市及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・飲料水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

さらに、以下の各種データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ ㊧ 不動産登記の保全等 |
|---|

(7) タイムラインの活用

市等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3章 災害予防計画

3 物資及び資機材の確保等

迅速及び的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、飲料水及び生活必需品、ブルーシート、土のう等の確保が必要となる。そこで、以下のとおり、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量の備蓄に努める。

また、災害時に迅速に物資等を調達するため、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

さらに、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

(1) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に緊急度が高いため、市民等が身近に確保できるよう整備に努める。

- ① 自治会単位等における自主防災組織の育成に伴い、各組織への救出救助用資機材の補助
- ② 各家庭、事業所等に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 救助工作車・救助資機材等の市消防への整備促進
- ④ 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進
- ⑤ 各公共施設における救出救助用資機材の整備促進

(2) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時の緊急度が高いため市民等が身近に確保できるよう整備を図る。

- ① 各自主防災組織用の消火用資機材の補助
- ② 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- ③ 消防自動車等、公的消防力の整備促進

(3) 医薬品・衛生材料の確保体制の充実

県立病院及びその他の市内の病院における医薬品・衛生材料の確保のほか、市において想定被災者数を考慮した量を目標とした確保に努める。

また、緊急調達を迅速に実施できるよう、医薬品等取扱事業者等との協定を締結し、必要に応じ事業者の保有する医薬品等の調達体制を整えるものとする。

(4) 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄及び調達体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品について、市の規模を考慮した上災害発生後3日以内に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭及び地域での確保がなされるような対策を講じる。

なお、大規模な地震・津波、風水害発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、市は地震被害、津波・高潮被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

また、市は、食料の備蓄の目安をうるま市備蓄計画で示す。

① 個人備蓄等の推進

家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の7日分の備蓄に関する啓発を推進する。

② 給水用資機材等の整備

配水池への緊急遮断弁や飲料水兼用型耐震性貯水槽等の設置を促進する。
また、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び市民等へのポリ容器等の備蓄を促進する。

③ 企業等との協定

大手流通業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結を促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握に努める。

④ 広域支援体制

公的備蓄ネットワーク（市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築を推進する。

⑤ 要配慮者に配慮した備蓄

乳幼児、高齢者などに配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備に努める。

(5) 輸送手段の確保**① 車両の確保**

市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

② 船舶の確保

中城海上保安部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等について、応援要請の方法等の事前協議を図っておく。

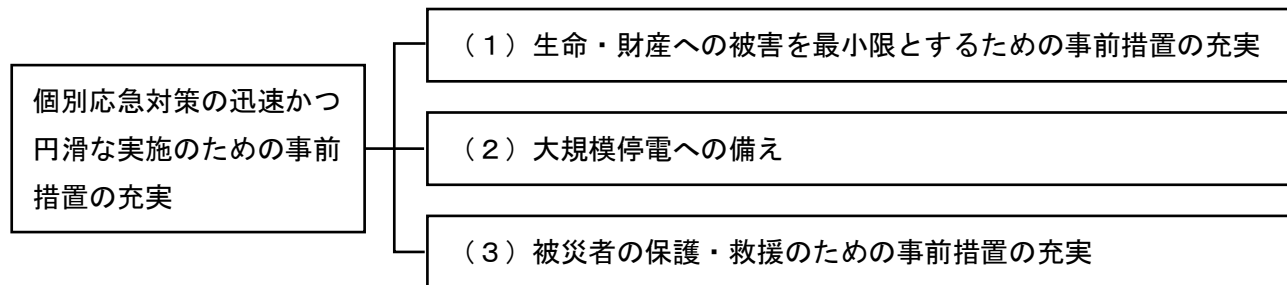
4 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の移送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

なお、市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けてあらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。



(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動、二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があり、以下の対策を積極的に推進する。

① 地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を市民に迅速に知らせる体制を整える。

② 津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

③ 避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を各機関・施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そのようなことから、以下の対策を推進するものとする。

- ㉞ 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検
- ㉟ 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検の指導
- ㊱ 高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルを作成
- ㊲ 耐震性のある県立施設（高等学校等）の避難所指定に関する調整
- ㊳ 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び改修の検討

④ 救出救助対策の充実

建物や土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等を迅速に救出救助できるよう以下の対策を推進する。

- ㉞ 市、市消防、警察、自衛隊、海上保安部等との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む）
- ㉟ 各自主防災組織に対する救出救助用資機材の補助

⑤ 緊急医療対策の充実

大きな地震等により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン等の停止などで機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じてい

く必要がある。そのためには、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもと、総合的な緊急医療対策を検討する。

なお、当面は以下の対策を推進することとする。

- ㊦ 地震・津波、風水害の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
- ㊧ 緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む）
- ㊨ 第2次、第3次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
- ㊩ 医療機関の被災状況、稼働状況、医薬品に関する情報、その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し、提供を行うための対策

⑥ 建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の地震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民等の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 大規模停電への備え

- ① 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- ② 市及び県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理しリスト化を行うよう努めるものとする。
- ③ 市は、指定避難所となる施設等における非常用電源の確保に努めるものとする。

(3) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対して、きめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

① 学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講じる。

- ㊦ 無線設備の整備
- ㊧ 教職員の役割の事前規定
- ㊨ 調理場の調理機能の強化
- ㊩ 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
- ㊪ シャワー室、和室、簡易ベッド、洋式トイレ及び車いす用トイレの整備
- ㊫ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水）及び浄化施設の整備
- ㊬ 給水用・消火用井戸、貯水槽、非常用電源、仮設トイレ、マンホールトイレ、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
※井戸を整備する場合は、児童生徒の安全を確保するため、井戸内への転落防止措置を講じること。
- ㊭ 施設の耐震化及びバリアフリー化
- ㊮ 津波緊急避難場所の整備（迅速な津波避難が困難な低地の場所に学校を建設する場合、可能な限り高層化に努めるなど、児童生徒をはじめ地域住民等の緊急避難場所の確保を図る。）

第3章 災害予防計画

② 緊急避難場所・指定避難所の指定・整備

㊦ 緊急避難場所・避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための避難所を指定する。

なお、緊急避難場所及び避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は知事への通知及び公示を行うほか、緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で市民等に周知する。

指定に当たっては、以下の点に留意する。

- ・災害対策基本法施行令で定める緊急避難場所及び避難所の基準への適合
- ・地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、あらゆる感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所の指定
- ・平常時からの避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底
- ・災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備

区分	分類	概要
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は広場等であり、災害種別ごと（洪水、土石流、がけ崩れ・地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫）に安全なのか危険なのか示し指定する。
	指定緊急避難場所（広域）	指定緊急避難場所であり、広域的な避難者の受け入れや、災害時の応急対策等に必要なヘリポートや救護所等が設置される防災拠点となる施設
	指定緊急避難場所（小規模）	指定緊急避難所まで距離的に避難が困難な地域等を解消するため、小規模ではあるが、避難者が安全に避難できる施設
指定避難所	指定避難所	避難者を災害の危険がなくなるまでの期間、又は自ら居住場所を確保することが困難になった被災住民やその他の被災者を一定期間滞在させるための施設
	指定避難所（津波除く）	津波避難対象地域（津波災害警戒区域内除く）に立地しているため、津波警報、大津波警報発表時には開設しないが、津波警報等解除後は、施設及び周辺の浸水状況等を確認し、安全が確保されれば開設する指定避難所
	一時避難所	大規模災害時に、避難者を一時的に受け入れる公民館施設、民間事業所及びホテル等の宿泊施設であり、指定避難所の空き状況に応じて避難者を移動させ、短期的に開設する避難所とし、平時より協定を締結し、協力体制を図る

㊧ 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、以下の点に留意し

て、緊急避難場所・指定避難所を整備していくものとする。

- ① 内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月）」を参考に指定避難所の環境整備に努めるとともに、あらゆる感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。
- ② 学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ③ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資やあらゆる感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。
- ④ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

③ 福祉避難所のリストアップ

市は、一般の避難所でのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定しておくとともに協定の締結に努める。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難して福祉避難施設の機能及び目的が果たせなくなることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して予め公示するなどして整理し、混乱しないよう努める。

また、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

※なお福祉避難所の協定における様式等は別途定める。

ア 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報及び福祉避難所の指定要件等を踏まえ、宇久市避難所として指定する施設を選定し指定する。

また、民間の社会福祉施設等の場合は、福祉避難所の指定に際して、当該施設管理者との間で十分調整をし、福祉避難所の指定に関する協定を締結する。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

イ 福祉避難スペース（室）の確保

専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース（室）として、一般の避難所（小・中学校、公民館等）等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保する。

第3章 災害予防計画

ウ その他の避難所、避難場所等

市は、災害対策基本法に基づく、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに福祉避難所の他、必要に応じて次の分類により避難所、避難場所等として定めることができる。

分類	概要
準避難所	二次被害の可能性のある地域（津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定域、内水浸水想定区域）に立地しているが、「指定緊急避難場所及び指定避難所における指定基準」を満たし、二次被害を回避するための構造を有しているため、当該災害が収まった後に、施設及び周辺の被害状況等を確認し、安全が確保され、市長が必要と認めた場合に開設する公共施設
台風等避難所	暴風域に入る見込みがある場合や、局地的な土砂災害、洪水発生時または発生する恐れがある場合等の小規模災害時に開設する公共施設とし、原則として、石川地区、具志川地区、勝連地区、平安座島に1箇所（計4箇所）同時に開設する。対象となる施設は、指定避難所（津波除く）又は準避難所の指定基準を満たしている必要がある。
津波避難施設	津波警報、大津波警報発表時に、津波から避難者の生命を一時的に確保するため緊急避難する高い建物（ビル、高層アパート、展望台等）及び高台にある広場等
災害時協力施設	平時より地域のコミュニティの場として周知されている公民館施設であり、災害時に避難者が滞在し生活する施設ではなく、当該地域の被災者に対し、炊き出しや支援物資の配給、トイレの貸し出し、情報提供などの支援協力を得られる施設とし、大規模災害時に施設及び周辺の安全を確認し協力要請する。

④ 家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、市民や各機関それぞれが備蓄する食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低7日間）、食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品を各々において備蓄に努めるよう、普及・啓発を行う。

⑤ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

市は、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空家等を把握し、また、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

⑥ 物価の安定等の事前措置

市は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行い、県や関係機関と連携し、以下の事前措置を実施する。

- ㊦ 災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討
- ㊧ 災害発生時の営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

⑦ 文教対策に関する事前措置

市は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

- ㊦ 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の使用の在り方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討。
- ㊧ 時間外災害発生時の児童・生徒・学生の被災状況の把握方法の検討。
- ㊨ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討。
- ㊩ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導。

⑧ 児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

市は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

⑨ 広域一時滞在等の事前措置

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

- ㊦ 県、近隣市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結
- ㊧ 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成
- ㊨ 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握
- ㊩ 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備
- ㊪ 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

⑩ 家屋被害調査の迅速化

市は、家屋の被害認定の担当者のための研修等を実施し、災害時の生活再建支援金の支給等に必要なる罹災証明の発行を県に要請する。

市は、家屋被害認定調査担当者の育成、罹災証明業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

⑪ 災害廃棄物処理計画の策定

市は、国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を踏まえ、うるま市一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月）の第3編に、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理基本計画を策定している。

第3章 災害予防計画

⑫ 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び第86条の3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市及び消防本部は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておくこと。

5 ヘリポート整備の検討

地震等大規模な災害が発生した場合、被害情報の収集、物資や防災要員の輸送、空中消火活動及び負傷者の搬送等を迅速に行う必要が出てくるが、道路の寸断や渋滞によって陸上からの情報収集や輸送・搬送には大きな障害が発生する可能性が高い。

特に、本市の場合、橋一本で沖縄本島と連絡している平安座島、浜比嘉島、宮城島、伊計島、藪地島や海上ルートしかない津堅島においては、これらのルートが使用できない際に、航空機等による空からの救援等が必要となってくる。

そのことから、市は、県や関係機関と連携して、これらの島に救援ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備について検討する。

また、ヘリポートの整備については、天候不良時や夜間の離発着の安全を確保するため、対空照明や風向表示コーン等の設置についても検討する。

6 災害ボランティアの活動環境の整備

(1) ボランティア意識の醸成

防災活動において、ボランティアが果たす役割は非常に大きいことから、ボランティアの自主性を尊重しつつ、有効に連携を図るために、災害ボランティアの活動環境の整備を進める。

取り組み別	実施内容
① 学校教育における取組	ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験等に勝るものではなく、市の学校教育に積極的な取り組みを図っていくものとする。
② 生涯学習を通じての取組	市における社会教育活動の中で、ボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

(2) ボランティアの育成等

① ボランティアの育成

市は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、社会福祉協議会と連携して、平時からボランティアの育成に努めるものとする。

『地域ボランティアの役割（初動期）』

- ・被災地外ボランティアの現地誘導
- ・ボランティアの受付
- ・ボランティア組織の形成を支援

② 専門ボランティアの登録等

- ㊦ 本市において、迅速かつ有効なボランティア活用を実施するため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を「専門ボランティア」として平常時から登録し、把握に努めるものとする。
- ㊧ 市及び県等において登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

③ ボランティアコーディネーターの養成

市は、社会福祉協議会及び県等と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

(3) ボランティア支援対策

- ① 市は、社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について、準備・指定しておくものとする。
- ② 市及び社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、ボランティアの自主性を尊重しつつ、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。
- ③ 市及び社会福祉協議会は、各自治会単位等によるボランティア（団体）を登録、把握するとともに、活動支援を行うものとする。
また、ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供してボランティア相互間の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。
- ④ 市は県と連携して、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。
また、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。
- ⑤ 市、県及び関係機関は、特に風水害時においては、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力を求めるとともに、そのボランティア活動を支援するよう努める。

7 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

よって、平常時から地域における要配慮者への支援体制が整備されるよう努める。

特に、避難行動要支援者には事前に個別避難計画を策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育施設等における要配慮者の安全を図るために、十分な防災対策を日頃から講じておくものとする。

第3章 災害予防計画

① 地域防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

② 施設、設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊、火災等が発生することのないよう施設や付属設備等の整備・常時点検に努めるものとする。

③ 地域社会との連携

災害発生時の避難に当たっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

④ 緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう緊急連絡先の整備を行う。

⑤ 災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等の確保ができない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

例) 乳幼児を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食料の確保に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を、平成26年4月の改正災対法49条の10に基づき作成する。

市は、避難行動要支援者名簿の取り扱いにおいて、内部・外部の関係者と連携し、適正な管理に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者は、個人の避難能力（災害関連情報の取得能力、判断能力、身体能力等）及び支援環境（支援者の有無、居住地のリスク等）に関する情報を基に総合的に判断するものとし、名簿等の作成方法については、「うるま市避難行動要支援者名簿取扱要綱」（令和2年うるま市告示第263号）により実施する。

① 避難支援を行う関係者の範囲

避難行動要支援者名簿を提供する避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- ㉞ 自治会及び自主防災組織
- ㉟ うるま市民生委員児童委員協議会
- ㊱ うるま市社会福祉協議会
- ㊲ うるま市を管轄する警察署
- ㊳ うるま市の各消防署
- ㊴ その他前各号に準ずる団体として市長が認めた団体

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ㉞ 要介護状態区分が3以上の方
- ㉟ 身体障害者手帳1級又は2級の方
- ㊱ 療育手帳A判定の方
- ㊲ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ㊳ 難病患者または小児慢性特定疾病患者
- ㊴ 上記に該当しないが、名簿への登録を希望する方

③ 避難行動要支援者の名簿作成に必要な個人情報の範囲と入手方法

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要介護高齢者等の情報を集約するとともに、必要に応じて、県等に情報提供を求め、その情報を入手する。

㉞ 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

㉟ 市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

㊱ 市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

第3章 災害予防計画

④ 名簿の更新と適切な管理

市は、避難行動要支援者名簿を原則として1年に1回更新する。

地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、随時に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

⑤ 名簿情報の利用及び提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下、「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

㉞ 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市消防、県警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供する。

㉟ 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

⑥ 名簿情報の適切な管理及び情報漏えい防止措置

市は、避難支援等関係者に名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、情報の漏えい防止を図る。

市は、避難支援等関係者が、避難行動要支援者のプライバシーを保護し、名簿情報を適正に管理するよう、必要に応じて研修会等を実施し、個人情報の取扱いについて、周知徹底を図るとともに、次の点について避難支援等関係者に対し配慮を求めるものとする。

また、自治会、自主防災組織及び市社会福祉協議会に名簿を提供する際は、覚書を取り交わすものとする。

- ・ 災害対策基本法による守秘義務の認識と理解
- ・ 必要以上の名簿の複製の禁止
- ・ 施錠可能な場所への名簿の保管
- ・ 団体内部での名簿取扱者の限定（団体の場合）

⑦ 要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項

要配慮者が円滑に避難するための情報伝達等における配慮事項の基本的な事項は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」及び「第2編 第1章 第10節 避難行動要支援者対策計画」のとおりとする。

地域の災害環境に配慮するとともに、避難行動要支援者の特性を踏まえ、迅速かつ確実に避難行動要支援者、避難支援者及び避難支援等関係者に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者が避難行動要支援者の居宅を直接訪問して、避難準備・高齢者等避難開始の周知を図る。

避難の勧告、指示は次の方法により周知する。

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
広報車両等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市公式LINE等による配信		○

⑧ 避難支援を行う関係者の安全確保対策

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(3) 個別避難計画の作成等

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設され、また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定された。

これを受け、市は、あらかじめ避難行動要支援者一人一人について、その避難誘導等に必要な情報をまとめた「個別避難計画」を作成し、以下事項を定め、避難行動要支援者名簿とともに活用するものとする。

- ① 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方
- ② 避難支援を行う関係者の範囲
- ③ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ④ 個別避難計画の更新
- ⑤ 計画情報の適切な管理

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(4) 在宅で介護を必要とする市民の安全確保

心身に障害を有する者（児童を含む。以下同じ）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障害による移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

① 避難行動要支援者避難体制の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防や自治会、自主防災組織等及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人情報の保護に配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報を共有し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、実効性のある避難行動要支援者個別避難計画の策定に努めるものとする。

第3章 災害予防計画

避難行動要支援者個別避難計画の作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月 内閣府（防災担当））に基づくものとする。

② 防災についての普及・啓発

広報活動等、関連施設・機関を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

㊦ 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

- ・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。
- ・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

㊧ 地域住民に対する普及・啓発

- ・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
- ・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

③ 緊急通報システムの整備

災害時に要配慮者が、直接消防機関に通報できるシステムの整備に努める。

また、消防防災部局や福祉部局等で、要配慮者の情報共有が円滑に行われるようシステムの整備に努めるものとする。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

① 施設設備等の整備

施設管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や附属設備等の整備に努めるものとする。

② 施設及び設備等の安全点検

施設管理者は、災害発生時に施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や附属設備等の常時点検に努めるものとする。

8 観光客・旅行者・外国人等の安全確保

市、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（フェリー、バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

① 避難標識等の整備、普及

避難場所・避難路の誘導標識は、観光客・旅行者・外国人等にも容易に判別できる統一的な図記号を使用した標示とし、その安全確保に努めるものとする。

市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海抜表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（フェリー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

② 観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平素から食料・飲料水・被服寝具等など生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

③ 観光関連施設の耐震化促進

県及び市は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

(2) 外国人の安全確保

国際化の進展に伴い、本市にも居住・来訪する外国人が増加していることを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り的確な行動がとれるよう、県とともに市における防災環境づくりに努めるものとする。

対 策 別	実 施 内 容
外国人への防災知識の普及	ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、多言語の防災パンフレットを作成、配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。
外国語通訳ボランティアの活用体制の整備	災害時における外国語通訳のボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。
避難誘導のための看板等の設置	外国人が避難場所に円滑に移動できるよう多言語の看板等の設置に努める。また、看板には、国際的に共有した絵文字表記（ピクトグラム）の活用を図る。
防災訓練等への参加促進	在住外国人が火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、防災訓練等への積極的な参加を促すよう努めるものとする。

第5節 避難体制等の整備

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に関する対策を市、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

1 基本的事項

(1) 避難体制の整備

実施主体	役割等
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ① 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設における避難体制の再点検 ② 社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル、旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導
うるま市	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所の選定 ② 避難所の開設及び運営方法の確立 ③ 避難所の安全確保 ④ 住民への周知 ⑤ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導體制の整備 ⑥ 避難の指示等の基準の設定、国及び県等への避難指示等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備 ⑦ 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などのための避難マニュアルの作成 ⑧ 避難経路の点検及びマップの作成 ⑨ 避難心得の周知（携行品、その他の心得含む）
社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設及び不特定多数の者が出入りする施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難計画の作成 ② 避難誘導體制の整備

(2) 避難場所の種類

種類別	定義	指定の基本的な条件
指定緊急避難場所	居住者等が災害から命を守るために緊急的に非難する施設又は場所をいう。	<p>海拔が概ね15m以上にあり、更に高台まで移動できる位置にある公園等とする。</p> <p>また、一定の地域単位に臨時応急的に集団を形成するので、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。</p>

種 類 別	定 義	指定の基本的な条件
広域避難場所	<p>大規模災害において、地震に起因する火災や津波などの災害から安全が確保される大規模な公園等の広場をいう。</p> <p>また、状況に応じて応急救護所や災害ボランティアなどの活動拠点を設置する。</p>	<p>海抜が概ね30m以上にあり、市街地火災からの輻射熱に対して安全な広さが確保できる大規模な公園等とする。</p> <p>収容人員の基準は、広域避難場所の形状、避難滞在時間、避難時の行動などの利用形態等を勘案するとともに、あらゆる感染症対策を踏まえ、できる限り過密としない広さを確保すること。</p>

(3) 避難所の種類

種 類 別	定 義	指定の基本的な条件
指定避難所	<p>避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設をいう。</p>	<p>沖縄県津波被害想定検討結果に基づく、津波浸水予測の域外に位置し、耐震、耐火構造の公共施設（学校体育館や校舎等）を利用する。</p> <p>収容人員の基準は、1人当たり2㎡以上を確保する。</p>
福祉避難所	<p>上記の指定避難所で生活することが困難となる高齢者や障がい者等が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、状態に応じて安心した生活ができる体制を整備した施設をいう。</p>	<p>沖縄県津波被害想定検討結果に基づく、津波浸水予測の域外に位置し、耐震、耐火、バリアフリー構造の公共施設を利用する。</p> <p>また、避難所が不足する場合には、社会福祉施設等の民間施設を利用することも想定する。</p>

(4) 津波避難所の指定要件及び整備

- ① 避難所は、海抜15m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。
- ② 指定避難所は、公立学校や市所有の施設、地域の公民館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存施設を使用するものとし、必要に応じ、換気又は照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。
- ③ 指定避難所として使用する施設は、定期的にその現況を調査するものとする。
- ④ 指定避難所に適する施設が無い地域等について、市は、地域の実情に応じ、避難所を兼ね備えた防災センターなどの整備に努める。

第3章 災害予防計画

- ⑤ 市域内で十分な指定避難所を確保できない場合は、県及び近隣市町村と協議し、避難所の予定施設又は場所を定めておくものとする。
- ⑥ 市所有の施設以外に避難所を指定する場合は、あらかじめ土地、建物の所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。
- ⑦ やむを得ず津波浸水想定区域等に避難所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

(5) 福祉避難所の指定・整備

一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者が、避難所生活において、集中して特別な配慮が受けられるよう一般の避難所とは別に用意する必要がある。

福祉避難所の指定に当たっては、耐火・耐震構造でバリアフリー設備を備えた公共施設とし、十分な避難所を確保することが難しい場合は、社会福祉施設等と調整し、受入れ体制等の調整を図ることとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるほか、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源を確保する等の、必要な配慮をするよう努めるものとする。

(6) 津波避難ビルの指定等

種 類 別	定 義	指定の基本的な条件
津波避難ビル	高台に移動する時間を要するなど、迅速な津波避難が難しい地域において、差し迫る津波から避難者の安全を一時的に確保するため、緊急避難をする場所をいう。	指定等に当たっては、鉄筋コンクリート等の堅固な建物（公共施設・民間建物問わず）とし、沖縄県津波被害想定検討結果に基づく津波の予想高を十分に考慮する。 民間の建物を指定する場合には、所有者及び管理者等の承諾を得る必要があることに留意する。

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地域では、公共施設のほか、民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるよう努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地域では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(7) 避難場所の指定状況

避難場所の指定状況は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりとする。

(8) 津波災害に備えた避難道路の整備

① 整備の目的

避難所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難道路等について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。

また、災害発生後の復旧・復興等の優先順位を判断するため、避難道路は、一次避難道路と二次避難道路に区分する。

② 一次避難道路及び二次避難道路

一次避難道路及び二次避難道路の定義は、以下のとおりとする。

種 類 別	定 義
一次避難道路	広域避難場所又は指定避難所、福祉避難所等につながる主に基幹的な道路等をいい、災害復旧・復興を優先的に行う。
二次避難道路	指定緊急避難場所又は避難道路につながる主に集落内などに位置する生活道路等をいう。

③ 整備の水準

人口の集中する市街地（D I D地区）においては、地震による建物の倒壊や放置車両などによる道路の閉塞が起こらないよう勘案した避難道路の整備に努める。

また、老朽化した橋梁の架け替え等に努める。

市街地（D I D地区）以外の地域における避難道路及び準避難道路については、幅員5m以上（ただし、やむを得ない場合は、2.5m以上）を目標に避難道路としての整備に努める。

④ 避難道路等指定

一次避難道路、二次避難道路の位置図は、資料編に示す。

※D I D地区とは、国政調査において設定される統計上の地区である。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/K㎡以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

2 津波避難体制等の整備

市は金武湾及び中城湾に面し、海浜地域には住宅及び事業所等が立地しており、津波が押し寄せた場合、これら地域住民や事業所関係者、他に漁業関係者や海水浴客、釣り人等に甚大な被害を及ぼす可能性がある。

このような状況を踏まえ、津波被害から市民を守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

(1) 津波避難計画の策定

市は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月 津波対策推進マニュアル検討委員会）、「避難情報に関するガイドライン」（令和4年9月更新 内閣府（防災担当））及び「沖縄県津波避難計

第3章 災害予防計画

画策定指針（令和4年8月修正 沖縄県）を参考に、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努めるものとする。

なお、津波に対する避難指示等の発令の判断基準については、「第2編 第1章 第8節 避難計画」によるものとする。

① 避難計画の留意点

㊦ 徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が5分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。

この場合、県警察と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

㊧ 消防防災関係職員等の避難原則

市職員、消防職員、消防団員、警察官など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を、平時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

(2) 津波危険に関する啓発

市は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市民にわかりやすく公表し、津波危険に関する啓発を行う。

また、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

① 市民等への啓発事項

- ㊦ 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む）
- ㊧ 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難道路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む）
- ㊨ 過去の津波災害事例や教訓（1771年八重山地震津波等）
- ㊩ 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

② 啓発の手段

- ㊦ 学校、幼稚園、保育園での職員、生徒、児童、園児、保護者を対象とした教育
- ㊧ 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会
- ㊨ 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特

定多数の者が利用する施設等)を対象とした説明会

- ㊦ 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会
- ㊧ 広報誌、ホームページ、防災マップの作成・配布
- ㊨ 防災訓練
- ㊩ 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を、蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める）
- ㊪ 電柱・電信柱や公共施設等への海拔、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

③ 広報・教育・訓練の強化

㊫ 津波ハザードマップの普及促進

市の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

㊬ 津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海拔高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、市民、防災リーダー、要配慮者及び避難行動要支援者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

㊭ 津波防災教育の推進

市は、教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

① 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

また、地震情報、津波警報、避難指示等が市民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者及び避難行動要支援者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（L-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

② 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し、警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

第3章 災害予防計画

③ 避難ルート及び避難ビルの整備

㊦ 避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、市民等に周知する。整備に当たっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号減灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

㊧ 避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

㊨ 津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

㊩ 津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海拔5m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

㊪ 津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域図を活用して避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

④ その他

水門や陸閘を整備する際は、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化に努めるとともに、閉鎖後の逃げ遅れを想定し、緊急避難用スロープの設置等に努める。

(4) 津波災害警戒区域の指定等

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）等の指定について検討し、必要な措置を講ずる。

なお、津波災害警戒区域の指定があったときは、津波防災地域づくりに関する法律により以下の対策を講じる。

- ① 地域防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の

配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

- ② 津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。
- ③ 津波災害警戒区域を含む市は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所、避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。
- ④ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。
施設所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

第6節 島しょ地域の防災体制の強化

島しょ地域においては、港湾、漁港、海中道路や通信施設等が生命線となると想定されるが、地震・津波により各施設が被災し、外部との連絡や救援活動等が長期間にわたって不能となる事態も予測される。また、島しょ地域は、津波による浸水範囲も広く、大津波から避難できない可能性も想定される。

このような地理的特性や防災上の不利性を踏まえて、地震・津波による孤立化や津波避難に必要な以下の対策を推進する。

1 孤立化等に強い施設整備

(1) 港湾・漁港対策

港湾管理者及び漁港管理者は、島しょ地域の孤立防止に重要な港湾及び漁港について、耐震強化岸壁や液状化対策、背後道路等の整備を推進する。また、施設の応急復旧及び航路啓開等を速やかに実施する体制整備等を推進する。

(2) 道路対策

道路管理者は、島しょ地域の重要な港湾、漁港や中山間部の孤立予想集落と災害対策拠点（避難所、臨時ヘリポート等）を結ぶ重要な道路区間について、耐震性の確保及び土砂災害対策等を推進する。

また、施設の応急復旧や道路啓開を速やかに実施する体制等の整備を推進する。

(3) 通信施設対策

市及び通信事業者は、孤立化が予想される島しょ地域について、所管の通信施設の耐震性や耐浪性を確保するほか、長時間の孤立を想定した非常電源や代替通信手段（孤立防止用無線、衛星携帯電話の配備等）の確保を推進する。

2 孤立化等に強い人づくり

(1) 孤立想定訓練

市は、島しょ地域の孤立危険集落について、地震・津波による長時間の孤立化を想定した訓練を実施し、非常通信、応援の要請・受入、港湾・漁港の応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成する。

(2) 知識の普及

市は、島しょ地域の孤立危険集落では地震・津波の被害による長時間の孤立を想定し、受援までの間を地域内でしのぐ自活体制の必要性を普及し、各家庭での飲料水、食料、生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

(3) 自主防災組織の育成

島しょ地域で孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、継続的に自主防災組織の育成・強化を図る。

3 地震・津波災害応急対策活動の準備

(1) 島しょ地域への応援体制の強化

市は、地震・津波の被害想定による被災パターンを踏まえて、本島からの応援や、離島相互間の応援が迅速に実施できる体制等の整備を推進する。

(2) 備蓄拠点の確保等

市は、島しょ地域や孤立集落等への救援物資の搬送が長時間途絶する状況を想定し、集落ごとに食料や飲料水、医療品等の十分な量の備蓄を目指すほか、物資の性格、地震・津波の危険性、避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄及び備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

(3) 臨時ヘリポートの確保

島しょ地域ごとに、津波浸水及び土砂崩れ等の危険箇所を考慮した臨時ヘリポートの確保を推進する。

4 津波避難体制の整備

(1) 津波警戒避難体制・手段の整備

津波避難が困難な区域においては、避難通路や津波避難タワーの整備等を検討するなど、津波避難対策の強化を図る。

第7節 道路事故災害予防

1 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

2 体制・資機材の整備等

道路管理者及び県警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第8節 海上災害予防計画

1 航行の安全確保等

市は、中城海上保安部や沖縄総合事務局等による航行の安全確保の取組に協力する。

2 災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

市は、中城海上保安部及び県と協力して、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の市民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、市及び市消防は、消防用施設・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市は、迅速かつ的確な油防除ができるように、県と協力して油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

市は、中城海上保安部、沖縄総合事務局、県、市消防等と協力して、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第2編 地震・津波編



第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の72時間は、救急・救助活動に重要な時間帯であるため、この活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

大規模災害により、全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、県知事又は指定行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請できる。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第1節 組織計画

1 災害警戒準備体制・災害警戒本部（災害対策本部の設置前の体制）

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部の設置に至らないときの組織体制と所掌事務について定めるものとする。

(1) 災害警戒準備体制

災害警戒本部の設置前における初動体制又は設置に至らない規模の災害発生及び発生が予想される場合、必要に応じて防災担当者（危機管理課職員）による災害警戒準備体制をとるものとする。この場合において、市消防は災害発生の有無及び活動状況等について、防災担当者と連携を図ること。

- ① 市域において地震による揺れで震度4を観測したとき。
- ② 市の津波予報区内である沖縄本島地方に、津波注意報が発表されたとき。
- ③ 災害の発生又はおそれがあると判断し、警戒を要するとき。

(2) 災害警戒本部

災害の発生や災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置には至らないものの、組織として横断的な対応をとる必要があるときは、「災害警戒本部」を設置し、警戒体制をとるものとする。

〈災害警戒本部の設置基準〉

- ① 市域において、地震による揺れで震度5弱を観測したとき。（災害警戒本部の自動設置発令）
- ② 市の津波予報区内である沖縄本島地方に、津波警報が発表されたとき。
- ③ 地震、津波により、県の全域又は市域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。
- ④ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要のあるとき。
- ⑤ 弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れから、津波災害に備え、避難の必要を認めるとき。

第1章 災害応急対策計画

〈組織及び所掌事務〉

- ① 災害警戒本部に本部長をおき、本部長は副市長をもって充てる。
- ② 本部に災害警戒本部会議をおき、本部長、市長部局の部長、参事等、教育委員会の部長、水道部長、消防長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを参集する。
- ③ 本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、総務部長が指揮をとるものとする。
- ④ 本部長は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部員はあらかじめ指定された場所、又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項はその都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催場所	市役所本庁舎東棟3階庁議室
主な報告事項	㉞ 各部の配備体制 ㉟ 緊急措置事項
主な協議事項	㉞ 被害状況に関すること ㉟ 応急対策に関すること ㊱ 避難情報等に関すること ㊲ 災害対策本部の設置に関すること ㊳ その他災害対策の重要事項に関すること ㊴ 災害警戒本部の廃止に関すること

- ⑤ 災害警戒本部の組織編成及び所掌事務は、別掲《災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構》によるものとする。

2 災害対策本部

災害の規模が大きく、全庁体制により災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときには、市長を本部長とした「災害対策本部」を設置するものとする。

(1) 災害対策本部の設置等の基準

① 本部の設置・廃止の基準

種 別	基 準
本部の設置	㉞ 市域において地震による揺れで震度5強以上を観測したとき。 ㉟ 市域において大津波警報が発表されたとき。 ※㉞、㉟については、災害対策本部の自動設置発令とする。 ㊱ 県対策本部が設置された場合において、市対策本部の設置の必要を認めたとき。 ㊲ 前各号のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、体制をとる必要のあるとき。
本部の廃止	本部の廃止について、次の事項に従い市長が決定する。 ㉞ 災害の危険が解消したと認められるとき。 ㉟ 災害発生における応急措置がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなると認められるとき。

② 本部設置・廃止における通知及び公表

本部を設置又は廃止したときは、県、関係機関及び市民に対し、次のとおりに通知公表するものとする。

通知又は公表先	通知又は公表の方法
㉗ 各班への通知・公表	庁内放送、電話、その他迅速な方法
㉘ 地域住民への公表	テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、その他迅速な方法
㉙ 報道機関への通知・公表	電話、FAX、その他迅速な方法
㉚ 県への通知	〃
㉛ うるま警察署 石川警察署	〃
㉜ その他関係機関	〃

③ 本部の設置場所

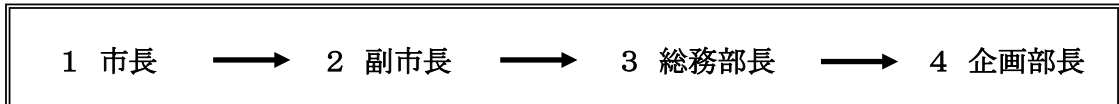
本部の設置場所は原則として市役所本庁舎とする。

なお、本庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の施設から使用可能な場所に設置する。

施設名	場所	海拔	建築年	備考
うるま市民芸術劇場	字仲嶺 175	約 69m	平成 6 年	
うるま市水道部庁舎	字兼箇段 896	約 44m	平成 14 年	

(2) 組織及び所掌事務

- ① 災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は市長を、副本部長には副市長をもって充てる。
- ② 本部に災害対策本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを参集する。
- ③ 本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意思決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意思決定を行うものとする。
この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。



- ④ 本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部員室に参集する。本部会議の報告、協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催場所	市役所本庁舎東棟 3階 庁議室
主な報告事項	㉗ 各部の配備体制 ㉘ 緊急措置事項
主な協議事項	㉗ 被害状況に関すること

第1章 災害応急対策計画

	<ul style="list-style-type: none">㊶ 応急対策に関すること㊷ 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること㊸ 自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること㊹ 避難の指示、警戒区域の指定に関すること㊺ 市民向緊急声明の発表に関すること㊻ 応急対策に要する予算及び資金に関すること㊼ 国、県等への要望及び陳情等に関すること㊽ その他災害対策の重要事項に関すること㊾ 復旧・復興に関すること
--	--

⑤ 本部の組織編成及び所掌事務は、別掲《災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構》によるものとする。

⑥ 各対策部は原則として、本部の設置と同時に設置されるものとする。ただし、災害の種別等により、本部長が指示した部は、設置されないものとする。

3 現地対策本部

(1) 現地対策本部の考え方

災害により甚大な被害が発生した場所・地域では、市をはじめ消防、警察などの多数の防災関係機関が救助及び救援活動を展開することとなる。これら防災関係機関が円滑な活動を実施するためには、現地において活動機関による情報の共有や、活動内容の調整を図る必要がある。

そのため、市長は、状況に応じて必要と認めるときは、被災現場付近に現地対策本部を設置し、救助や救援活動の総合調整を行うものとする。

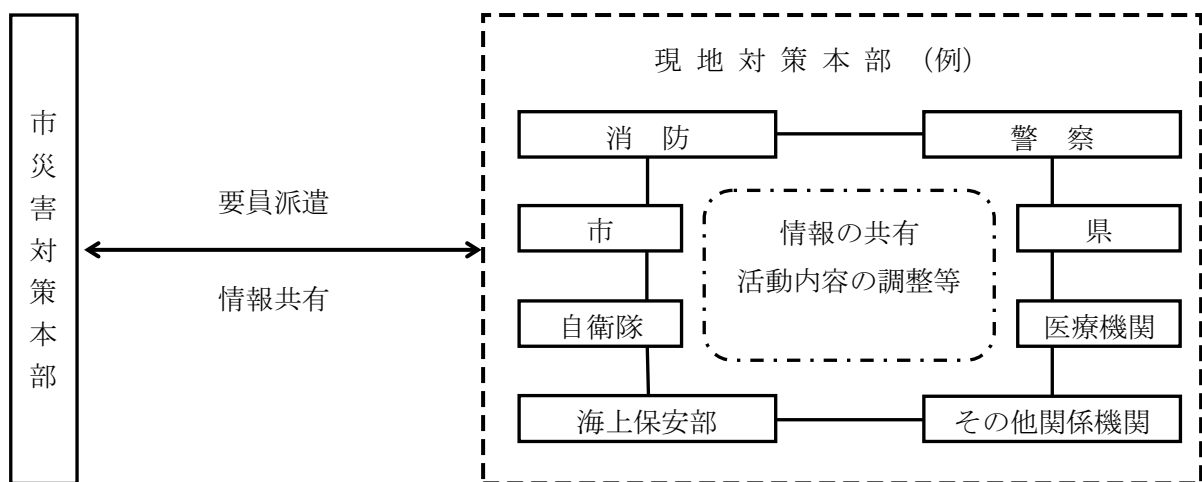
(2) 現地対策本部の要員

現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）に副市長（副市長が不在又は連絡不能の場合は、市長が指示する者）を置き、現地本部長を補佐する要員として防災担当から1名、消防本部から1名及び関係各課から必要な人数をもって構成し運営するものとする。

(3) 防災関係機関への連絡及び職員の派遣要請

市長は、現地対策本部を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡を行い、関係職員の派遣について要請するものとする。

<現地対策本部のイメージ>



4 災害対策の職員動員計画

(1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、本部長等は、体制基準を参考に、直ちに配備の規模を指示する。

(2) 災害対策体制基準

① 体制の基準

災害警戒体制をはじめ、災害対策本部の配備までの基準を定めるものとする。

基準	体制	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部	
				第一配備	第二配備
地震・津波の基準 (風水害や土砂災害等、地震津波以外の基準は、第3編に記載する。)		▶市域で震度4の地震を観測したとき ▶津波注意報の発表があった場合	▶市域で震度5弱の地震を観測したとき ▶津波警報の発表があった場合	▶市域で震度5強の地震を観測したとき ▶大津波警報の発表があった場合	▶市域において震度6弱以上の地震を観測したとき ▶津波による甚大な被害が発生した場合
配備人員	本部要員	—	▶副市長、各部の部長、参事等(消防本部参事除く)	▶市長、副市長、教育長、各部長、参事等(消防本部参事除く)	▶第一配備と同じ
	各課室等の体制	▶防災担当課員及び必要に応じて関係する部署の課員 ※防災担当課員が指示する部署課員	▶所管施設等の被害状況の確認及び救助救援の準備に必要な要員の配備	▶所管施設等の被害状況の確認及び救助救援の実施に必要な要員の配備	▶最大動員(出勤可能な全ての職員)
		※各課室等の配備人員は、《災害対策本部等(警戒本部)の所掌事務及び組織機構》のとおりとする。			

② 配備人員の選定等

各部長等は、体制の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

また、部内の緊急連絡網を構築するとともに、毎年4月1日には、部内管理職の連絡名簿を防災担当部長に提出するものとする。

(3) 動員方法

① 本部長並びに本部要員(各部長等)の動き

- ㉞ 本部長は、市域において、災害対策(警戒)本部の設置に至る地震の発生や津波・大津波警報が発表された場合は、直ちに本部会議を参集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- ㉟ 各部長等は、本部会議において決定された事項を速やかに所属課長等に伝達するものとする。なお、災害状況により、本部会議に出席できなかった部等については、防災担当部長から本部決定事項を伝達することとする。
- ㊱ 各部長等は、あらかじめ部内の非常連絡体制を構築しておく。

- ㊦ 本部会議の参集に関する事務は、防災担当課が行う。
- ㊧ 配備についての職員は、上司の命令に従い、必要な任務を遂行しなければならない。この場合、二次災害の防止に留意するものとする。また、各部長等は、配備についての職員の名簿（配備要員名簿（資料編記載））を作成し、事後速やかに防災担当部長に報告するものとする。

② 勤務時間内の職員動員

- ㊨ 各部長等は、本部会議で決定した配備体制により、所属職員を班ごとに配備につけ、災害応急対策活動を命じる。
- ㊩ 災害の状況に応じ、各部長等は班の配備人員の増減を調整する。また、部内での応援体制について調整を図るものとする。

③ 勤務時間外の職員動員（非常登庁）

- ㊪ 市の職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、又は自発的に登庁するものとする。
 - ㊫ 各部長等及び各課長等は、㊪により災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、所属職員の安否の確認に努め、参集が可能であれば災害対策活動の任務を命じることとする。
- ※ 災害応急活動に専念するためには、災害から自身をはじめ家族や親族等の安全確保を図る必要がある。そのため、職員は、日頃から家庭内において家具の転倒防止や避難場所を話し合っておき、被害の軽減に努めることとする。

(4) 勤務時間外及び休日における参集時の留意事項

職員は、勤務時間外及び休日における参集（自発的又は勤務命令）について、次の要領により速やかに行動を開始する。

① 安全確保

自らの安全を確保するとともに、家族の安全を確保・確認する。

② 参集する場合の服装等

応急活動に適した服装（作業服やトレパン等）とし、着替えやタオル、食料、飲料水、懐中電灯等必要な用具を持参携行するよう努める。

③ 参集の方法

災害の状況によっては、道路等の破損などにより自動車が使用できないことも予想される。そのことから、職員は、事前に自宅から庁舎までの迂回道路等の確認を行っておくものとする。

④ 参集途上の緊急措置

参集途上において、火災、救助現場等に遭遇したときは、消防又は警察に通報連絡するとともに、直ちに地域住民に協力を求め、人命救助、消火活動などの適切な措置を講じ、当該活動がある程度終了した時点で参集するものとする。

⑤ 被害状況等の報告

参集途上において、被害状況等の収集に努め、その情報を上司に報告するものとする。情報の報告については、「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」によるものとする。

第1章 災害応急対策計画
《災害対策本部組織図》

災害対策本部	本部長(市長)	統括情報部	班名	班長	配備担当課
		統括：企画部参事 補佐：企画部長 総務部長 議会事務局長	全体統括班	危機管理課長	危機管理課 (企画部) 企画政策課 (企画部) 議会総務課 (議会事務局) 議事課 (議会事務局) 選挙管理委員会 監査委員事務局
			情報班	D X推進課長	D X推進課 (総務部)
			広報班	秘書広報課長	秘書広報課 (企画部)
庶務班	職員課長		職員課 (総務部) 共生推進室 (企画部)		
	受援班	行政推進課長	行政推進課 (総務部) プロジェクト推進1課 (企画部) プロジェクト推進2課 (企画部)		
副本部長(副市長)	避難支援部	班名	班長	配備担当課	
	統括：財務部長 補佐：市民生活部長 市民生活部参事 都市建設部長 都市建設部参事	避難所班	財務政策課長	財務政策課 (財務部) 資産税課 (財務部) 納税課 (財務部) 市民税課 (財務部)	
		安否情報班	市民課長	市民課 (市民生活部)	
		仮設住宅班	施設保全課長	施設保全課 (都市建設部) 建築工事課 (都市建設部)	
副本部長(副市長)	物資支援部	班名	班長	配備担当課	
	統括：経済産業部長 補佐：農林水産部長 会計管理者 財務部長 学校教育部長 社会教育部長 社会教育部参事 こども未来部長 こども未来部参事	物資受入班	産業政策課長	産業政策課 (経済産業部) 農林水産政策課 (農林水産部) 農業委員会 会計課	
		輸送班	資産マネジメント課長	資産マネジメント課 (財務部) こども家庭課 (こども未来部)	
		配給班	商工振興課長	商工振興課 (経済産業部) スポーツ課 (経済産業部) こども教育支援課 (こども未来部)	
		炊き出し班	学校給食センター長	学校給食センター (学校教育部) 教育政策課 (社会教育部) 文化財課 (社会教育部)	
		ボランティア班	こども政策課長	こども政策課 (こども未来部) こども発達支援課 (こども未来部)	
副本部長(副市長)	施設管理部	班名	班長	配備担当課	
	統括：都市建設部長 補佐：都市建設部参事 総務部長 社会教育部長 社会教育部参事 農林水産部長 水道部長	庁舎管理班	総務政策課長	総務政策課 (総務部) 施設保全課 (都市建設部) 維持管理課 (都市建設部)	
		教育施設班	教育施設課長	教育施設課 (社会教育部) 生涯学習文化振興センター (社会教育部)	
		道路対策班	維持管理課長	維持管理課 (都市建設部) 道路整備課 (都市建設部) 公園整備課 (都市建設部) 農林水産整備課 (農林水産部) 都市政策課 (都市建設部)	
		水道対策班	水道政策課長	水道政策課 (水道部) 工務課 (水道部) 営業課 (水道部)	
		下水道対策班	下水道課長	下水道課 (水道部)	

市民支援部	班名	班長	配備担当課	
統括：福祉部長 補佐：企画部長 企画部参事 市民生活部長 市民生活部参事 経済産業部長 学校教育部長 こども未来部長 こども未来部参事 都市建設部長 都市建設部参事 財務部長	要支援者支援班	福祉政策課長	福祉政策課 (福祉部) 保護課 (福祉部) 介護長寿課 (福祉部) 障がい福祉課 (福祉部)	
	基地渉外班	危機管理課主幹	危機管理課 (企画部)	
	外国人支援班	市民協働政策課長	市民協働政策課 (市民生活部)	
	観光客支援班	観光イベント課長	観光イベント課 (経済産業部)	
	教育支援班		学校教育課長	学校教育課 (学校教育部)
				教育支援センター (学校教育部)
				学務課 (学校教育部)
				保育こども園課 (こども未来部)
				こども教育支援課 (こども未来部)
	住宅被害調査班		建築行政課長	建築行政課 (都市建設部)
				資産税課 (財務部)
				用地課 (都市建設部)

保健衛生部	班名	班長	配備担当課
統括：市民生活部長 補佐：市民生活部参事 こども未来部長 こども未来部参事 水道部長	救護班	健康支援課長	健康支援課 (市民生活部) 子育て世代包括支援センター (こども未来部)
	環境保全班	環境政策課長	環境政策課 (市民生活部)
			不法投棄対策室 (市民生活部)
	遺体安置所班	国民健康保険課長	国民健康保険課 (市民生活部)
			市民協働政策課 (市民生活部)
			市民課 (市民生活部)

救命救助部	班名	班長	配備担当課
統括：消防長 補佐：消防参事	消防総務班	消防政策課長	消防政策課
	警防班	警防課長	警防課
	予防班	予防課長	予防課
	消防班	各消防署長	具志川消防署、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所

産業復興部	班名	班長	配備担当課
統括：経済産業部長 補佐：都市建設部長 都市建設部参事 農林水産部長	復興統括班 農水産業復興班	産業政策課長 農林水産政策課長	産業政策課 (経済産業部)
			農林水産政策課 (農林水産部)
			農林水産整備課 (農林水産部)
			生産振興課 (農林水産部)
	商工業復興班	商工振興課長	商工振興課 (経済産業部)
	観光業復興班	観光イベント課長	観光イベント課 (経済産業部)

全体支援部	班名	班長	配備担当課
統括：総務部長 補佐：社会教育部長 社会教育部参事 学校教育部長	支援班	契約検査課長	契約検査課 (総務部) 図書館 (社会教育部) 小学校/中学校 (学校教育部)

※統括の補佐については、統括者が不在又は連絡不能の場合に、統括者に代わって対策本部会議への出席や部内の調整等を行う。

第1章 災害応急対策計画

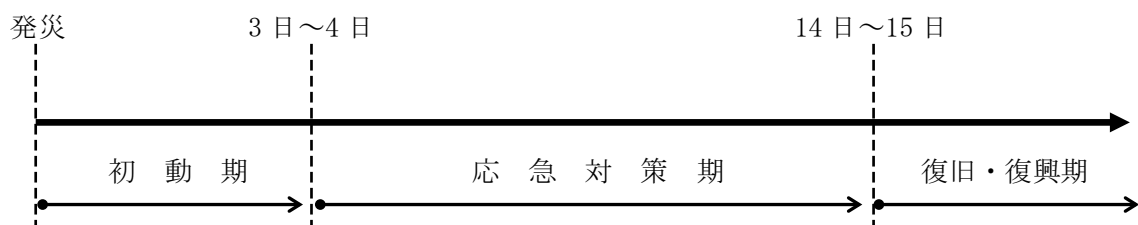
《災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構》

災害時における業務については、主に「初動期」「応急対策期」「復旧・復興期」の3つに分類される。

各部各班の業務については、活動期別の活動内容の考え方に留意し、次頁の《災害時における各部各班の事務分掌》により実施する。

活動期別	活動内容等
初動期	<p>発災後から3日の間に実施する活動である。</p> <p>そのなかでも発災から数時間のうちに実施する活動は、主に関係職員の非常参集、被害状況の収集・把握、消防、救急・救助活動の展開、市民への災害情報の伝達などとする。</p> <p>その後、前述の活動に加え、対策本部会議の開催、避難所の設置や食料・飲料水等の調達配給、安否情報の確認整理など、主に被災者の救助・救援に重点を置いた活動を展開する。</p>
応急対策期	<p>発災後、おおむね4日～14日の間に実施する活動である。</p> <p>初動期の活動に加え、被害調査、避難所の運営、被災者の救援、食料や飲料水・生活必需品等の調達・配給、建物の応急危険度判定の開始、行方不明者の搜索、重要公共施設の応急復旧等が応急対策期の主な活動となる。</p>
復旧・復興期	<p>発災後、おおむね15日以降に実施する活動である。</p> <p>主に本部会議の開催、避難所の運営、家屋等被災調査及び罹災証明の発行、公共施設の復旧、仮設住宅等の建設確保、防疫、災害ゴミ対策、被災者の復興・生活再建などの支援対策が復旧・復興期の活動となる。</p>

《時系列表》



※活動期の時系列については、災害の規模や状況により前後することに留意する。

《災害時における各部各班の事務分掌》

下記の事務分掌は、災害時における主な業務等を示しているが、災害時は、日常とは違う環境での業務となるため、想定していない業務が多々発生する。そのようなことから、各部各班は、通常行っている業務の延長的な視点により業務を遂行する必要があることに留意する。

また、次に掲げる職員については、配備の対象から外すよう配慮する必要がある。

- ① 平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難な者
- ② 妊娠中の女性職員及び乳幼児をもつ者
- ③ 発災時において、急病・負傷等で参集不能となった者

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
統括情報部	全体統括班	①本部の設置運営に関する事 ②災害情報及び被害情報等の収集・整理・伝達に関する事 ③部内及び各部への連絡調整に関する事 ④防災関係機関との連絡調整に関する事 ⑤協定締結機関等への協力要請に関する事 ⑥自衛隊への災害派遣要請に関する事 ⑦各種輸送手段の調整に関する事 ⑧広域的な避難に関する事 ⑨防災行政無線の統制及び通信機器等の保全に関する事 ⑩帰宅困難者等の調整に関する事 ⑪その他特命事項に関する事	初動期の活動に加え、 ⑫災害救助法に関する事 ⑬業務継続計画の調整に関する事	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑭災害救助法に係る救助経費求償事務に関する事 ⑮罹災証明書の発行に関する事 ⑯災害復興計画に関する事	5	全職員	全職員
	情報班	①電算機器等の保全に関する事	初動期の活動に加え、 ②庁内ネットワークの維持等に関する事 ③安否情報システムの調整に関する事 ④災害時要援護者システムの維持等に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半分	全職員
	広報班	①市長、副市長の秘書に関する事 ②災害関連情報の広報に関する事 ③報道機関との連絡調整に関する事 ④災害関連情報の記者発表に係る統制及び総合調整に関する事	初動期の活動に加え、 ⑤見舞者の接遇に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	1	職員の半数	全職員

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
受援班	①人的・物的資源の把握に関する事 ②人的・物的資源の調整・管理に関する事 ③応援職員等の要請に関する事 ④各班の受援担当者との連絡調整に関する事 ⑤応援職員等への支援に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員	
避難所班	①部内の連絡調整に関する事 ②避難所の設置運営に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	1	職員の半数	全職員	
安否情報班	①戸籍等の住民記録の保全に関する事 ②住基ネットの維持等に関する事 ② 遺体の埋火葬の許可に関する事	初動期の活動に加え、 ④行方不明者のリスト作成に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員	
仮設住宅班	①市営住宅等所管施設の被害状況の把握に関する事	初動期の活動に加え、 ②応急仮設住宅に関する事	初動期、応急対策期の活動に加え、 ③応急仮設住宅の維持管理及び入退去に関する事 ④所管施設の災害復旧に関する事	2	職員の半数	全職員	
物資支援部	物資受入班	①部内の連絡調整に関する事 ②救援物資の受入れに関する事 ③義援金等の受入、管理・保管に関する事 ④物資の配分・供給に関する事	初動期の活動に加え、 ⑤被災者の物資ニーズの集約に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	3	職員の半数	全職員
	輸送班	①所管車両の管理及び配車に関する事 ②避難住民、救援物資等の運送手段の確保に関する事（物資受入班と連携） ③輸送を必要とする各班との総合調整に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員
	配給班	①被災者への食料、生活必需品等の調達に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
ボランティア班	①災害ボランティアの調整に関すること	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員	
庁舎管理班	①部内の連絡調整に関すること ②庁舎等市有財産（公園を含む。）の被災状況及び保全対策に関すること。	初動期の活動に加え、 ③市有財産（公園を含む。）の被害調査及びその対策に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員	
教育施設班	①所管する学校等施設の被害状況の把握に関すること ②学校避難所の開設・運営への支援に関すること	初動期の活動に加え、 ③所管施設の応急復旧に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ④所管施設の災害復興に関すること	2	職員の半数	全職員	
道路対策班	①道路等所管施設の被害状況の把握に関すること ②地すべりや急傾斜地等、土砂災害の被害状況の把握に関すること ③水防に関すること	初動期の活動に加え、 ④緊急輸送道路等、重要道路の啓開・復旧に関すること ⑤所管する工事現場等の保全に関すること ⑥障害物及び倒壊家屋等の撤去に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑦道路、水路等の災害復旧に関すること ⑧土砂災害警戒区域の対策について、県と調整を図ること ⑨被災市街地の復興に係る都市計画手続きに関すること	4	全職員	全職員	
水道対策班	①所管施設の被害状況の把握に関すること ②応急給水に関すること ③遺体安置所への洗浄水の供給に関すること	初動期の活動に加え、 ④所管施設の応急復旧に関すること ⑤所管する工事現場等の保全に関すること ⑥断水状況や復旧の見通し等の広報に関すること ⑦応援要請に関すること ⑧所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑨所管施設の災害復興に関すること ⑩料金事務に関すること	1	職員の半数	全職員	
施設管理部	下水道対策班	①下水道施設等所管施設の被害状況の把握に関すること	初動期の活動に加え、 ②所管施設の応急復旧に関すること ③下水道施設の応急復旧に関すること ④所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑤所管施設の災害復興に関すること	1	職員の半数	全職員

第1編 共通編

第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
基地渉外班	①市内米軍基地の情報収集・連絡調整に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	1	職員の半数	全職員	
外国人支援班	①市内在住外国人の把握に関する事（市民課と連携） ②市内在住外国人の避難準備支援に関する事 ③自治会との連絡調整に関する事	初動期の活動に加え、 ④臨時市民相談窓口等の設置に関する事 ⑤災害弔慰金及び災害見舞金に関する事	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑥被災者生活再建支援金に関する事	1	職員の半数	全職員	
観光客支援班	①所管施設の被害状況の把握に関する事 ②観光客等の帰宅困難者対応に関する事	初動期の活動に加え、 ③中小企業の災害関連融資に関する事 ④中小企業の経営相談に関する事	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑤所管施設の災害復旧に関する事	2	職員の半数	全職員	
教育支援班	①所管施設の状況把握に関する事 ②幼児児童生徒の安全確保及び避難計画に関する事 ③学校職員の動員や幼児児童生徒の臨時休校等、学校運営に関する事 ④市内の保育施設との連絡調整に関する事 ⑤災害時の児童生徒、教職員の保健衛生に関する事 ⑥児童生徒、教職員の安否情報の集計に関する事 ⑦災害時の学校予算に関する事	初動期の活動に加え、 ⑧教材、学用品等の調達に関する事 ⑨被災児童生徒の転校及び編入に関する事 ⑩災害時における学校経営に関する事 ⑪学校再開に向けた調整に関する事 ⑫早期の保育再開に向けた調整に関する事 ⑬災害時のスクールバスの運行に関する事 ⑭応急保育に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員	

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
保健衛生部	救護班	①保健師の統括に関すること ②避難所及び在宅避難者における保健活動に関すること ③感染症予防対策に関すること ④救護所の開設及び運営に関すること ⑤保健所や関係機関との連携に関すること ⑥医療支援チーム等の受入れ、救護所への配置に関すること ⑦他自治体応援保健師及び栄養士の受入れ、運用調整に関すること ⑧沖縄県栄養士会等との連絡調整に関すること	⑨被災者等の心身の健康保持及び疾病予防等の保健活動に関すること ⑩避難所等における食料等の栄養管理に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員
	環境保全班	①一般ごみの処理に関すること ②し尿の収集・処理に関すること ③震災廃棄物処理計画に関すること ④震災廃棄物の仮置場に関すること ⑤避難所等への仮設トイレの設置・管理に関すること	⑥動物の死体収容及びその処置に関すること ⑦動物の保護・収容に関すること ⑧浸水家屋の消毒に関すること ⑨防疫に関すること ⑩避難所等の仮設トイレのし尿の収集・処理に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員の半数	全職員
	遺体安置所班	①遺体安置所の設置及び運営に関すること ②警察及び葬祭業者等との連絡調整に関すること ③遺体の引き渡し等に関する総合調整に関すること	④身元不明遺体の取り扱いに関すること（保護課と連携）	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員
救命救助部	消防総務班	①所管施設の被害状況の把握に関すること ②部内の連絡調整に関すること ③職員の非常招集に関すること ④職員の安否確認に関すること ⑤報道機関からの問い合わせ対応に関すること	⑥物品等の調達に関すること ⑦所管施設の応急復旧に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、	2	全職員	全職員

第1編 共通編
 第2編 地震・津波編
 第3編 風水害等編
 第4編 原子力災害編
 第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数			
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備	
								救命救助部
予防班	①危険物施設の被害状況の把握に関すること ②危険物施設の保安指導に関すること ③出火防止等の広報に関すること	初動期の活動の継続	初動期、応急活動期の活動に加え、 ④火災原因調査及び焼損被害調査に関すること ⑤火災等の罹災証明の発行に関すること	2	全職員	全職員		
消防班	①住民への避難広報に関すること ②消防車両等の保全に関すること ③消火、救助、救急活動に関すること ④応急救護所の設置に関すること ⑤警戒区域等の設定に関すること ⑥県内消防機関との連絡調整に関すること ⑦災害情報の広報に関すること ⑧被害状況の把握に関すること ⑨通信指令に関すること	初動期の活動に加え、 ⑩消防・救急体制の維持に関すること ⑪行方不明者の検索救助に関すること ⑫消防資器材等の調達に関すること ⑬緊急消防援助隊の受入体制に関すること	初動期、応急対策期の活動の継続 ⑭救援物資の輸送等への協力に関すること	当直員	全職員	全職員		
復興統括班	①部内の連絡調整に関すること	初動期の活動に加え、 ②災害時の雇用確保対策に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、 ③産業の復興の総括に関すること ④被災者の就職支援に関すること	4	職員の半数	全職員		
産業復興部	農水産業復興班	①所管施設の被害状況の把握に関すること	初動期の活動に加え、 ②農水産関係の被害の把握に関すること ③農水産関係機関との連絡調整に関すること ④所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑤農水産関係の被害に関する罹災証明等の発行に関すること ⑥農水産業の災害関連融資に関すること ⑦農水産業復興支援に関すること	4	職員の半数	全職員	
	商工業復興班	①所管施設の被害状況の把握に関すること	初動期の活動に加え、 ②商工業関係の被害の把握に関すること ③商工業関係機関との連絡調整に関すること ④所管する工事現場等の保全に関すること	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑤商工業関係の被害に関する罹災証明等の発行に関すること ⑥復興のための商工業金融対策等の実施に関すること	2	職員の半数	全職員	

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
					産業復興部	観光業復興班	①所管施設の被害状況の把握に関すること
全体支援部	支援班	①全体統括班の指示による他の班への応援	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員

第1編 共通編

第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたとき、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

※緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に、原理的に間に合わない。

2 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の地震が観測されたとき、「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）

(3) 震源・震度に関する情報

震度1以上の地震が観測されたとき、津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかを満たした場合に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表する。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表する（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある）。

また、日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表する）。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度5弱以上が観測されたとき、観測した各地の震度データをもとに250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(8) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表する（地震発生から10分後程度で1回発表）。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	
発表基準	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）
内容	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。

第1章 災害応急対策計画

地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	
発表基準	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生
内容	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	
発表基準	定期（毎月初旬）
内容	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	
発表基準	定期（毎週金曜）
内容	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

3 津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

(1) 津波警報等

地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度よい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等とともに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と、 とるべき行動
		数値での発表 (想定される津波の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

<津波警報等の留意事項等>

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合もある。
- ・ 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・ どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

第1章 災害応急対策計画

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

種 類	発 表 内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表）を発表（※1）
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※3）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

＜津波情報の留意事項等＞

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中だけでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴な

第1章 災害応急対策計画

(津波に関するその他の情報に含めて発表)	どに際しては十分な留意が必要である旨を発表。
----------------------	------------------------

(4) 津波予報区



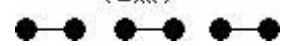


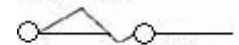

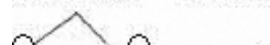
日本の沿岸は66の津波予報区に分かれている。そのうち、沖縄県が属する津波予報区は、以下のとおりである。

沖縄県が属する津波予報区

津波予報区	区 域
沖縄本島地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡、島尻郡の北大東村及び南大東村を除く。）
大東島地方	沖縄県（島尻郡の北大東村及び南大東村に限る。）
宮古島・八重山地方	沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡及び八重山郡に限る。）

津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘音	サイレン音
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

また、旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識は、以下のとおりである。

標識の種類	標 識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1" style="text-align: center; width: 100px; height: 100px;"> <tr> <td style="background-color: red; color: white;">赤</td> <td style="background-color: white; color: black;">白</td> </tr> <tr> <td style="background-color: white; color: black;">白</td> <td style="background-color: red; color: white;">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

4 津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、以下の図のとおりである。

情報の発表を知り得た市、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により市民、観光客、従業員等に伝達する。

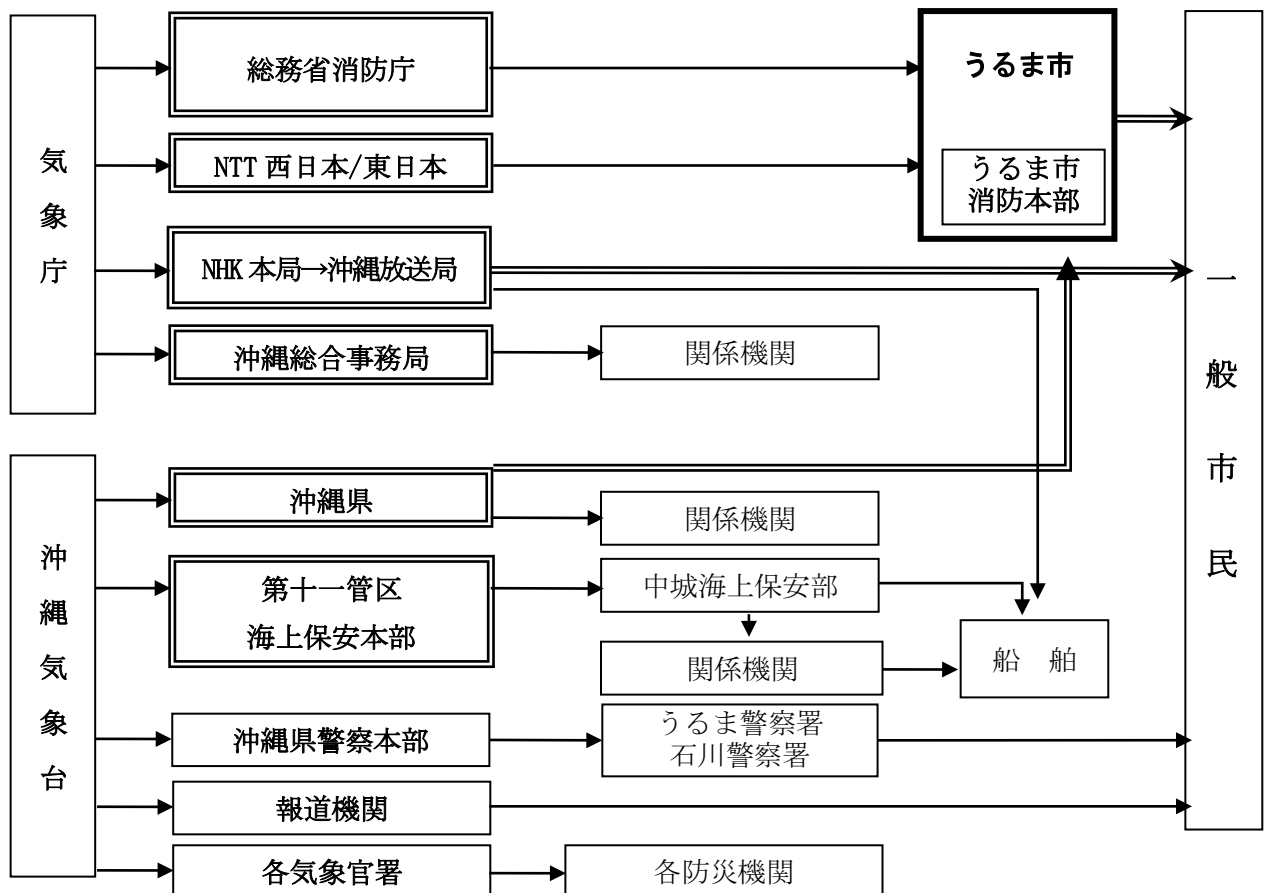
また、気象業務法の特別警報に該当する緊急地震速報（震度6弱以上に限る）及び大津波警報の場合については、エリアメール、防災行政無線等を活用して直ちに市民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

5 近地地震津波に対する自衛処置

市長は、気象庁の発表する津波警報等によるほか、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、市消防等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車、エリアメール/緊急速報メールを用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう指示するものとする。

また、警察等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。



津波警報等の伝達系統図

注) 二重枠内 () の機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先、細枠 () 内の機関は、その他伝達先。二重線の経路 (\Rightarrow) は、気象業務法第15条2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第3節 災害通信計画

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 消防通信設備の利用	統括情報部全体統括班	市消防
・ 警察通信設備の利用		うるま警察署・石川警察署
・ 沖縄電力通信設備の利用		沖縄電力株式会社
・ 通信設備優先利用の協定		関係機関
・ 放送要請の依頼		県、放送機関

2 通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

3 通信設備の利用方法

災害時における警報の伝達、災害情報等の収集、応急措置の実施について緊急かつ特別の必要があるとき、又は電気通信事業用設備が利用できなくなった場合における通信設備の利用方法は、以下のとおりである。

(1) 電気通信事業用設備の利用

① 非常扱いの通話

事前にNTT西日本沖縄支店に連絡し、「非常通話用電話」を指定しておくものとする。

非常通話は、天災地変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合に、次に掲げる事項の市外通話に対しその取扱いをするものとする。

また、非常通話を利用する場合は、あらかじめ指定された番号をダイヤルし、非常通話用電話の指定番号、通話の内容及び通話先を申告の上、申し込むものとする。

○非常扱いの通話は、次のとおりとする。

通話の内容	機関等
㉞ 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告 又は警報に関する事項	気象機関相互間
㉟ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生 するおそれがあることの通報又はその警報若し くは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
㊱ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
㊲ 交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予 防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要 する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間

通話の内容	機関等
㊦ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
㊧ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
㊨ 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
㊩ 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各号に掲げる機関との間

○緊急扱いの通話は、次のとおりとする。

通話の内容	機関等
㊪ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	・非常扱い通話を取扱う機関相互間（前項の表中㊩欄に掲げるものは除く。） ・緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と機関との間
㊫ 治安の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
㊬ 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
㊭ 天災事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
㊮ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	・水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 ・ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 ・預貯金業務を行う金融機関相互間 ・国又は地方公共団体の機関（前項の表及びこの表の㊩欄からこの欄までに掲げるものを除く。）相互間

② 非常扱いの電報

電話で非常電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び申込責任者名を電報受付センター（115）に申告の上、申し込むものとする。

なお、非常電報として取り扱われる通信の内容は、非常通話用電話による非常通話の例によるものとする。

第1章 災害応急対策計画

(2) 専用通信設備の利用

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク及び電気通信事業用設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信の必要がある場合には、以下に掲げる通信設備の利用について、あらかじめ協議しておくものとする。

① 消防通信設備
② 警察通信設備
③ 沖縄電力通信設備

なお、警察通信設備による通信方法は、以下ルート使用し通信連絡をするものとし、平素から関係機関との意思疎通に努めるものとする。

非常通信ルート	非常通信受付機関	担当部署・電話番号
うるま市 → うるま警察署・石川警察署 県庁 ← 県警本部 ←	うるま警察署	警備課 098-973-0110

(3) 通信設備優先利用の協定

市は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用について、必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 放送要請の依頼

市が災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合において、テレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼する。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨を報告するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

1 実施担当

(1) 市の役割

- ① 市域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告する。
- ② 被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防の役割

市消防は、火災等が同時多発的あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・災害状況の収集	各対策部各班	県警察、各自治会、関係機関等
・地震発生直後の第一次情報の報告	統括情報部全体統括班 救命救助部消防班	
・災害概況調査	各対策部各班	各自治会、関係機関
・災害概況調査報告	各対策部各班 統括情報部全体統括班 救命救助部警防班	
・被害の中間調査	統括情報部全体統括班 市民支援部住宅被害調査班	

2 災害状況の収集

市は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。

なお、情報の収集に当たっては、地理空間情報の活用や他の機関と情報を共有し連携に努める。

- ・人的被害、住家被害及び火災に関する情報
- ・避難指示の状況並びに警戒区域の指定状況
- ・避難者数及び避難所の場所等に関する情報
- ・医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
- ・道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
- ・空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
- ・電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
- ・港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
- ・大規模災害時における消防機関への119番通報の殺到状況

3 地震発生直後の第1次情報の報告

- (1) 報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- (2) 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市域内で震度 5 強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
- (3) 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。
- (4) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

4 報告の種類

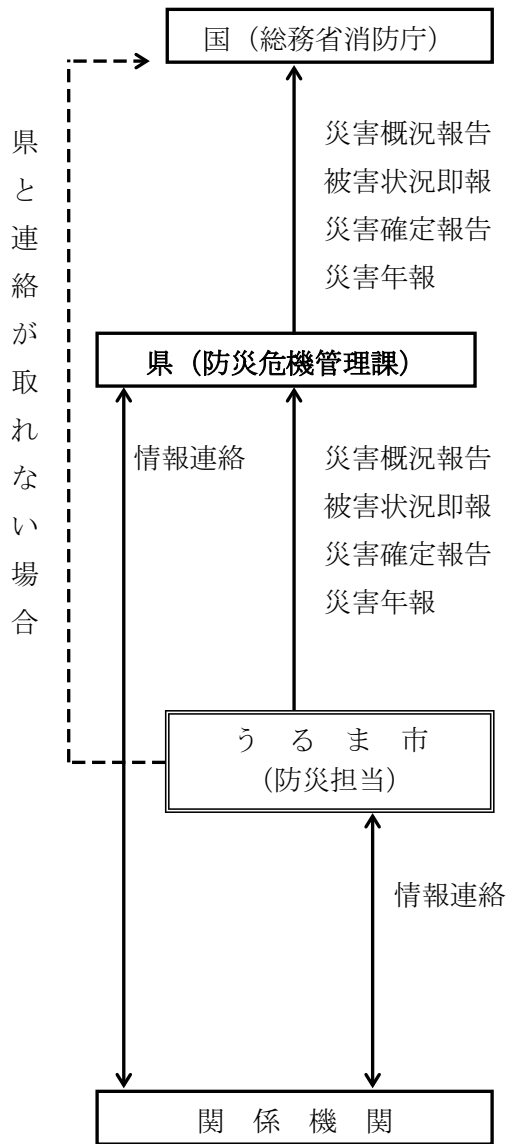
被害発生の時間的経過にともない、3段階(災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告)に区分する。報告については、別紙様式の記入要領に基づき報告する。

報告の種類	報 告 要 領
(1) 災害概況即報	<p>市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合。）に災害即報様式第1号（資料編参照）に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。</p> <p>また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。</p>
(2) 被害状況即報	<p>市は、被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号（資料編参照）に基づく内容を、地方本部等を経て県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。</p> <p>また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。</p> <p>なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。</p>
(3) 災害確定報告	<p>市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第1号（資料編参照）に基づく内容を、地方本部等を経て、県に報告する。</p> <p>なお、報告に当たっては、県警察と密接な連絡を保つものとする。</p>
(4) 災害年報	<p>市は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを災害報告様式第2号（資料編参照）に基づき4月15日までに県へ報告する。</p>

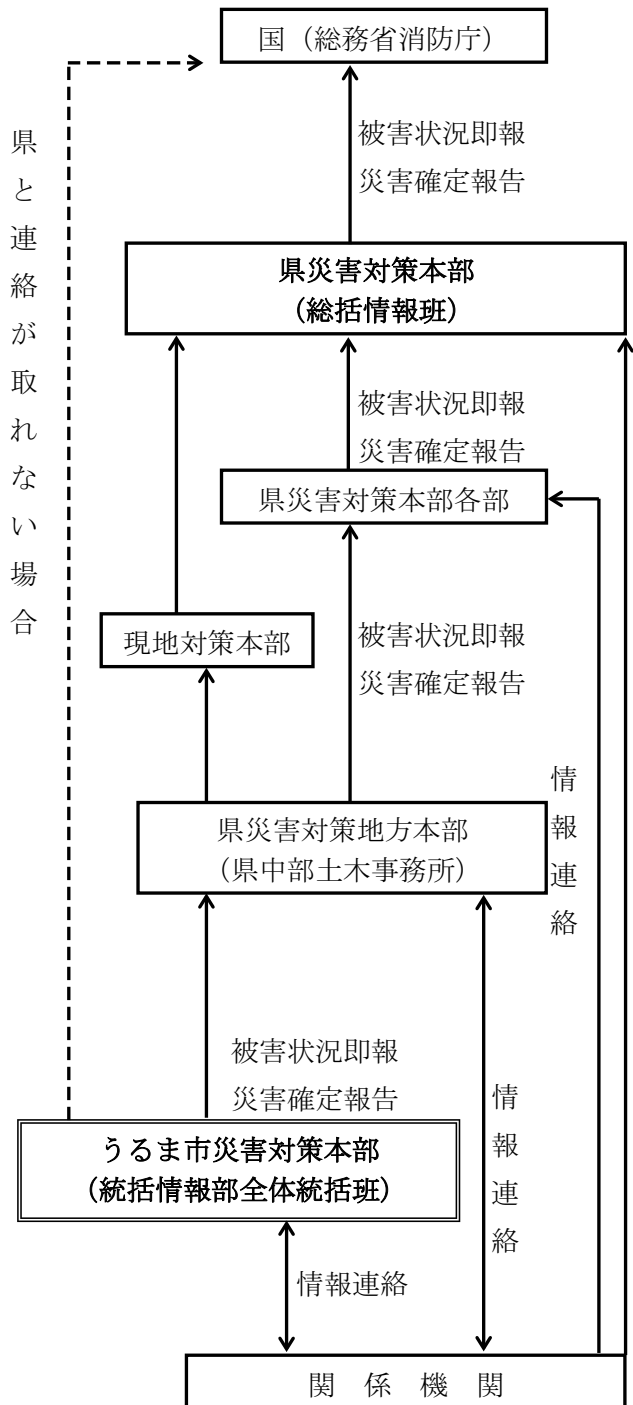
(総務省消防庁：TEL03-5253-7777 : FAX03-5253-7553)

《災害情報連絡系統図》

《県災害対策本部未設置時》



《県及び市災害対策本部設置時》



5 災害概況即報（災害発生時）

(1) 概況調査方法

大規模な災害が発生した場合、職員（参集途中での情報収集）、自治会長及び関係機関等から下記事項の災害情報を素早く収集し、①情報源、②地域別、③被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

■災害情報

① 災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象・地象等情報
② 被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、水道、危険物取扱施設等
③ 避難状況	避難指示等の状況、警戒区域の設定状況、避難者数、避難所の開設状況
④ 通信網の確保状況等に関する情報	市の関係部署、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災無線通信施設の被災・稼働状況等
⑤ 道路等交通情報	国道、県道、市道の被災状況、通行不能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
⑥ 対策情報	消防活動状況、避難所（開設、食料、生活必需品供給状況）、障害物除去状況、応急対策物資、資材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
⑦ その他の情報	大規模災害時における市消防への119番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

(2) 概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を資料編の様式（概況調査票）に記入の上、所属長へ提出し、所属長は取りまとめた概況調査票を全体統括班へ報告するものとする。ただし、火災や人命に関わる場合は、直接消防署（119番通報）及び統括情報部全体統括班（973-6760）へ連絡するものとする。

全体統括班は、各対策部等から収集した情報（概況調査事項等）を直ちに災害概況即報として災害即報様式第1号（資料編参照）にて県に報告する。この場合、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

6 被害状況即報（中間報告）

(1) 中間調査対象

概況調査等の結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する被害程度のものについて中間調査を実施する。調査の対象は人、住家被害等とする。

(2) 中間調査方法

災害の規模・状況等を勘案し、調査の必要があれば、本部長の指示により住宅被害調査班（建築行政課、資産税課及び用地課）を結成し、下記により調査を実施する。

事前の準備	調査担当者に別紙（資料編）の「災害調査票」を配布し、調査・連絡方法を打ち合わせる。
関係機関との連携	関係機関と連絡をとり、調査の脱落、重複集計に注意する。 また、被害状況が異なった場合は報告前に再調査する。
班 編 成	調査区域をいくつかのブロックに分け、各ブロックに2～3名程度で構成する調査班を編成する。
被害人員の調査	被災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査と住民基本台帳等の諸帳簿と照合し、正確を期する。
判 定 基 準	人的及び物的被害状況の判定（目視による）は、別紙「被害状況判定基準」及び災害調査票により行う。
被 害 写 真	被害写真は、被害状況確認の資料として重要であるので、数多く撮影する。
調 査 期 間	本部からの指示後、10日以内（大規模災害により被害が甚大な場合はおおむね1ヶ月）に完了・報告を目指すものとする。

第5節 災害広報計画

市及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、市は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、市民に対する普及啓発に努めるものとする。

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・市民及び観光客に対する広報	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	報道機関 関係機関・団体
・避難行動要支援者に対する広報	統括情報部全体統括班 市民支援部要支援者支援班	報道機関 関係機関・団体
・報道機関に対する広報要請	統括情報部全体統括班 統括情報部広報班	報道機関

2 実施要領

(1) 各対策部の広報

各対策部において広報を必要とする事項が生じたときは、統括情報部全体統括班に原則として文書でもって通知するものとする。

(2) 実施体制

広報班は、統括情報部全体統括班と連携し、各対策部が把握する災害情報、その他の広報資料を積極的に収集し、本部長の指示により速やかに市民及び報道機関へ広報するものとする。

また、必要に応じて災害現地に出向き、写真その他の取材活動を実施するものとする。

3 市民及び観光客等の来訪者に対する広報の方法

(1) 広報の方法

- ① うるま市防災行政無線による広報
- ② 報道機関を通じ、テレビ・ラジオ・新聞等による広報
- ③ 広報車による広報
- ④ 写真、ポスター等の掲示
- ⑤ 広報誌等の配布、その他

(2) 市民等からの問い合わせ等への広報

- ① 来庁者に対する広報窓口の設置
- ② 市ホームページ、SNS等の活用
- ③ 専用電話の設置による広報活動

4 避難行動要支援者に対する広報

- ① うるま市防災行政無線による広報
- ② テレビの文字放送等を活用した広報
- ③ 市民支援部要支援者支援班を中心に関係機関（社会福祉協議会、民生委員、自治会・自主防災組織等）の協力を得た直接呼びかけ
- ④ 手話及び外国語通訳を確保した広報

5 報道機関に対する情報等の発表の方法

(1) 発表体制

市災害対策本部における災害情報及び被害状況等の発信（広報）は、広報班が行うものとする。この場合、発信（広報）する内容については、おおむね下記のとおりとし、全体統括班と連携し、正確な情報の収集に努めるものとする。

- ① 災害の種別（名称）及び発生日月
- ② 災害発生の場所又は被害激甚地域
- ③ 被害の状況
- ④ 市災害対策本部における応急対策の状況
- ⑤ その他必要な事項

(2) 報道機関への要請

災害時の広報については、報道機関との連携が重要であるため、必要に応じ、市は、報道機関に情報連絡員等の派遣を要請するものとする。

6 報道機関を通じて行う市民に対する広報

市民に対する広報手段としては、報道機関による放送が有効であるため、報道機関を通じ市民や被災者に対して必要な情報、注意事項及び本市の対策等の周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、おおむね下記のとおりである。

- ① 市災害対策本部及び市消防（119番）への不要不急の電話の自粛
- ② 被災者の安否
- ③ 空き病院の情報
- ④ 二次災害防止のためにとるべき措置
- ⑤ 交通情報
- ⑥ 食料・生活物資に関する情報
- ⑦ 電気・ガス・水道などの復旧の見通し
- ⑧ その他必要な事項

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、次によるものとする。

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 知事への自衛隊派遣要請	統括情報部全体統括班	県防災危機管理課
・ 派遣部隊の撤収	統括情報部全体統括班	県防災危機管理課

2 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合

3 災害派遣の要領

(1) 災害派遣を要請することができる者（以下「要請者」という。）

① 知事	主として陸上災害
② 第十一管区海上保安本部長	主として海上災害
③ 那覇空港事務所長	主として航空機遭難

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者（以下「派遣命令者」という。）

① 陸上自衛隊第15旅団長
② 海上自衛隊第5航空群司令
③ 海上自衛隊沖縄基地隊司令
④ 航空自衛隊南西航空方面隊司令

(3) 市長の派遣要請要求等

① 知事への派遣要請

市長は、基本法第68条の2に基づき、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書（別紙）に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（県防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

② 防衛大臣等への通知

市長は、①の要求ができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市長は、通知を行なった場合、速やかにその旨を知事（県防災危機管理課）に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで自衛隊法第8条に規定する部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定する者 = 派遣命令者

(4) 要請の内容（自衛隊法施行令第106条）

① 災害派遣（救急患者空輸を除く）を要請する場合（自衛隊法施行令第106条）は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書による要請のいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

㊦ 災害の状況及び派遣を要請する事由
㊧ 派遣を希望する期間
㊨ 派遣を希望する区域及び活動内容
㊩ その他参考となるべき事項（連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無）

② 救急患者空輸を要請する場合

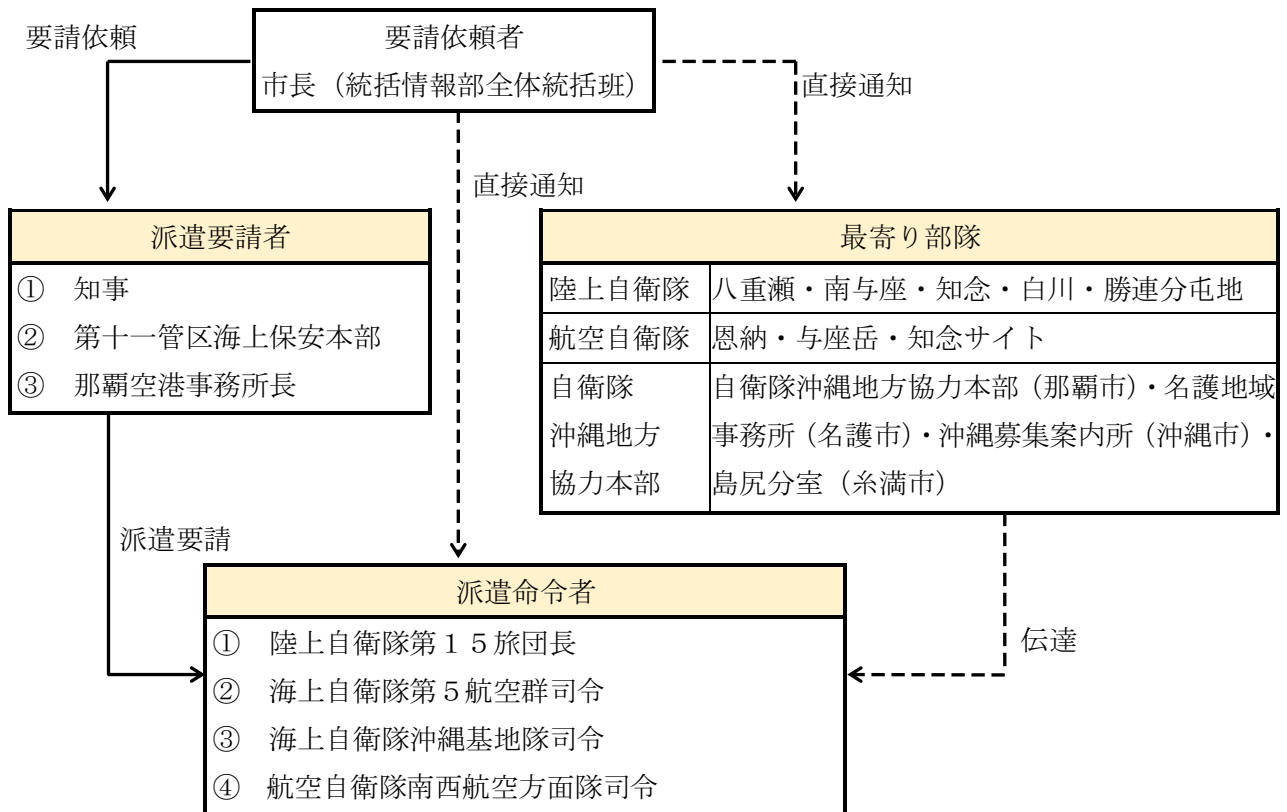
患者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 入院先病院、空輸区間 患者の氏名、性別、生年月日、年齢、職業、住所 病名、感染症、意識、要至急入院、手術の有無、感染症に対する担当医の処置・意見
付添者等	<ul style="list-style-type: none"> 付添人の氏名、年齢、患者との続柄、職業、住所 添乗医師等の氏名、年齢、所属病院名、添乗場所
特異事項等	<ul style="list-style-type: none"> 酸素ボンベの使用の有無、使用予定本数 搭載医療器材及びその大きさ、重量 現地の風向、風速、天候、視界
その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 地元連絡責任者、ヘリポート等の夜間照明設備の有無、特に必要とする機材

(5) 災害派遣要請受理後の派遣命令者の措置

派遣命令者は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、部隊等の派遣の必要の有無（緊急性、公共性、非代替性）を判断し、単独で又は他の派遣命令者と協力して部隊等の派遣その他必要な措置をとる。

第1章 災害応急対策計画

《自衛隊の災害派遣要請系統図》



注) 緊急時における直接通報を実施した場合は、速やかに県に派遣依頼するものとする。

〈自衛隊の連絡場所〉

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第15旅団	那覇市鏡水 679	098-857-1155
	八重瀬分屯地	八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	八重瀬町字安里 569	098-998-3439
	知念分屯地	南城市字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
海上自衛隊	海上自衛隊沖縄基地隊	うるま市勝連平敷屋 1920	098-978-2342
	海上自衛隊第5航空群司令	那覇市字当間 252	098-857-1191
航空自衛隊	航空自衛隊南西航空方面隊	那覇市当間 301	098-857-1191
	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	恩納村字恩納 7441	098-966-2053
自衛隊沖縄 地方協力本部	沖縄地方協力本部	那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457
	名護地域事務所	名護市宮里 452	0980-52-4064
	沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608
	島尻分駐所	糸満市阿波根 1378-2 マンション伊良波	098-992-4141

急患空輸等の要請先（電話：自衛隊の連絡場所に同じ）

実施事項	連絡先
① 離島の急患及び物資空輸	陸上自衛隊第15旅団
② 船舶急患空輸及び海難救助	航空自衛隊南西航空方面隊
③ 海上捜索	海上自衛隊第5航空群、沖縄基地隊

4 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常は次のとおりである。

- (1) 被災状況の把握（偵察活動）
- (2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
- (3) 避難者等の捜索救助
- (4) 水防活動（土嚢作成、運搬、積み込み）
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第1号（昭和33年1月1日付）による）
- (12) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
- (13) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

5 派遣部隊との連絡調整

市は、自衛隊に対し災害派遣を要請した場合、円滑な救援活動を実施できるよう自衛隊の連絡幹部等を市災害対策本部等に派遣してもらい、密接な連絡調整を図るものとする。

6 市の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、市は次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようこれに協力するものとする。

- (1) 災害地における作業に関しては、県及び市当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備するものとする。
- (5) 市は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

7 災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

① 警察官がその場にはいない場合（自衛隊法第94条）

- ㊦ 避難命令等（警察官職務執行法第4条第1項）
- ㊧ 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- ㊨ 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第76条の3第3項）（所轄警察署長への通知）

② 市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

- ㊦ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）（市長へ通知）
- ㊧ 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）（市長へ通知）
- ㊨ 市民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）（市長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市が補償を行う。

- ① 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第64条第8項において準用する同条第1項）により通常生ずる損失
- ② 自衛官の従事命令（法第65条第3項において準用する同条第1項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

8 派遣部隊の撤収

(1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と十分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。

(2) 派遣命令者は、知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、市長、警察、市消防等と周密に調整するとともに、その旨を知事に通知するものとする。

9 経費の負担区分等

(1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、県及び市の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
- ② 関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
- ③ 岸壁使用料

(2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者との間で協議の上協定を行うものとする。

10 ヘリポートの準備

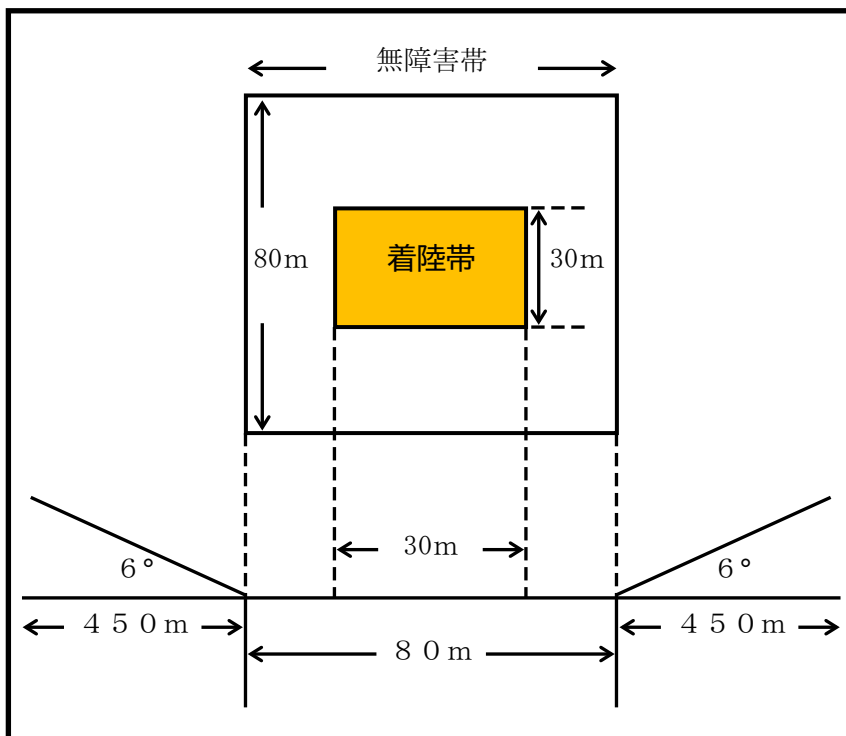
(1) ヘリポートの設置

人命の救出（緊急患者空輸を含む）、又は救助物資の空輸（血液、血清リレー含む）を円滑に実施するため、市において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておくものとする。

① ヘリポートの設置基準

【着陸帯及び無障害帯の基準】

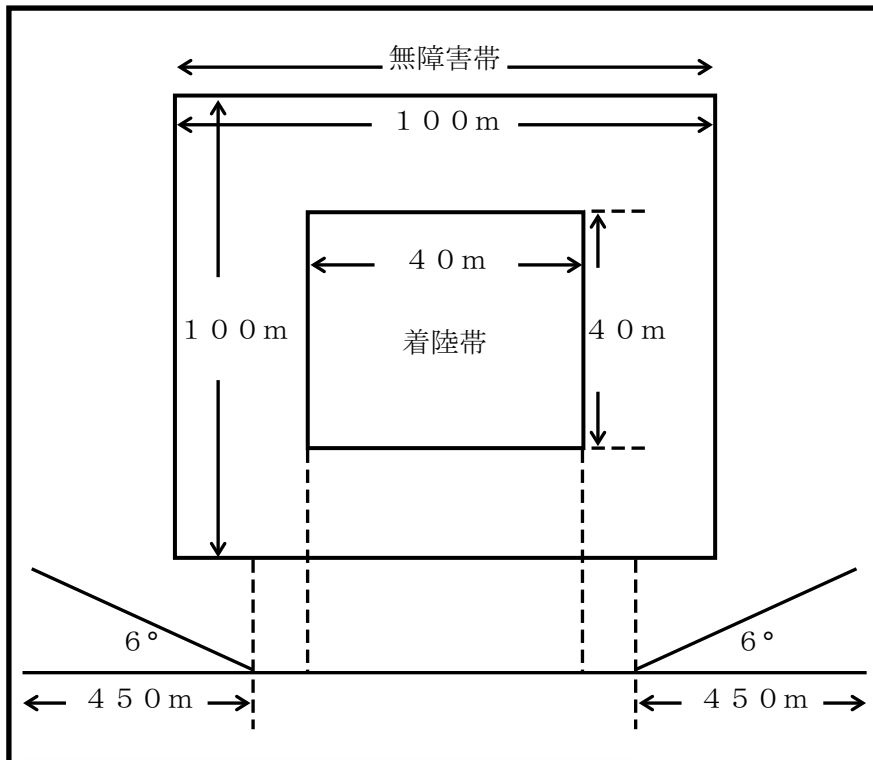
㊦ 中型機（UH-60JA）の場合



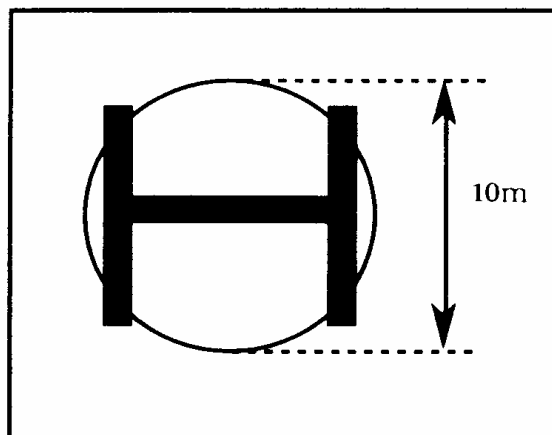
第1章 災害応急対策計画

① 大型機（CH-47）の場合

無障害帯



〈ヘリポート〉



② ヘリポート点検

ヘリポートの管理者は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。

(2) 受入れ時の準備

- ① 離着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
- ② 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- ⑦ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

11 自衛隊の自主派遣

自衛隊法第83条第2項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがないときは、派遣命令者は、派遣要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊を派遣する。この場合、派遣命令者は、できるだけ早急に知事及び市長に連絡し、密接な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊派遣後に、知事等から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

自衛隊災害派遣要請依頼書は、資料編を参照する。

〈派遣命令者が要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準〉

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

第7節 広域応援要請計画

大規模災害発生時において、市単独では十分な応急措置が実施できないことが予想されるため、次により応援要請を行い、応急活動の万全を期するものとする。

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・国・県等への応援要請	統括情報部全体統括班 統括情報部受援班	指定地方行政機関、県、 他の市町村長
・防災関係機関に対する応援要請	統括情報部全体統括班 救命救助部	県、県警察、協定企業・事務所、 ライフライン事業者
・海外からの支援助入れ	統括情報部全体統括班 統括情報部情報班	県、関係機関・団体

2 国・県等への応援要請

(1) 職員の派遣、斡旋

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は特定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 他の市町村への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

(3) 知事への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(4) 受援及び応援職員の感染症対策

市は、あらゆる感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

なお、市から他の市町村への応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

3 防災関係機関に対する応援要請

(1) 消防機関

大規模災害発生時において、市長は、消防組織法第44条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請する。

(2) 協定企業・事業所等

大規模災害発生時において、必要に応じ、災害時における支援等の協定等を締結している企業・事業所などに応援を要請する。応援要請については、統括情報部全体統括班が各班等のニーズを調査し、協定締結企業・事業所と調整するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

4 海外からの支援受入れ

市長は、県の対策本部等から、海外からの支援受入れの連絡があった場合、支援の受入れの可否を判断し、受入れを決定した場合は、関係機関との連絡調整を図り、その受入れ体制を整える。

受入れに当たっては、支援の種類、規模、到着日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

第8節 避難計画

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・避難指示等の運用	統括情報部全体統括班	沖縄気象台、県防災危機管理課、 県警察
・避難広報（誘導）	救命救助部消防班	県警察、 自主防災組織や自治会、民生委員等の地域住民
・避難行動要支援者の避難支援	市民支援部要支援者支援班	
・避難所の開設、運営	避難支援部避難所班 物資支援部炊き出し班 施設管理部教育施設班 保健衛生部救護班 保健衛生部環境保全班	自治会、自主防災組織、うるま地区赤十字奉仕団、災害ボランティアセンター
・福祉避難所の開設、運営	市民支援部要支援者支援班	福祉施設等の関係機関・団体
・広域一時滞在	統括情報部全体統括班	他市町村、県

2 地震等の避難体制

(1) 実施者

地震後の火災や余震等による二次災害から避難するために、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者は、以下のとおりとする。

なお、これらの実施者は、相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

また、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

① 高齢者等避難の提供

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	なし	警報等の伝達時には、災害対策基本法第56条により実施可能。

② 避難指示 = 危険が目前に迫っているときに行う。

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第4条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にはいないとき
知事又はその命を受けた職員	洪水、津波、高潮、地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	
水防管理者	洪水、津波、高潮	水防法第29条	

③ 緊急安全確保 = 災害が発生又は切迫しているときに行う。

※ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるには限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき

④ 警戒区域の設定 = 強制力があり、従わない場合には罰則がある。

実施者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第63条	
知事	災害全般	災害対策基本法第73条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員を含む）がその場にはいないとき
自衛官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む）、警察官等がその場にはいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第28条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	洪水、津波、高潮	水防法第21条	
警察官	洪水、津波、高潮	水防法第21条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

※ 警戒区域の設定は、人命を守るため必要と認めるときに設定するが、強制力があり従わない場合には罰則もあるため、不必要な範囲まで設定しないよう留意する必要がある。

第1章 災害応急対策計画

(2) 避難指示等の運用

① 避難指示等の種類及び基準

避難指示等の種類及び基準は以下のとおりである。

種 類	内 容
高齢者等避難	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、その他の人々には避難の準備を求めるもの。</p> <p><基準></p> <p>㉞ 本市において震度4が観測され、市長が必要と認めたとき</p> <p>㉟ 遠地地震による津波が到達すると予想されるとき ※1</p> <p>㊱ 市長が必要と認めたとき</p>
避難指示	<p>指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合などに発表され、避難のための立ち退きを指示するもの。</p> <p><基準></p> <p>㉞ 津波予報区内に大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ※2が発表されたとき</p> <p>㉟ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は揺れが弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、市長が必要と認めたとき</p> <p>㊱ 震度6強以上の地震が発生したとき</p> <p>㊲ 市長が必要と認めたとき</p>
緊急安全確保	<p>災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、発令するもの。</p> <p>ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。</p>
警戒区域の設定	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命及び身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずるもの。</p> <p>なお、災害対策基本法116条により、従わなかった者には罰則が規定されている。</p>

② 避難指示等の内容

避難措置の実施者は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

<p>㉞ 発表者</p> <p>㉟ 対象区域</p> <p>㊱ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、警戒区域の設定の理由</p> <p>㊲ 避難日時、避難先及び避難経路</p> <p>㊳ その他必要な事項</p>

③ 避難指示等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該地域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して、防災行政無線やエリアメール/緊急速報メール、サイレン、広報車、津波フラッグ、電話連絡等の手段によってその内容を伝達する。

④ 関係機関への通知

避難措置の実施者は、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

実施者	通知先
㉞ 市長の措置	・市長 ⇒ 知事（県防災危機管理課）
① 知事の措置	⑤ 災害対策基本法に基づく措置 ・知事（防災危機管理課） ⇒ 市長 ⑥ 地すべり防止法に基づく措置 ・知事（海岸防災課） ⇒ 所轄警察署長
㉟ 警察官の措置	⑤ 災害対策基本法に基づく措置 ・警察官 ⇒ 所轄警察署長 ⇒ 市長 ⇒ 知事（県防災危機管理課） ⑥ 警察官職務執行法（職権）に基づく措置 ・警察官 ⇒ 所轄警察署長 ⇒ 県警察本部長 ⇒ 知事（県防災危機管理課） ⇒ 市長
㉡ 自衛官の措置	・自衛官 ⇒ 市長 ⇒ 知事（県防災危機管理課）
㉢ 水防管理者の措置	・水防管理者 ⇒ 所轄警察署長

⑤ 放送を活用した避難指示等の情報の伝達

県及び市は、市長が避難指示等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱（平成17年6月28日）」に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難指示等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

⑥ 解除の基準

㉞ 避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
① 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

(3) 避難の実施方法

市は、避難を実施するときは、次の点を十分考慮するものとする。

① 避難の優先順位

避難に当たっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

第1章 災害応急対策計画

② 避難者の誘導

- ㉞ 避難に当たっては、状況や必要に応じて避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保に努める。
- ㉟ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- ㊱ 誘導に当たっては、混乱を避けるため、地域の実情に応じ避難経路を2箇所以上選定する。

③ 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、身内や近隣住民の支援はもとより避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員等の地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。

④ 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難漏れ又は要救出者の有無を確認するよう努める。

(4) 避難所の開設及び収容保護

① 避難所の設置

市は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できない場合は、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

なお、避難所については、本節の末尾に記載するとおりとする。

避難所の開設については、以下の点に留意する。

- ㉞ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- ㉟ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- ㊱ 開設した避難所において、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- ㊲ 緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。なお、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

② 福祉避難所の設置

市は、要配慮者に配慮して、公共施設や福祉施設等に福祉避難所を開設する。不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、福祉避難所（公共施設分）については、本節の末尾に記載するとおりとする。

③ 広域避難

被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して被災地域外の市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

④ 避難所設置及び収容状況報告

市は、避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込み）を県に報告するものとする。

(5) 避難所の運営管理

① 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、市災害対策本部等との連絡要員として各避難所へ職員を配置するとともに、食料や飲料水、生活必需品の配布、清掃などについては、避難者等を中心とした体制により実施することとする。

② 避難者に係る情報の把握

市は、避難所毎に収容されている避難者及び避難所で生活せずに食料や水等を受取りにくる被災者等に係る情報の把握のため、避難者等カード及び避難者台帳（資料編参照）を作成するものとする。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在の把握に努め、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

③ 避難所の環境

市は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

- ㉞ 食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。
- ㉟ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びゴミ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ㊱ 運営に当たっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するとともに、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力及びDVの発生の防止対策に努めるなど、女性や子育て家庭のニーズ及び安全に配慮した避難所の運営に努める。
 - ・女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布
 - ・男女ペアによる巡回警備等による避難所における安全性の確保
 - ・女性用と男性用のトイレについて、可能な限り離れた場所に設置
 - ・トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置
 - ・照明の増設
 - ・性暴力及びDVについての注意喚起のためのポスターの掲載
 - ・警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供
- ㊲ テレビやラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ㊳ ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

第1章 災害応急対策計画

(6) 避難長期化への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、仮設住宅のほか、必要に応じて旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報を提供し、避難所の早期解消に努める。

(7) 県有施設の利用

市は、避難所が不足する場合、県に対して県有施設の活用を要請することができる。

(8) 船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は、県に対して一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

(9) 在宅避難者等の支援

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

(10) 県の活動

県は、必要な情報を収集し、避難所等へDWA Tの派遣調整を行う。

※ DWAT (Disaster Welfare Assistance Team) とは、「災害派遣福祉チーム」と定義されており、介護福祉士や社会福祉士、ケアマネジャー等の職員で構成され、避難所において、福祉的な視点からの支援を行い、要配慮者の要介護状態の重度化、災害関連死などの二次被害を防止するとともに、安定的な日常生活への移行を支援する。

3 津波の避難体制

(1) 実施者

津波から避難するための立ち退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに収容保護の実施者は、本節の2 地震等の避難体制 (1) 実施者のとおりとする。

(2) 避難指示等の発表

市は、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示等の発表にあたる。

なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

- ① 全国瞬時警報システム (J - A L E R T) 等から伝達を受けた津波警報等を防災行政無線等で住民などへ伝達するよう努める。
- ② 強い揺れ (震度4程度以上) 又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど速やかに的確な避難指示を行う。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

- ③ 津波警報・避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客

及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、津波フラッグ、テレビ・ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

- ④ 避難情報の伝達に当たっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(3) 津波避難所

津波避難所は、津波浸水想定区域外の安全な高台若しくは、高台に位置する公園等とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの高い建物等に緊急避難をするものとする。

避難所は、本節の2 地震等の避難体制 (4) 避難所の開設及び収容保護と同様に、本節末尾に記載するとおりとする。

(4) 避難誘導

避難誘導に当たっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や災害対策対応に従事する者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間を考慮しつつ、交通規制の実施、要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の避難誘導を、地域と連携協力し、実施するものとする。

(5) 船舶等の避難

中城海上保安部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

(6) 避難所の開設・収容保護

津波より住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、本節の2 地震等の避難体制 (4) 避難所の開設及び収容保護、(5) 避難所の運営管理、(6) 避難長期化への対応及び(7) 県有施設の利用のとおりとする。

4 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の協議等

① 被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受入れについて、他市町村長と協議する。

② 県知事への報告

協議元市町村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

③ 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受入れ

協議先市町村長は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる公共施設等を提供する。また、受入れの決定をした場合には、その内容を公共施設等の管理者及び協議元市町村に通知する。

第1章 災害応急対策計画

④ 公示及び報告

協議元市町村長は、受入れの通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、関係機関への通知、県知事への報告を行う。

⑤ 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び関係機関に通知・公示するとともに、県知事に報告する。

◀ 避難場所・避難所の一覧 ▶

■ 指定緊急避難場所

No.	施設名	所在地	海拔	面積(㎡)	備考
1	交通安全公園	赤道 8-2	50m以上	2,001	
2	希望の広場	赤道 254-2	50m以上	1,247	
3	あだん公園	赤道 971-1	50m以上	2,302	
4	がじゅまる公園	赤道 502-39	約 49m	868	
5	ひまわり公園	赤道 578-80	50m以上	1,044	
6	スポーツ広場	赤道 175-2	50m以上	1,249	
7	宮里児童公園	宮里 330	50m以上	2,604	
8	さんかく公園	宮里 207-1	50m以上	758	
9	げんき公園	宮里 263-2	50m以上	724	
10	いーしぬめー公園	江洲 177-1	50m以上	2,500	
11	江洲中央公園	江洲 232	50m以上	2,500	
12	なかばる公園	江洲 302-1・303	約 49m	3,500	
13	喜屋武マープ公園	喜仲 4-165-1	50m以上	64,326	
14	喜仲児童公園	喜仲 2-836-3	50m以上	3,279	
15	上平良川公園	喜屋武 627-1	50m以上	5,121	
16	西原第一公園	西原 126	約 18m	6,954	
17	安慶名第一公園	安慶名 3-308	約 20m	3,000	
18	安慶名中央公園 (城跡)	安慶名 1045	約 26m	44,000	
19	田場児童公園	田場 829-1	約 19m	8,737	
20	のびのび公園	みどり町 4-9-1	約 18m	3,345	
21	ビーバー公園	みどり町 5-17-1	約 15m	2,772	
22	みどり公園	みどり町 6-10-22	約 15m	3,127	
23	さくら公園	みどり町 6-9-1	約 17m	3,868	
24	昆布公園	昆布 1832-354	約 47m	14,490	
25	栄野比公園	栄野比 1006-1	約 28m	6,000	
26	東山ふれあい公園	石川東山 2-11-1	約 27m	4,000	
27	市民の森公園	石川東山 3277	50m以上	75,330	
28	あけぼの公園	石川曙 2-2810-1	約 21m	1,521	
29	長佐久公園	石川曙 2-2771-1	約 33m	1,196	
30	さくらんぼ公園	石川山城 1714	50m以上	1,505	
31	前原公園	石川東恩納 957-4	50m以上	1,838	
32	前原西公園	石川山城 1709-1	50m以上	2,164	
33	わかば公園	石川東恩納 975-2	50m以上	1,700	
34	東恩納公園	石川東恩納 480-2	50m以上	1,493	
35	南風原第二公園	勝連南風原 4212	約 46m	1,105	
36	西原公園	与那城西原 803	約 46m	1,376	
37	与那城公園	与那城 201	約 44m	4,204	

第1編 共通編

第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

第1章 災害応急対策計画

No.	施設名	所在地	海拔	面積(㎡)	備考
38	平安名公園	勝連平安名 529-1	約 40m	1, 225	
39	平安名第二公園	勝連平安名 345-2	約 36m	1, 659	
40	内間公園	勝連内間 937	約 38m	1, 354	
41	平敷屋公園 (タキノー)	勝連平敷屋 3472	50m以上	5, 337	
42	宮城中央公園	与那城宮城 165	50m以上	10, 568	
43	津堅公園	勝連津堅 1542	約 28m	938	
44	平安座防災道路	集落背後の高台道路	約 20m		
45	石川青少年の家	石川 3491-2	50m以上		
46	N高等学校 (屋上・駐車場等)	与那城伊計 224	約 18m	2, 533	

■ 広域避難所

No.	施設名	所在地	海拔	面積(㎡)	備考
1	具志川総合グラウンド	大田 423	50m以上	56, 100	具志川地域
2	具志川野球場	具志川 3500	50m以上	21, 908	
3	具志川多種目球技場	大田 514	50m以上	12, 513	
4	伊波公園	石川伊波 950-1	50m以上	12, 145	石川地域
5	勝連総合グラウンド	勝連平安名 2713	50m以上	25, 769	与勝地域

■ 指定避難所 (面積は延べ床面積、収容人数は目安※1)

No.	施設名	所在地	建築年	海拔	面積(㎡)	収容人数
1	あげな小学校 体育館	西原 151	H17	約 17m	1, 131	390 名
	あげな小学校 校舎		S 59		5, 469	1, 360 名
2	田場小学校 体育館	田場 713	H21	約 23m	1, 232	430 名
	田場小学校 校舎		H24		7, 374	1, 840 名
3	兼原小学校 体育館	喜屋武 66	H20	50m以上	1, 252	430 名
	兼原小学校 校舎		S 57		6, 907	1, 720 名
4	中原小学校 体育館	宮里 731	H21	50m以上	1, 262	440 名
	中原小学校 校舎		H21		7, 359	1, 830 名
5	赤道小学校 体育館	赤道 921	S 57	50m以上	1, 065	370 名
6	伊波小学校 体育館	石川伊波 287	H26	50m以上	1, 255	430 名
	伊波小学校 校舎		H25		7, 516	1, 870 名
7	勝連小学校 体育館	勝連内間 1173	H12	約 37m	1, 215	420 名
8	平敷屋小学校 体育館	勝連平敷屋 3850	H13	約 20m	1, 081	370 名
	平敷屋小学校 校舎		S 57		3, 614	900 名
9	津堅小中学校 体育館	勝連津堅 1327	H6	約 16m	797	270 名
	津堅小中学校 校舎		H21		1, 145	280 名
10	あげな中学校 体育館	安慶名 2-23-32	H18	約 17m	1, 476	510 名
	あげな中学校 校舎		S 60		6, 854	1, 710 名

第1章 災害応急対策計画

No.	施設名	所在地	建築年	海拔	面積(m ²)	収容人数
11	具志川中学校 体育館	喜屋武 591	H24 改築	50m以上	1,400	490名
	具志川中学校 校舎		H14		7,872	1,960名
12	具志川東中学校 体育館	具志川 2803	S 58	50m以上	1,286	450名
	具志川東中学校 校舎		S 56		6,345	1,580名
13	伊波中学校 体育館※2	石川東恩納 993	S 62	50m以上	1,320	460名
	伊波中学校 校舎		S 61		5,264	1,310名
14	与勝中学校 体育館	勝連南風原 3615	H27	50m以上	2,396	830名
	与勝中学校 校舎		H12		6,864	1,710名
15	与勝第二中学校 体育館	与那城饒辺 153	R 5	約 40m	891	222名
	与勝第二中学校 校舎		S 62		3,133	780名
16	伊計公民館	与那城伊計 237	S61	約 19m	508	120名
17	宮城島コミュニティ防災センター	与那城宮城 122-2	R 2	約 54m	300	75名
18	島しょ地域交流施設	与那城宮城 163	S 60	50m以上	340	80名
19	旧比嘉小学校特別教室棟	勝連比嘉 620	H9	約 45m	350	80名
20	具志川高等学校 体育館	喜仲 3-28-1	S 58	50m以上	2,353	820名
21	前原高等学校 体育館	田場 1827	H15	約 15m	2,309	800名
22	中部農林高等学校 体育館	田場 1570	H12	約 17m	1,737	600名
23	具志川商業高等学校体育館	みどり町 6-10-1	H22	約 17m	1,758	610名
24	石川高等学校 体育館	石川伊波 861	H7	50m以上	1,513	520名
25	与勝高等学校 体育館	勝連平安名 3248	H19	50m以上	986	340名

※1 収容人数の考え方は、以下のとおりとする。

- ・体育館：面積の約7割を収容有効面積と考える。(トイレや玄関、また、講堂内においては通路や受付など、避難所を運営する上で欠かせない機能を配置する必要を考慮)
- ・校舎：面積の約5割を収容有効面積と考える。(廊下やトイレ、玄関、職員室など、収容スペースには適さない部分を考慮)
- ・公民館施設：面積の約5割を収容有効面積と考える。(事務室や給湯室、トイレ、玄関など、収容スペースには適さない部分を考慮)

※2 伊波中学校体育館は、災害発生直後(1~2日程度)は指定避難所とし、その後、状況に応じて石川地域の遺体安置所として使用するものとする。

■ 福祉避難所 (面積は延べ床面積)

No.	施設名	所在地	建築年	海拔	面積(m ²)	備考
1	健康福祉センターうるみん	安慶名 1-8-1	H20	約 18m	7,572	
2	具志川ドーム	具志川 2336	H21	50m以上	4,479	

■ 津波避難ビル

No.	施設名	所在地	海拔	階層	備考
	指定なし				

第9節 観光客等対策計画

1 実施担当

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市が行う。

なお、避難計画の基本的な事項は「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・避難情報の伝達	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	各観光施設責任者等
・避難誘導	救命救助部消防班	各観光施設責任者等
・避難収容	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	各観光施設責任者等
・飲料水・食料等の供給	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	各観光施設責任者等
・帰宅支援	統括情報部全体統括班 市民支援部観光客支援班	県、関係機関・団体等

2 避難情報の伝達及び避難誘導

(1) 市の役割

市は、津波情報や避難指示等の避難情報を、市民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設に電話等により伝達する。

また、津波の到達予想時間に余裕がある場合には、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台などへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台などの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台などの安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

3 避難収容

(1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

(2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅支援

(1) 情報の提供

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

県及び市は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国及び(一社)沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。

第10節 避難行動要支援者対策計画

1 実施担当

避難行動要支援者対策の実施は、避難行動要支援者等名簿の管理者及び市が行う。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」のとおりとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・避難行動要支援者の避難支援	市民支援部要支援者支援班	自主防災組織、自治会、民生委員、ケアマネージャー、近隣の福祉事業所等
・避難生活への支援	市民支援部要支援者支援班	県、福祉施設等
・外国人への支援	統括情報部全体統括班 統括情報部情報班 市民支援部外国人支援班	県、沖縄県国際交流・人材育成財団、ボランティア団体等

2 避難行動要支援者の避難支援

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」などにに基づき作成した避難行動要支援者支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導に当たっては、地域住民、自主防災組織、及び民生委員等の支援者の協力を得て、避難行動要支援者への避難情報の伝達、安全な高台等への誘導及び安否の確認を行う。

3 避難生活への支援

(1) 避難時の支援

市は、避難行動要支援者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

市は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者及び避難行動要支援者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者及び避難行動要支援者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。

4 外国人への支援

市及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第11節 消防活動計画

1 実施担当

市は、震度4以上の地震発生や津波警報等を覚知した場合には、被害を軽減するための消防活動を本計画及び「うるま市消防計画」により実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 広報及び情報収集	救命救助部消防班 統括情報部全体統括班	
・ 消防活動	救命救助部消防班 統括情報部全体統括班	
・ 応援要請	救命救助部警防班	県内消防本部、緊急消防援助隊

2 広報及び情報収集

(1) 広報活動

津波警報等を覚知した場合は、「災害時における広報マニュアル」に基づき、防災行政無線やエリアメール/緊急速報メールを活用して市民等に避難などの情報を伝達する。

また、必要に応じて海岸付近に広報車を派遣し、避難の呼び掛けを実施する。この場合、津波の到達予想時間を十分に考慮して活動を実施する。

(2) 発災当初における情報収集

119番等の入電状況から、市内の被害の状況や程度を整理し、被害の全体像を把握するよう努めるものとする。

3 消防活動方針

大規模地震・津波災害時における市消防の初動の活動は、「うるま市消防計画」に基づく活動のほか、人命救助を第一義的な活動とし、防災関係機関と連携して救助活動に全力を投入する。

また、応急対策期及び復旧復興期における活動については、行方不明者の捜索をはじめ、市が実施する応急給水や食料等の支援物資の搬送などに協力するものとする。

4 応援要請

地震等により大規模災害が発生し、市の消防力をもってこれに対処することができないと認めるときは、消防長は、「沖縄県消防相互応援協定」及び「沖縄県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、関係機関に応援を要請するものとする。

第12節 救出計画

1 実施担当

市をはじめとする救助機関は、各機関と連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・救出	救命救助部消防班	県、県警察、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、県ドクターヘリ
・救出用資機材の調達	救命救助部消防総務班 救命救助部警防班	市建設業連合会、民間業者
・惨事ストレス対策	統括情報部全体統括班 統括情報部庶務班	県、総務省消防庁等

2 救助の方法

被災者の救出は、市においては消防本部又は消防団等を主体とした消防班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 市の役割

- ① 市は、救助機関として救出活動を実施するものとする。
- ② 市は、当該市町村のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して近隣市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。
- ③ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(2) 県警察の役割

県警察は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救助活動を実施する。

(3) 県の役割

県は、被災市町村への応援を必要と認めた場合、又は市町村から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

(4) 市民

市民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

3 救出用資機材の調達

市は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、市建設業者会等との協定や民間業者への要請により調達する。

4 惨事ストレス対策

市は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第13節 医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合の医療救護は次のとおりである。

1 実施担当

市は、大規模災害において多数の負傷者等が発生した場合、又は多数の負傷者等の発生が予想される場合は、被災地近く若しくは広域避難場所内に現地救護所を設け、応急救護の体制を整えるものとする。

また、必要に応じ、県や自衛隊、中部地区医師会に現地救護所への医療救護班等の派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合、市長は、知事が行う医療救護を補助するものとするが、災害の事態が急迫して県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 応急医療救護班の出動要請	救命救助部警防班	中部地区医師会、県立医療機関、 県、近隣市町村
・ 応急救護所の設置	救命救助部消防班	
・ 後方医療機関の確保	救命救助部警防班	県、中部地区医師会
・ 被災者の健康状態の把握	保健衛生部救護班	県
・ こころのケア対策	統括情報部庶務班 保健衛生部救護班	県

2 情報収集と共有

(1) 情報の収集

市、県及び医療機関は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、沖縄総合行政情報通信ネットワーク、電話、FAX等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。

(2) 市民への情報提供

被災地内の市民に対する診療可能医療機関や医療救護所等の情報提供は、市又は地域医療本部が主体となって行うものとし、また、県医療本部は、診療可能な医療機関情報等市民が必要とする情報について、県ホームページのほか、県災害対策本部を通じて、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て、的確に提供する。

3 医療救護の実施

(1) 医療救護所の設置及び運営等

市は、医療機関及び中部地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。

① 医療救護班等の出動要請

市は、中部地区医師会、県立医療機関等に医療救護班の派遣を要請する。また、県や近隣市町村に応援を要請する。

医療救護班の構成は、医師1人、看護師（准看護師を含む）3人、事務担当者1人及び運転手

1人計6人を基準とする。DMATの構成は、医師1人、看護師3人及び業務調整員1人の計5人を基準とし、災害の状況や内容に応じて保健師や助産師の活用も図る。

② 応急救護所の設置

市は、医療救護班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。

(2) 市に派遣された医療救護班等への支援

市は、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。

(3) 県の活動

① DMAT^{※1}、DPAT^{※2}及び医療救護班の派遣要請

県は、必要に応じて、沖縄県DMAT指定病院、沖縄県医師会等の機関にDMAT、DPAT及び医療救護班の派遣を要請する。

② DMAT、DPAT及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、DMAT、DPAT及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

※1 DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

出典：厚生労働省 DMAT 事務局 HP

※2 DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) とは、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。このような災害の場合には、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援が必要である。このような活動を行うために都道府県及び政令指定都市（以下「都道府県等」という。）によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームがDPATである。

出典：厚生労働省 HP

4 医療機関の活動

被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は主に次の活動を行う。

(1) 被災地域の医療機関

- ① 必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。
- ② 病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。
- ③ 必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。

(2) 非被災地域の医療機関

- ① 被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。
- ② 受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。
- ③ 県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

第1章 災害応急対策計画

5 救急搬送

傷病者の搬送は、原則として消防機関の救急車両等により行う。

市は、道路の不通や離島等へのヘリコプターでの搬送が必要な場合において、県に対して、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

6 助産体制

(1) 実施責任者

災害時における助産は、災害救助法の適用があった場合は、県が実施するものとする。

(2) 助産の方法

① 医療救護班等による助産

㊦ 助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班があたるものとする。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの対応可能な助産師によって行うことも差し支えないものとする。

㊧ 医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記3における応急医療の方法の場合と同様とする。

② 委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、国立病院機構その他の公立の病院、診療所、助産所又は次に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

㊦ 災害救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

㊧ ㊦の区域に隣接する市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

7 医薬品、衛生材料及び血液製剤等の確保

医療及び助産実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該医療救護班の手持品を使用するものとする。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、当該医療救護班によって調達するものとするが、当該地域において確保が困難なときは、県（保健医療部）において確保の上輸送するものとする。また、災害時における輸血用血液製剤が円滑に供給できるよう、市及び県（保健医療部）は、沖縄県赤十字血液センターと連携して、輸血用血液製剤の確保に努めるものとする。

8 救急医療体制の確立

各関係機関及び団体は、災害時における救急医療が迅速かつ的確に実施されるよう相互間における連絡、協力に万全を期するとともに、その活動体制について確立を図るものとする。

なお、各機関・団体における業務内容は、関係法令及び防災計画等によるもののほか、次のとおりとする。

機関・団体等	業 務 内 容
県 (保健医療部等)	(1) 救急医療についての総合調整 (2) 救急医療についての現地救急医療対策本部の設置 (3) 日本赤十字社沖縄県支部に対する出動要請 (4) 県医師会に対する出動要請 (5) 国・国立病院機構、公立の医療施設に対する救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請 (6) 県薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の出動要請 (7) 医療材料の整備
市 (救命救助部 保健衛生部救護班)	(1) 現地における応急的医療施設の設置及び管理 (2) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整 (3) 日赤地区長、分区長に対する出動要請 (4) 中部地区医師会に対する出動要請
県警察	(1) 傷病者の救出及び災害現場の警戒並びに各機関の調整 (2) 交通の規制 (3) 傷病者等の住所・氏名等の確認
中城海上保安部	(1) 海上における傷病者の救出・搬送 (2) 琉球水難救済会に対する連絡及び協力要請 (3) 傷病者等の住所・氏名等の確認
国・国立病院機構、 公・私立等の医療施設	(1) 医療の実施 (2) 傷病者に対する看護
自衛隊	(1) 傷病者の救出及び搬送の支援 (2) 救助物資の輸送支援
日本赤十字社 沖縄県支部	(1) 医療の実施 (2) 傷病者に対する看護 (3) 救助物資の給与
県医師会	(1) 医療施設の確保 (2) 医師会所属の医療救護班に対する出動要請
県薬剤師会	(1) 医療品等の供給及び薬剤師の派遣
N T T 西日本株式会社	(1) 緊急臨時電話の架設
沖縄電力株式会社	(1) 電源の確保

第1編 共通編

第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

9 被災者の健康管理とこころのケア

(1) 被災者の健康状態の把握

被災者の避難生活が長期にわたる場合、市は、県と連携し、避難所内に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。

医療救護班と保健師等は、連携して、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、市民の健康状態の把握と対応を決定する。

第1章 災害応急対策計画

(2) こころのケア対策

① 早期介入の重要性

震災による近親者等の死亡や凄惨な災害現場の目撃等により、被災者は著しい精神的苦痛を受け、不眠や不安等の様々な心理的反応を起こす。そのようなことから、被災者に対しては、急性ストレス障害（ASD）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）、うつ病、アルコール依存症などをはじめとするメンタルヘルスに関する正しい情報や精神保健医療福祉への受診、相談方法等に関する情報を提供する。

また、市職員を含めた、災害対応従事者への早期からの適切な情報提供にも取り組む。

② こころのケアの実施

市は、県と連携をして必要に応じて以下の対策を実施する。

- ㊦ 保健所や市庁舎等に精神保健福祉相談体制を設置する。また、職員等についても遺体取扱いや各種対応窓口等で被災者対応などにより、多大な精神的ストレスを受けることとなるため、職員等のこころのケアについても十分に留意する。
- ㊧ 子どもへの健康支援として、学校における健康診断やカウンセリング、家庭訪問等で心のケアを行う体制を構築する。

(3) 継続的治療への支援

市は、人工透析、在宅酸素療法など継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県に対応を要請する。

10 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

費用とは、出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

- ① 傷病事故の発生原因が、自然災害の場合は市が負担するものとする。
- ② 公的及び私的の企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、災害発生の責任を負う企業体が負担するものとする。
- ③ 人為的あるいは自然災害とも捉えられるもので、災害発生の責任所在が不明なものによる場合は、災害救助法の適用がない場合には第一義的責任を有する市が負担するものとする。
- ④ ①から③について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は、災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

(4) 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ前項の(2)費用の負担区分に準じて負担するものとする。

第14節 交通輸送計画

1 実施担当

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。緊急輸送道路は次頁のとおりとする。

なお、これらの実施者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・緊急通行車両の届出の提出	統括情報部全体統括班 物資支援部輸送班	県公安委員会
・緊急輸送車両の確保	物資支援部輸送班	
・燃料の確保	統括情報部全体統括班 物資支援部輸送班	沖縄県石油商業組合、 沖縄県石油業協同組合
・海上輸送の要請	統括情報部全体統括班	県、中城海上保安部、 沖縄総合事務局運輸部
・空中輸送の要請	統括情報部全体統括班	県、自衛隊
・広域輸送拠点の確保	物資支援部輸送班	

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、次のとおりである。

道路法に基づく規制	道路の管理者
道路交通法に基づく規制	県公安委員会
災害対策基本法に基づく規制	県公安委員会

(2) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は「第2編 第1章 第32節 公共土木施設応急対策計画」の定めるところによるものとする。

(3) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

- ① 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
- ② 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合
- ③ 港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
- ④ 公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

第1章 災害応急対策計画

(4) 緊急輸送道路

沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画(平成31年2月 沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会)における緊急輸送道路のほか、市内の基幹的な緊急輸送道路は、次のとおりとする。

路線名	管理者
① 国道329号	沖縄総合事務局
② 県道255号線	沖縄県
③ 県道6号線	〃
④ 県道8号線	〃
⑤ 県道伊計平良川線	〃
⑥ 県道16号線	〃
⑦ 県道具志川沖縄線	〃
⑧ 県道36号線	〃
⑨ 県道37号線	〃
⑩ 県道沖縄石川線	〃
⑪ 県道沖縄環状線	〃
⑫ 県道具志川環状線	〃
⑬ 沖縄自動車道	西日本高速道路(株)

※ 上記路線は、市外から救援等の目的のため、被災地への進入に必要な重要道路である。その他の緊急輸送道路(市道)については、資料編に記載する。

2 交通の規制

(1) 規制の種類

災害地における交通規制の種別は、次のとおりである。

① 危険箇所における規制

㊦ 道路法に基づく規制(道路法第46条)

災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

㊧ 道路交通法に基づく規制(道路交通法第4条)

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

② 緊急輸送のための規制

㊦ 災害対策基本法に基づく規制(基本法第76条)

県公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間)を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 危険箇所における規制

市、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他の状況により通行の禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制

県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

① 緊急輸送機関の措置

被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

② 県公安委員会の措置

上記①の連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、次の措置をするものとする。

- ㊦ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。
- ㊧ 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。
- ㊨ 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うため、市において緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出し、届出済証の交付を受けるものとする。

また、県公安委員会は、届出済証を交付した車両を、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておくものとする。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

① 使用者の申し出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等（資料編参照）の交付を申し出るものとする。

第1章 災害応急対策計画

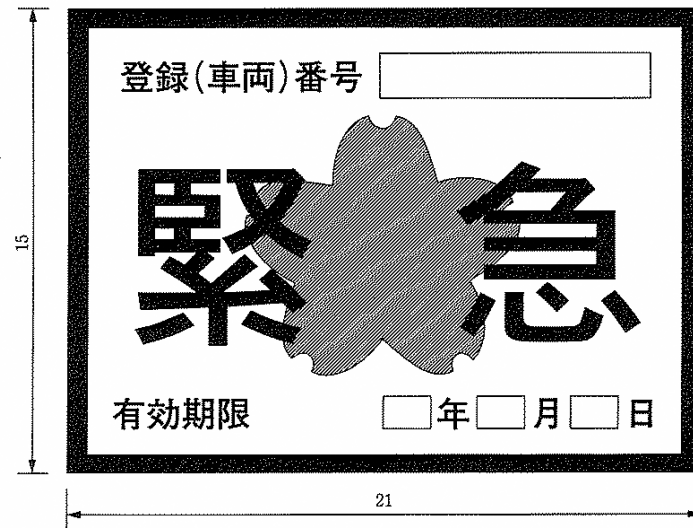
② 証明書等の交付

県又は県公安委員会は、①の申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に確認するとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

(5)の②により、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(7) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、災害対策基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間、その他必要事項を周知させるものとする。

(8) 車両運転者の責務

災害対策基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、運転者は次の措置をとらなければならない。

① 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

② 区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。ただし、これに

より車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

③ 警察官の指示を受けた場合

その他警察官の指示を受けた時は、それに従う。

(9) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等。

① 警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係わる区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他物件付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じることができる。

また、警察官は命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

② 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員による措置命令等

警察官がその場にはいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防職員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(10) 道路管理者の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 緊急輸送

(1) 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第1段階から第3段階とする。

段階別	対 象 内 容
第1段階	① 救助、救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ② 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス及び水道施設保安要員その他初動の応急対策に必要な要員、物資等 ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	① 第1段階の継続 ② 食料及び水等の生命維持に必要な物資 ③ 傷病者、被災者の被災地外への輸送 ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
第3段階	① 第2段階の継続 ② 災害復旧に必要な人員及び物資 ③ 生活必需品

(2) 輸送の方法

① 輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量及び緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。

- ㊦ 道路輸送
- ㊧ 海上輸送
- ㊨ 空中輸送
- ㊩ 人力による輸送

② 輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

(3) 道路輸送

① 車両等の確認

輸送のために必要とする自動車及び運転者（以下「車両等」という。）の確保はおおむね次の順位によるものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 応急対策を実施する機関に属する車両等 ㊧ 公共的団体に属する車両 ㊨ 営業用の車両等 ㊩ 自家用の車両等 |
|---|

② 市における車両等の確保

市有車両の確保は、物資支援部輸送班において行い、各班長は、車両を必要とするときは、必要な事項を明示して配車を要請する。

輸送班は、各班長から配車の要請があった場合は、車両の保有状況、応急対策の内容及び緊急度を考慮の上、使用車両を決定し、要請した班へ通知するものとする。

〈必要事項〉

- ㊦ 輸送日時及び輸送区間
- ㊧ 輸送対象の人数、品名及び数量
- ㊨ その他必要な事項

③ 民間車両による輸送

㊦ 市における措置

市において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

㊧ 沖縄総合事務局運輸部における措置

㊦ 災害が発生し、緊急に陸上輸送を実施する必要があると認めるときは、旅客車両又は貨物車両を使用することを考慮し、事態に応じて旅客運送業者又は貨物運送業者に対し、輸送区間、車両、又は運送すべき人、若しくは物を指定して輸送を要請する。

㊧ ㊦により旅客車両又は貨物車両により輸送を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。

㊨ 輸送の要請を受け、任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

㊨ 輸送費用

輸送業者による輸送又は車両等の賃借料は、通常の料金とする。

また、官公署、その他公共機関等の所有車両の使用については、燃料費程度を負担するものとする。

④ 燃料の確保

市又は県において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

また、「中核サービスステーション」にて緊急車両への優先給油を行うとともに、自家発電機等を備えた「住民拠点サービスステーション」にて住民に可能な限り燃料供給を行う。

(4) 海上輸送

① 海上輸送の実施

災害の発生により陸上輸送が困難な場合、離島への物資等の輸送が必要な場合又は海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施するものとする。特に緊急な場合又は離島における災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は中城海上保安部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるものとする。

② 県有船舶による輸送

市は、県有船舶による輸送を必要とするときは、県に対し、次の事項を明らかにした文書をも

第1章 災害応急対策計画

って要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- ㊦ 災害の状況及び応援を必要とする理由
- ㊧ 応援を必要とする期間
- ㊨ 応援を必要とする船舶数
- ㊩ 応急措置事項
- ㊪ その他参考となるべき事項

③ 中城海上保安部船艇による輸送

- ㊦ 市長は、中城海上保安部船艇による輸送を必要とするときは、知事に対し、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて要請を依頼するものとする。
- ㊧ 知事は、㊦の要請が適切であると認めるとき、又は自らその必要を認めるときは、第十一管区海上保安部長に対し、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて船艇の派遣を要請するものとする。
- ㊨ 要請後の措置等は、「第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行うものとする。

④ 民間船舶による輸送

- ㊦ 市における措置
民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部に斡旋を依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。
- ㊧ 沖縄総合事務局運輸部における措置
 - ㊱ 災害が発生し、緊急に海上輸送を実施する必要があると認めるときは、内航船舶又は旅客船を使用することを考慮し、事態に応じて内航運送業者又は旅客定期事業者に対し、航路、船舶又は輸送すべき人、若しくは物を指定して航海を要請する。
 - ㊲ ㊱により、内航船舶又は旅客船による航海を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
 - ㊳ 航海の要請を受け任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後5日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。
- ㊨ 輸送費用
内航船舶及び旅客船による輸送の費用は、関係者と協議の上、定めるものとする。

(5) 空中輸送

① 空中輸送の実施

災害による交通途絶その他の理由により、離島等へ緊急に空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

② 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによるものとする。

③ ヘリポートの整備

市は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによるものとする。

(6) 人力等による輸送

- ① 災害のため車両等による輸送が不可能な場合、人力による輸送を行う。
- ② 市は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。
- ③ 人力による輸送は、原則として当該地域の状況に精通した市民等に協力を要請して行うものとする。

4 広域輸送拠点の確保

市は、救援物資の受入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第15節 治安警備計画

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・災害に関する情報共有	統括情報部全体統括班	県警察
・交通規制	施設管理部道路対策班	県警察、県中部土木事務所、北部国道事務所
・救出・救助活動及び行方不明者の捜索	救命救助部消防班等	県警察、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
・遺体の検視	保健衛生部遺体安置所班	県警察、県医師会、県歯科医師会等

2 災害時における警察の任務

県警察は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害被害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、市民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたるものとする。

3 災害時における警察の活動

災害時における警察の活動は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」、「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」のほか、災害対策基本法など関係法令の定めるものとする。

(1) 災害に関する情報共有

市及び警察（うるま警察署並びに石川警察署）は、災害に関する情報の共有に努め、相互の災害応急対策活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

(2) 市災害対策本部等への警察職員の派遣

市を管轄するうるま警察署長並びに石川警察署長は、市長から市災害対策本部等への連絡調整員等の派遣要請があった場合、できる限り署員を派遣するよう努めるものとする。

(3) 異常現象発見時における措置

警察官は、災害対策基本法第54条第1項の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、速やかに市長（市消防本部：119番 又は危機管理課：TEL979-6760）に通報するものとする。

(4) 避難に関する事項

① 警察官は、災害の発生又は発生するおそれから、市民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、災害対策基本法第61条、又は警察官職務執行法第4条により、避難の指示を行い又は避難の措置を講じるものとする。

② 警察官が①により避難の指示等を行った場合は、「うるま市地域防災計画」で定める避難施設を示すものとする。ただし、災害の種類、規模、態様、現場の状況等から「うるま市地域防災計画」で定める避難施設への避難が困難な場合はこの限りではない。

⑤ 警察官が①により避難等を行った場合は、速やかに市長（市消防本部：119番又は危機管理課：TEL979-6760）に連絡し、その後の対応について調整するものとする。

(5) 社会秩序の維持

避難した箇所、地域については、状況の許す限り所要の警らを実施するとともに、必要に応じて避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

また、被災地において発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(6) 交通秩序の維持及び交通規制の実施

被災地域における交通の混乱防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるよう、被災規模・状況に応じて一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や緊急交通路確保など必要な交通規制を実施する。

(7) 救出・救助活動及び行方不明者の搜索

警察は、救出・救助を実施する機関と協力して、救出・救助、負傷者の応急的救護及び行方不明者の搜索に協力するよう努めるものとする。

実施体制について、救出・救助活動は「第2編 第1章 第12節 救出計画」を、行方不明者の搜索は「第2編 第1章 第22節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬計画」により実施する。

(8) 遺体の検視

警察は、市や関係機関と連携し、遺体の検視を実施する。実施体制等については、「第2編 第1章 第22節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬計画」により実施する。

なお、遺体を検視する場所については、市と協議することとし、市の施設で実施する場合は、「第22節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋葬計画」に記載する施設で行う。

第16節 災害救助法適用計画

1 実施担当

災害救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。なお、災害救助法による応急救助を実施する場合は、「大規模災害における応急救助の指針について（一部改正通知）」（平成25年4月10日、社援総発0410第1号）に基づく活動を実施するものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・災害救助法の適用手続	統括情報部全体統括班	県（県民生活課）

《救助の種類》

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去

※災害救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、うるま市地域防災計画に定めるところにより市長が実施する。

2 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、以下に掲げる事項のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行うものとする。

- (1) 市における被害世帯数が100世帯に達したとき
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内全域の被害世帯数が1,500世帯以上で、うち市内で50世帯（(1)の1/2世帯）に達したとき
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内全域の被害世帯数が7,000世帯以上で、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき
- (4) 以下の事項により、知事が特に救助の必要を認めたとき

- ① 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき
- ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき

※ 被害世帯に対する算出適用の人口等の基準は、災害直前の国勢調査によるものとする。

市町村の人口規模と住家の被害世帯数による適用基準

市町村の人口		被害世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

3 災害救助法の適用手続

(1) 市の役割

- ① 災害の発生に際し、市における被害が災害救助法の適用基準いずれかに該当するときには、法に基づく災害報告要領により、市長は直ちにその旨を知事（消費・暮らし安全課）に報告するものとする。
- ② 災害の事態が急進して、知事による災害救助法の実施を待つことができない場合は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(2) 県の役割

- ① 県（消費・暮らし安全課）は、市長からの報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について通知するとともに、関係行政機関、厚生労働省及び内閣府に報告又は通知するものとする。
- ② 災害救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

災害救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償等の基準については、災害救助法施行細則（昭和47年沖繩県規則第19号）の別表第1及び別表第2により行うこととする。

なお、災害救助法施行細則 別表第1及び別表第2は、本計画資料編に掲載する。

第17節 給水計画

1 実施担当

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

災害救助法が適用されない場合であっても、市長が給水の必要を認めるときは、市長が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・飲料水の緊急確保	統括情報部全体統括班 施設管理部水道対策班	支援協定締結企業・事業所
・給水広報	統括情報部全体統括班 施設管理部水道対策班	自治会、報道機関等
・水道施設の復旧	施設管理部水道対策班	
・県への給水要請	施設管理部水道対策班	県企業局等

2 給水の方法

- (1) 給水は、必要最小限の生活が維持できる生活用水の供給に限られる。
- (2) 飲料水の供給に使用する器具は、全て衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は末端給水までの適当な部所において塩素の残留効果を適時測定するものとする。
- (3) 供給の方法は、市の配水池又は企業局調整池を補給基地とし、給水車、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。
 - ① 貯水量、位置等を考慮の上、配水池での拠点給水、を行い、体制が整い次第給水車等に補給し、避難施設及び公園等に設置された緊急給水基地に搬送する運搬給水を行うものとする。
 - ② 配水池や公園等に設置された緊急給水基地では、緊急給水用の蛇口設備等を設置して給水するものとする。
 - ③ ドラム缶、ポリエチレン容器等の搬送用容器に配水池等で補給し、適切な方法により被災者へ給水するものとする。
- (4) 給水の方法としてその他に、容器による搬送給水等現地の実情に応じ、適宜な方法によって行うものとする。

容器による搬送給水

- ㊦ 最寄りの非被災水道の管理者と協議して取水基地、取水計画等を定めるものとする。
- ㊧ 取水した水は、給水車等で搬送し給水する。

3 給水量

被災者に対する給水量は、1人1日2～3リットルとするが、補給水源の水量、給水能力及び施設復旧状況等に応じて給水量を増減する。

4 飲料水の緊急確保

発災後、被災者等に対する円滑な救援活動のため、速やかに飲料水を確保しなければならない場合、市（統括情報部全体統括班）は、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に飲料水の提供を要請する。（支援協定締結企業・事業所は資料編に掲載）

5 医療施設等への優先的給水

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

6 給水広報

給水に際し、防災行政無線や広報車又は報道機関等の協力を得て、給水日時、場所、その他必要な事項を市民に広報するものとする。

7 水道施設の復旧

水の供給は、あらゆるライフラインの中でも最も重要なものであるため、水道対策班は、災害等により被災した水道施設の復旧については速やかに取り組むこととする。

8 県における給水

県（知事公室、保健医療部）は、市のみでは給水が困難と判断したときは、以下の措置をとる。

- (1) 所要量、運搬ルート等の給水に関する情報管理
- (2) 給水班の派遣
- (3) 自衛隊への災害派遣要請
- (4) 国、他都道府県、日本水道協会等への応援要請
- (5) ペットボトル等の確保及び供給

第18節 食料供給計画

1 実施担当

災害時における食料の供給は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

災害救助法が適用されない場合にあっても、市長が供給の必要を認めるときは、市長が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・食料の調達	統括情報部全体統括班 物資支援部配給班	県、他市町村、支援協定締結企業・事業所
・食料需要の把握、乳幼児・高齢者に配慮した食料の確保	物資支援部配給班	県、支援協定締結企業・事業所
・食料の配給	物資支援部配給班	
・炊出し	物資支援部配給班 物資支援部炊き出し班	各避難所の運営組織、自治会、赤十字奉仕団、女性団体連絡協議会、ボランティア、女性防火クラブなど
・食生活への指導・助言等	保健衛生部救護班	県栄養士会、市食生活改善推進協議会

2 食料の調達

(1) 市の役割

市（統括情報部全体統括班）は、備蓄している食料のほか、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に対し、食料の提供を要請する。（支援協定締結企業・事業所は資料編に掲載）必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県の役割

市から食料供給の要請があったとき又は市の被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県の備蓄食料、協定締結機関（九州・山口9県災害時相互応援協定含む）又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食料を確保して、市に供給する。

3 供給対象者

- (1) 避難指示等に基づき、避難所に収容された人
- (2) 住家が被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水）を受け、炊事が不可能な人
- (3) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- (4) 食料の供給市場が混乱し、市場から供給を受けることができない人
- (5) 災害応急対策活動従事者

4 食料需要の把握及び乳幼児・高齢者に配慮した食料の確保

物資支援部配給班は、開設避難所の対策要員と連携し、食料を必要とする人数の把握に努め、支援協定締結企業等や食品加工業者や製パン業者、スーパー等から弁当やおにぎり、パンなどを調達する

とともに、乳幼児や高齢者に配慮した食品（粉ミルクや離乳食、おかゆ等）の確保にも努める。

また、統括情報部庶務班は、災害対策に従事する要員（市職員）を把握し、物資支援部配給班と連携し、対策要員の食料を確保するものとする。

なお、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

5 食料配給の体制

(1) 避難所への食料の輸送

避難所への食料の輸送については、調達先に依頼することとするが、当該調達先が輸送できないときは、市が所有する車両及び市職員で対応する。

(2) 避難所における配給の実施体制

配給を実施する場合は、各避難所で実施責任者を定める。また、避難所内でボランティアを募るなど、円滑な配給が実施できるよう必要な人員を確保する。

(3) 食料配給の優先順位

配給する食料が不足する場合には、各避難所は、乳幼児や子ども、妊婦、高齢者及び障がい者を優先的に配給することを原則とし、その他の順位については、各避難所の運営組織等と十分な調整を行うものとする。

6 炊出しによる食料配給

(1) 原材料等の確保

炊出しに必要な米や調味料等の原材料などについては、物資支援部配給班で支援協定締結企業等からの調達をはじめ、不足する分については、県へ要請し、確保に努めるものとする。

(2) 炊出しの実施体制

炊出しは、可能な限り各避難所等（補助施設として給食センター：学校給食優先）で行う。

炊出しについては、物資支援部炊き出し班が各避難所の運営組織をはじめ、自治会、赤十字奉仕団、女性団体連合会等のボランティアに協力を要請し行う。

(3) 炊出し食料の衛生管理

炊出しに当たっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

7 食生活への指導・助言等

保健衛生部救護班は、沖縄県栄養士会や市食生活改善推進協議会等と連携し、避難所等における食料の調達や炊出しなどについて、必要な指導・助言等を行うものとする。

第19節 生活必需品供給計画

1 実施担当

被災者に対する衣料及び寝具等、生活必需品物資の調達及び給与、貸与は、災害救助法が適用された場合は、知事が実施する。ただし、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合でも、市長が必要と認めるときは、市が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・給与又は貸与	物資支援部配給班	
・生活必需品物資等の調達	統括情報部全体統括班 物資支援部配給班	県、他市町村、支援協定締結企業・事業所

2 給与又は貸与の方法

衣料、寝具、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、市において救助物資配分計画を作成し、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

また、購入による供給は、災害救助法の給与及び貸与の基準の範囲で行う。

災害救助法による給与及び貸与を実施するときには、必要な書類・帳簿等（資料編参照）を整備し保存する。

3 給与又は貸与の品目

給与又は貸与する生活必需品等は、災害救助法を基準として以下の品目とする。

《品目例》

寝具、外衣、肌着、見廻品、炊事道具、食器、赤ちゃん用紙おむつ、ミルク、日用品及び光熱材料

4 生活必需品物資等の調達

(1) 市の役割

市（統括情報部全体統括班）は、備蓄している物資のほか、災害時における支援協定を締結している企業・事業所に対し、物資の提供を要請する。（支援協定締結企業・事業所は資料編に掲載）必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県の役割

- ① 市から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を市に緊急輸送する。
- ② 備蓄物資又は県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、他県、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等へ必要な物資又は資材の供給を要請する。

- ③ 市が災害応急対策を的確に行うことが困難であり、緊急を要すると認められる場合は、市からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。
- ④ 災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策に実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。
- ⑤ 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由が無いのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うことを指示する。

第20節 救援物資及び義援金の受入れ・配分計画

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・救援物資の受入れ	物資支援部物資受入班	
・救援物資の仕分け・配布	物資支援部物資受入班 保健衛生部救護班	県栄養士会
・義援金の受入れ	物資支援部物資受入班	市災害対策本部、県、協議会構成機関

2 救援物資の受入れ

(1) 救援物資の受入れ体制

市（物資支援部物資受入班）は、必要に応じて全国の自治体及び団体等からの救援物資を受入れる。受入れに当たっては、集積所を設置することとするが、集積所は、市が所有管理する施設から選定するとともに、必要に応じて寄託者に受領証（資料編参照）を発行する。

(2) 受入れルールの作成

救援物資を受入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとすることや、下着類に関しては、新品以外は受けないことなど、ルールを明確にして対応する。

(3) 救援物資の仕分け・配布

救援物資は、食料と生活必需品に仕分け、被災者のニーズに合わせて必要な時期に必要な物資を提供できるよう調整する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

また、食料物資の配布に当たっては、必要に応じて、沖縄県栄養士会等から栄養管理等の指導・助言を受けるものとする。沖縄県栄養士会等との調整は、保健衛生部救護班が行うものとする。

3 義援金の受入れ

(1) 義援金の受入れ体制

義援金受入れに当たっては、市（物資支援部物資受入班）は、受付記録を作成するとともに、必要に応じて寄託者に受領書（資料編参照）を発行する。

(2) 義援金の保管

義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成して管理・保管する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、市災害対策本部、県並びに次の機関をもって構成される協議会と連携協力し、被災者に対し迅速かつ適正に配分し、被災者へ配布する。

《協議会構成機関》

- | | | |
|--------------|--------------|---------|
| ・日本赤十字社沖縄県支部 | ・沖縄県社会福祉協議会 | ・沖縄県市長会 |
| ・沖縄県町村会 | ・沖縄タイムス | ・琉球新報 |
| ・沖縄婦人連合会 | ・その他県単位の各種団体 | |

第21節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・ねずみ族及び昆虫等の駆除	保健衛生部環境保全班	
・生活の用に供される水の供給	施設管理部水道対策班	
・臨時予防接種	保健衛生部救護班	県
・避難所の感染症対策	保健衛生部救護班	県
・被災者の健康管理	保健衛生部救護班 市民支援部要支援者支援班	県、ホームヘルパー、福祉事業者、ボランティア団体、保健師
・し尿の処理	保健衛生部環境保全班	県、近隣市町村、中部衛生施設組合
・犬等及び危険動物の保護・収容	保健衛生部環境保全班	県、県警察

2 感染症対策

(1) 実施者

- ① 市（保健衛生部救護班、環境保全班その他関係する班）は、県の指示に従って、感染症対策上必要な措置を行うものとする。
- ② 県は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、この節において「法」という。）に基づいて感染症対策上必要な措置を行うものとする。

(2) 感染症対策実施の組織

市や保健所は、災害発生時の感染症対策実施のため、感染症対策班を編成するものとする。

- ① 市の感染症対策班の編成
市は、感染症対策実施のため感染症対策班を編成する。
- ② 疫学調査班の編成（県）
保健所は、疫学調査のため疫学調査班を編成する。

(3) 感染症対策の指示

県は、災害発生とともに保健所をして災害地の疫学調査を行わせるとともに、清潔の保持、消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、その他の感染症対策措置について実情に即した指導にあたらせるものとする。

特に、被害激甚な市町村に対しては、職員を派遣してその実情を調査し、実施方法及び基準を示して指導にあたらせるものとする。

また、県は感染症対策上必要と認めるときは、市に対し、その範囲及び期間等を定めて次に掲げる指示を発するものとする。指示を受けた市は、速やかに指示事項を実施するものとする。

なお、県又は市の行うこれらの措置は、感染の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、最大限行わなければならない。

- | |
|-----------------------------------|
| ① 法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒に関する指示 |
|-----------------------------------|

- ② 法第28条第2項の規定によるねずみ族及び昆虫等の駆除に関する指示
- ③ 法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給に関する指示
- ④ 予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種に関する指示

(4) 感染症対策の実施

① 市の役割

㉞ 清潔な環境の維持

市は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導するものとする。

また、市は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

㉟ 消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第14条によるものとする。

㊱ ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第15条によるものとする。

㊲ 生活の用に供される水の供給

法第31条第2項の規定による知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

㊳ 臨時予防接種

予防接種法第6条第1項の規定による知事の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施に当たっては、特別の事情がない限り、通常災害の落ち着いた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

㊴ 避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため、避難所内における衛生に関する自治組織等を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項はおおむね次のとおりとする。

- ㊵ 疫学調査
- ㊶ 清潔の保持及び消毒の実施
- ㊷ 集団給食
- ㊸ 飲料水の管理
- ㊹ 健康診断

第1章 災害応急対策計画

② 県の役割

㉞ 疫学調査

疫学調査班は、調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施する。実施に当たっては、地区組織の協力を得て的確な情報の把握に努め、集団避難所では衛生に関する自治組織をつくるよう指導するものとする。

㉟ 健康診断

疫学調査班は、疫学調査の結果、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新感染症、指定感染症への罹患を疑わしめる合理的な理由がある者（保護者を含む）に対し、法に基づく健康診断の勧告を行う。

㊱ 臨時予防接種

県は、感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日又は期間を指定して予防接種法第6条の規定により臨時予防接種を実施するものとする。

㊲ 患者等に対する措置

県は、災害地に発生した一類感染症、二類感染症又は新感染症の患者等で入院の必要なものについて、法第46条の規定により指定医療機関への入院を勧告する。また、勧告に従わない場合は入院させることができ、法第21条又は第47条の規定により速やかに指定医療機関に移送するものとする。

災害の状況によって指定医療機関に移送困難なときは、適当と定める病院又は診療所に移送するものとする。

㊳ 消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除

県は、必要と認めた場合には、法に基づく消毒並びにねずみ族及び昆虫等の駆除について、当該職員に指示を行う。

3 保健衛生

(1) 実施担当

市（保健衛生部救護班）は、県と連携して、以下により被災者の健康管理を行うものとする。

(2) 良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(4) 保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行うものとする。

4 し尿の処理

(1) 実施担当

市（保健衛生部環境保全班）は、関係機関と連携して被災地域におけるし尿の収集・処理を実施する。ただし、被害が甚大のため実施が困難な場合は、近隣市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

(2) し尿の収集及び処理方法

① 収集方法

し尿の収集は、被害の規模に応じ許可業者等に指示し、集中汲み取りを実施する。し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

② 処理方法

し尿の処理は、原則として中部衛生施設組合の処理施設において処理することとするが、当施設が被災し、稼働が困難な状況となった場合は、県及び他施設の管理者と連携し処理する。

(3) 仮設便所等のし尿処理

市（保健衛生部環境保全班）は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了するものとする。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿収集・処理を適切に行う。

(4) 清掃用薬剤の調達

市は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

5 犬等及び危険動物の保護・収容

(1) 実施責任者

① 犬及び負傷動物対策

市（保健衛生部環境保全班）及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

② 危険動物対策

県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。

(2) 収容及び管理

① 犬及び負傷動物対策

市は、県と連携し、民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

第1章 災害応急対策計画

② 危険動物対策

県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。

所有者不明の場合には、市、警察、民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

市及び県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

① 県は、所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

② 県は、危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

6 ペットへの対応

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) 動物救済本部の設置

① 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

② 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

(2) 避難所での取扱い

市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第22節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋火葬計画

災害により行方不明になった者の搜索、遺体の収容及び埋葬については、市、警察機関、県その他の防災機関が、相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行うものとする。

1 実施担当

行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めたときは、市（保健衛生部遺体安置所班、避難支援部安否情報班、救命救助部消防班、その他関係する班）が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合でも、市長が必要と認めたときは、市が実施する。

なお、遺体の取扱いに当たっては、遺族の感情へ十分に配慮するものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・行方不明者の搜索	救命救助部消防班等	県警察、自衛隊 中城海上保安部等
・行方不明者リストの作成	避難支援部安否情報班	県警察、自治会等
・遺体安置所の設置運営 ・遺体の収容及び埋火葬等	保健衛生部遺体安置所班	県警察、葬祭業者等
・遺体の身元確認及び検視	県警察	県医師会、県歯科医師会等
・身元不明遺体の取扱	保健衛生部遺体安置所班	
・埋火葬許可書証等の発行	避難支援部安否情報班	

2 行方不明者の搜索

実施事項	実施内容
搜索班の編成	市は、行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、救命救助部消防班及び関係機関からの協力を得て搜索班を編成する。
行方不明者のリスト作成	避難支援部安否情報班は本庁や避難所などに行方不明者相談所を開設し、届出を受けた行方不明者について行方不明者届出書（資料編参照）を作成する。 その際、避難者名簿等と照会し、なお不明な者については、行方不明者届出書の写しを搜索班へ送付するものとする。
搜索の方法	搜索に当たっては、災害の規模や状況を勘案し、搜索場所や持ち場などについて、関係機関と事前に打ち合わせを行うものとする。

3 遺体の取扱い

実施事項	実施内容															
遺体の収容・安置	<p>㉞ 市は、遺体を収容、一時安置するための施設等を予め選定しておき、必要に応じ、遺体収容施設を設置する。</p> <p>㉟ 発見された遺体は、市が所轄警察署等と協議して適切な収容施設に搬送する。</p> <p>㊱ 身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬が出来ない場合等においては、市が遺体を一時安置所に収容し、埋葬の処理をとるまで保管管理を行う。</p>															
遺体の調査、身元確認	<p>㉞ 発見された遺体については、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等の関係法令に基づき、警察官又は海上保安官が遺体の調査等を行う。</p> <p>㉟ 遺体の調査、身元確認等を、医師及び歯科医師等の協力を得て行う。</p> <p>㊱ 警察官又は海上保安官は、身元が明らかになった遺体を遺族に引き渡す。また、受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して、死亡地を管轄する市町村へ引き渡す。</p>															
遺体の安置	<p>(1) 遺体安置所の開設及び運営</p> <p>遺体安置所班は、全体統括班と協議の上、市内の公共施設に遺体安置所を設置し、運営については、県警察等と連携するものとする。安置所を開設した場合は、広く周知を図り、身元の確認及び遺体の引受人の発見に努める。</p> <p>なお、遺体安置所として想定している施設は、以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="499 1218 1430 1464"> <thead> <tr> <th>地域別</th> <th>施設の名称</th> <th>所在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>具志川地域</td> <td>具志川総合体育館</td> <td>大田 427</td> </tr> <tr> <td>石川地域</td> <td>伊波中学校体育館</td> <td>石川東恩納 993</td> </tr> <tr> <td>与勝地域</td> <td>勝連地区公民館（シビックセンター）</td> <td>勝連平安名 3047</td> </tr> <tr> <td>島しょ地域</td> <td>状況に応じて各公共施設等に設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※伊波中学校体育館は、災害発生直後（1～2日程度）は指定避難所としていることから、遺体安置所を開設する必要がある場合には、十分な調整を行うことに留意する。</p> <p>※遺体安置所は、震災で亡くなられた遺体を一時保管し、遺体情報を検視等により確定させ、遺族のもとに引き渡すための機能を有するもの。</p> <p>(2) 納棺、仮葬祭用品等の確保</p> <p>遺体安置所班は、葬祭業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保するとともに、納棺作業の指導のための要員を確保する。</p> <p>(3) 洗浄水の確保</p> <p>遺体安置所班は、遺体の洗浄等で多量の水を使用するため、施設管理部水道対策班と協議し洗浄水の供給体制を確保する。</p>	地域別	施設の名称	所在	具志川地域	具志川総合体育館	大田 427	石川地域	伊波中学校体育館	石川東恩納 993	与勝地域	勝連地区公民館（シビックセンター）	勝連平安名 3047	島しょ地域	状況に応じて各公共施設等に設置	
地域別	施設の名称	所在														
具志川地域	具志川総合体育館	大田 427														
石川地域	伊波中学校体育館	石川東恩納 993														
与勝地域	勝連地区公民館（シビックセンター）	勝連平安名 3047														
島しょ地域	状況に応じて各公共施設等に設置															

実施事項	実施内容
	<p>(4) 検案及び遺体の洗浄等の処置 県警察は、死因について医学的検査を行うとともに、遺体の識別や人道的見地から必要に応じて洗浄や縫合、消毒等を行う。</p> <p>(5) 遺体台帳等の作成 遺体安置所班は、遺体安置所に安置されている遺体について、県警察と連携の上、遺体台帳（資料編参照）を作成するとともに、棺などに氏名等を添付する。</p> <p>(6) 遺体の引渡し方法 遺族その他より遺体の引き取りの申し出があったときは、市と県警察は相互に協力し、遺体台帳を整理の上、引き渡すものとする。</p>

4 身元不明遺体の取扱い

身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取扱い、市（保健衛生部遺体安置所班）は、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、顔の特徴、所持品、着衣、その他身体的特徴などを記録し、遺留品を保管する。また、身元不明遺体台帳（資料編参照）を作成する。

5 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬許可書証等の発行

埋火葬許可書証等の発行手続きについて、通常の実施手順に加え、国からの特例措置等があった場合には、その旨対応するものとする。

(2) 遺体の埋火葬

災害時の混乱で遺族等が引き取ることができない遺体については、市内火葬場等の稼働状況を確認し、火葬を実施する。

また、国から埋火葬に関する特例措置等があった場合には、その旨対応するものとする。

埋火葬を実施する場合には、遺体埋火葬台帳（資料編参照）を作成し、記録しておくものとする。

(3) 身元不明遺体の埋火葬

身元が確認できない遺体については、行旅死亡人として取扱い、通常の実施手順に加え、国からの特例措置等があった場合には、その旨対応するものとする。

また、埋火葬を実施する場合には、身元不明遺体埋火葬台帳（資料編参照）を作成し、記録しておくものとする。

6 広域火葬

市で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。

県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

第23節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

1 実施担当

災害時における障害物（建物等の損壊によって生じるコンクリートがらや材木、金属くずをはじめ、津波堆積物などの土砂等とし、通常時の家庭系ごみ及び事業系ごみを除く。）の除去は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととすることができる。また、災害救助法が適用されない場合でも、市長が必要と認めるときは、市が実施する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	施設管理部道路対策班	自衛隊、市建設業者会等
・倒壊建物の解体処理	施設管理部道路対策班	市建設業者会等
・道路の障害物除去	施設管理部道路対策班	国、県、自衛隊等
・河川・港湾の障害物除去	施設管理部道路対策班 産業復興部農水産業復興班	河川管理者、港湾管理者、中城海上保安部
・災害廃棄物処理計画の策定	保健衛生部環境保全班	国、県

2 障害物の除去

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市（施設管理部道路対策班）は、住居又はその周辺に運ばれた障害物などで、日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を災害救助法に基づき実施する。

① 対象者

- ㊦ 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- ㊧ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- ㊨ 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

② 除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の撤去に限る。

障害物については、保健衛生部環境保全班と協議し、災害廃棄物の仮置場等に搬入する。

(2) 倒壊住宅

倒壊住宅等の解体処理は、基本的にはその住宅等の所有者又は管理者が行うこととするが、国からの特例措置などがあつた場合には、市（施設管理部道路対策班）は、その旨対応するものとする。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を撤去する。特に交通路の確保のため、緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾関係障害物

河川管理者及び港湾管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

中城海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

3 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物処理体制の確保

市(保健衛生部環境保全班)は、災害発生時に排出される多量の廃棄物を速やかに処理するため、国が策定した「災害廃棄物対策指針(平成26年3月)」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画(平成29年3月)」及び市が策定した「うるま市一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月)」の「第3編 災害廃棄物処理基本計画」に基づき処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が市のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市町村及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市町村を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去に当たっては、有害物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省及びその他関係機関と連携して行う。

第24節 住宅応急対策計画

1 実施担当

市は、県などの関係機関と連携し、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災市民の住居の確保を図るものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・ 応急仮設住宅の建設、 入居者の選定、 賃貸住宅の借り上げ、 住宅の応急修理、 公営住宅の活用	避難支援部仮設住宅班	県等

2 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用された場合は、県が実施する。

また、災害救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めるときは、市（避難支援部仮設住宅班）が実施する。

(2) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。（住家被害の確認は、市民支援部住宅被害調査班が実施する「罹災証明書」により行う。）

(3) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は、県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は、県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4) 設置場所

設置場所は、原則として県又は市有地とし、やむを得ない場合に限り、国有地を借用して設置するものとする。

(5) 規模及び費用

応急仮設住宅の規模及び費用については、災害救助法等のとおりとする。

(6) 要配慮者に配慮した仮設住宅

市及び県は、高齢者等の要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等の事業等に利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(7) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先する。

(8) 賃貸住宅借り上げによる収容

市及び県は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(9) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じた適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。

3 住宅の応急修理

(1) 実施者

住宅の応急修理は、災害救助法が適用された場合は、県（権限を委任した場合は市）が実施する。

災害救助法が適用されない場合で、市長が修理の必要を認めるときは、市（避難支援部仮設住宅班）が実施する。

(2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのまま当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住家の応急修理をすることができない者とする。（住家被害の確認は、市民支援部住宅被害調査班が実施する「罹災証明書」により行う。）

(3) 修理の方法

① 住宅の応急修理は、県（権限を委任した場合は市）が直接又は建築事業者等に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は、県において必要資材の調達を行うものとする。

② 応急修理は、居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分を対象とする。

(4) 費用

住宅の応急修理の費用については、災害救助法等のとおりとする。

4 公営住宅の活用

市（避難支援部仮設住宅班）は、市営住宅の指定管理者と連携を図り、空室状況の把握に努め、応急仮設住宅として活用するものとする。

また、県営住宅の活用についても、県に要請するものとする。

5 住家の被災調査

市は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊又は準半壊に至らない（一部損壊）の区分で判定を行う。

第25節 二次災害の防止計画

1 実施担当

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市が実施する。実施に当たっては、県に対し、判定士の派遣及び技術的な支援を必要に応じて要請する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・被災建築物の応急危険度判定	市民支援部住宅被害調査班	県、建築関係団体等
・被災宅地の危険度判定	市民支援部住宅被害調査班	県

2 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震等により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

(1) 事前準備

① 市民支援部住宅被害調査班は、次のとおり被害建物の応急危険度判定士の有資格者を確保する。

- ㊦ 県、近隣市町村へ派遣を要請する。
- ㊧ 市内建築関係団体へ派遣を要請する。
- ㊨ ボランティア募集のための広報等を行う。

② 作業体制

- ㊦ 受入れ判定士の名簿作成
- ㊧ 判定基準の資料準備
- ㊨ 判定統一のための打ち合わせ等
- ㊩ 移動方法、担当区域の配分
- ㊪ 判定を標示する用紙等の準備
- ㊫ その他必要な事項

(2) 判定実施方法

① 判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復興技術指針」((財)日本建築防災協会)に従って判定する。

② 判定は目視にて行うものとする。

③ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、3色のステッカー(赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」)により各建築物に表示するものとする。

なお、判定の内容は次のとおりとする。

判定別	内容
危険	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	建築物の損傷が少ない場合。

第1章 災害応急対策計画

(3) 建物の解体、撤去

市は、被災した建物について応急危険度を判定し、「危険」と判断された建築物を優先して市民に解体、撤去の措置を促す。また、自力で撤去できないものについては市長が必要と認めた場合において実施する。

3 被災宅地の危険度判定

市は、地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

事前準備や判定実施方法については、被災建築物の応急危険度判定に準ずるものとし、被害状況により被害の拡大が予想される場合には、応急対策や避難指示等の必要な措置をとるものとする。

4 降雨等による水害・土砂災害の防止

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に留意する。沖縄県内で震度5強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市は、災害の発生に備え、関係機関等と連携し、避難対策を実施する。

5 高潮、波浪等の対策

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市と連携した警戒避難体制等の応急対策を実施する。

市は、災害の発生に備え、関係機関等と連携し、避難対策を実施する。

第26節 学校活動と教育対策及び保育計画

1 実施担当

災害時の教育に関する応急対策の実施担当は、以下のとおりとする。

(1) 市の役割

- ① 市立小中学校その他の文教施設の災害復旧は、市（各施設の所管部署）が行う。
- ② 市立小中学校の児童生徒に対する応急教育は、市教育委員会が行う。なお、災害救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め、適切な措置を実施するものとする。
- ③ 災害救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市が行う。

(2) 県の役割

- ① 県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行うものとする。
- ② 県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行う。

(3) 各学校の役割

災害発生時における児童生徒等の安全確保は、学校長をはじめとする学校教職員で行う。

(4) 私立学校

私立学校等の文教施設の災害応急・復旧、児童生徒の安全確保及び応急教育は、学校設置者が行うものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・児童生徒の安全確保	市民支援部教育支援班	各学校長、市教育委員会
・教科書、教材及び学用品の支給	市民支援部教育支援班	県教育委員会
・罹災児童・生徒の保健管理	市民支援部教育支援班 保健衛生部救護班	県
・文化財の保護	産業復興部観光業復興班	県教育委員会等
・園児等の安全確保	市民支援部教育支援班	各保育園の責任者
・保育の早期再開	市民支援部教育支援班	

2 児童生徒の安全確保

(1) 在校時の対応

- ① 学校長は、強い揺れ（震度4以上）が発生した場合、直ちに児童生徒の安全確認、被災状況の確認を行うとともに、特に、低地に位置する学校については、津波の有無などに関する情報を収集するものとする。
- ② 学校長は、地震発生とともに、災害状況に応じた学校の避難等の計画に基づいた適切な措置を講ずるものとする。

第1章 災害応急対策計画

特に学校施設外に避難する場合は、地域住民等に協力を求めて避難移動中の安全を確保するものとする。

- ③ 児童生徒の安全確保ののち、学校長は、児童生徒の預かりや引き渡しについては、以下のとおりとする。ただし、あらかじめ、各保護者や地域等と生徒児童等を安全に下校させる取り決めが交わされている場合は、この限りではない。

地震災害のみの場合		学校周辺の被害状況から、児童生徒のみで下校させることが危険であると認められる場合、保護者が学校に引き取りにくるまで学校で預かることとする。
津波の影響がある場合	⑦ 津波の影響を受ける低地帯等に位置する学校	避難した先などで、児童生徒を待機させ、保護者が引き取りに来るまで預かることとする。 津波・大津波の警報が解除された場合でも、避難先周辺や避難元である学校周辺の被害状況から児童生徒のみで下校させることが危険であると認められる場合、保護者が引き取りにくるまで学校で預かることとする。
	⑧ 津波の影響を受けない高台に位置する学校	津波・大津波の警報が発表されている場合は、警報の解除まで学校内で待機させる。 また、津波・大津波の警報が解除された場合でも、学校周辺の被害状況から、児童生徒のみで下校させることが危険であると認められる場合、保護者が学校に引き取りにくるまで学校で預かることとする。

(2) 在宅時の対応

- ① 学校長は、動員した教職員に、児童生徒の安全を確認させるとともに、それぞれの被災状況の把握を行う。
- ② 夜間・休日など学校に教職員等がいない時間帯に発災した場合、子どもは親の管理下にあるため、児童生徒の安否確認は、電話連絡や家庭訪問、避難所等から情報を得るなどの形で行うこととする。

3 応急教育対策

災害時における応急教育は、おおむね以下の要領によるものとする。

(1) 小中学校

- ① 学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

- ② 校舎の一部が使用できない場合は、特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。
- ③ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。
- ④ 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害を免れた公民

館等の公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設等がないときは、応急仮校舎の建設に努めることとする。

- ㊦ 市教育委員会は、応急教育に当たって、市内に適切な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供を要請するものとする。

県教育委員会は、上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

- ※ 大規模災害の場合、学校施設（体育館及び校舎等）や公民館等の公共施設は、地域住民の避難所として開設されていることが予想されることから、応急教育の実施について、関係部局は十分調整すること。（学校避難所の統廃合や他公共施設の優先利用など）

② 教育職員の確保

市教育委員会は、県教育委員会及び県教育事務所と密接な連携を図り、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努めるものとする。

③ 教科書、教材及び学用品の支給方法

㊧ 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

市は、被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書、教材の状況を県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、市からの報告に基づき、必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

㊨ 支給

㊰ 災害救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

㊱ 災害救助法適用世帯以外の児童生徒

市又は本人の負担とする。

④ 被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、市教育長が別に定める。

4 学校給食対策

市教育委員会は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び保健所と協議の上、実施するものとする。

5 社会教育施設等の対策

社会教育施設は、市の災害応急対策のために利用される施設が多々あることから、各施設の管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設・設備等の応急修理等を速やかに実施するよう努めるものとする。

6 罹災児童・生徒の保健管理

市及び県は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

7 文化財の保護

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市指定の文化財は、うるま市教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告し、国指定の文化財については、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告するものとする。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

8 災害時の保育活動

(1) 園児等の安全確保

公立、認可・認可外の各保育園の責任者は、強い地震（震度4以上とする）が発生した場合、直ちに園児等の安全確認、被災状況の確認を行うとともに、災害状況に応じた園の避難等の計画に基づいた適切な措置を講ずるものとする。

特に、低地に位置する保育園については、津波の有無などに関する情報を収集するとともに、施設外に避難する場合は、地域住民等に協力を求めて避難移動中の安全を確保するものとする。

(2) 保護者への引き渡し

園児等の引き渡しについては、避難した先など安全が確保されている場所において行うものとする。そのため、保護者には事前に災害時における避難場所について周知を図っておくこととする。

(3) 在宅時における園児の安否確認

夜間・休日などの時間帯に発災した場合、子どもは親の管理下にあるため、園児の安否確認は、電話連絡や家庭訪問、避難所等から情報を得るなどの形で行うこととする。

(4) 保育の早期再開

市（市民支援部教育支援班）は、発災後の保育の早期再開のため、公立、認可・認可外の各保育園の被害状況や保育士の確保状況などの把握に努め、代替施設での臨時保育など、必要な支援の実施に努めるものとする。

第27節 危険物等災害応急対策計画

1 石油類

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合は、施設の責任者は以下の応急措置を行うとともに、市消防等関係機関に通報するものとする。

- ① 危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。
- ② タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。
- ③ 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市の役割

市（救命救助部）は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

(3) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(4) 海上保安部の措置

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

(5) 特別防災区域に係る事項

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により「沖縄県石油コンビナート等防災計画」に定めるところによる。

2 高圧ガス類

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、沖縄県高圧ガス保安協会、市消防等の関係機関に通報する。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外のものを退避させる。
- ③ 充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 市の役割

市（救命救助部）は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活

第1章 災害応急対策計画

動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、以下の保安措置を行う。

- ① 高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。
- ② 高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ③ 高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出及び避難措置、警戒区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。

(5) 海上保安部の役割

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

3 火薬類

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、市消防機関等の関係機関に通報するものとする。

- ① 火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。
- ② 時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。
- ③ 搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 市の役割

市（救命救助部）は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、次の保安措置を実施する。

- ① 火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。
- ② 火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ③ 火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 海上保安部の役割

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

4 毒物劇物

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏洩し、流出し、染み出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、保健所、市消防、警察等の関係機関に通報するものとする。

- ① タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。
- ② 従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市の役割

市（救命救助部）は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、市消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

(4) 県警察の役割

県警察は、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 海上保安部の役割

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、市消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

第28節 在港船舶対策計画

1 実施担当

第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、沖縄総合事務局、県警察本部、市及び各漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

2 船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
- (2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

3 津波避難

津波に対する船舶等の避難は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」によるものとする。

第29節 労務供給計画と応急公用負担

1 実施担当

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。ただし、実施機関において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行うものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・賃金職員等の雇上げ	統括情報部庶務班 賃金職員等を必要とする班	
・応急公用負担	応急公用負担の権限行使を必要とする班	県警察、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）、自衛隊、水防管理者等
・公的負担により生じた損失に対する補償	応急公用負担の権限を行使した班	県

2 労務者の供給方法

労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間、所要人員及び集合場所を明示して公共職業安定所長に要請するものとする。

3 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

災害救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は、次のとおりである。

- ① 被災者の避難誘導賃金職員等
災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。
- ② 医療及び助産における移送賃金職員等
 - ㊦ 医療救護班では対応できない重症患者又は医療救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。
 - ㊧ 医療救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う賃金職員等を必要とするとき。
 - ㊨ 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。
- ③ 被災者の救出賃金職員等
被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

第1章 災害応急対策計画

④ 飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員等、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員等及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

⑤ 救援用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

次の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

- | |
|-------------------|
| ㊦ 被服、寝具、その他の生活必需品 |
| ㊧ 学用品 |
| ㊨ 炊出し用の食料品、調味料、燃料 |
| ㊩ 医薬品、衛生材料 |

⑥ 死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

⑦ 死体の処理（埋葬を除く）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

① 前記(1)の各号のほか、埋葬、炊出し、その他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、市は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。

- | |
|------------------------|
| ㊦ 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目 |
| ㊧ 賃金職員等の所要人員 |
| ㊨ 雇上げを要する期間 |
| ㊩ 賃金職員等雇上げの理由 |

② 県は、市から要請を受け、その必要を認めるときは、厚生労働大臣にその旨申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

① 費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他の規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

② 雇上げの期間

労務者雇上げの期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、災害救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4 応急公用負担

(1) 人的公用負担

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令・協力命令を発することができる。

【従事命令等の種類と執行者】

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急措置 (応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第65条第3項	自衛官（市長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助措置 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第7条第1項	知事
	協力命令	災害救助法第8条	
災害応急措置 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事 市長（委任を受けた場合）
	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	
消防措置	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防措置	従事命令	水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防長

【命令対象者】

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	① 医師、歯科医師又は薬剤師 ② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③ 土木技術者又は建築技術者 ④ 土木、左官、とび職 ⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者 ⑥ 地方鉄道業者及びその従業者 ⑦ 軌道経営者及びその従業者 ⑧ 自動車運送業者及びその従事者 ⑨ 船舶運送業者及びその従事者 ⑩ 港湾運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者

第1章 災害応急対策計画

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市域内の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団長の従事命令（消防作業）	火災現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者、又は水防の現場にある者

(2) 物的公用負担

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、市は、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用するなどにより、必要な措置を図るものとする。

① 公用負担の権限

市長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- ㊦ 市域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、樹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（災害対策基本法第64条第1項）
- ㊧ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。（災害対策基本法第64条第2項）

② 公用負担命令の手続き

災害対策基本法第64条に基づく公用負担の権限を行使する場合は、市民等の財産に重大な制限を加えるものであることから、災害防止の目的達成に必要な最小限度において行使するよう留意するものとする。

また、この職権を行使する場合、災害対策基本法施行令第24条の規定に基づき、土地建物等の占有者等に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、処分に係る期間又は期日等を速やかに通知するよう努めるものとする。物的公用負担通知書は、資料編を参照する。

(3) 知事の委任を受けて実施する公用負担

災害対策基本法第71条第2項に基づき、知事から委任を受けて実施する公用負担については、同法第81条の規定により、公用令書（資料編参照）を交付して実施するものとする。

災害対策基本法第71条第1項による知事の従事命令等は、本節の4応急公用負担（1）人的公用負担に定めるもののほか、以下のとおりである。

対 象	公用負担の種類
物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者	保管命令 収 用
病院、診療所、旅館等の施設	管 理
土地、家屋若しくは物資	使 用

5 公用負担により生じた損失に対する補償

(1) 損失に対する補償（災害対策基本法第82条第1項）

市又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して、補償を行うものとする。

(2) 実費の弁償（災害対策基本法第82条第2項又は災害救助法第24条）

県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、災害対策基本法施行令第35条の規定に基づく基準に従って、その実費を弁償するものとする。（知事から委任を受けて市長が命令を行った場合の弁償は、知事が行う。）

また、災害救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第11条の規定に基づき、別に定めるところにより実費を弁償するものとする。

(3) 傷害等に対する補償

① 市の役割（災害対策基本法第84条第1項）

市は、従事命令（警察官又は海上保安官が災害対策基本法の規定により、市長の職権を行った場合も含む）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い、条例で定めるところにより、その者及びその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

② 県の役割（災害対策基本法第84条第2項）

県は、従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し又は協力した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、その者及びその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

第30節 民間団体への協力要請

1 実施担当

市は、地域社会の災害応急対策の円滑かつ迅速な処理を行うため、災害の規模や状況に応じ、民間団体へ協力を要請する。

また、市内で協力等が得られない場合は、県又は近隣市町村に協力を求めるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・民間団体への協力要請	統括情報部全体統括班 各団体等に関する班	各自治会、赤十字奉仕団、青年団体、女性団体、民間事業所、その他各種団体

2 協力要請対象団体

協力を要請する民間等の団体組織は、以下を想定する。

- (1) 各自治会（各自主防災組織）
- (2) 赤十字奉仕団
- (3) 青年団体並びに女性団体
- (4) 民間事業所
- (5) その他各種団体

3 協力の要請内容

(1) 要請の方法

協力を要する作業に適する団体の長に対し、次の事項を明示して協力要請を行うものとする。

- ① 協力を必要とする理由
- ② 作業の内容
- ③ 期間
- ④ 従事場所
- ⑤ 所要人数
- ⑥ その他必要な事項

(2) 協力を要請する作業内容

- ① 災害現場における応急措置と被災者救出の応援
- ② 救護所の設置に必要な準備、救護所運営の応援
- ③ 避難所の運営への応援
- ④ 炊き出し、給水の応援
- ⑤ その他危険の伴わない災害応急処置の応援

第31節 ボランティア受入計画

1 実施担当

市は、市社会福祉協議会等と連携協力し、災害時におけるボランティアやNPO等による支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備する。

活動区分	関係する班	連携協力先
・災害ボランティアの受入れ ・災害ボランティアの活動支援	物資支援部ボランティア班	市社会福祉協議会、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社、その他関係機関
・災害ボランティアに対する支援物資の募集	物資支援部ボランティア班	市社会福祉協議会、報道機関

2 災害ボランティアの受入れ

市は、市社会福祉協議会と連携協力して、市災害ボランティアセンター（仮称）を公設民営方式で設置し、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社、その他関係機関との連携を図りながら、ボランティア活動が円滑に実施できるように受入れ体制を整備するものとする。

受入れに際しては、ボランティアの登録（資料編様式）を行い、高齢者介護や外国語能力等、ボランティアの技能支援が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点の提供等の支援に努めるものとする。

市災害ボランティアセンター（仮称）では、災害ボランティアの受入れのほか、被災者支援ニーズの総合的な把握やボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートを行う。

3 災害ボランティア活動支援の考え方

ボランティアやNPO等の自主性、自発性を尊重するとともに、行政が行う公平・中立性を中心とした救援活動とボランティア等が行う個別・多様性を中心とした救援活動の相違について理解を深め、お互いが連携協力して被災者への効果的な救援にあたるものとする。

4 災害ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

〈ボランティア活動内容〉

種別	活動内容
専門 ボランティア	(1) 医療救護（医師、看護師、助産師等） (2) 無線による情報の収集、伝達（アマチュア無線通信技術者） (3) 外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者） (4) 住宅の応急危険度判定（建築士等） (5) その他、災害救助活動において専門技能を要する業務
一般 ボランティア	(1) 炊き出し (2) 清掃 (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 (4) 被災地外からの応援者に対する地理案内 (5) 軽易な事務補助

第1章 災害応急対策計画

種 別	活 動 内 容
	(6) 危険を伴わない軽易な作業 (7) 避難所における各種支援活動 (8) その他、災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務 (9) 災害ボランティアセンターの運営に関する支援 (10) その他必要なボランティア活動

5 災害ボランティアの活動支援

市及び市社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

① 市災害ボランティアセンター（仮称）事務局

㊦ 設置場所 その他の公共施設から選定する。 ※想定施設としては、生涯学習・文化振興センターゆらてく
㊧ 役割 <ul style="list-style-type: none"> ㊱ ボランティアの活動方針の検討 ㊲ ボランティアの受付、登録 ㊳ ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル等） ㊴ 全体の活動状況の把握 ㊵ ボランティアニーズの全体的把握とコーディネーション ㊶ 避難所等のボランティア活動の統括 ㊷ 各組織間の調整（特に行政との連絡調整） ㊸ ボランティア活動支援金の募集、分配 ㊹ 被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援 ㊺ ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

② 地区活動拠点

㊦ 設置場所 必要に応じて、市庁舎や地区公民館又はその他の公共施設から適当な場所に設置する。
㊧ 役割 地区の活動拠点として必要な活動を実施する。

(2) 設備機器の提供

市は、可能な限り、電話、FAX、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

市は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。

なお、情報を提供するに当たっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、市民に対する災害関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際し、金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

市は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報するなど、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減するよう努める。

第32節 公共土木施設応急対策計画

1 実施担当

災害時における道路及び港湾・漁港施設等、公共土木施設の応急対策は、次によるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・道路施設の防護	施設管理部道路対策班	国、県
・港湾・漁港施設の防護	施設管理部道路対策班 産業復興部農水産業復興班	国、県
・道路施設の応急措置	施設管理部道路対策班	国、県、市建設業者会
・港湾・漁港施設の応急措置	施設管理部道路対策班 産業復興部農水産業復興班	国、県、市建設業者会
・道路施設での応急工事	施設管理部道路対策班	国、県、市建設業者会
・港湾・漁港施設での応急工事	施設管理部道路対策班 産業復興部農水産業復興班	国、県、市建設業者会

2 施設の防護

(1) 道路施設

① 国道（指定区間）

国道（指定区間）の管理者である沖縄総合事務局は、管理する国道について、パトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

② 国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

㊦ 各土木事務所は、常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。

㊧ 所管する道路についてパトロール等により早急に被害状況を把握し、災害対策本部と共有を図り、道路災害の未然防止又は優先啓開ルートの適切な応急措置を行うものとする。

③ 市道

市道の管理者である市における措置は、以下のとおりとする。

㊦ 市は、管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を所管土木事務所長に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害の内容及び程度
- ・迂回道路の有無

㊧ 市は、自動車の運転者や地域の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に、直ちに市や市消防、警察に連絡するよう、常時指導・啓発に努める。

(2) 港湾・漁港施設

① 県の役割

- ㊦ 土木事務所等は、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるよう努めるものとする。
- ㊧ 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

② 市の役割

市は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を所管の土木事務所長等に報告するものとする。

- ・被害の発生した日時及び場所
- ・被害内容及び程度
- ・泊地内での沈没船舶の有無

3 応急措置

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は、直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は、災害が発生した場合は、全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4 応急工事

(1) 応急工事の体制

① 応急工事の体制

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、次の措置を講じておくものとする。

- ㊦ 応急工事の施工に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
- ㊧ 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達方法

② 応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体等に対し、応援を求めて応急工事の緊急実施を図るものとする。

第1章 災害応急対策計画

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により、災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

① 道路施設

㉞ 応急工事

被害の状況に応じて、おおむね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

- ㉠ 排土作業又は盛土作業
- ㉡ 仮舗装作業
- ㉢ 障害物の除去
- ㉣ 仮道、栈道、仮橋等の設備設置
- ㉤ 路面及び橋梁段差の修正

㉟ 応急工事の順位

被害が激甚の場合の応急工事の順位については、救助活動及び災害応急対策を実施するために必要な道路及び一次緊急輸送道路又は一次避難道路から重点的に実施するものとする。

② 港湾・漁港施設

㉞ 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を実施するものとする。

㉟ 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂等によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

㊱ けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第33節 ライフライン等施設応急対策計画

1 電力施設災害応急対策

災害時における電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

(1) 実施方針

電力施設に関する災害応急対策については、沖縄電力株式会社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

なお、同計画は電力施設の災害による停電の根絶を究極の目的とし、災害の未然防止と迅速復旧により、被害の減少のため諸対策について定めてあるものである。

(2) 関係機関との協力関係

市域の被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力株式会社は、県があらかじめリスト化する重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

2 液化石油ガス施設等災害応急対策

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、（一社）沖縄県高圧ガス保安協会、市消防、警察に連絡するとともに、応急措置を行うものとする。

3 上水道施設災害応急対策

水道事業者は、上水道施設の復旧に当たっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置、雑用水源等の活用など、速やかに緊急給水を実施する。

(1) 復旧の実施

① 取水・導水施設の復旧

浄水活動に大きな支障を及ぼす取水・導水施設の被害は、最優先で復旧を行う。

② 管路の復旧

管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき被害の程度や復旧の難易、被害箇所的重要度及び浄水場・給水所の運用状況等を考慮して、給水拡大のために最も有効な管路から順次復旧を行う。

第1章 災害応急対策計画

(2) 広域支援の要請

市は、災害の状況により必要な要請を県に行い、県は水道事業者による相互支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、水道事業者等は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認等を行うものとする。

(3) 災害広報

応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期について、広報に努めるものとする。

4 下水道施設応急対策

下水道施設に被害が発生した場合においては、主要施設から順次復旧を図るものとする。復旧順序については、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧を優先し、その後枝線管渠、取付管等の復旧を行うものとする。

(1) 処理場・ポンプ場の復旧

処理場・ポンプ場において停電が発生した場合は、各所で保有する非常用発電機等により排水機能を確保し、電力の復旧とともに、速やかに主要施設の機能回復を図るものとする。

(2) 管渠施設の復旧

管渠施設に破損及び流下機能の低下等の被害が発生した場合は、既設マンホールを利用したバイパス管の設置や代替管を利用して復旧に努めるものとする。

5 電気通信施設被害応急対策

電気通信関係機関は、災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画等に基づき適切な措置を講じるものとする。

また、電気通信施設等の復旧に当たっては、市災害対策本部と密接に連携し、復旧の見通しや状況を市民に広報するよう努めることとする。

第34節 交通機関応急対策計画

1 バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、直ちに高台などの安全な場所に旅客を誘導する。

2 フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、地震が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

また、航行中の船舶については、安全な海域へ避難する。

第35節 農林水産物応急対策計画

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・農林水産物対策	産業復興部農水産業復興班	県、農業協同組合、漁業協同組合等
・農産物応急対策	産業復興部農水産業復興班	県、沖縄県農業協同組合、県病虫害防除協議会
・家畜応急対策	産業復興部農水産業復興班	県、獣医師会、農業協同組合
・水産物応急対策	産業復興部農水産業復興班	県、水産試験研究機関、漁業協同組合

2 農林水産物対策

市は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに対策を樹立し、県及び農協、漁協等と連携し、関係者に事後対策について助言・指導を行うものとする。

3 農産物応急対策

(1) 種苗対策

- ① 災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、市は関係の農業協同組合に必要な種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。
- ② 市の要請を受けた農業協同組合は、直ちに要請をとりまとめ、管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して、必要量を確保するものとする。
- ③ 県は、連合会等から種苗の斡旋依頼の要請があった場合は、国並びに中央取扱機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

(2) 病虫害防除対策

災害により、病虫害が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合は、県は県病虫害防除協議会に諮り、病虫害緊急防除対策を樹立し、市に対して具体的な防除を指示するものとする。

4 家畜応急対策

(1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について、必要があるときは、市は事業者等と事前に調整を図っておくものとする。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、災害地域の農場に対して、県は市等の協力を得て、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導するものとする。

県は、獣医師の確保が必要な場合は、獣医師会に協力を要請するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして、市に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき、埋葬又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により、飼料確保が困難となったときは、市は農業協同組合等を通じ必要量の調査把握を行い、必要数量の確保について、県に要請するものとする。

5 水産物応急対策

(1) 水産養殖用の種苗及び飼料等の確保

災害により、水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するための斡旋の措置を県に要請するものとする。

(2) 魚病等の防除指導

災害により、水産養殖物に、魚病発生のおそれがある場合、又は発生まん延防止のため必要があるときは、その措置について県に要請するとともに、水産試験研究機関の指導を受け、対策を講じるものとする。

第36節 島しょ地域の支援体制

1 実施担当

市は、地震・津波により島しょ地域に甚大な被害が発生、又は発生が予測される場合は、防災関係機関と連携し、本島側からの空輸等を中心とした総合的な支援体制をとるものとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・初期情報の収集	統括情報部全体統括班	自治会、県警察、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
・進出拠点の設置	統括情報部全体統括班	
・輸送手段の確保	統括情報部全体統括班	県、自衛隊、第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）

2 初期情報の収集

市は、島しょ地域の災害応急対策等のため、必要に応じて以下により被害状況を収集する。

(1) 自治会等からの情報収集

市が各島に配備する衛星携帯電話により、各自治会等から被災状況を聞き取る。

(2) 市職員等の派遣

自治会等と連絡が取れない場合や被害状況に応じて、職員を派遣し、被災状況を調査に努める。

(3) 上空からの情報収集の要請

必要に応じて、航空機による被害状況調査を県警察や中城海上保安部、又は県を通じて自衛隊に要請し、情報を収集する。

3 進出拠点の設置

市は、島しょ地域の支援のための拠点施設を必要に応じて設置する。設置場所については、支援の内容や規模等に応じて市内の公共施設から選定する。

4 輸送手段の確保

市は、島しょ地域への職員、物資等の輸送のため、必要に応じて、自衛隊、第十一管区海上保安本部等に航空機による輸送の要請について、県を通じて行うものとする。

また、港湾、漁港の復旧による海上輸送に備え、海上輸送機関及び漁業協同組合等に要請し、輸送船舶の確保に努めるものとする。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

1 災害復旧事業計画作成の基本方針

被災した公共施設の災害復旧に当たっては、被災施設の原形復旧とあわせて、再度の災害発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画するものとする。

この場合、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう、関係機関と調整を図るものとする。

2 災害復旧事業計画

道路や橋梁等の公共土木施設及び社会福祉施設などは、市民生活の根幹をなすものであり、極めて重要な機能を持っている。このため、災害復旧事業の対象として、次の復旧事業について計画する。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧計画

- ① 河川施設復旧事業計画
- ② 海岸 〃
- ③ 道路 〃
- ④ 砂防 〃
- ⑤ 地すべり防止施設復旧事業計画
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- ⑦ 下水道施設復旧事業計画
- ⑧ 港湾施設復旧事業計画
- ⑨ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- ⑩ 漁港施設復旧事業計画
- ⑪ 公園災害復旧事業計画

(2) 水道施設復旧事業計画

(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (4) 都市災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 公立学校施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画

第2章 災害復旧・復興計画

(1) その他災害復旧事業計画

3 市及び県における措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、市は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関や業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 被害認定調査と罹災証明

災害発生後に、個々の被災者がその被害の程度等に応じた適切な支援が迅速に受けられるよう、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、被災者から申請があった場合、市は、被害認定調査を実施し遅滞なく、罹災証明書を交付するものとする。

1 実施担当

被害認定調査及び罹災証明の発行に関する事務は、災害対策本部の設置されている場合は、統括情報部全体統括班、市民支援部住宅被害調査班が行い、災害対策本部が設置されていない場合は、防災担当部署で行うものとする。

また、火災及び家屋等の浸水被害は、救命救助部予防班が行うものとするが、家屋等の浸水被害については、防災担当部署と連携して行うものとする。

2 被害認定調査

(1) 事前準備

準備別	内容等
① 調査員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 各部各班への応援要請 ㊧ ボランティア建築士への要請 ㊨ 関係機関からの応援職員
② 調査備品等の準備	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 災害の被害認定基準（内閣府通知） ㊧ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府通知） ㊨ 住家被害認定調査票（内閣府） ㊩ 住宅地図及び筆記用具 ㊪ 調査員運搬車両
③ 航空写真の撮影等	<ul style="list-style-type: none"> ㊦ 必要に応じて準備・実施する

(2) 被災程度の判定

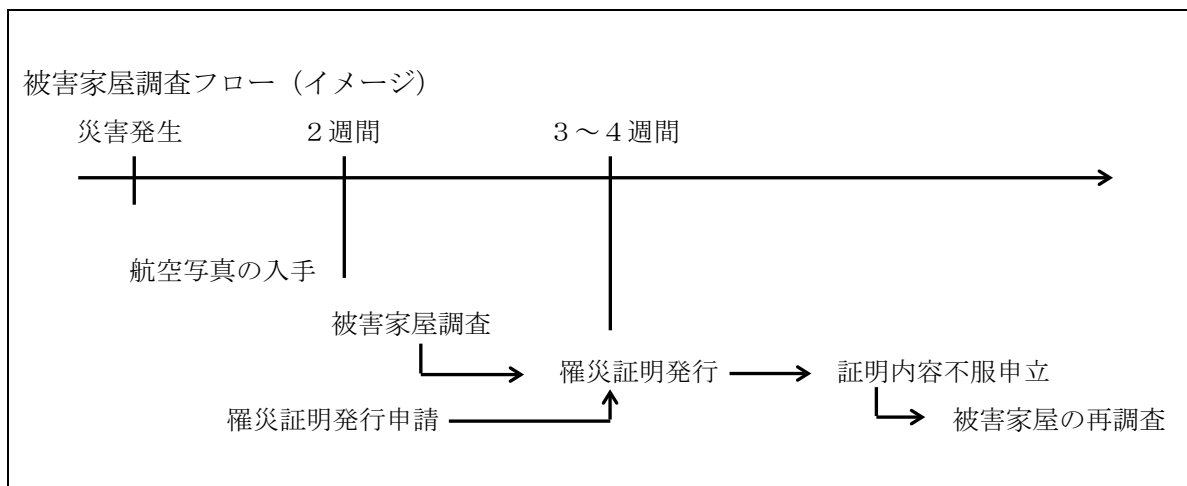
被災程度の判定は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月改定（内閣府防災担当）」に基づき、調査・判定を行う。

また、地盤に係る住家等の被災判定については、「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について（平成23年5月2日事務連絡 内閣府政策統括官（防災担当）」に基づき、調査・判定を行う。

なお、災害発生時においては、内閣府より運用指針の改定や暫定的な運用等が発出される場合があることから、情報収集に努め、調整を図り、調査・判定を行うものとする。

(3) 不服申し出による被災程度の再調査

被災程度の再調査に当たっては、申し出者の不服内容を精査した上で、できる限り、申し出者の立会のもと、調査・判定を実施するものとする。



3 罹災証明

(1) 罹災証明事項

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害によって被害を受けた住家及び非住家について、全壊（全焼）、大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼）、準半壊、一部損壊、床上浸水の証明を行う。

また、農林水産関係に係る罹災証明については、被害調査を所管する部署が調査判定し、証明書（資料編参照）を発行するものとする。

(2) 罹災証明書の発行体制

① 申請受付・発行窓口

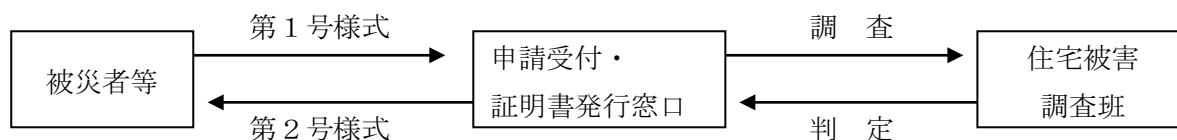
窓口の設置場所については、被害の状況を勘案し、市の施設から選定する。

② 広報

市（市民支援部住宅被害調査班）は、防災行政無線やマスコミ等を通じて、罹災証明書の申請場所や申請開始時期等の広報を行い、円滑な証明書発行事務に努める。

③ 証明書の発行等

証明書の発行に当たっては、以下によるものとし、証明手数料は徴しないものとする。



④ 証明結果に関する相談・再調査の受付

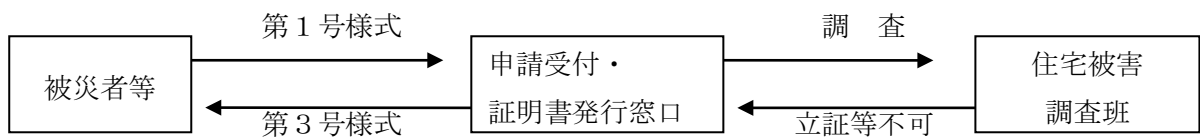
証明結果に不服があった申し出者の相談を受付けるとともに、不服内容を精査し、再調査の調整を行うものとする。

(3) 罹災届出証明について

罹災届出証明書（資料編参照）は、次の場合に発行する。

- ① 災害により、住家及び非住家以外に被害が生じたものについて申請がなされた場合（火災を除く）（例：自動車やガレージ、倉庫、室外機などの設備等）
- ② 住家及び非住家において、災害による被害との関係を立証できないものについて申請がなされた場合

- ※ 住家及び非住家以外の申請があった場合、被害物件の写真を申請書に添付する。
- ※ 罹災届出証明書とは、物件等が災害により被害を受けたことによる証明ではなく、被害の届出があったことを証明するものであることから、申請者にはその説明を十分行い、誤解を招かないよう留意するものとする。



- ※住家及び非住家以外の申請については、調査することなく罹災届出証明書を発行する。

第3節 被災者生活への支援計画

市は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

1 被災者台帳の作成

市は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を必要に応じ整備し、市の内部で共有・活用する。

(1) 被災者台帳の内容

被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事項
- ⑧ 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(2) 県、他市町村への情報要請

市は、被災者台帳の作成が必要であると認めるときは、県、他市町村に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 災害相談

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

(1) 相談内容

市民サポートセンター（仮称）における相談内容（例）は次のとおりである。

- | | |
|---|-------------------------|
| ① | 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について |
| ② | 倒壊家屋の解体・撤去 |
| ③ | 各種資格証の再発行等手続 |
| ④ | 罹災証明の発行手続 |
| ⑤ | 仮設住宅の入居 |
| ⑥ | 事業再開の融資 |
| ⑦ | 災害救護資金 |
| ⑧ | 被災に伴う税金の猶予、減免措置 |
| ⑨ | 借地・借家 |
| ⑩ | 医療、保健 |
| ⑪ | 労働相談 |
| ⑫ | その他必要な事項 |

(2) 設置場所

市民サポートセンター（仮称）は、市役所庁舎等に設置する。

3 住宅の復旧

(1) 災害住宅融資

① 災害復興住宅資金

市及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合、資金融資が早急に行われるよう市は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

② 個人住宅（特別貸付）建設資金

市は、災害による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、市は、被災者が借入れを希望し、罹災証明書の交付申請があったときは、被災者の住宅等の被害調査等を早急に行い、罹災証明書を交付するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

市及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯のため国庫補助等を受けて災害公営住宅の建設に努めるものとする。

4 生業資金の貸付

(1) 災害弔慰金の支給等による法律による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

① 実施主体	市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、沖縄県市町村総合事務組合に申請。												
② 対象災害	自然災害であって、県内において災害救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。												
③ 貸付対象	②により、次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主 ㊦ 世帯主の1か月以上の負傷 ㊧ 家財の1/3以上の損害 ㊨ 住居の半壊 ㊩ 住居の全壊 ㊪ 住居の全体が滅失若しくは流失												
④ 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分（世帯主の1ヶ月以上の負傷150万円、家財の3分の1以上の損害150万円、住居の半壊170万円、住居の全壊250万円、住居全体の滅失又は流出350万円）												
⑤ 所得制限	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市民税における総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2 人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3 人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4 人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。</p>	世帯人員	市民税における総所得金額	1 人	220万円	2 人	430万円	3 人	620万円	4 人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
世帯人員	市民税における総所得金額												
1 人	220万円												
2 人	430万円												
3 人	620万円												
4 人	730万円												
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額												
⑥ 利率	年3%（据置期間中は無利子）												
⑦ 据置期間	3年（特別の事情がある場合は5年）												
⑧ 償還期間	10年（据置期間を含む）												
⑨ 償還方法	年賦又は半年賦												
⑩ 貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）												

(2) 生活福祉資金の災害援護資金貸付

災害発生に伴い、その被害を受けたことによる生活困窮から自立更正するのに必要な経費として低所得世帯に貸し付けるものであり、社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金の貸し付けについて努める。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原

則としてこの資金の貸付け対象とならない。

① 貸付限度	150万円
② 据置期間	貸付の日から1年以内
③ 償還期限	7年以内
④ 貸付利子	3%

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付

市は、災害により被災した母子家庭、父子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、沖縄県に申請する。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費の貸し付けについて努める。

5 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (4) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

(1) 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

① 実施主体	市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、沖縄県市町村総合事務組合に申請。
② 対象災害	㉞ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ㉟ 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ㊱ 県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ㊲ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
③ 支給対象	㉞により死亡した者の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）に対して支給する
④ 弔慰金の額	㉞ 生計維持者が死亡した場合500万円 ㉟ その他の者が死亡した場合250万円
⑤ 費用の負担	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

(2) 災害障害見舞金の支給

市は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害がでた場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

① 実施主体	市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、沖縄県市町村総合事務組合に申請。
② 対象災害	㉞ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ㉟ 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ㊱ 県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ㊲ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
③ 支給額	㉞ 生計維持者 250万円 ㉟ その他の者 125万円
④ 費用負担	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）
⑤ 受給者	㉞の対象災害により重度の障害を受けた者。
⑥ 障害の程度	㉞ 両眼が失明した者 ㉟ 咀嚼及び言語の機能を廃した者 ㊱ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ㊲ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 ㊳ 両上肢をひじ関節以上で失った者 ㊴ 両上肢の用を全廃した者 ㊵ 両下肢をひざ関節以上で失った者 ㊶ 両下肢の用を全廃した者 ㊷ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められる者

7 災害義援物資・義援金品の募集及び配分

災害義援物資・義援金品の取扱いについては、「第2編 第1章 第20節 救援物資及び義援金の受入れ・配分計画」によるものとする。

8 市税の徴収猶予及び減免

(1) 地方税の減免及び徴収の猶予

市は、地方税法、うるま市税条例に基づき、被災者の状況により市税の徴収猶予及び減免を行うものとする。

市税の徴収猶予及び減免を受けようとする者は、納期限前7日までに必要事項を記載し、その事実を証する書類（罹災証明書等）を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

(2) 期限の延長

市は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

9 職業の斡旋

(1) 被災者に対する職業の斡旋

公共職業安定所が職業斡旋の対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康状態、その他の状況から判断し就職可能な者とする。

(2) 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした者に対し職業相談を行うものとする。ただし、被災者が遠隔地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に出頭することができない被災者について、市長は、公共職業安定所長の指示より、被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐものとする。更に、公共職業安定所長は、市長の求職取次ぎに基づき、状況により被災地に出向いて職業相談を実施させるものとする。

(3) 求人開拓及び職業紹介

公共職業安定所長は、職業相談の結果、希望職種、その他の希望条件等を的確に把握し、被災者の個人的な事情、身体状況、能力等を考慮し、適職求人の開拓を行い、通勤地域、広域紹介又は日雇労働者として斡旋するものとする。

10 被災者生活再建支援

市及び県は、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金の支給手続きを行う。

市は、被災者からの申請を受け付け、取りまとめた上で県に提出し、県は、委託先の被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

なお、支援法の内容については、次のとおりである。

(1) 制度の対象となる自然災害

① 適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となりうる。）

- ㊦ 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
- ㊧ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ㊨ 100以上の世帯の住宅が全壊した県における自然災害

② 上記の対象となる自然災害によって対象となる世帯について

- ㊦ 住宅が全壊した世帯
- ㊧ 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯（半壊解体世帯・敷地被害解体世帯）
- ㊨ 災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ㊩ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ㊪ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(2) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額とする。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当額の金額の3/4の額)

⑦ 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金）

住宅の被害程度	全壊 ②の㉑に該当	解体 ②の㉒に該当	長期避難 ②の㉓に該当	大規模半壊 ②の㉔に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

⑧ 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

⑨ 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）（中規模半壊の場合）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	100万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合、加算支援金（複数世帯の事例）の支給額は合計200万円（又は100万円）

(3) 支援金の支給申請

① 申請窓口

市（統括情報部全体統括班）で取りまとめ、県又は法人（財団法人都道府県会館）に申請。

② 申請時の添付書類

基礎支援金	罹災証明書、住民票 等
加算支援金	契約書（住宅の購入、賃借等） 等

③ 申請期間

基礎支援金	災害発生の日から13月以内
加算支援金	災害発生の日から37月以内

(4) 市・県・法人の事務体制

① 市の体制

⑦ 制度の周知（広報）

⑧ 住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に基づき、県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害に係る次の被害状況について県（防災危機管理課及び県民生活課）に速やかに報告する。

㉑ 市町村名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所

㉒ 災害の原因及び概況

㉓ 住宅に被害を受けた世帯の状況

第2章 災害復旧・復興計画

① その他必要な事項

- ㉞ 罹災証明書、住民票等の必要書類の発行
- ㉟ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ㊱ 支給申請書の受付・確認等

被災世帯からの申請書類は、市が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、次に掲げる事項等进行处理する。

- ㊲ 支給対象額の算定
- ㊳ 添付書類等の有無
- ㊴ その他記載事項に関する確認
- ㊵ 支給申請書等の取りまとめ

支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。

② 県の体制

- ㊶ 制度の周知（広報）
- ㊷ 被害状況の取りまとめ
- ㊸ 被害状況等の内閣府（防災担当）等への報告
- ㊹ 支援法の対象となる自然災害の公示と内閣府（防災担当）等への報告
- ㊺ 支給申請書等必要書類の取りまとめ及び法人への送付
- ㊻ 特定の医療用具等を対象とする場合の申請等

③ 法人の体制

- ㊼ 制度の周知（広報）
- ㊽ 支援金交付申請書の受領及び審査
- ㊾ 支援金の交付決定及び交付
- ㊿ 支援金の却下の決定
- ㋀ 支援金の交付決定の取り消し及び支援金の返還請求
- ㋁ 国への補助金交付申請等補助金関係事務
- ㋂ 支援業務に必要な調査又は研究
- ㋃ 支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議

11 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市、県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第4節 農林水産及び中小企業者等への支援計画

1 農業者への融資対策

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の金融制度による救済制度が設けられている。

また、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他に、「沖縄県農業災害対策特別資金利子補給金等補助金交付要綱」に基づき利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

2 林業者への融資対策

被害林業者に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め、早期復旧を指導推進する。

3 漁業者への融資対策

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については、天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導する。

4 中小企業者への融資対策

災害時の被災中小企業者に対する融資対策について、市は、県などと連携して、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとする。

第5節 復興の基本方針

1 復興計画の作成

市は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2 がれき処理

市、県及び関係機関は、災害によるがれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとする。

3 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、避難道路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等、骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備設置を基本的な目標とする。

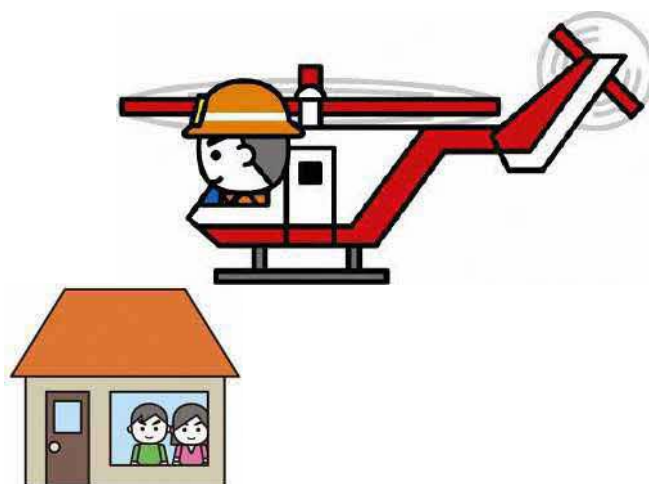
また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、「被災市街地復興特別措置法」等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民の合意を得るよう努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

4 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、市は、必要に応じて、県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要の人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第3編 風水害等編



第1章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助救急及び交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものとする。

第1節 組織計画

【I 風水害その他事故等による対応体制】

1 災害警戒準備体制・災害警戒本部（災害対策本部の設置前の体制）

沖縄気象台から大雨、洪水等の注意報・警報等が発表されるなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部の設置に至らない場合のときの組織体制と所掌事務について定めるものとする。

(1) 災害警戒準備体制

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は設置に至らない規模の災害発生及び発生が予想される場合、必要に応じて防災担当者（危機管理課職員）による災害警戒準備体制をとるものとする。

(2) 災害警戒本部

災害の発生や災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部の設置には至らないものの、組織として横断的な対応をとる必要があるときは、「災害警戒本部」を設置し、警戒体制をとるものとする。

〈災害警戒本部の設置基準〉

- ① 沖縄気象台から大雨や洪水、暴風等の警報の発表があり、情報の収集及び避難対策等の必要があるとき。
- ② 沖縄気象台から土砂災害警戒情報の発表があり、避難対策等の必要があるとき。
- ③ 沖縄本島地方（中部）が台風による暴風域に入ることが予想されるとき。
- ④ 大規模な事故等により、情報の収集を強化する必要があるとき。

〈組織及び所掌事務〉

- ① 災害警戒本部に本部長をおき、本部長は副市長をもって充てる。
- ② 本部に災害警戒本部会議をおき、本部長、市長部局の部長、参事等、教育委員会の部長、水道部長、消防長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。
- ③ 本部長が出張等による不在又は連絡不能な場合、総務部長が指揮をとるものとする。
- ④ 本部長は、本部を設置したときは速やかに災害警戒本部会議を開催し、本部員はあらかじめ指

第1章 災害応急対策計画

定された場所、又は指示があった場所に参集する。

災害警戒本部会議の報告、協議事項はその都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

開催場所	市役所本庁3階庁議室
主な報告事項	㉞ 各部の配備体制 ㉟ 緊急措置事項
主な協議事項	㉞ 被害状況に関すること ㉟ 応急対策に関すること ㊱ 避難情報等に関すること ㊲ 災害対策本部の設置に関すること ㊳ その他災害対策の重要事項に関すること ㊴ 災害警戒本部の廃止に関すること

- ⑤ 災害警戒本部の組織編成及び所掌事務は、第2編の第1章 第1節に掲げる《災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構》に準ずるものとする。

2 災害対策本部

災害の規模が大きく、全庁体制により災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときには、市長を本部長とした「災害対策本部」を設置するものとする。

(1) 災害対策本部の設置等の基準

① 本部の設置・廃止の基準

種 別	基 準
本部の設置	㉞ 市内において、大規模な災害の発生が予想され、その対策を要するとき。 ㉟ 市内に大規模な災害が発生し、本部設置による対策を要するとき。 ㊱ 県災害対策本部が設置された場合において、市災害対策本部の設置の必要があるとき。 ㊲ 沖縄気象台から大雨等の特別警報の発表があり、情報の収集及び避難対策等の必要があるとき。 ㊳ 大規模な事故等により、周辺住民の避難などが予想されるとき。
本部の廃止	本部の廃止について、次の事項に従い市長が決定する。 ㉞ 災害の危険が解消したと認められるとき。 ㉟ 災害発生における応急措置がおおむね完了し、本部による対策実施の必要がなくなると認められるとき。

② 本部設置・廃止における通知及び公表

本部を設置又は廃止したときの関係機関等に対する通知公表は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」によるものとする。

③ 本部の設置場所

本部の設置場所は原則として市役所本庁舎とする。

なお、本庁舎が災害等の影響を受け使用できない場合は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」によるものとする。

(2) 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織については、「第2編 第1章 第1節 組織計画」に準ずるものとする。また、事務分掌は以下の通り。

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
		統括情報部	全体統括班	①本部の設置運営に関する こと ②災害情報及び被害情報等 の収集・整理・伝達に関する こと ③部内及び各部への連絡調 整に関すること ④防災関係機関との連絡調 整に関すること ⑤協定締結機関等への協力 要請に関すること ⑥自衛隊への災害派遣要請 に関すること ⑦各種輸送手段の調整に関 すること ⑧広域的な避難に関するこ と ⑨防災行政無線の統制及び 通信機器等の保全に関する こと ⑩帰宅困難者等の調整に関 すること ⑪その他特命事項に関する こと			
避難支援部	避難所班	①部内の連絡調整に関する こと ②避難所の設置運営の総合 調整に関すること	初動期の活動の継続 ③避難所の運営の指示等 に関すること	初動期、応急対策期の活動の 継続	4	職員の半数	全職員
	仮設住宅班	①住宅等の被害状況の把握 に関すること	災害救助法適用の場合 ②応急仮設住宅の建設用地 確保及び設置に関するこ と ③応急仮設賃貸住宅の契約 調整に関すること	災害救助法適用後の対応継 続 ④応急仮設住宅の維持管理 及び入退去に関すること ⑤応急仮設賃貸住宅の家賃 等に関すること	状況に 応じて 配備	職員の半数	全職員

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
物資支援部	配給班	①避難者、被災者への備蓄食料、生活必需品等の調達に関する事	風水害の長期化もしくは災害救助法適用の場合 ②避難者等への備蓄食料等の配給に関する事		状況に応じて配備	職員の半数	全職員
	ボランティア班	①災害ボランティアの派遣調整に関する事	初動期の活動に加え、災害救助法適用の場合 ②災害ボランティアの派遣に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	状況に応じて配備	職員の半数	全職員
施設管理部	庁舎管理班	①部内の連絡調整に関する事 ②庁舎等市有財産の被災状況及び保全対策に関する事。	初動期の活動に加え、 ③市有財産の被害調査及びその対策に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続 ④私有財産建物等の応急修理等に関する事	3	職員の半数	全職員
	教育施設班	①所管する学校等施設の被害状況の把握に関する事 ②学校避難所の開設・運営への支援に関する事	初動期の活動に加え、 ③所管施設の応急復旧に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続 ④所管施設の災害復興に関する事	3	職員の半数	全職員
	道路対策班	①道路等所管施設の被害状況の把握に関する事 ②地すべりや急傾斜地等、土砂災害の被害状況の把握に関する事 ③水防に関する事	初動期の活動に加え、 ④緊急輸送道路等、重要道路の啓開・復旧に関する事 ⑤所管する工事現場等の保全に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続 ⑥道路、水路等の災害復旧に関する事 ⑦土砂災害警戒区域の対策について県と調整を図ること	4	全職員	全職員
	水道対策班	①所管施設の被害状況の把握に関する事 ②応急給水に関する事	初動期の活動に加え、 ③所管施設の応急復旧に関する事 ④所管する工事現場等の保全に関する事 ⑤断水状況や復旧の見通し等の広報に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続 ⑥所管施設の災害復興に関する事 ⑦上下水道料金等事務に関する事	2	職員の半数	全職員
	下水道対策班	①所管施設の被害状況の把握に関する事	初動期の活動に加え、 ②所管施設の応急復旧に関する事 ③所管する工事現場等の保全に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続 ④所管施設の災害復興に関する事	2	職員の半数	全職員

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
観光客支援班	①関連施設の被害状況の把 握に関すること ②観光客等の帰宅困難者対 応に関すること	初動期の活動に加え、 ③所管施設の保全等に関す ること	初動期、応急対策期の活動の 継続 ④所管施設の災害復旧に関 すること	2	職員 の半 数	全職 員	
住宅被害調査班	①公共施設、住宅等の被害調 査に関すること	災害救助法適用の場合 ②建築物の応急危険度判定 及び被災宅地の危険度判 定に関すること ③建物等の罹災証明の申請 受付及び被害認定調査の 実施に関すること	災害救助法適用後の対応継 続 ④罹災証明書の発行に関す ること ⑤被害認定の不服に係る再 調査に関すること ⑥被災建物の大規模修繕に 係る建築確認申請に関す ること ⑦被災した固定資産の減免 などの受付等に関するこ と	2	職員 の半 数	全職 員	

第1編 共通編

第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

第1章 災害応急対策計画

班別		事務分掌			配備要員数			
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備	
								保健衛生部
環境保全班	①一般ごみの処理に関する事 ②し尿の収集・処理に関する事 ③災害廃棄物処理計画に関する事 ④災害廃棄物の仮置場に関する事 ⑤下水道施設等所管施設の被害状況の把握に関する事 ⑥避難所等への仮設トイレの設置・管理に関する事	初動期の活動に加え、 ⑦動物の死体収容及びその処置に関する事 ⑧動物の保護・収容に関する事 ⑨浸水家屋の消毒に関する事 ⑩防疫に関する事 ⑪下水道施設の応急復旧に関する事 ⑫所管する工事現場等の保全に関する事 ⑬避難所等の仮設トイレのし尿の収集・処理に関する事	初動期、応急対策期の活動に加え、 ⑭下水道施設の災害復旧に関する事	3	職員の半数	全職員		
遺体安置所班	①遺体安置所の設置及び運営に関する事 ②警察及び葬祭業者等との連絡調整に関する事 ③火葬・埋葬に関する総合調整に関する事	初動期の活動に加え、 ④身元不明遺体の取り扱いに関する事（保護課と連携）	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員		
救命救助部	消防総務班	①所管施設の被害状況の把握に関する事 ②部内の連絡調整に関する事 ③職員の非常招集に関する事 ④職員の安否確認に関する事 ⑤報道機関からの問い合わせ対応に関する事	初動期の活動に加え、 ⑥物品等の調達に関する事 ⑦所管施設の応急復旧に関する事	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑧所管施設の災害復興に関する事 ⑨予算経理に関する事	2	全職員	全職員	
	警防班	①被害情報の収集に関する事 ②活動方針に関する事 ③県内消防機関との連絡調整に関する事 ④緊急消防援助隊に関する事 ⑤消防団員の招集配置に関する事 ⑥医療機関等との連絡調整に関する事	初動期の活動に加え、 ⑦消防資器材等の調達に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	2	全職員	全職員	
	予防班	①危険物施設の被害状況の把握に関する事 ②危険物施設の保安指導に関する事 ③出火防止等の広報に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急活動期の活動に加え、 ④火災原因調査及び焼損被害調査に関する事 ⑤火災等の罹災証明の発行に関する事	2	全職員	全職員	

班別		事務分掌			配備要員数		
部	班	初動期	応急対策期	復旧復興期	警戒配備	第一配備	第二配備
		救命救助部	消防班	①住民への避難広報に関する事 ②消防車両等の保全に関する事 ③消火、救助、救急活動に関する事 ④応急救護所の設置に関する事 ⑤警戒区域等の設定に関する事 通信員 ⑥災害情報の広報に関する事 ⑦被害状況の把握に関する事 ⑧通信指令に関する事			
	復興統括班	①部内の連絡調整に関する事	初動期の活動の継続	初動期、応急活動期の活動に加え、 ②産業の復興の総括に関する事 ③障害物及び倒壊家屋等の撤去に関する事 ④被災市街地の復興に係る都市計画手続きに関する事	4	職員の半数	全職員
産業復興部	農水産業復興班	①所管施設の被害状況の把握に関する事	初動期の活動に加え、 ②農水産関係の被害の把握に関する事 ③農水産関係機関との連絡調整に関する事 ④所管する工事現場等の保全に関する事	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑤農水産関係の被害に関する罹災証明等の発行に関する事 ⑥農水産業の災害関連融資に関する事 ⑦農水産業復興支援に関する事	4	職員の半数	全職員
	商工業復興班	①所管施設の被害状況の把握に関する事	初動期の活動に加え、 ②商工業関係の被害の把握に関する事 ③商工業関係機関との連絡調整に関する事 ④所管する工事現場等の保全に関する事	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑤所管施設の災害復旧に関する事 ⑥商工業関係の被害に関する罹災証明等の発行に関する事 ⑦復興のための商工業金融対策等の実施に関する事 ⑧被災者の就職支援に関する事	2	職員の半数	全職員
	観光業復興班	①所管施設の被害状況の把握に関する事	初動期の活動に加え、 ②中城湾港新港地区入居企業等の相談体制などに関する事 ③災害時の雇用確保対策に関する事	初動期、応急活動期の活動に加え、 ④観光施設の復旧支援に関する事 ⑤観光の復興に関する事 ⑥観光客に対する広報に関する事	2	職員の半数	全職員
全体支援部	支援班	①全体統括班の指示による他の班への応援	初動期の活動の継続	初動期、応急対策期の活動の継続	0	職員の半数	全職員

3 現地対策本部

(1) 現地対策本部の考え方

災害により甚大な被害が発生した場所・地域では、市をはじめ消防、警察などの多数の防災関係機関が救助及び救援活動を展開することとなる。これら防災関係機関が円滑な活動を実施するためには、現地において活動機関が情報を共有し、活動内容の調整を図る必要がある。

そのため、市長は、状況に応じて必要と認めるときは、被災現場付近に現地対策本部を設置し、救助や救援活動の総合調整を行うものとする。

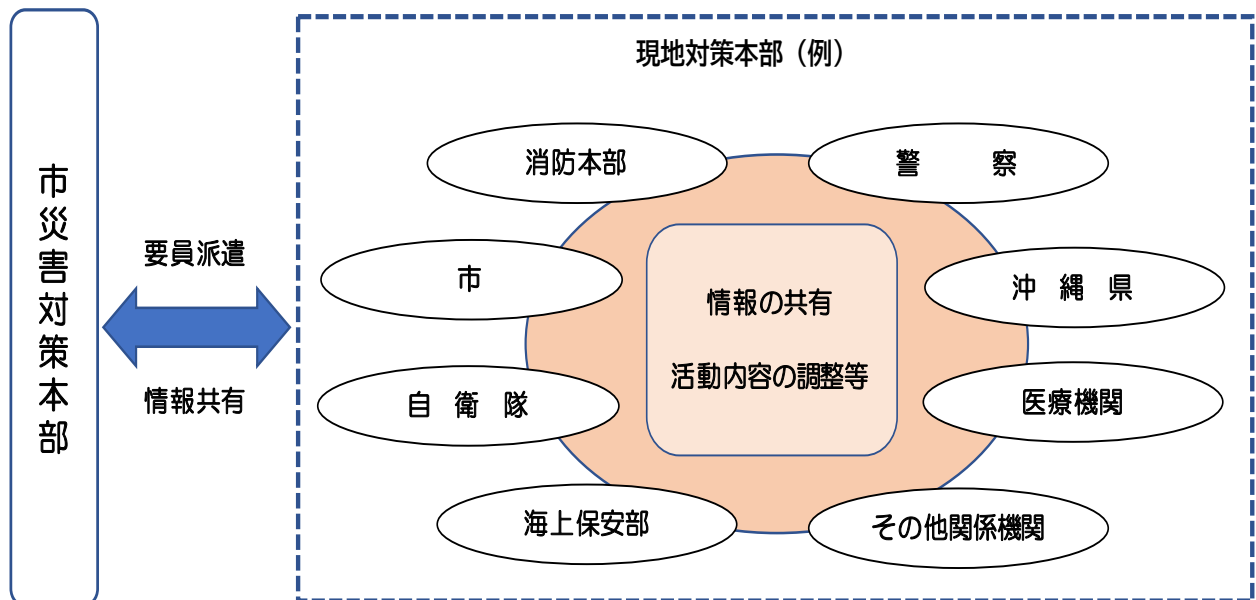
(2) 現地対策本部の要員

現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）に副市長（副市長が不在又は連絡不能の場合は、市長が指示する者）を置き、現地対策本部長を補佐する要員として防災担当から1名、消防本部から1名及び関係各課から必要な人数をもって構成し運営するものとする。

(3) 防災関係機関への連絡及び職員の派遣要請

市長は、現地対策本部を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に連絡を行い、関係職員の派遣について要請するものとする。

<現地対策本部のイメージ>



4 災害対策の職員動員計画

(1) 配備の指定及び区分

災害対策への体制を迅速に整えるため、対策本部長等は、体制基準を参考に、直ちに配備の規模を指示する。

(2) 災害対策体制基準

① 体制の基準

災害警戒準備体制をはじめ、災害対策本部の配備までの基準を定めるものとする。

体制区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部	
			第一配備	第二配備
災害等全般の基準 (地震・津波災害の基準は、第2編に記載する。)	▶災害警戒本部の設置に至らない小規模な災害の発生又は発生が予想されるとき	▶大雨や洪水、暴風等の警報又は土砂災害警戒情報の発表があり、情報の収集及び避難対策等の必要があるとき ▶台風の暴風域に入ることが予想されるとき ▶大規模な事故等により情報の収集を強化する必要があるとき	▶大雨等の特別警報が発表され、情報の収集及び避難対策等の必要があるとき ▶大規模な事故等により、周辺住民の避難などが予想されるとき	▶市内に大規模な災害が発生した場合
配備人員	本部要員	▶副市長、各部の部長、参事等	▶市長、副市長、教育長、各部長等、参事	▶第一配備と同じ
	各課室等の体制	▶所管施設等の被害状況の確認及び救助救援の準備に必要な要員の配備	▶所管施設等の被害状況の確認及び救助救援の実施に必要な要員の配備	▶最大動員（出勤可能な全ての職員）

※ 各課室等の配備人員は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」の「災害対策本部等（警戒部本部）の所掌事務及び組織機構」のとおりとする。

② 配備人員の選定等

各部長等は、体制の規模に応じた配備要員をあらかじめ指名しておくものとする。

また、部内の緊急連絡網を構築するとともに、毎年4月1日には、部内管理職の連絡名簿を防災担当部長に提出するものとする。

(3) 動員方法及び勤務時間外、休日における参集時の留意事項

動員方法及び勤務時間外、休日における参集時の留意事項については、「第2編 第1節 組織計画」のとおりとする。

【Ⅱ 台風時における対応体制（災害警戒本部体制）】

台風の常襲地帯となっている地勢的な環境から、組織体制等を特別に掲げ、市域の被害軽減を図るものとする。

1 災害警戒本部

沖縄本島地方に暴風警報が発表されたとき、又は発表されるおそれがあるときは、市本庁内に副市長（副市長が不在又は連絡不能な場合は総務部長）を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとるものとする。

また、台風が勤務時間外及び祝日に接近することが予想される場合には、事前に警戒本部の設置日時や各部課の事前対策等の協議を行ない、その決定事項を各部局等の課長等へ指示し備えるものとする。

(1) 災害警戒本部長

災害警戒本部長は、副市長、市長部局の部長等、教育委員会の部長等、消防長及び水道部長をもって組織する。

(2) 災害警戒本部での主な協議事項

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

なお、災害警戒本部員であって、暴風警報発表時、災害警戒本部会議へ出席のため、本庁まで登庁することが困難な場合は、企画部参事へ連絡し各庁舎で待機するものとする。

その際、企画部参事は警戒本部会議での協議決定事項を速やかに各庁舎で待機中の本部員へ伝達するものとする。

また、災害警戒本部員以外で、警戒本部長が特に必要と認める者について警戒本部会議へ出席させることができるものとする。

開催場所	市役所本庁3階庁議室
主な報告事項	① 各部の配備体制に関する事 ② 災害、被害状況に関する事
主な協議事項	① 応急対策に関する事 ② 避難準備情報に関する事 ③ 避難指示等に関する事 ④ 災害対策本部の設置に関する事 ⑤ 災害警戒本部の廃止に関する事 ⑥ 閉庁に関する事 ⑦ 台風通過後の清掃などに係る職員応援等に関する事 ⑧ その他本部長が必要と認める事

(3) 災害対策要員

災害対策要員は基本的には下記の課の長等とするが、災害状況により各部局長が配備要員の増減を指示するものとする。その際、各部局長は出勤した配備要員の名簿（別紙様式）を作成し、企画部参事に報告するものとする。

また、配備要員等に指示されていない職員は、緊急事態に備え自宅待機とする。

部 課 名		配備要員	主 な 活 動 内 容
企画部	企画政策課	2名	避難受入れ対応要員
	危機管理課	3名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、 災害・気象情報収集要員
	秘書広報課	1名	市長、副市長への連絡及び日程調整要員
総務部	総務政策課	2名	庁舎の保全対策要員
市民生活部	市民課	3名	市民課窓口対応要員（各庁舎1名配置）※平日のみ
	環境政策課	2名	ごみ回収方法等対応要員
福祉部	福祉政策課	2名	避難行動要支援者支援対策要員
	保護課	2名	
	介護長寿課	2名	
	障がい福祉課	2名	
農林水産部	農林水産整備課	2名	農道等災害対応要員
都市建設部	都市政策課	5名	公共土木災害対策要員
	維持管理課	2名	公園等対策要員
	建築工事課	2名	市営住宅等関係対策要員
会計課	会計課	2名	金融機関との連絡調整（歳入歳出管理）※平日のみ
水道部	水道政策課	2名	水道関係対策要員
	工務課	2名	
	営業課	2名	
	下水道課	2名	下水道関係対策要員
教育委員会	教育政策課	2名	避難受入れ対応要員
	学務課	2名	
	教育施設課	2名	学校施設関係対策要員
消防本部	消防政策課 警防課 予防課 各消防署所	必要に 応じて 配備	情報収集等対応要員、災害応急対策等要員

(4) 警戒活動

警戒本部長は、配備した対策要員をもって情報連絡、巡視等の警戒活動を行う。

その際、具志川地域は総務部及び企画部、石川地域は都市建設部及び経済産業部、勝連地域は教育委員会、与那城地域は農林水産部が担当するものとする。

また、消防本部と密接に連携し、軽微な災害等が発生した場合は協力して応急措置を行う。

第1章 災害応急対策計画

(5) 避難の受入れ体制

住民から避難等の要請があった場合は、各庁舎で受入れるものとする。

その際、基本的には、具志川地区（本庁舎）、石川地区（石川地区公民館）、与勝地区（勝連シビックセンター）及び島しょ地区（平安座地区コミュニティ防災センター）計4箇所で受入れ対応するものし、受入れ対応部署については、別に定める。

また、施設及び周辺の被害状況等を確認し、安全が確保できない場合は、状況に応じて必要な場所に開設する。

(6) 台風通過後の対応等

台風の直撃等を受けた場合、道路等においては、倒木や飛来物による交通障害がいたるところで発生する。

これら倒木などの除去等については、多数の現場がある場合、管理部署のみの対応では速やかな除去が困難なことから、状況に応じて、全庁体制で対応にあたるものとする。

特に、台風の通過が土日や祝日等にあたる場合は、災害警戒本部等で事前に調整を行い、円滑な対応が実施できるよう努めるものとする。

(7) 災害警戒本部の解散

本部長は、災害の危険が解消され警戒の必要がなくなったと認める場合は、警戒本部を廃止し、被害状況、対策活動状況等を必要に応じて市長に報告するものとする。

また、警戒本部廃止後、危機管理課長は速やかに各配備要員へその旨を連絡する。

(8) イベント等の対応

各課等で主管して行われる行事・イベント等の対応については、基本的に担当部課等が判断して対応するものとする。

2 災害対策本部

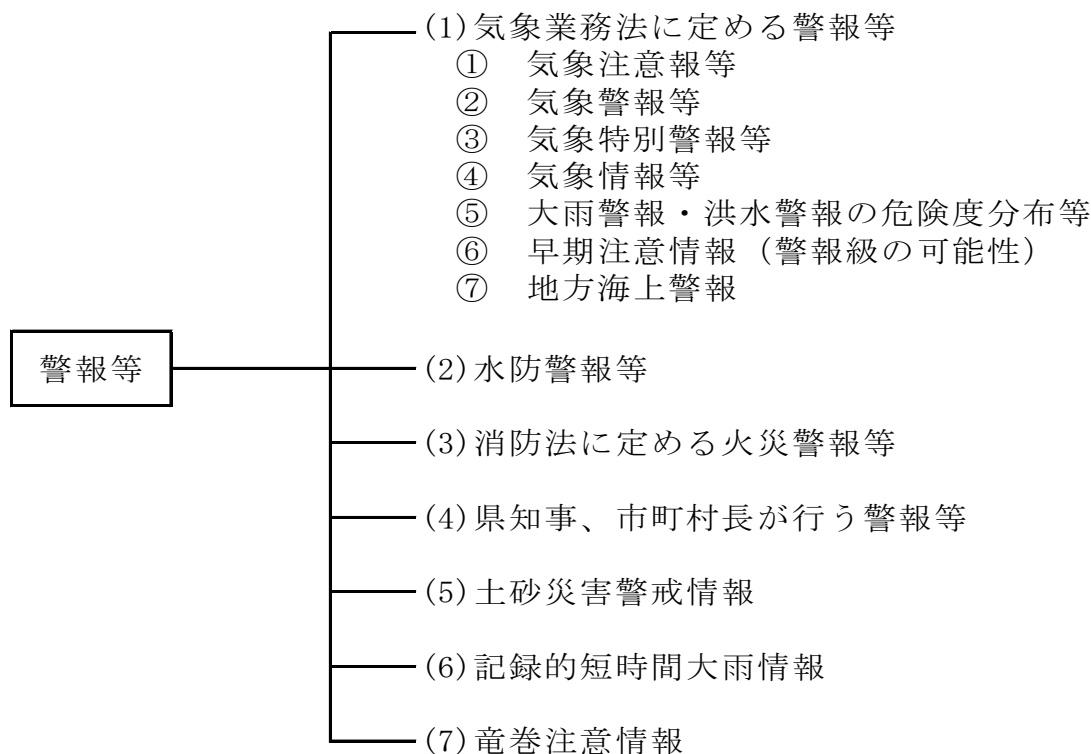
市全域にわたって台風により甚大な被害が発生したとき、又は甚大な被害が発生するおそれがあるときは、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

災害対策本部の組織及び活動内容については、「本節 I 風水害その他事故等による対応体制の2 災害対策本部」の内容によるものとする。

第2節 気象警報等の伝達計画

災害の発生あるいは拡大を未然に防御するため、気象注意報・警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

1 気象注意報・警報等の種類及び基準



<警戒レベルを用いた防災情報の提供>

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第1章 災害応急対策計画

(1) 気象業務法に定める警報等

① 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

特別警報・警報・注意報の種類		概要
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

② 気象注意報

気象によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

●気象注意報発表基準

注意報名	基準（沖縄気象台発表）
強風（平均風速）	陸上 15m/s、太平洋側 15m/s
波浪（有義波高）	2.5m
高潮（潮位）	1.3m

第1章 災害応急対策計画

注意報名		基準（沖縄気象台発表）
大雨	表面雨量指数基準	11
	土壌雨量指数基準	117
洪水	流域雨量指数基準	天願川 8.3 川崎川 4.5
	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）	天願川 (5, 8.1) 川崎川 (9, 4.4)
	指定河川洪水予報による基準	—
雷		落雷等により、被害が予想される場合
乾燥		最小湿度 50%以下で実効湿度 60%以下
濃霧（視程）		陸上 100m（気象官署の値）、海上 500m
低温注意情報		最低気温 5℃以下
霜注意情報		最低気温 5℃以下

※ 土壌雨量指数： 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

土壌雨量指数基準は、1 km四方ごとに設定しているが、上記の雨量指数基準は、市における基準値の最低値を示している。

※ 流域雨量指数： 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

市では天願川、川崎川が対象となる。

※表面雨量指数： 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

③ 気象警報

気象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告するもの。

●気象警報発表基準

警 報 名		基準（沖縄気象台発表）
暴風（平均風速）		陸上 25m/s、太平洋側 25m/s
波浪（有義波高）		6.0m
高潮（潮位）		2.0m
大雨 （浸水害）	表面雨量指数基準	22
大雨 （土砂災害）	土壌雨量指数基準	168
洪水	流域雨量指数基準	天願川 10.7 川崎川 5.6
	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）	天願川 (16, 9.7)
	指定河川洪水予報による基準	—
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 110mm

④ 特別警報

予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に発表されるもの。

市長は、特別警報が発令された際には気象業務法第15条の2により、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 (特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表する。)
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

⑤ 気象情報

気象の予報等に関し、特別警報・警報・注意報に先だって注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点等を解説する場合等に発表する。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する気象情報」が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」が発表される。

気象情報の対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりである。

台風の大きさ(風速15m/s以上の半径)	台風の強さ(最大風速)
大型 500km以上 800km未満	強い 33m/s以上 44m/s未満
超大型 800km以上	非常に強い 44m/s以上 54m/s未満
	猛烈な 54m/s以上

※ 上記基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

第1章 災害応急対策計画

⑥ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのかを地図上で色分けして表示し、面的に確認できるよう、気象庁が提供している。

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 →土砂キキクル	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布 →浸水キキクル	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階で色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、雨が強まってきたときや大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水警報の危険度分布 →洪水キキクル	<p>中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生危険度の高まりを5段階に色分けして地図上に示したもの。</p> <p>危険度の判定には3時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時10分ごとに更新しており、中小河川の特徴である急激な増水による危険度の高まりを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	---

⑦ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の可能性について [高]、[中] の2段階で発表される。

当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（沖縄本島地方など）で発表される。

大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

⑧ 地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

⑦ 地方海上予報区の範囲と細分名称	
・ 沖縄気象台担当地方海上予報区	
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）	
・ 細分名称	
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）	
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）	
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）	
⑧ 地方海上警報の種類と発表基準	
地方海上警報の種類	発表基準
海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が500m以下（0.3カリ以下）
海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が13.9 m/s以上17.2m/s未満 （28ノット以上34ノット未満）
海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が17.2m/s以上24.5m/s未満 （34ノット以上48ノット未満）
海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が24.5m/s以上 （48ノット以上）
海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	台風による風の最大風速が32.7m/s以上 （64ノット以上）

第1章 災害応急対策計画

(2) 水防警報等

① 水防活動用気象警報等

水防活動に資するため、水防関係機関に対して行われる水防活動用の注意報・警報は(1)気象業務法に定める警報等の①・②・③にある注意報・警報・特別警報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用気象警報・注意報	代替警報・注意報
水防活動用 気象注意報	大雨注意報
〃 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
〃 津波注意報	津波注意報
〃 津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
〃 高潮注意報	高潮注意報
〃 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
〃 洪水注意報	洪水注意報
〃 洪水警報	洪水警報

② 水防警報

水防警報とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

③ 氾濫警戒情報

市は、河川水位、氾濫警戒情報等を参考にしつつ、河川の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断し、避難指示等を発令するものとする。また、地域防災計画に、水位周知河川の浸水想定区域ごとに、市民、要配慮者利用施設の管理者等への氾濫警戒情報の伝達体制を規定しておく。

(3) 消防法に定める火災警報

市長は消防法の規定により、沖縄県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発表することができる。

〈火災予防上の警報発表基準〉

- ・火災気象通報は、沖縄気象台が発表する「乾燥注意報」の発表基準（最小湿度 50%以下で実効湿度 60%以下）及び「強風注意報」の発表基準（陸上 15m/s、太平洋側 15m/s）と同一の基準で行われる。
- ・なお、強風注意報基準を満たしても降水が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(4) 市長が行う警報等

市長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び市民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市長は、市民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を

行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報に関しては、「沖縄県と気象庁が共同で行う土砂災害警戒情報に関する協定」（平成18年4月28日）及び同協定に基づく「沖縄県土砂災害警戒情報に関する実施要領」により運用し、その主な内容は次のとおりである。

① 作成・発表機関

土砂災害警戒情報は、気象業務法、災害対策基本法により、沖縄県と気象庁が共同で作成・発表する。

② 目的

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援することを目的とする。

なお、危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当し、土砂災害警戒情報が発表された市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。

③ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

㊦ 発表基準

警戒発表基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて所定の監視基準に達したときとする。

㊧ 解除基準

警戒解除基準は、所定の監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないときとする。

④ 土砂災害警戒情報の利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨の状況等から予測可能な土砂災害（土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊）を対象としている。

しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。

また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

⑤ 市の対応

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害危険箇所の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、高齢者等避難や避難指示等を発令するものとする。

(6) 記録的短時間大雨情報

気象庁は、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間

第1章 災害応急対策計画

降水量)を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現しているときに、発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

沖縄本島地方の雨量による発表基準は、1時間110ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁が天気予報の対象地域と同じ発表(本島中南部など)単位で発表する。

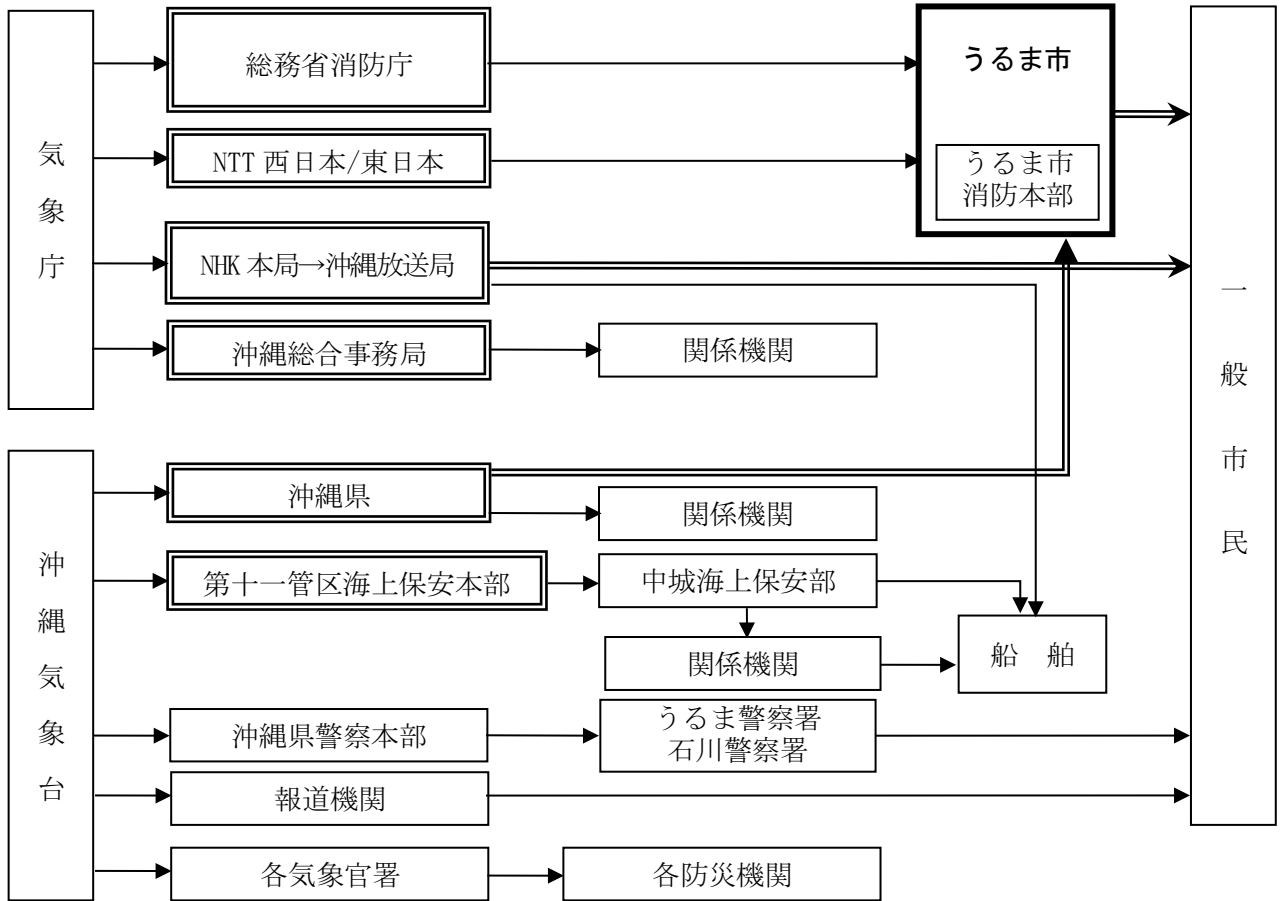
なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を記載した「目撃情報あり」の竜巻注意情報が発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

2 気象警報等の伝達

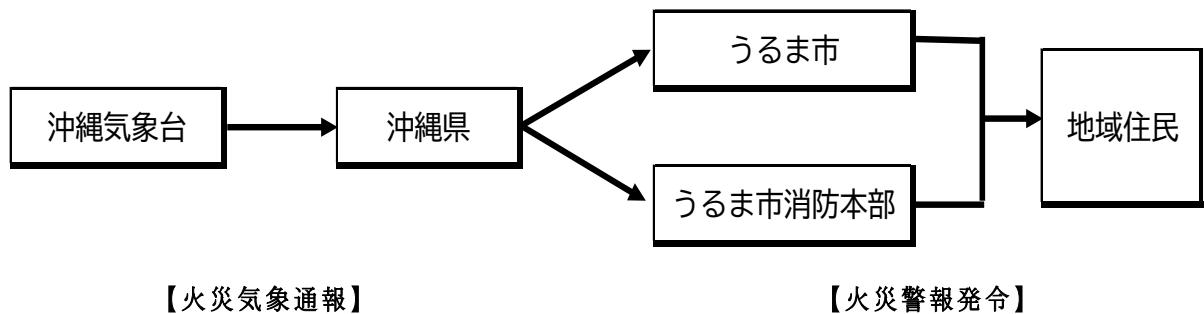
(1) 警報等の伝達

① 気象（水防を含む）警報等の伝達系統図



注) 二重枠内 () の機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。細枠内の機関 () は、その他連絡機関。二重線の矢印 (\Rightarrow) は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

② 火災警報等の伝達系統図



第1編 共通編

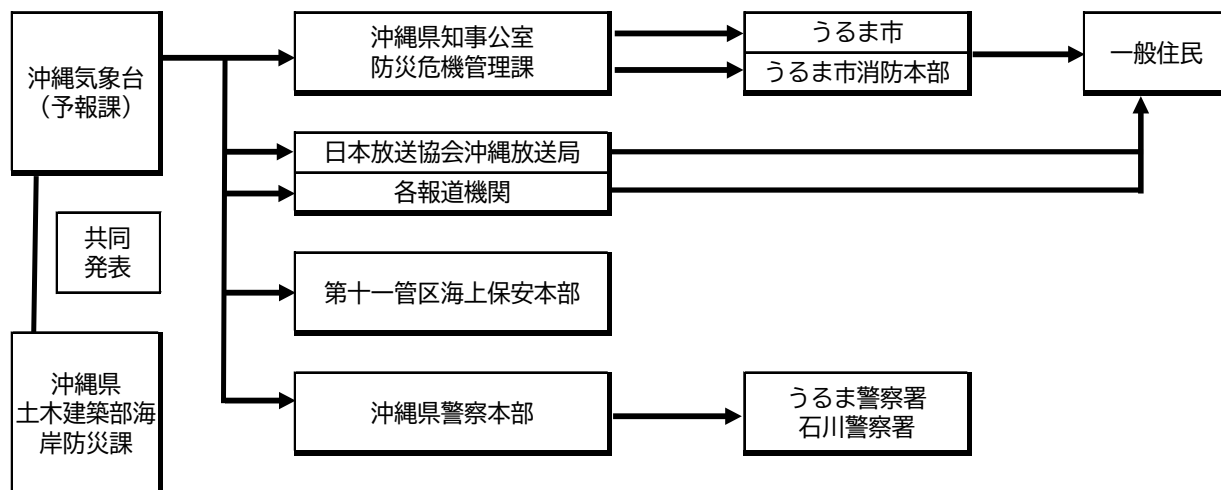
第2編 地震・津波編

第3編 風水害等編

第4編 原子力災害編

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編

③ 土砂災害警戒情報伝達系統図



3 異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し、異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

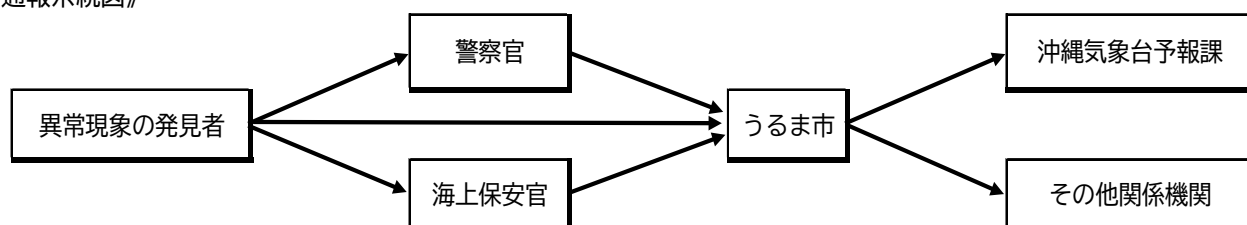
異常現象とは、おおむね次に掲げる現象をいう。

事 項	現 象		
気象に関する事 項	著しく異常な気象現象	強い突風、竜巻、激しい雷雨等	
地象に関する事 項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等
水象に関する事 項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪	

(2) 異常現象発見時の通報要領

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市及び各担当区域の警察官又は海上保安官に通報する。
- ② 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市に通報する。
- ③ 通報を受けた市は、以下の通報体系によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

《通報系統図》



第3節 災害通信計画

気象警報等の伝達、災害情報等の収集、応急対策の指示及び伝達等災害時における通信は、「第2編 第1章 第3節 災害通信計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

災害状況等の収集・報告は、「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、市又は市消防は、災害発生時の第1次情報の報告を以下のとおり行う。

- (1) 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(総務省消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から、適宜、報告するものとする。
- (2) 市消防は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- (3) 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
- (4) 行方不明者が他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

第5節 災害広報計画

災害時における情報及び被害状況等の広報は、「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

具体的には、段階に応じて以下のような広報を行う。

(1) 警戒段階（台風等が接近し、大雨や洪水が予測される時期）

- ① 用語の解説、情報の取得先、市民等のとるべき措置
- ② 台風・気象情報
- ③ 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- ④ 警報
- ⑤ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- ⑥ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- ⑦ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- ⑧ 公共交通機関の運行状況
- ⑨ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- ⑩ 避難情報（高齢者等避難）

(2) 初動段階（暴風、浸水、土砂災害等が予測される時期）

- ① 避難情報（避難指示とその理由、避難所等）

(3) 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）

- ① ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
- ② 医療機関の状況
- ③ 感染症対策活動の実施状況
- ④ 食料、生活必需品の供給予定
- ⑤ 災害相談窓口の設置状況
- ⑥ その他市民や事業所のとるべき措置

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第7節 広域応援要請計画

大規模災害発生時において、市単独では十分な応急措置が実施できない場合の広域応援要請は、「第2編 第1章 第7節 広域応援要請計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて行うものとする。

第8節 避難計画

1 避難の原則

災害時における避難は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

2 風水害避難計画

大雨・洪水等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難指示等、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「1 避難の原則」によるものとする。

(1) 実施者

風水害から避難するための避難準備情報の提供、立退きの指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、「第2編 第1章 第8節 避難計画の2の(1)実施者」のとおりとする。

(2) 避難情報等の発表基準等

市は、次の点に留意して、避難指示等の伝達にあたる。

- ① 避難指示等の判断は、気象情報や警報等をはじめ、水防法の浸水想定区域については基準水位を、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量・水位、上流域の雨量、河口部の潮位、气象台や河川管理者、砂防関係者、気象防災アドバイザー等の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

市の避難情報の基準は、以下のとおりとする。

㊦ 高齢者等避難	
災害の種類	発表基準等
災害共通	警戒体制に入り、周囲の状況から危険が予想されるとき。
河川氾濫 (水害)	大雨警報（浸水害）又は洪水警報が発表され、洪水が発生するおそれがあるとき。 また、水位周知河川については、氾濫注意水位を超えている場合。

第1章 災害応急対策計画

土砂災害	大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害警戒区域（土砂災害危険箇所等）で、総降雨量で多量の雨が降っており、更に雨が継続することが予想されるとき。
台風	超大型で猛烈な台風が接近し、短時間のうちに沖縄本島地方が暴風域に入ることがほぼ確実の場合で、家屋等が老朽化するなどして危険が予想される世帯に早めの避難を呼びかける。
高潮災害	高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合。

●高齢者等避難発表時に住民に求める行動

- ① 高齢者や障がい者などの要配慮者及び避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等へ避難行動を開始。（避難支援者は支援行動を開始。）
- ② 上記以外の者は、家族等との連絡や非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始。

① 避難指示

災害の種類	発表基準等
災害共通	特別警報が発表され、切迫した災害の前兆があるとき。
河川氾濫 (水害)	大雨特別警報又は洪水警報が発表され、現に浸水被害が認められるとき。また、水位周知河川については、氾濫危険水位を超えている場合。
土砂災害	土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表され、土砂災害により重大な災害が予想される、又は現に災害が発生したとき。
高潮災害	高潮警報や高潮特別警報が発表され、浸水が予想される場合。

●避難指示発表時に住民に求める行動

- まだ避難していない者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動を求める。
- 状況によっては、避難所等まで移動するより、屋内に退避することの方が安全な場合があることに留意する。
- 例： 道路への浸水が始まっている場合や住宅1階部分が既に浸水している場合には、無理をしないで2階部分へ避難するなど

② 緊急安全確保

災害の種類	発表基準等
災害共通	災害発生又は切迫※している状況（必ず発令される情報ではない）
河川氾濫 (水害)	大雨特別警報（浸水害）が発表された場合。
土砂災害	大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合。

※（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）

●緊急安全確保発表時に住民に求める行動

直ちに安全確保。

立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかつた等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する。

ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

例：洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動したりする。

土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動したりする。

- ② 警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コミュニティFM放送、携帯電話、大型ビジョン、ホームページ、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- ③ 避難指示等の伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するなど、市民等の積極的な避難を喚起するように努める。
- ④ 避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- ⑤ 避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを平常時から、市民にも周知しておくものとする。

(3) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」で定める公共施設のなかから、河川等の浸水想定区域や土砂災害警戒区域・危険箇所等を十分考慮した安全な場所とする。

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(4) 避難誘導

① 市民等の避難誘導

市は、避難対象区域に対して、防災行政無線やエリアメール等を活用して避難情報を伝達するとともに、必要に応じて、消防や市職員等を派遣し、自治会等と連携して避難誘導を実施する。

第1章 災害応急対策計画

また、自力で避難等が困難となる高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦などの避難行動要支援者については、身内や近隣住民はもとより、避難行動要支援者名簿や自治会等からの情報を基に、地域と協力連携し、可能な限り戸別訪問により安否の確認及び避難の支援を行うものとする。

② 誘導従業者の安全確保

誘導従業者の安全確保避難誘導に当たっては、消防職員・団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全を十分に考慮し、実施するものとする。

(5) 船舶等の避難

中城海上保安部は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

(6) 避難所の開設・収容保護

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」に準ずる対応とする。

なお、市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

3 広域一時滞在

災害時の広域一時滞在は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施する。

第9節 観光客等対策計画

災害時における観光客等の対策は、「第2編 第1章 第9節 観光客等対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第10節 避難行動要支援者対策計画

災害時における避難行動要支援者対策は、「第2編 第1章 第10節 避難行動要支援者対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第11節 水防計画

水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、市の区域における河川等の洪水又は高潮等の水害から市民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

1 実施担当

水防管理者である市長は、管轄する区域の河川、海岸等で水防を必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう必要な組織を整備しておくものとする。

2 水防組織

市災害対策（警戒）本部において、主に施設管理部道路対策班が水防に関する活動等を担うものとする。

ただし、災害の状況によっては、道路対策班だけでの対応は困難なことが予想されることから、施設管理部長（都市建設部長）は、施設管理部全体で対応できるよう応援体制について、調整を図っておくものとする。

また、市消防においても警戒巡視、救急・救助体制を整え、不測の事態に対応できるよう関係部署と連携を図っておくものとする。

3 水防活動

市が行う水防活動については、おおむね次のとおりである。

- (1) 水防に関係のある気象の予報・注意報・警報等の気象情報の収集・伝達
- (2) 管轄する区域の河川、海岸等の巡視、警戒
- (3) 所管水防施設等の被害調査
- (4) 天願川の可動堰の調整に関する事
- (5) 水防に関する応急対策に関する事
- (6) 洪水や高潮等による被害の発生又は発生するおそれがある地域住民の避難に関する事（水防法第29条に基づく立ち退きの指示）
- (7) 関係機関等との連絡調整に関する事
- (8) 対策会議に関する事
- (9) その他必要な水防活動

4 避難のための立ち退き

洪水又は高潮等により著しい危険があると認められるときは、統括情報部全体統括班及び施設管理部道路対策班は水防法等に基づき、避難の措置等を実施するものとする。この場合の避難要領は、「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」を併用し、「第2編 第1章 第8節 避難計画」によるものとする。

5 水防対策巡視

災害により、堤防や護岸等の水防施設が破損した場合、その管理者は関係機関と連携協力し、全力をあげて応急復旧に努めるものとする。

6 その他

(1) 休日・夜間等の体制

水防を担う土木課職員及び総務課防災係員は、常に気象の変化に注意し、水防に関係のある異常な気象現象（大雨や異常潮位）により、水防活動を行わなければならない事態が予想されるときは、進んで所属長と連絡をとり、登庁するものとする。

第1章 災害応急対策計画

(2) 警戒・巡視

水防対策を実施する班（施設管理部道路対策班、救命救助部消防班）は、大雨や異常潮位等により警戒・巡視するときは、危険が解消するまで絶えず河川、海岸堤防等を巡視するものとする。

ただし、台風の接近等による暴風にあつて、絶えず巡視することが危険な場合は、その限りではない。この場合、状況に応じて巡視を行うものとする。

第12節 消防活動計画

災害時における消防活動は、「第2編 第1章 第11節 消防活動計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第13節 救助計画

災害時における救助活動は、「第2編 第1章 第12節 救助計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第14節 医療救護計画

災害時における医療救護は、「第2編 第1章 第13節 医療救護計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第15節 交通輸送計画

災害時における交通の確保並びに罹災者、応急対策要員及び応急対策物資、資機材の緊急輸送は、「第2編 第1章 第14節 交通輸送計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するほか、台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

<各道路管理者と県警察の連携>

各道路管理者と県警察は、災害警戒段階から緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域における道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、台風接近時における海中道路及び浜比嘉大橋の交通規制については、地域住民や観光客等に及ぼす影響が大きいことから、市、県（中部土木事務所）、市消防及び県警察は、密接に連携し、通行規制等の措置を講じるものとする。

また、避難指示等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、情報の共有を図るよう努める。

第16節 治安警備計画

災害時における市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序の維持を図るための治安警備活動は、「第2編 第1章 第15節 治安警備計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第17節 災害救助法適用計画

災害救助法に基づく被災者の救助は、「第2編 1章 第16節 災害救助法適用計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第18節 給水計画

災害のため飲料に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給は、「第2編 第1章 第17節 給水計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第19節 食料供給計画

災害時における被災者及び災害応急対策要員に対する食料の供給は、「第2編 第1章 第18節 食料供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第20節 生活必需品供給計画

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、「第2編 第1章 第19節 生活必需品供給計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第21節 救援物資及び義援金の受入れ・配分計画

災害時における被災地の支援物資及び義援金の受入れ・配分は、「第2編 第1章 第20節 救援物資及び義援金の受入れ・配分計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第22節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画

災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び動物の保護収容は、「第2編 第1章 第21節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第23節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋火葬計画

災害により死亡したと推定される者の搜索、遺体の処理及び埋葬は、「第2編 第1章 第22節 行方不明者の搜索、遺体収容及び埋火葬計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第24節 障害物の除去・災害廃棄物処理計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、材木等の障害物の除去及び災害廃棄物処理は、「第2編 第1章 第23節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成17年7月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。

第25節 住宅応急対策計画

住宅の応急修理、応急仮設住宅の確保等は、「第2編 第1章 第24節 住宅応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第26節 二次災害の防止計画

住宅等の応急危険度判定などの二次災害防止対策は、「第2編 第1章 第25節 二次災害の防止計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第27節 学校活動と教育対策及び保育計画

災害時における学校活動等の応急教育対策は、「第2編 第1章 第26節 学校活動と教育対策及び保育計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第28節 危険物等災害応急対策計画

危険物等による災害については、「第2編 第1章 第27節 危険物等災害応急対策計画」に定める対策を風水害や大規模事故等の特性を踏まえて、関係機関相互の密接な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第29節 海上災害応急対策計画

災害対策基本法に定める災害、陸上の危険物貯蔵施設若しくは船舶からの大量の油等の危険物の海域への流出、その他の海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関が緊密な連携を保ち、相互協力体制のもとに、人命及び財産の保護、海上安全の確保、海上における治安の維持、流出油の防除、危険物の特性に応じた消火等の措置を講じて市民に及ぼす被害の拡大防止対策を図る。

1 連絡調整本部の設置

海上事故により、油等の危険物等が大量流出し、事故の規模や予想される被害の広域性等から応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは、国に海上保安庁長官を本部長とする警戒本部が設置される。

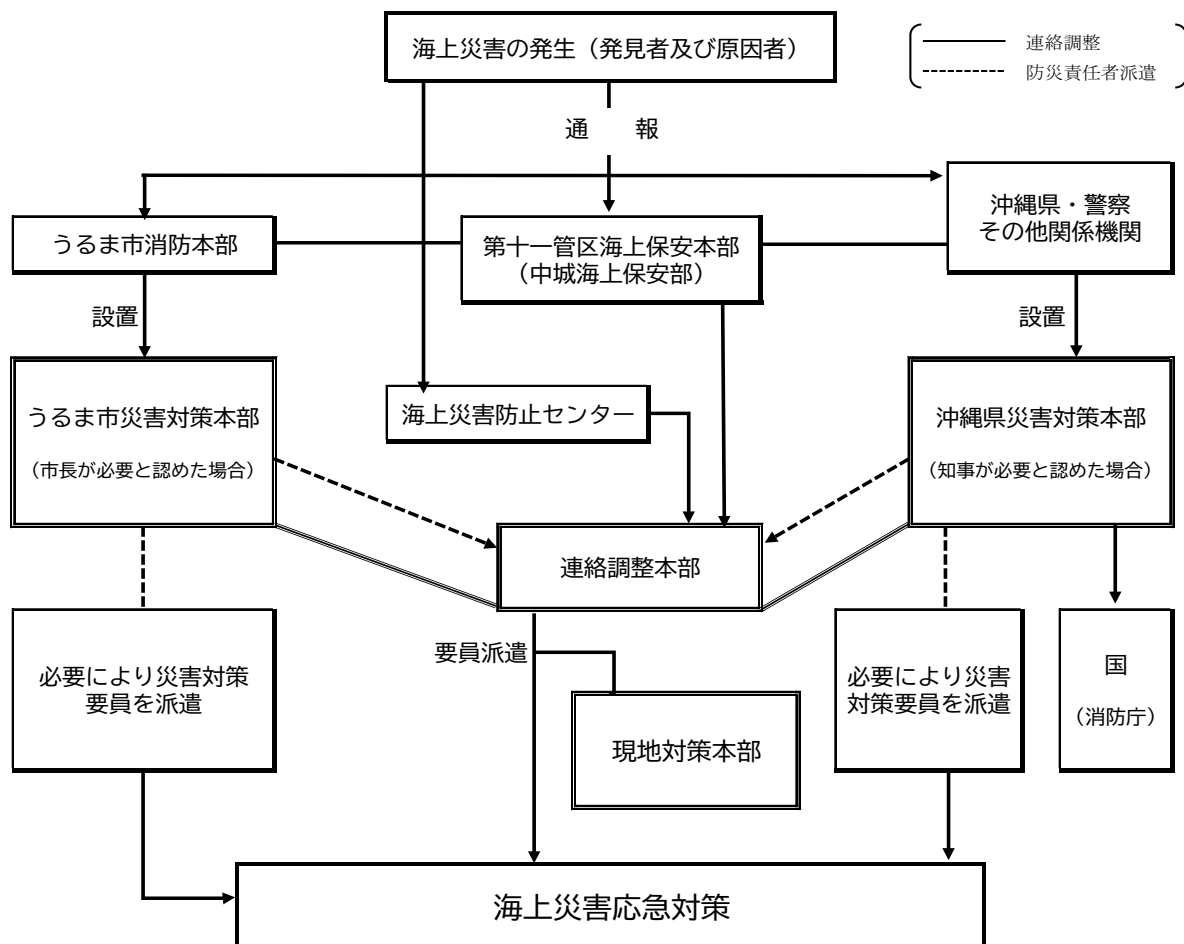
また、警戒本部が設置された場合は、現地に連絡調整本部が設置される。

連絡調整本部は、被害防止のためにとられた措置の概要、応急対策の状況把握及びこれらに関する関係機関と警戒本部との連絡調整等を行う。なお、連絡調整本部及びその事務局は、管区海上保安本部内に設置される。

2 実施機関

- (1) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
- (2) 沖縄総合事務局
- (3) 沖縄気象台
- (4) 陸上自衛隊第15旅団
- (5) 海上自衛隊沖縄基地隊
- (6) 沖縄県
- (7) 沖縄県警察本部
- (8) 関係市町村及び関係消防本部
- (9) 日本赤十字社沖縄県支部
- (10) 事故関係企業等
- (11) 海上災害防止センター
- (12) その他関係機関及び団体

3 海上災害発生時の通報系統



4 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の実施事項

(1) 非常体制の確立

- ① 管内を非常配備とする。
- ② 大規模海難等対策本部（現地対策本部：中城海上保安部）を設置する。
- ③ 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力し、通信の確保に努める。
- ④ 巡視船艇・航空機等により、被害状況調査を実施する。
- ⑤ 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告・出入港の制限等の措置をとる。

(2) 警報等の伝達

船舶等に対する警報等の伝達は、以下により行うものとする。

- ① 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇・航空機等による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。
- ② 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、若しくは船舶交通の制限又は禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報により周知する。

- ③ 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに巡視船艇・航空機等における巡回等により速やかに周知する。

(3) 情報の収集等

関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇・航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

(4) 海難救助等

海難救助等を行うに当たっては、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、二次災害防止等の措置を講ずるものとする。

その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(5) 緊急輸送

「第2編 第1章 第14節 交通輸送計画の3 緊急輸送」に準じて、迅速かつ積極的に実施するものとする。

この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとする。

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付や譲与について要請があったとき、又はその必要性があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障のない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援するものとするほか、医務室を設備しているヘリコプター搭載型巡視船等による支援活動を実施するものとする。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図りながら、防除措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に流出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

第1章 災害応急対策計画

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全や緊急輸送を確保するため、船舶交通の整理・制限・禁止及び船舶への情報提供等の措置を講ずるものとする。

(10) 警戒区域の設定

「第2編 第1章 第8節 避難計画の2 地震等の避難体制」に基づき、必要に応じて警戒区域を設定する。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。
- ② 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置についての措置を講ずる。

- ① 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。
- ② 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ③ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常措置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却、現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

5 その他関係機関の実施事項

機 関 名	役 割
(1) 沖縄総合事務局	救援船舶の斡旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整
(2) 陸上自衛隊	要請又は状況により、自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項 ① 遭難者の救護 ② 沿岸住民の避難に必要な支援 ③ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援
(3) 海上自衛隊	要請又は状況により、自らの判断により部隊等を派遣して行う以下の事項 ① 被害状況の調査 ② 遭難者の救出・救護

機 関 名	役 割
	<ul style="list-style-type: none"> ③ 死傷病者の救出・搬送 ④ 行方不明者の捜索 ⑤ 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 ⑥ 人員・物資の輸送等 ⑦ 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動支援
(4) 沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ① 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ② 応急物資の斡旋及び輸送手段の調整 ③ 自衛隊、地方公共団体に対し、応援要請その他の応急措置 ④ 第十一管区海上保安本部の行う応急対策への協力 ⑤ 防除資機材及び消火資機材の整備 ⑥ 規模に応じ、災害対策本部等の設置 ⑦ 危険物施設に対する措置に関して、市町村長からの要求に基づく指導又は助言 ⑧ 災害救助法適用に関する措置 ⑨ 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報 ⑩ 災害の状況及び監視結果等について、適時公表及び事後の可能な限りでの環境への影響の監視評価の実施
(5) 市及び市消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ② 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 ③ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油等の防除措置の実施 ④ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容） ⑤ 沿岸及び地先海面の警戒 ⑥ 沿岸住民に対する避難の指示 ⑦ 消火作業及び延焼防止作業 ⑧ その他海上保安官署等の行う応急対策への協力 ⑨ 防除資機材及び消火資機材の整備 ⑩ 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導 ⑪ 漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
(6) 沖縄県警察	<ul style="list-style-type: none"> ① 警備艇による油等の流出面パトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り ② 危険防止又は民心安定のための広報活動 ③ 住民の避難誘導 ④ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保 ⑤ 交通の秩序の維持及び通信の確保 ⑥ 人命救助の実施

第1章 災害応急対策計画

機 関 名	役 割
	⑦ 災害情報の収集及び関係機関への伝達 ⑧ 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施 ⑨ 関係防災機関の活動に関する支援
(7) 事故関係機関	① 海上保安官署への事故発生の通報 ② 遭難船舶乗組員の救助 ③ 現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を実施 ④ 必要に応じ、付近住民に避難するよう警告 ⑤ 消火活動等消防機関への協力 ⑥ 防除資機材及び消火資機材の整備並びに調達 ⑦ 災害対策連絡調整本部への責任者派遣
(8) 海上災害防止センター	① 船舶所有者等の利用に供するための油防除資機材の保有及び海上防災のための調査研究等災害予防の実施 ② 海上災害が発生した際、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託を受けて、油防除等の実施 ③ 県及び市町村等の災害復旧に当たっての助言
(9) その他関係機関、団体	自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安官署、その他関係機関の応急対策に協力するものとする。

6 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興に当たっては、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように関係機関・団体等と連携を図りつつ、被災の復旧・復興対策を講ずる。

(1) 海洋環境の汚染防止

地震災害等により発生したがれき等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずるものとする。

(2) 海上交通安全の確保

災害復旧・復興に係る工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
- ② 広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対して、工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

第30節 在港船舶対策計画

災害時の在港船舶の安全確保は、「第2編 第1章 第28節 在港船舶対策計画」に定める対策を基本に、高潮や海上警報等の状況を踏まえて実施するものとする。

第31節 労務供給計画

災害時における労務者及び職員等の確保は、「第2編 第1章 第29節 労務供給計画と応急公用負担」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第32節 民間団体の活用計画

災害時における民間団体（青年団体、女性団体）への協力要請等は、「第2編 第1章 第30節 民間団体への協力要請」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第33節 ボランティア受入計画

災害ボランティアの募集、受入れ等は、「第2編 第1章 第31節 ボランティア受入計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第34節 公共土木施設応急対策計画

災害時における道路及び港湾・漁港施設の応急対策は、「第2編 第1章 第32節 公共土木施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第35節 ライフライン等施設応急対策計画

災害時の電力、ガス、上下水道、通信等の施設の応急対策は、「第2編 第1章 第33節 ライフライン等施設応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第36節 交通機関応急対策計画

災害時の交通機関の応急対策は、「第2編 第1章 第34節 交通機関応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第37節 農林水産物応急対策計画

災害時における農産物、林産物、水産物及び家畜の応急対策は、「第2編 第1章 第35節 農林水産物応急対策計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第38節 島しょ地域の支援体制

災害時における島しょ地域への支援体制については、「第2編 第1章 第36節 島しょ地域の支援体制」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第39節 道路事故災害応急対策計画

1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- (1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 市は人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

2 応急活動及び活動体制の確立

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、応急活動等を横断的に行う必要がある場合には、「第2編 第1章 第1節 組織計画」の定めるところにより、速やかに必要な体制を取る。

3 救急、救助、消火及び医療活動

- (1) 市は、救急、救助、消火活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、医療機関等の関係機関に応援を要請する。
- (2) 救急、救助、消火及び医療活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市は県と協力し、必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

4 道路、橋梁等の応急措置

- (1) 道路管理者は、道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、障害物の除去、路面及び橋梁段差の修正、排土作業、盛土作業、仮舗装作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。
- (2) 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。
- (3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

5 その他

(1) 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

(2) 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第40節 林野火災対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、県及び県警察と連携して、消火活動等の応急対策を行う。

1 市の活動

- (1) 市消防は、林野火災が発生した場合は、直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行うとともに、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、危機管理課に情報を伝達し、県及び関係機関に連絡する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく市の消防力で対応できないときは、「沖縄県消防相互応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、県に対して、速やかに

第1章 災害応急対策計画

災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の市民等の避難誘導を行う。

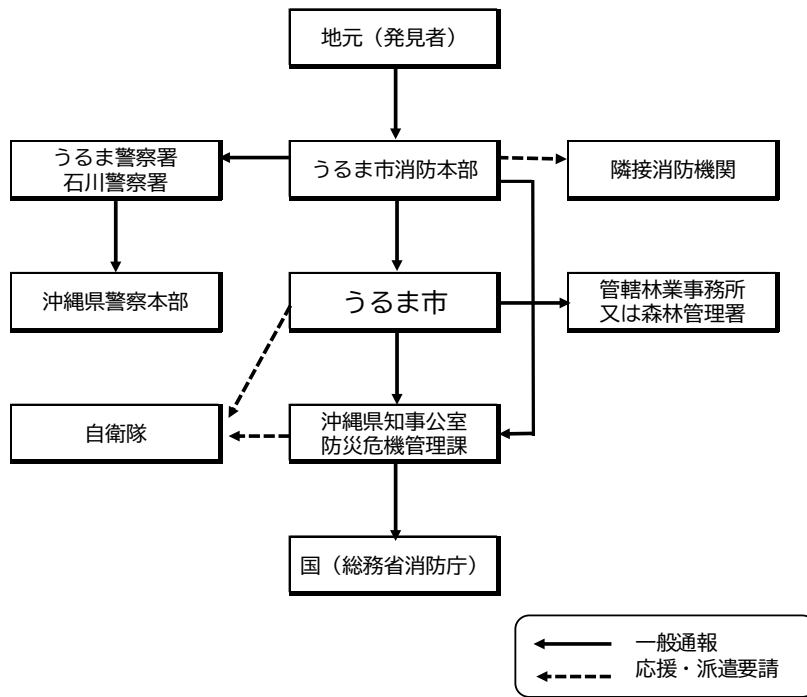
2 県の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、市町村等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。
- (2) 地元市町村からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。
- (3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
- (4) 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

3 県警察の活動

- (1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
- (2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導などを行う。
- (3) 死傷者が発生した場合は、関係機関と連携し、救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- (4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

《 林野火災通報連絡系統図 》



第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、「第2編 第2章 第1節 公共施設災害復旧計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第2節 被害認定調査と罹災証明

被害認定調査と罹災証明については、「第2編 第2章 第2節 被害認定調査と罹災証明」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第3節 被災者生活への支援計画

被災者の災害相談、住宅復旧、融資、見舞金等の支給、税の減免、職業斡旋等は、「第2編 第2章 第3節 被災者生活への支援計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4節 農林水産及び中小企業者等への支援計画

災害時の被災農林漁業者、被災中小企業者に対する融資対策は、「第2編 第2章 第4節 農林水産及び中小企業者等への支援計画」に定める対策のほか、風水害等の被害特性を踏まえて実施するものとする。

特に、台風被害では、さとうきび、葉タバコ等の農作物被害が顕著になりやすいことを踏まえて復旧を促進するものとする。

第5節 復興の基本方針

復興計画やまちづくりは、「第2編 第2章 第5節 復興の基本方針」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

第4編 原子力災害編



第1章 総則

第1節 本編の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、市に寄港する米原子力艦による原子力災害（以下「原子力艦の原子力災害」という。）に関し、事前、応急及び復旧のための諸施策（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での施策を除く。）を定め、これを総合的かつ計画的に推進することによって、市の防災体制の確立を図り、市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 原子力災害の特殊性

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じる。したがって、原子力災害対策の実施に当たっては、以下のような原子力災害の特殊性を理解する必要がある。

- ・原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- ・放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることができないこと。
- ・平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- ・原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- ・放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるため、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

ただし、情報連絡、住民等の屋内退避・避難、被災者の生活に対する支援等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応のほうが効率的かつ実効的である。したがって、原子力災害対策は、上記の特殊性を考慮しつつ、一般災害と全く独立した防災対策を講じるのではなく、一般的な防災対策と連携して対応していく必要がある。

出典：原子力規制委員会 原子力災害対策指針

原子力艦の原子力防災に関する市の業務内容は、以下のとおりとする。

- 1 災害情報の収集・連絡体制の整備
- 2 活動体制の整備
- 3 安定ヨウ素剤の確保等
- 4 救急・救助体制の整備
- 5 情報伝達体制の整備
- 6 防災訓練の実施
- 7 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- 8 防災業務関係者の原子力防災に関する研修
- 9 国・県及び関係機関との連絡調整
- 10 災害状況の把握及び伝達
- 11 自衛隊の派遣要請（県への要求）
- 12 他の地方公共団体等への応援要請
- 13 住民の退避、避難のための指示等
- 14 飲料水、飲食物の摂取制限
- 15 汚染農水産物等の出荷制限等
- 16 災害復旧
- 17 各種制限措置の解除
- 18 風評被害の軽減
- 19 相談窓口の設置
- 20 防護資機材の整備
- 21 広報活動
- 22 その他災害対策に必要な措置

第4節 県及び防災関係機関の業務内容

原子力艦の原子力防災に関し、県及び防災関係機関の業務内容は、以下のとおりとする。

1 指定地方行政機関の役割

(1) 沖縄防衛局の役割

- ① 災害情報の伝達
- ② 日米地位協定等に基づく損害賠償
- ③ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
- ④ 地方公共団体等への連絡調整支援等

(2) 九州管区警察局の役割

- ① 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整
- ② 災害に関する情報収集及び連絡調整

(3) 沖縄総合事務局の役割

- ① 財務部
 - 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
- ② 農林水産部
 - 汚染農水産物等の出荷制限等についての指導
- ③ 経済産業部
 - 復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- ④ 運輸部
 - ㊦ 陸上及び海上輸送機関、その他関係機関との連絡調整
 - ㊧ 陸上における緊急輸送用車両及び海上における緊急輸送用船舶の斡旋、確保

(4) 九州厚生局の役割

- ① 災害状況の情報収集、通報に関すること。
- ② 関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 沖縄森林管理署の役割

林野・林産物の汚染対策及び除染措置の指導

(6) 那覇空港事務所の役割

航空機による輸送の安全確保に必要な措置

(7) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）の役割

- ① 巡視船艇、航空機等による情報伝達
- ② 避難に関する情報の伝達、避難誘導
- ③ 自治体からの要請に基づく海上における緊急時モニタリングの支援
- ④ 原子力規制委員会が行う原子力艦の寄港に伴う放射能調査への協力

第1章 総則

- ⑤ 巡視船艇、航空機等による海上における救助・救急活動
- ⑥ 船舶航行制限及び航泊禁止等の措置
- ⑦ 海上における治安の維持活動
- ⑧ その他要請に基づく地方公共団体等への支援

(8) 沖縄気象台の役割

災害時における気象情報の発表及び伝達

2 自衛隊の役割

- (1) 国（原子力規制委員会）が実施する緊急時モニタリングの支援
- (2) 避難の援助
- (3) 応急医療・救護
- (4) 人員及び物資の緊急輸送
- (5) その他災害対策に必要な処置で対処可能な処置

3 県の役割

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 医療体制の整備
- (4) 緊急被ばく医療の実施
- (5) 安定ヨウ素剤の確保等
- (6) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (7) 教育及び訓練の実施
- (8) 国への専門家の派遣要請
- (9) 災害発生時における国、市等との連絡調整
- (10) 災害状況の把握及び伝達
- (11) 自衛隊への災害派遣要請
- (12) 国（原子力規制委員会）が実施する放射能水準調査・放射線モニタリング及び緊急時モニタリングへの協力及びモニタリングの実施
- (13) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (14) 防護資機材の整備
- (15) 市長が行う住民等への飲料水・飲食物の摂取制限に係る指示及び協力
- (16) 市長が行う住民等への汚染農水産物等の出荷制限に係る指示及び協力
- (17) 災害復旧
- (18) 市長が行う各種制限措置の解除への助言、風評被害等の影響の軽減
- (19) 相談窓口の設置
- (20) その他災害対策に必要な措置

4 県警察の役割

- (1) 住民等の屋内退避、避難誘導
- (2) 立ち入り禁止地区及びその周辺地域の警備、交通規制等
- (3) 緊急輸送のための交通の確保
- (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持
- (5) その他災害警備に必要な措置

5 指定公共機関の役割

(1) NTT西日本沖縄支店の役割

災害時における通信の確保

(2) 日本銀行那覇支店の役割

銀行券の発行ならびに通貨・金融の調整を行うとともに資金決済の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する。

(3) 日本赤十字社沖縄県支部の役割

災害時における医療救護等の実施

(4) 日本放送協会沖縄放送局の役割

災害状況及び災害対策に関する放送

6 指定地方公共機関の役割

(1) 沖縄県医師会の役割

災害時における医療救護等の実施

(2) 沖縄県バス協会の役割

災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

(3) 琉球海運（株）の役割

災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

第2章 予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制等の整備

(1) 防災関係機関相互の連絡体制

市は、国・県及びその他防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。その際、夜間・休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、災害発生に備え、通信設備等の充実にも努めるものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県をはじめ防災関係機関と協力し、必要に応じ航空機、巡視船、車両、移動無線局など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集、蓄積に努めるものとする。

3 通信手段の確保

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国・県からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう緊急時通信連絡網の構築に努めるものとする。

4 放射能影響の早期把握のための活動

県及び中城海上保安部が、国（原子力規制委員会）と協力して実施する原子力艦寄港地周辺環境の放射能調査（環境放射線モニタリング）の結果について、市に迅速に情報が提供される体制の整備に努めるものとする。

第2節 災害応急体制の整備

市をはじめ県及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下の掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制等の整備に努めるものとする。

1 警戒体制を取るために必要な体制等の整備

市は、関係機関から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合やモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合、速やかに職員の非常招集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2 応急対策活動に必要な資機材の整備等

現場で活動する市の対策要員（消防含む）が被災しないよう、電離箱式サーベイメータやポケット線量計、防護服、防護マスク及び安定ヨウ素剤等の整備に努めるものとする。

3 災害対策本部体制等の整備

市は、国が非常災害対策本部等を設置した場合又は市長若しくは知事が必要と認めた場合、市災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織、掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

第3節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、必要に応じ国、県、専門家、その他防災関係機関等の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成する。

2 避難所等の整備

(1) 避難所の指定

市は、「第2編 第1章 第8節 避難計画」で指定する避難場所のなかから、原子力艦が寄港するホワイトビーチとの距離や風向きを考慮した避難所を複数選定しておくものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県と連携し、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備を行う。

第2章 予防計画

3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

市は、県と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者等を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児等について十分配慮する。

4 市民等の避難状況の確認体制の整備

市は、県と連携し、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、市民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

5 避難所・避難方法等の周知

市は、県と連携し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から市民等への周知徹底に努める。

第4節 緊急輸送活動体制等の整備

市及び県の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、相互に協力するとともに国とも連携して道路管理の充実を図る。

第5節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

市、県、市消防、県警察は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、サーベイメータ、線量計その他のモニタリング用機材など、必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

2 医療活動用資機材等の整備

市及び県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、緊急時被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市及び県は、国と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

第6節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、市民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。また、市民等に的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、県は必要に応じ市に助言する。

第7節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

市及び県は、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が整備されるよう、以下に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特性に関すること
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (4) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (5) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (6) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

第8節 災害復旧の備え

市及び県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第9節 防災業務関係者に対する研修

市、県、県警察及び市消防は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力災害とその特性に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (4) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (5) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- (9) その他緊急時対応に関すること。

第10節 防災訓練等の実施

市、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は協力し、次の訓練項目を組み合わせた訓練の実施に努め、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 緊急時被ばく医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) その他必要な訓練

第3章 応急対策計画

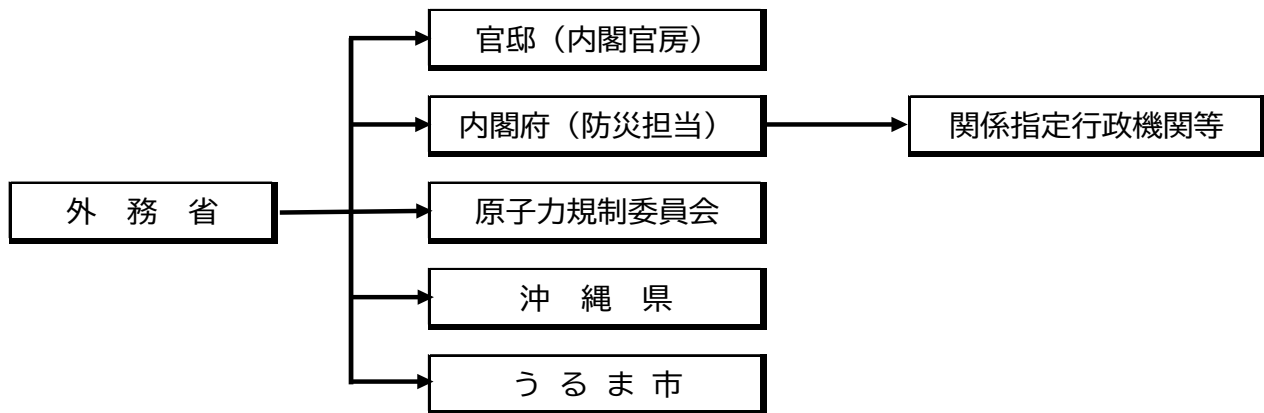
本章は、原子力という特殊性から計画上特化させ、ホワイトビーチに寄港する原子力艦に起因する事故等が発生した場合の市の組織体制及び応急措置等について「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申し合せ）の趣旨に沿って定めるものとする。

また、本計画以外の事項については、「第2編 第1章 災害応急対策計画」によるものとする。

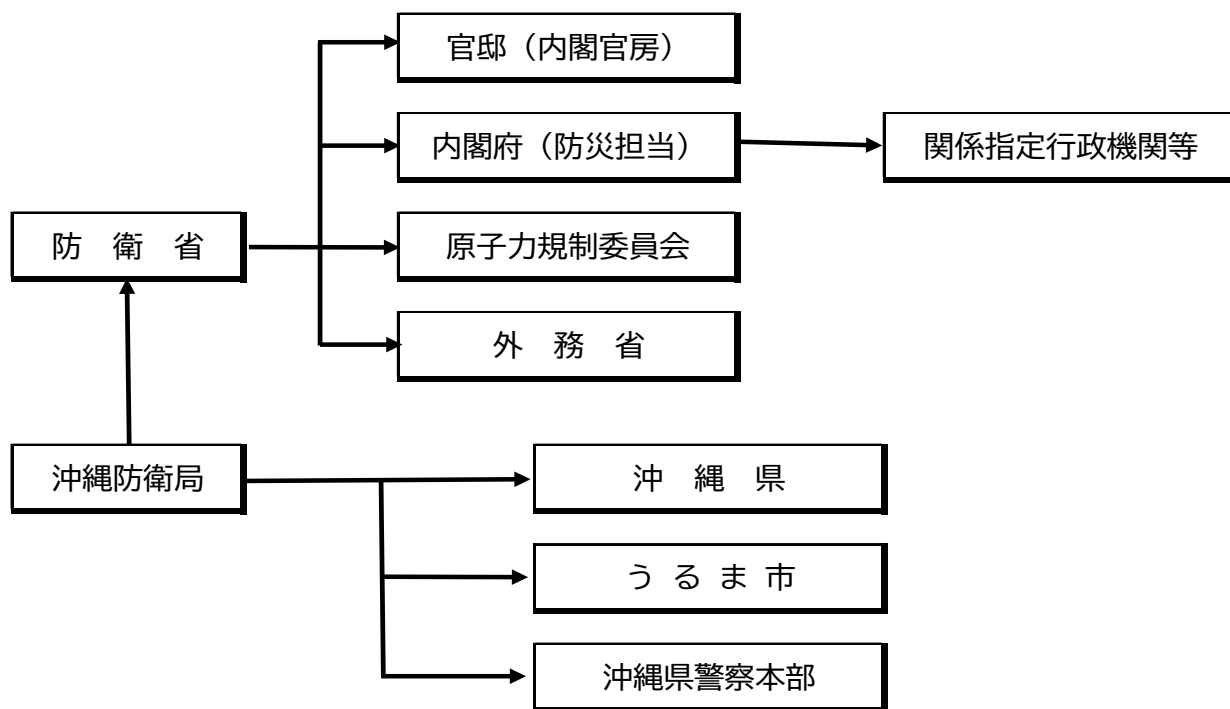
第1節 原子力艦の災害情報の収集・連絡

原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力災害が発生した場合における通報及び連絡は以下のとおりとする。

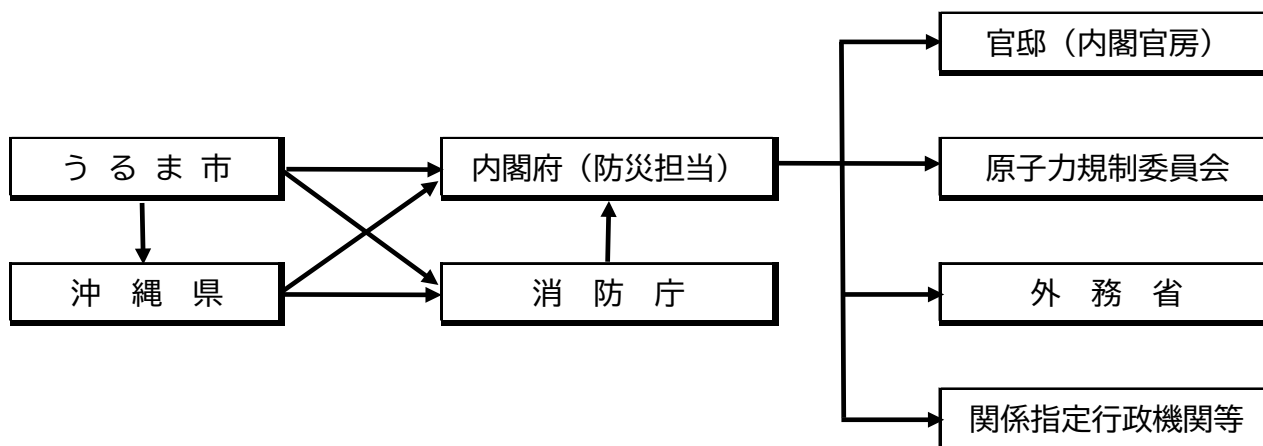
1 外務省が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合



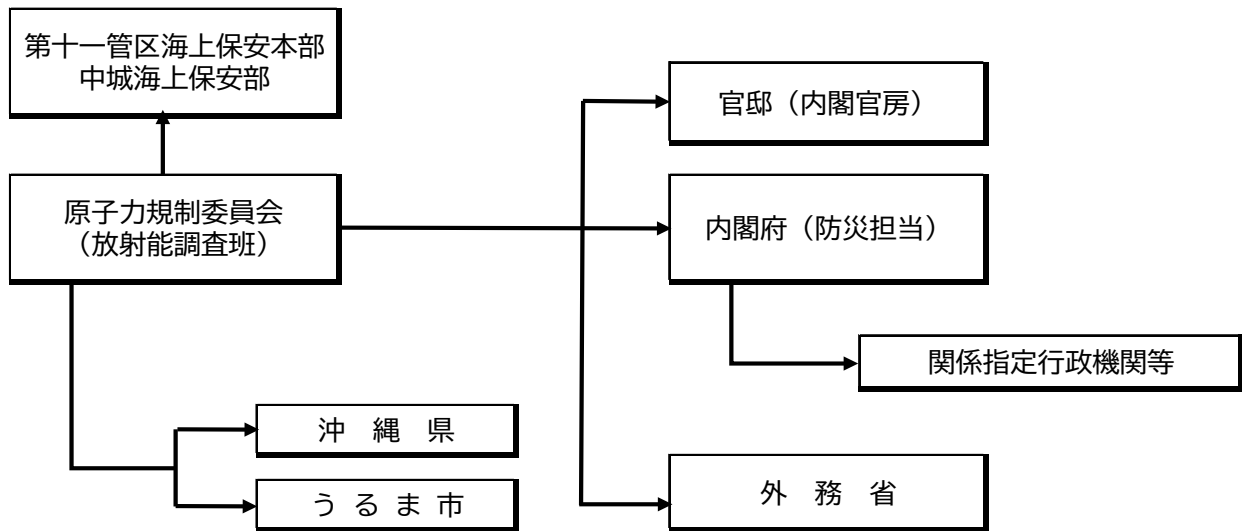
2 沖縄防衛局が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合



3 うるま市が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合



4 モニタリング値が原子力艦に係る異常発生を関係機関に通報する基準に達した場合



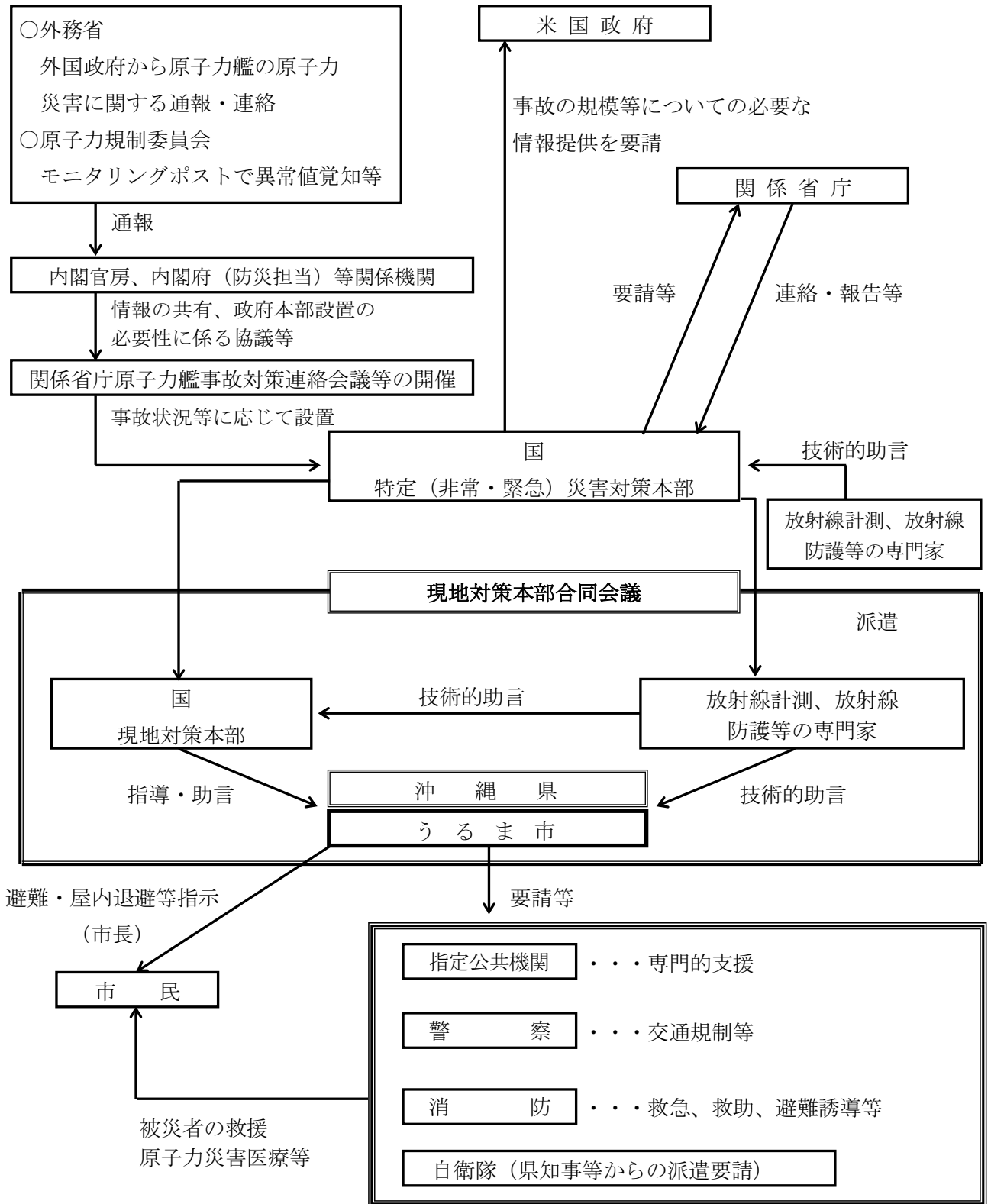
通報基準

我が国が独自に実施している環境放射線モニタリング活動により、原子力艦繫留地の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検知された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして関係機関に通報するための基準。

敷地境界付近の放射線量率として1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出した場合。
(ただし、落雷等による検出は除く)

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

第2節 原子力艦の原子力災害発生時における対応体制の概要



第3節 災害警戒本部の設置

市域において、原子力艦による災害発生のおそれがあり、応急対策が必要と認める場合は、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、必要に応じて警戒体制をとるものとする。

1 災害警戒本部の設置基準

- (1) 市域及びその周辺地域において、特定事象の発生には至らないが、原子力艦に起因した災害が発生した旨の通報、連絡を受け、市域に被害が及ぶと予想される場合
- (2) 国、県のモニタリングポストにおいて、毎時5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合 {ただし、落雷等による検出は除く (落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象)} (「通報基準に達した場合」)
- (3) その他副市長が必要と認める場合

2 災害警戒本部員

災害警戒本部員は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」によるものとする。

なお、副市長が不在又は連絡不能な場合は、総務部長が指揮を執るものとする。

3 配備人員及び事務分掌

災害警戒本部設置時における各部の配備人員は、次のとおりとする。

ただし、災害の状況に応じて各部局長等は増減を行うものとする。その際、各部長は、配備要員名簿を作成し、企画部参事へ報告するものとする。

部 班 名	配備人員	主 な 事 務 分 掌
統括情報部	全体統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・各部との連絡調整 ・情報の収集 (総括) ・関係機関との連絡調整 ・災害情報の広報等 (避難情報等を含む) ・災害警戒本部会議の運営 ・基地関係機関との連絡調整及び情報の収集
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・市長、副市長への連絡調整、報道機関への対応
避難支援部	避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営の準備に関すること
物資支援部	輸送班	<ul style="list-style-type: none"> ・人員輸送・物資輸送車両の確保に関すること ・避難者等の輸送の準備に関すること
施設管理部	道路対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の交通規制 (県警と連携) の準備に関すること ・避難誘導 (消防、県警と連携) の準備に関すること ・避難者等の輸送の準備に関すること
	水道対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・水道水の原子力災害対策に関すること

第3章 応急対策計画

部 班 名		配備人員	主 な 事 務 分 掌
市民支援部	要支援者支援班	17名	・避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難支援等に関すること
	外国人支援班	1名	・関係自治会への連絡
	教育支援班	9名	・児童生徒の避難誘導の準備及び健康被害の把握に関すること ・避難所の開設、運営への協力に関すること
保健衛生部	救護班	10名	・国からの医療派遣チームや被ばく者等を収容する医療機関との連絡調整に関すること ・安定ヨウ素剤の調達、配布、服用に関すること ・健康に関するカウンセラーの配置に関すること ・市民の原子力災害による健康に関する相談窓口に関すること ・避難所における避難住民の救護に関すること ・患者数、医療情報等の集約
	環境保全班	2名	・モニタリング結果等の情報収集 ・国、県が行う緊急時モニタリングの連絡調整に関すること
救命救助部	消防総務班 警防班 予防班 消防班	状況に応じて配備	・災害情報等の緊急広報に関すること ・避難誘導の準備に関すること ・被害状況、応急活動状況の把握に関すること ・救急等活動に関すること ・国・県が行う緊急時モニタリングへの協力に関すること
産業復興部	農水産業復興班	4名	・農作物関係の原子力災害対策に関すること ・水産物関係の原子力災害対策に関すること

4 災害警戒本部での協議事項

災害警戒本部長（副市長）は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて災害警戒本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

開催場所	市役所本庁舎東棟3階庁議室
主な報告事項	① 各部の配備体制に関すること ② 災害及び被害状況に関すること
協議事項	① 応急対策に関すること ② 避難指示、警戒区域の指定に関すること ③ 避難場所の選定に関すること ④ 災害対策本部の設置に関すること ⑤ 災害警戒本部の廃止に関すること ⑥ その他本部長が必要と認めるもの

5 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、以下のいずれかの基準による。

- ・ 災害警戒本部長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めるとき。
- ・ 災害対策本部が設置されたとき。

第4節 災害対策本部の設置

市において原子力艦による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部員会議を開催するものとする。

1 災害対策本部の設置基準

- (1) 特定事象発生連絡・通報を受けた場合
- (2) 県のモニタリングポストにおいて、1地点で10分以上1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合〔ただし、落雷等による検出は除く（落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象）〕（「原子力艦による原子力災害に係る緊急事態発生の判断基準に達した場合」）
- (3) 原子力艦の事故による災害発生情報を覚知したとき
- (4) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (5) その他市長が必要と認める場合

2 災害対策本部員

災害対策本部員は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」によるものとする。

なお、市長が出張、休暇等で不在、又は連絡不能な場合は、副市長が指揮をとるものとする。

3 配備要員及び事務分掌

災害対策本部の組織体制は、「第2編 第1章 第1節 組織計画」に準じた体制をとるものとする。

その際、原子力災害特有の状況に対応するため、災害警戒本部配備体制時の主な業務に定める応急対策も併せて実施するものとする。

また、各部長は配備要員名簿を作成し、企画部参事へ報告するものとする。

第3章 応急対策計画

4 災害対策本部での協議事項

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部に参集する。本部会議の報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりである。

開催場所	市役所本庁舎東棟3階庁議室
主な報告事項	(1) 各部の配備体制に関すること (2) 緊急措置事項 (3) 災害及び被害状況に関すること
主な協議事項	(1) 応急対策に関すること (2) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること (3) 自衛隊、他市町村及び関係機関への応援要請に関すること (4) 避難の指示、警戒区域の指定に関すること (5) 広域避難の調整に関すること（市外への避難等） (6) 市民向緊急声明の発表に関すること (7) 市民及び災害対応従事者（市職員等）の被ばく管理等に関すること (8) 応急対策に要する予算及び資金に関すること (9) 国、県等への要望及び陳情に関すること (10) その他災害対策の重要事項に関すること

5 災害対策本部の廃止

原子力緊急事態解除宣言が発出されたとき、又は事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要がなくなると認める場合には災害対策本部を廃止するものとする。

- ・原子力艦の原子力事故において、国の非常災害対策本部等が廃止されたとき、又は市長が、事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要性がなくなると認める場合には災害対策本部を廃止する。
- ・市長は災害対策本部を廃止した場合は、直ちに県知事及び関係機関に連絡するとともに、災害対策本部の廃止を市民に周知するため、報道機関等を通じて発表する。
- ・災害対策本部の廃止後、引き続き災害対策の実施が必要な場合、災害対策本部に準じてその対策を実施するものとする。

第5節 防災業務関係者の安全確保

1 実施担当

活動区分	担当	連携協力機関
・防災業務関係者の安全確保	統括情報部全体統括班	国、県
・防護資機材の調達	統括情報部全体統括班 救命救助部警防班	国、県

2 防災業務関係者の安全確保

緊急時モニタリング、避難誘導、救出・救護、立入制限、医療救護活動等各種災害応急対策に従事するものが被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うものとする。

3 防護対策

市は、国や県、その他関係機関に対して、必要に応じ防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

4 防災業務関係者の被ばく管理

防災業務関係者の被ばく管理は、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月改訂、以下「防災指針」という。）による放射線防護に係る指標値を上限として適切に行なう。なお、放射線の影響を受けやすい子どもや妊婦について適切に配慮する。

防災業務関係者の放射線防護に係る指標

- (1) 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。
- (2) 防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、原子力施設の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が災害の拡大の防止及び人命救助活動等、緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。
また、作業内容に応じて必要であれば、目の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトを併せて上限として用いる。

※ これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量ができる限り少なくする努力が必要である。

特に女性については、上記指標にかかわらず、胎児防護の観点から適切な配慮が必要である。

第6節 屋内退避及び避難等の防護活動

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・市民等への周知	統括情報部全体統括班	報道機関、自治会等
・警戒区域の設定	統括情報部全体統括班	国、県、県警察、中城海上保安部
・避難所の開設、運営	避難支援部避難所班	自治会、 自主防災組織、 うるま地区赤十字奉仕団等
・避難行動要支援者の避難支援 ・福祉避難所の開設	市民支援部要支援者支援班	福祉施設等の関係機関・団体
・避難誘導	統括情報部全体統括班 救命救助部消防班	市消防団、県警察、自治会や自主 防災組織等
・避難輸送	統括情報部全体統括班 救命救助部消防班	国、県、自衛隊等
・災害地域住民等の記録	統括情報部全体統括班 避難所を開設運営等する班	自治会等

2 避難指示

本部長は、内閣総理大臣の指示、又はモニタリングの結果や専門官の助言・指示等に基づき、市民に対して屋内退避又は避難指示等を行うものとする。

判断基準（「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）VI. 参考資料 参照）

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲（以下参照）において屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難を実施するための判断基準

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間当たり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、落雷等による検出は除く）

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

〈「判断基準」に達した場合の「応急対応範囲」〉

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で屋内退避若しくはコンクリート屋内退避あるいは避難を実施する範囲

	原子力空母	原子力潜水艦
コンクリート屋内退避 又は避難を実施する範囲	半径 1 km以内	半径 0.5 km以内
屋内退避を実施する範囲	半径 1 kmと 3 kmで 囲まれる範囲	半径 0.5 kmと 1.2 kmで 囲まれる範囲

第3章 応急対策計画

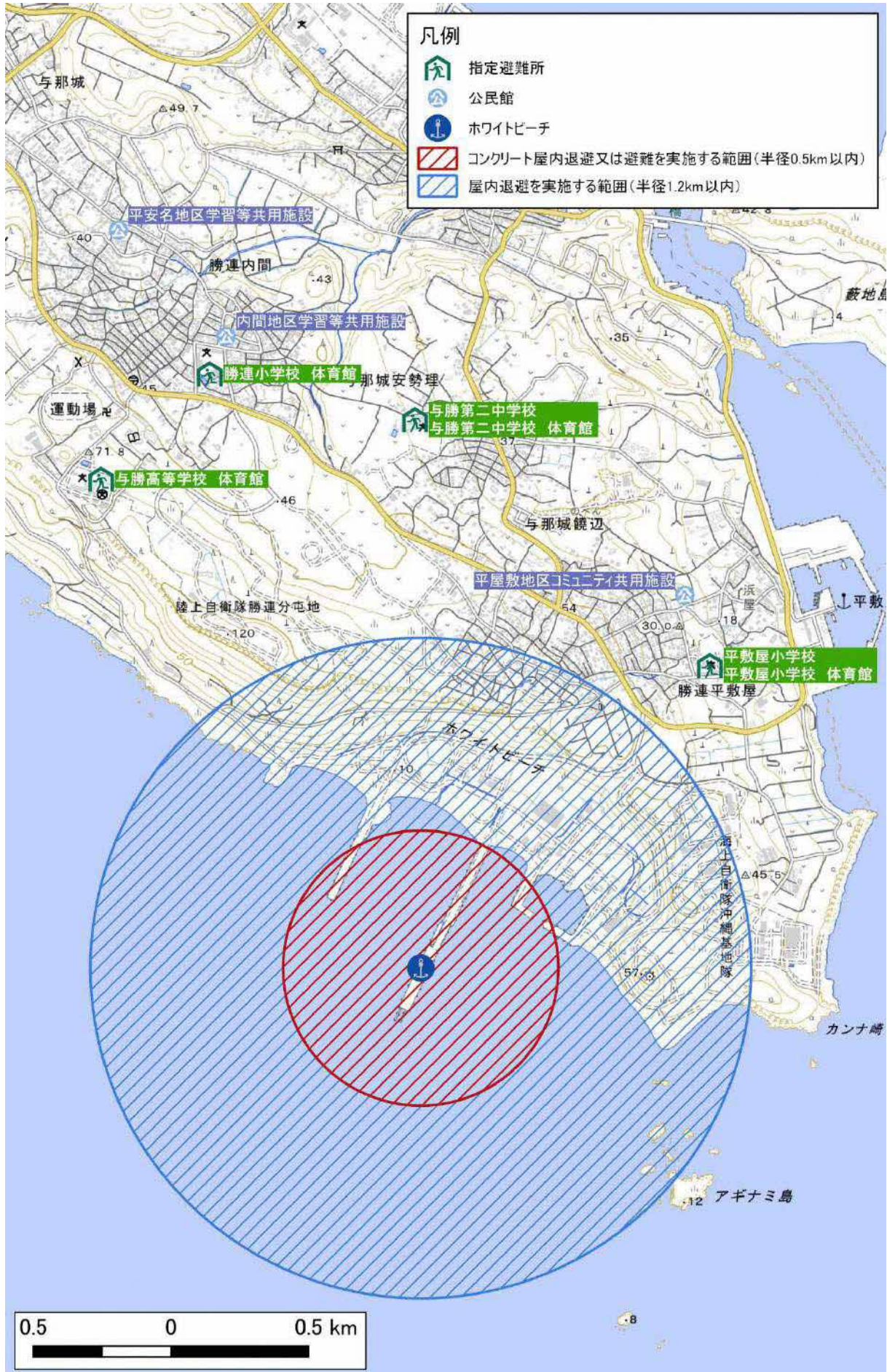


図 ホワイトビーチでの応急対応範囲

3 避難指示等の内容

屋内退避及び避難指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行うものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 避難等を要する理由(2) 屋内退避又は避難指示の対象地域(3) 避難先とその場所(4) 避難経路(5) その他対策本部長が必要と認めるもの |
|---|

4 市民等への周知

屋内退避及び避難指示を行った場合は、防災行政無線やエリアメール/緊急速報メール、広報車及びテレビ・ラジオ、ホームページ、SNS 等により市民への周知を実施する。

また、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への情報の伝達については、自治会など地域と連携して実施するものとする。

付近を航行する船舶については、中城海上保安部から航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図る。

5 警戒区域の設定

市長は、避難指示をした区域について、必要に応じて警戒区域を設定するなど、指示の実行をあげるために県警察など関係機関と連携し、必要な措置を行う。

6 避難所の開設

避難指示等を発出する場合、本部長は「第2編 第1章 第8節 避難計画」で指定している避難場所のなかから安全を確認した上で、施設管理者と協議を行い開設することとする。

避難所の運営については、「第2編 第1章 第8節 避難計画」によるものとする。

7 避難誘導

(1) 避難誘導は、市、市消防、消防団、警察等が連携し、実施するものとする。また、警戒区域の設定や避難指示等を行った地域では、戸別訪問を実施し、残留者の確認に努めるものとする。

(2) 学校及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が避難誘導を行う。

(3) 避難誘導を行う際には、避難経路等の安全に留意する。

(4) 避難に当たっては、避難地での混乱及び危険を避けるために携行品は貴重品や常時服用している薬、衣服等とし、必要最小限とするよう指導する。

第3章 応急対策計画

8 避難輸送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難地へ早急に避難させるため必要と認められる場合、車両などにより輸送する。

車両の確保については、市が所有する車両に加え、国や県、自衛隊等の関係機関に要請し、確保するものとする。

また、避難輸送の順位については、妊婦や幼児、子ども、傷病者を最優先とし、次に高齢者や障がい者などの要配慮者、最後に一般及び災害対策に従事する者とする。

9 災害地域住民等の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在したこと、避難所等においてとった措置等を記録するよう努めるものとする。

第7節 飲料水、飲食物等の摂取制限

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・飲料水、飲食物の摂取制限	統括情報部全体統括班 施設管理部水道対策班	国、県
・農畜水産物の摂取及び出荷制限	産業復興部農水産業復興班	国、県、農業協同組合、漁業協同組合等
・飲料水、飲食物等の供給	施設管理部水道対策班	国、県、協定締結企業・事業所
・生活必需品等の供給	物資支援部輸送班	国、県

2 飲料水、飲食物の摂取制限

国や県等が実施するモニタリングの結果、飲料水や飲食物などの汚染が防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市は、国の指導・助言又は指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲食物の飲料禁止又は摂取制限等、必要な措置を講ずるものとする。

3 農畜水産物の採取及び出荷制限

国や県等が実施するモニタリングの結果、農畜水産物の汚染が防災指針に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市は、国の指導・助言又は指示に基づき、農畜水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、汚染農畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講ずるものとする。

4 飲食物等の供給

市は、屋内退避及び避難のための立ち退きの指示を行った場合、若しくは飲食物等の摂取制限などを行った場合は、必要に応じ、関係機関と協力して飲食物等の供給を行うものとする。

5 生活必需品等の供給

市は、避難のための立ち退きの指示を行ったとき、その期間が長引くことが予想される場合において、必要に応じ、関係機関と協力して生活必需品等の供給を行うものとする。

第3章 応急対策計画

○飲食物摂取制限に関する指標

(出典：食品衛生法に基づく食品中の放射性物質の基準値（厚生労働省）)

対 象	放射性セシウム
飲料水	1 0 B q / k g
牛乳	5 0 B q / k g
一般食品	1 0 0 B q / k g
乳児用食品	5 0 B q / k g

○放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の許容値に関する指標

(出典：放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（農林水産省）)

対 象	放射性セシウム最大値
肥料・土壌改良資材・培土	4 0 0 B q / k g
飼料（牛・馬）	1 0 0 B q / k g
飼料（豚）	8 0 B q / k g
飼料（家きん）	1 6 0 B q / k g
飼料（養殖魚）	4 0 B q / k g

第8節 犯罪の予防等社会秩序の維持

県警察は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供を行い、速やかな治安の確保に努める。

また、警戒区域の設定や避難の指示等を行った区域については、関係機関とともに、その実効をあげるために必要な措置をとるものとする。

第9節 緊急輸送活動

市、県、県警察及び防災関係機関は、緊急輸送について必要があるときは、「第2編 第1章 第14節 交通輸送計画」に定める対策を原子力災害の特性を踏まえて実施するほか、緊急輸送のための交通確保については、以下のとおり実施する。

- (1) 県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制等を行う。
- (2) 中城海上保安部は、緊急輸送が円滑に行われるよう、必要に応じて船舶の交通を規制し、又は禁止する。

第10節 救急・救助及び医療活動

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・初動活動等必要な措置	救命救助部消防班	県警察、第十一管区海上保安本部 (中城海上保安部)
・緊急消防援助隊及び自衛隊等への応援要請	統括情報部全体統括班 救命救助部警防班	国、県、県内消防本部
・資機材の調達	統括情報部全体統括班 救命救助部消防班、警防班	国、県
・緊急被ばく医療活動の実施	救命救助部消防班	国(国立病院)、県(県立病院)、医療機関等
・安定ヨウ素剤の配布、服用	統括情報部全体統括班 保健衛生部救護班 避難所を開設運営する班	国、県

2 救急・救助活動

(1) 救急・救助活動

① 初動活動等必要な措置

市消防、県警察及び第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）は、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。

また、市消防は、傷病者が発生した場合は、二次汚染等に留意しつつ、迅速に医療機関に搬送する。

② 総務省消防庁、自衛隊等への応援要請

市は、市消防力のみでは対処することが困難な場合は、県を通じて総務省消防庁、県内消防及び自衛隊に対し、応援を要請するものとする。

③ 資機材の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

市及び県は、必要に応じ、他の地方公共団体又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救急・救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動等

(1) 緊急被ばく医療活動の実施

市は、住民が被ばく又は汚染のおそれがあるときには、国及び県と連携して、緊急被ばく医療活動を実施するものとする。

(2) 医療従事者の派遣要請

市及び県は、必要と認められる場合は、国立病院等及び県立病院をはじめ、地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師及び放射線技師等の人員の派遣（以下「医療班」という。）、薬剤及び医療機器等の提供を要請する。

(3) 汚染検査等の実施

医療班等は、必要に応じて量子科学技術研究開発機構、国立病院機構等を中心に各医療機関から派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

また、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

(4) 安定ヨウ素剤の服用指示

国や県から安定ヨウ素剤の服用の指導及び助言があった場合は、市は、住民の放射線防護のため関係機関と連携して安定ヨウ素剤の配布、服用を実施するものとする。

第11節 市民等への的確な情報伝達活動

1 実施担当

活動区分	関係する班	連携協力先
・市民等への情報伝達	統括情報部全体統括班 統括情報部広報班	国、県、報道機関等
・市民等からの問い合わせ対応	統括情報部全体統括班 ※状況に応じて特別に班を組織する	国、県

2 市民等への情報伝達活動

- (1) 市は、原子力災害の特殊性を勘案し、国、県及び関係機関と協力して、市民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農水産物等の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等市民等に役立つきめ細かな情報を適切に提供するものとする。
- (2) 市は、情報伝達に当たっては、防災行政無線等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

3 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また市民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

第4章 復旧・復興計画

復旧・復興計画は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣から原子力緊急事態解除宣言が発出された後の復旧・復興対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、防災対策上必要と認められるときは、本計画に示した対策に準じて対応するものとする。

1 各種制限措置の解除

市は、国・県と連携を図り、環境放射線モニタリング、放射性物質による汚染状況等の調査結果及び国が派遣する専門家の判断等を踏まえ、立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限、農畜水産物の摂取・出荷制限等の各種制限措置を解除する。

2 災害地域住民に係る記録等の作成

(1) 災害地域住民の記録

市は、市民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について登録を行う。

(2) 影響調査の実施

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査する。

(3) 災害対策措置状況の記録

市は、国及び県と協力し、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

3 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、必要に応じ原子力災害による風評被害等を未然に防止又は軽減するための広報活動を行うものとする。

- | |
|---|
| <p>(1) 放射性物質に汚染された又は汚染された可能性のある農畜水産物及びその区域の土壌、水質等の汚染調査を行い、汚染が無いことが確認された場合は、一刻も早く安全宣言を行う。</p> <p>(2) 汚染調査の結果、汚染が認められない農畜水産物、食料品、工業製品、工芸品その他の物品等について、申請により安全証明書等を発行する。</p> <p>(3) 早期に風評対策窓口を設け、相談を受け速やかに風評被害の対策を行う。</p> |
|---|

4 市民等及び児童生徒等の心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県とともに、原子力艦の原子力災害が発生した現場周辺地域の市民等及び児童生徒等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

5 損害賠償

国（防衛省）は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合、日米地位協定等に基づき、適切に処理を行う。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進編



第1章 総則

第1節 目的

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号、以下「南海トラフ法。」）」に改正された。

本計画は、うるま市が、南海トラフ法第3条第1項の規定による推進地域として指定されたことを受け、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ沿いで発生する地震による被害に関する地震防災対策を的確に推進することで、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

本計画では、特に南海トラフ地震に関して重要な対策として、以下の項目について定める。

- ① 地震発生時の応急対策等
- ② 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
- ③ 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ④ 関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤ 防災訓練に関する事項
- ⑥ 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第2節 計画の位置づけ等

- ・この計画は、うるま市地域防災計画の第5編として作成する。
- ・本計画では、「何としても人命を守る」との観点を基本とし、南海トラフ巨大地震及び同地震に伴う津波を想定する。
- ・計画内容は、今後の南海トラフ地震に関する新たな知見、社会環境の変化、施設整備の進捗等を含め、必要に応じて適宜見直しを行うこととし、実効性のある計画となるよう努める。

第3節 業務の大綱

南海トラフ地震の防災対策において、市及び関係機関等の処理すべき業務の大綱は、「第1編 第1章 第5節 防災関係機関等の処理すべき業務の大綱」に準ずる。

第4節 南海トラフ巨大地震により想定される津波リスク

・内閣府による南海トラフ巨大地震の被害想定では、うるま市では、最短で77分後の津波到達（津波高さは1.0m）、また、最大津波高は4.0mが想定されている。

※なお、沖縄県による津波被害想定調査（H25.3）では、津波第一波の到達まで、最短で16分であることや、津波高さが最大で10m以上と想定されており「第2編 地震・津波編」で対象外とした津波の方が、市にとってより厳しい条件となる。（詳細は、「第1編 第1章 第4節 本市において想定される災害 2 津波」を参照。）

・ただし、南海トラフ沿いでは、100年～150年程度の周期で大規模な地震（M8クラス）と大きな被害が発生している。南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方の太平洋沿岸を中心として、広範囲で甚大な被害が発生し、沖縄県でも津波による被害が発生するおそれがあることから、十分な留意が必要である。

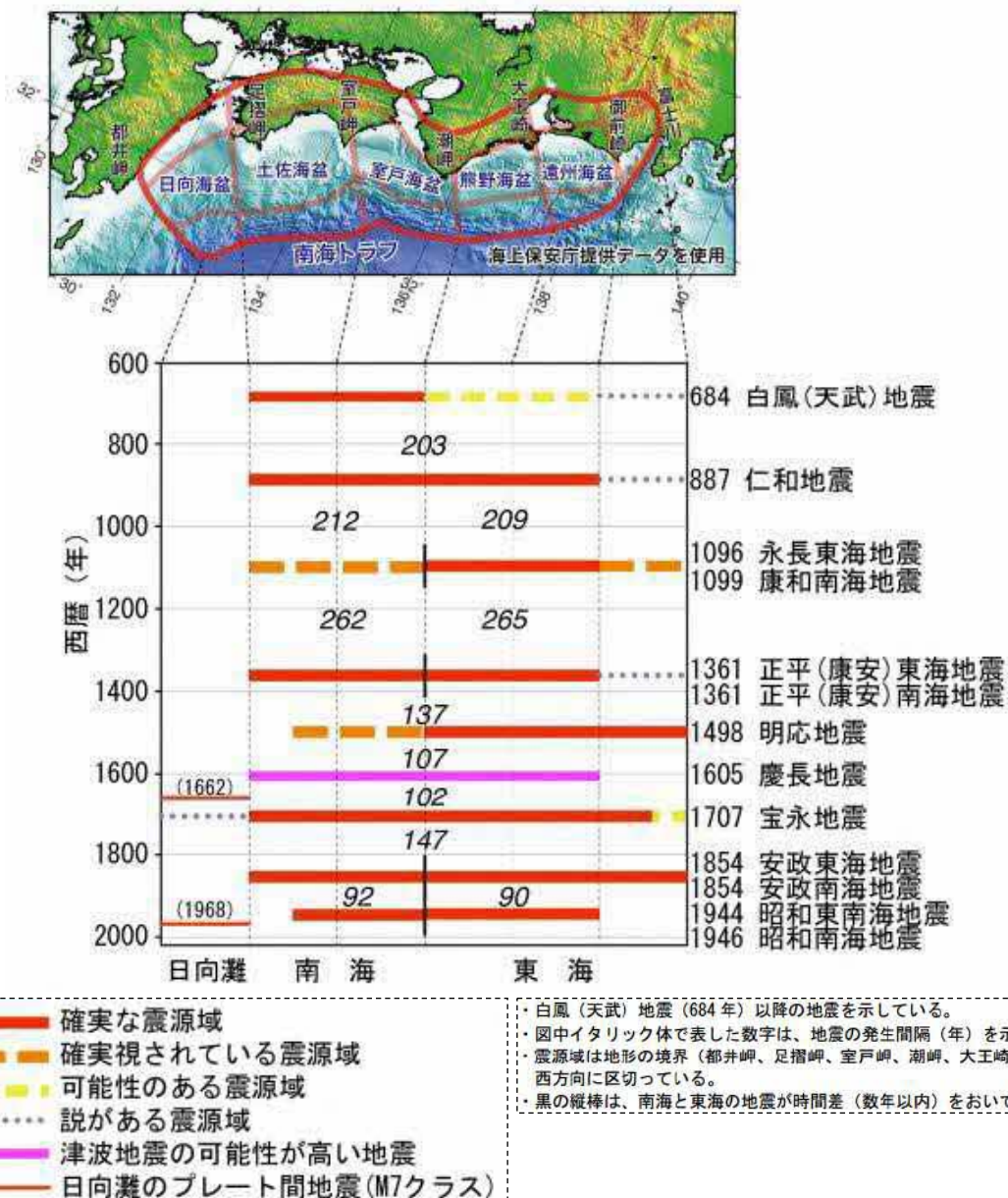


図 南海トラフで過去に起きた大地震の震源域の時空間分布

出典) 南海トラフの地震活動の長期評価 (第二版), 地震調査研究推進本部

第5節 南海トラフ地震に関連する情報

1 南海トラフ地震に関連する情報の種類

南海トラフ地震に関連する情報は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて、知らせるもので、以下の2種類の情報名で発表される。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2 南海トラフ地震臨時情報のキーワード

南海トラフ地震臨時情報は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第6節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、「災害警戒準備体制」「災害警戒本部」「災害対策本部」を設置するものとする。

また、災害の状況等により必要と認めるときは、災害対策本部等の事務の一部を行う組織として、「現地対策本部」を設置することができる。

設置基準及び組織・所掌事務等については、「第2編 第1章 第1節 組織計画」の項を参考とする。

2 災害対策の職員配置計画

災害対策への体制を迅速に整えるため、本部長等は、体制基準を参考に、直ちに配備の規模を指示する。

災害対策体制基準や動員方法等については、「第2編 第1章 第1節 組織計画の4 災害対策の職員動員計画」の項を参考とする。

第2章 地震発生時の応急対策等

第1節 津波警報等の伝達

市長は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、市消防等に連絡するとともに、防災行政無線や広報車を用い、沿岸部を中心とした津波による警戒が必要と想定される地域住民に対し、海岸・河岸等から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。

また、警察、市消防等の協力を得て、海岸・河岸等からの退避の広報とともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

地震情報・津波警報等の伝達については、「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」の項を参考とする。

第2節 災害状況等の収集・伝達

市域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県（県への報告が困難な場合は国（総務省消防庁）に報告する。また、被害が甚大で、調査が困難な場合は、関係機関に応援を求める。

迅速な情報伝達等は時に重要であることから、防災行政無線（固定系・移動系）の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の導入等、情報通信機器等の充実を推進する。

災害状況等の収集・伝達については、「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」の項を参考とする。

第3節 避難計画

地震時の火災や余震等による二次災害から避難するための避難情報の提供、立ち退きの指示、及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護等を行う。

津波避難場所及び避難所は、津波浸水想定区域外の安全な高台若しくは、高台に位置する公園等とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの高い建物等に緊急避難をするものとする。

地震時及び津波時の避難については、「第2編 第1章 第8節 避難計画」の項を参考とする。

第4節 観光客・避難行動要支援者の対応

津波情報や避難指示等の避難情報を、浸水想定区域内の観光施設に電話等により伝達する。津波の到達予想時間に余裕がある場合には、海岸・港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台などへの避難を呼びかける。

また、避難行動要支援者の避難誘導や避難生活について支援を行うこととし、避難誘導等においては、地域住民、自主防災組織、民生委員等の支援者の協力を得て対応する。

観光客等の対策については、「第2編 第1章 第9節 観光客等対策計画」、「同 第10節 避難行動要支援者対策計画」の項を参考とする。

第5節 医療救護

地震・津波等により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合等は、被災地近く若しくは広域避難場所内に現地救護所を設け、応急救護の体制を整える。

必要に応じて、関係機関に医療救護班等の派遣を要請する。

医療救護については、「第2編 第1章 第13節 医療救護計画」の項を参考とする。

第6節 交通輸送

災害時の被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう、交通の規制や交通施設の応急対策、緊急輸送等を行う。

交通輸送対策については、「第2編 第1章 第14節 交通輸送計画」の項を参考とする。

第7節 障害物の除去

災害時の震災がれき等について、日常生活に著しい障害を及ぼすものや倒壊住宅、道路関係障害物や河川・港湾関係障害物等について、除去を行う。

障害物除去対策については、「第2編 第1章 第23節 障害物の除去・震災廃棄物処理計画」の項を参考とする。

第8節 二次災害の防止

建築物の応急危険度判定や降雨等による水害・土砂災害の防止、高潮・波浪等の対策等、二次災害の発生防対策を行う。

二次災害の防止対策については、「第2編 第1章 第25節 二次災害の防止計画」、「同 第27節 危険物等災害応急対策計画」の項を参考とする。

第9節 公共施設・ライフラインの対応

災害時の道路、港湾・漁港施設やライフライン施設等について、応急対策を進める。

公共施設やライフライン等の応急対策については、「第2編 第1章 第32節 公共土木施設応急対策計画」、「同 第33節 ライフライン等施設応急対策計画」の項を参考とする。

第10節 島しょ地域の支援

地震・津波により島しょ地域に甚大な被害が発生、又は発生が予測される場合、総合的な支援を行う。

特に、孤立が予想される島しょ地域に対し、衛星携帯電話などの通信機器等の配置を推進する。

島しょ地域の支援については、「第2編 第1章 第36節 島しょ地域の支援体制」の項を参考とする。

第3章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第1節 建築物・構造物等の耐震化

地震時の被害の低減化に向け、「うるま市耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

また、市有の公共施設のうち特定建築物及びその他重要な建築物については被災後の復旧活動の拠点となる施設等で耐震診断の必要性が高い建築物から順次、耐震診断及び耐震改修を進めていくものとする。

第2節 津波避難ビルの指定等

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地域では、公共施設のほか、民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備に当たっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さや構造、避難スペースが確保されるよう努める。

第3節 津波災害に備えた避難道路の整備

避難所又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる避難道路等について、避難所要時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。

また、災害発生後の復旧・復興等の優先順位を判断するため、避難道路は、一次避難道路と二次避難道路に区分する。

地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項は、「第1編 第3章 第2節 災害に強いまちづくり」の項を参考とする。

第4章 津波からの防護・円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

(1) 津波防護施設

従来の津波、台風及び高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

津波防護施設については、「第1編 第3章 第2節 災害に強いまちづくり」の項を参考とする。

(2) ヘリポートの整備検討

平安座島、浜比嘉島、宮城島、伊計島、藪地島や海上ルートしかない津堅島においては、橋梁のルートが使用できない際に、航空機等による空からの救援等が必要となることから、県や関係機関と連携して、これらの島に救援ヘリ等が離発着できるヘリポートの整備について検討する。

ヘリポート整備検討については、「第1編 第3章 第4節 地震・津波災害応急対策活動の準備の5 ヘリポート整備の検討」や「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の項を参考とする。

第2節 円滑な避難の確保

(1) 被害状況の把握と伝達

津波に関する情報の収集・伝達対策の充実を図ることとし、警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

特に、観光客や来遊者、避難行動要支援者等への伝達に留意する。

地震情報・津波警報等の収集・伝達等は、「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」、「同 第8節 避難計画」の項を参考とする。

観光客等の対策については、「第2編 第1章 第9節 観光客等対策計画」、「同 第10節 避難行動要支援者対策計画」の項を参考とする。

(2) 津波避難計画の策定

地域住民等の円滑な避難に向けて、各種マニュアル・調査報告等を参考に、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努める。

津波避難計画については、「第1編 第3章 第5節 避難体制等の整備」の項を参考とする。

(3) 南海トラフ地震防災対策計画の促進

市は、県と連携し、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

(4) 自主防災組織の育成支援

円滑な避難や避難所の運営等には、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが重要であることから、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

特に、災害発生時に孤立することが予想される島しょ部においては、地域の組織力による対応を図る観点から、継続的に自主防災組織の育成強化を行う。

円滑な避難に向けた体制づくりについては、「第1編 第3章 第3節 災害に強い人づくり」の項を参考とする。

(5) 避難場所及び避難所の運営・安全確保

避難体制の整備として、避難所の開設・運営や安全確保は、市・県・社会福祉施設・学校等の施設において、それぞれ確立していく。

津波避難所は、海拔15m以上で想定される浸水深以上の海拔高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定を行う。

避難所の運営・安全確保等については、「第1編 第3章 第4節 災害応急対策活動の準備」、「第2編 第1章 第8節 避難計画」の項を参考とする。

(6) 普及啓発

市は、自らが調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海拔表示等に係るガイドライン、海拔高度図等を市民にわかりやすく公表し、津波危険に関する啓発を行う。

また、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、市民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

意識の普及啓発等については、「第1編 第3章 第5節 避難体制等の整備」の項を参考とする。

第3節 迅速な救助

被災者の救助は、市消防及び市消防団等を主体とした救助班を編成し、県警察と協力して、平常時から相互協力のための検討を進める。また、必要な大型油圧機械器具等の借り上げ等に向けた民間事業所との協定の締結等について検討する。

地震情報・津波警報等の収集・伝達等については、「第2編 第1章 第12節 救出計画」の項を参考とする。

第5章 時間差発生等における円滑な 避難の確保等

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された 場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合は、直ちに危機管理課職員による災害警戒準備体制を執るものとする。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発 表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合は、直ちに「災害警戒本部」を設置し、警戒体制をとるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

その収集体制は、「第2編 第1章 第4節 災害状況等の収集・伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

第5章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

4 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。)に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、体制等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第2編 第1章 第2節 地震情報・津波警報等の伝達計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合は、直ちに「災害警戒本部」を設置し、警戒体制をとるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第2編 第1章 第5節 災害広報計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震の備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第6章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 資機材、人員等の配備計画

災害発生後の迅速かつ適正な対応に向けて、所用の体制・必要な資機材等について、できるだけ早く確立する。

市における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら、市町村間の相互応援協力協定の締結や、民間団体等の連携体制の充実等を図る。

資機材・人員等の配備手配については、「第1編 第3章 第4節 災害応急対策活動の準備」の「1 初動体制の強化、2 活動体制の確立、3 物資及び資機材の確保等」の項を参考とする。

第2節 自衛隊の災害派遣

市長は、基本法第68条の2に基づき、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書（別紙）に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事（県防災危機管理課）に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出する。

自衛隊の災害派遣については、「第2編 第1章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」の項を参考とする。

第3節 物資の備蓄・調達

大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

市は、食料及び飲料水の備蓄の目安は、うるま市備蓄計画で示す。

また、個人の備蓄や企業及び関係機関等との協定締結、広域支援体制の構築等を推進するとともに、必要に応じ災害物資輸送道路、地域内輸送道路等のインフラ整備を図るものとする。

物資の備蓄・調達については、「第1編 第3章 第4節 災害応急対策活動の準備の3 物資及び資機材の確保等」の項を参考とする。

第7章 防災訓練に関する事項

第1節 地域防災力の向上

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、市、県及び防災関係機関並びに市民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

また、防災週間や津波防災の日等、毎年1回以上の頻度で、広域的な総合防災訓練を実施する。

市や防災関係機関は、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震津波防災訓練として実施するものとし、特に島しょ地域においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

市は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

また、市及びその他防災関係機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を市民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

地域防災力の向上においては、自主防災活動の展開が有効である。市は、地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとし、自主防災組織が日頃から訓練を積み重ねておくことができるよう支援する。

防災訓練については、「第1編 第3章 第3節 災害に強い人づくりの1 防災訓練計画及び3 自主防災組織育成」の項を参考とする。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第1節 市職員等に対する教育

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、部、課及び機関ごとに行うものとし、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育を推進するものとする

その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2節 市民等に対する教育・広報

市は、関係機関と協力して、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水警戒区域、避難所、主要避難道路等を示す防災マップを適宜更新・整備し、周知を図るとともに、市民等に対する教育を実施する。

教育に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、よりわかりやすい教育・広報に努め、地域の自助努力を促すことで地域防災力の向上を図ることに留意する。

特に、観光客や外国人等の現地の地理に不案内な来訪者を念頭に、看板等への絵文字表記（ピクトグラム）の活用や、ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記、多言語での防災パンフレットの作成・配布などの防災知識の普及を図るものとする。

その内容は、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震及び市内で被害が想定される地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動
- (7) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (8) 緊急地震速報受信時の対応行動
- (9) 7日分の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備等、家庭での予防・安全対策
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

教育及び広報については、「第1編 第3章 第3節 災害に強い人づくりの2 防災知識の普及・啓発に関する計画」及び「同 第4節 災害応急対策活動の準備の3 物資及び資機材の確保等及び8 観光客・旅行者・外国人等の安全確保」の項を参考とする。

第3節 相談窓口の設置

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

相談窓口の設置については、「第2編 第2章 第3節 被災者生活への支援計画の2 災害相談」の項を参考とする。